

第2部 平成7年(1995年)産業連関  
表部門分類表及び部門別概  
念・定義・範囲

## 第 5 章 部門分類表

(注) 1 基本分類の部門名欄の★印は、生産活動主体を次のように示す。

- ★★……政府サービス生産者
- ★……対家計民間非営利サービス生産者
- 無印……産業

2 P は仮設部門を示す。

### 1 基本分類と統合分類

内 生 部 門		統 合 分 類					
基本分類 (列 403 × 行 519)		統合小分類 (186部門)		統合中分類 (93部門)		統合大分類 (32部門)	
分類コード	部門名	コード	部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード	行コード						
0111-01 -02	0111-011 -012 -021 -022 -023 -024	0111	穀 類	001	耕 種 農 業	01	農 林 水 産 業
	米 米わ ら類 麦(国産)類 麦(輸入)類 麦(国産)類 麦(輸入)類						
0112-01 -02	0112-011 -012 -021 -022 -029	0112	い も ・ 豆 類				
	い か ば ね し 類 れ い し よ 豆(国産)類 豆(輸入)類 の 他 の 豆 類						
0113-01 -02	0113-001	0113	野 菜				
	野 野 菜(露地)類 野 菜(施設)類						
0114-01	0114-011 -012 -019	0114	果 実				
	果 実 類 か り ん き 実 そ の 他 の 果 実						
0115-01 -02 -09	0115-011 -021 -029 -091 -092 -093	0115	そ の 他 の 食 用 作 物				
	砂 糖 原 料 作 物 飲 料 用 作 物 コ ー ヒ ー 豆 ・ カ カ オ 豆 (輸 入) そ の 他 の 飲 料 用 作 物 そ の 他 の 食 用 耕 種 作 物 雑 糧 作 物 油 食 工 芸 作 物 (除別掲)						
0116-01 -02 -03 -09	0116-011 -021 -031 -091 -092 -093 -099	0116	非 食 用 作 物				
	飼 料 作 物 種 花 木 類 そ の 他 の 非 食 用 耕 種 作 物 葉 菜 類 生 産 用 花 (輸 入) 綿 ゴ 工 芸 花 (輸 入) そ の 他 の 非 食 用 耕 種 作 物 (除別掲)						
0121-01 -02 -03 -04 -05 -09	0121-011 -019 -021 -031 -041 -051 -091 -099	0121	畜 産	002	畜 産 ・ 養 蚕		
	酪 生 産 物 の 他 の 酪 農 生 産 物 肉 豚 用 畜 産 肉 豚 用 畜 産 の 他 の 畜 産 羊 毛 産 物 の 他 の 畜 産						
0122-01	0122-011	0122	養 蚕				
0131-01 -02	0131-011 -021	0131	農 業 サ ー ビ ス	003	農 業 サ ー ビ ス		
	獣 医 業 農 業 サ ー ビ ス (除獣医業)						
0211-01	0211-011	0211	育 林	004	林 業		
0212-01	0212-011 -012	0212	素 材				
	素 材(国産)類 素 材(輸入)類						
0213-01	0213-011	0213	特 用 林 産 物				
	特 用 林 産 物 (含狩猟業)						
0311-01 -02 -03 -04	0311-001 -002 -041	0311	海 面 漁 業	005	漁 業		
	沿 沖 漁 業 面 漁 業 海 面 漁 業 養 殖 業 漁 業(国産)類 漁 業(輸入)類						

基本分類 (列403×行519)		統 合 分 類						
		統合小分類 (186部門)		統集中分類 (93部門)		統合大分類 (32部門)		
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
0312-01 -02	0312-001	内水面漁業・養殖業 内水面養殖業・養殖業	0312	内水面漁業				
0611-01	0611-011 -012	金属鉱物 鉄鉄金属鉱物	0611	金属鉱物	006	金属鉱物	02	鉱業
0621-01	0621-011 -019	窯業原料鉱物 窯石の他の窯業原料鉱物	0621	窯業原料鉱物	007	非金属鉱物		
0622-01 -02	0622-011 -021	砂利・採石	0622	砂利・砕石				
0629-09	0629-099	その他の非金属鉱物	0629	その他の非金属鉱物				
0711-01	0711-011 -012	石炭 石原一般炭・亜炭・無煙炭	0711	石炭	008	石炭		
0721-01	0721-011 012	原油・天然ガス 原油天然ガス	0721	原油・天然ガス	009	原油・天然ガス		
1111-01	1111-011 -012 -013 -014 -015	と畜(含肉鶏処理) 肉(枝肉) 豚肉(枝肉) 鶏肉(枝肉) その他の肉(枝肉) と畜副産物(含肉鶏処理副産物)	1111	と畜	010	食料品	03	食料品
1112-01 -02 -03 -04	1112-011 -021 -031 -041 -042	肉畜加工品 畜産物・油 動物用牛乳	1112	畜産食料品				
1113-01 -02 -03 -04 -05 -09	1113-011 -021 -031 -041 -051 -099	冷凍魚介類 凍干魚介類 塩水魚介類 ねり魚介類 魚油 その他の水産物	1113	水産食料品				
1114-01 -02	1114-011 -019 -021 -029	精製穀類 の他の精製穀類	1114	精穀・製粉				
1115-01 -02 -03	1115-011 -021 -031	めん・パン 菓子	1115	めん・パン・菓子類				
1116-01 -02	1116-011 -021	農産びん・かん詰 農産保存食料品(除びん・かん詰)	1116	農産保存食料品				
1117-01 -02 -03 -04 -05	1117-011 -019 -021 -031 -041 -042 -043 -051	砂糖製糖副産物 砂糖・副産物 ぶどう糖・水あめ・異性化糖 植物油 植物油 植物油 植物油 調味料	1117	砂糖・油脂・調味料類				
1119-01 -02 -03 -04 -05 -09	1119-011 -021 -031 -041 -051 -099	冷凍調理食品 レトルト食品 学校給食(国公立)★ 学校給食(私立)★ その他の食料品	1119	その他の食料品				

基本分類 (列403×行519)		統 合 分 類						
		統合小分類 (186部門)		統集中分類 (93部門)		統合大分類 (32部門)		
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード	行コード							
1121-01 -02 -03 -04 -09	1121-011 -021 -031 -041 -099	清 酒 類 加 用 ア ル コ ー 添 ウ イ ス キ ー ソ の 他 の 酒 類	1121	酒 類	011	飲 料		
1129-01 -02 -03	1129-011 -021 -031	茶 ・ コ ー ヒ ー 清 涼 飲 料 水	1129	そ の 他 の 飲 料				
1131-01 -02	1131-011 -021	飼 有 機 質 肥 料 (除別掲)	1131	飼料・有機質肥料(除別掲)	012	飼料・有機質肥料(除別掲)		
1141-01	1141-011	た ば こ	1141	た ば こ	013	た ば こ		
1511-01 -02	1511-011 -021	製 紡 績 糸 糸	1511	製 糸 ・ 紡 績	014	織 維 工 業 製 品	04	織 維 製 品
1512-01 -02 -03	1512-011 -021 -031	綿 ・ ス フ 織 物 (含合織短織物) 絹 ・ 人 絹 織 物 (含合織長織物) 毛 織 物 ・ 麻 織 物 ・ そ の 他 の 織 物	1512	織 物				
1513-01	1513-011	ニ ッ ト 生 地	1513	ニ ッ ト 生 地				
1514-01	1514-011	染 色 整 理	1514	染 色 整 理				
1519-01 -02 -03 -09	1519-011 -021 -031 -099	網 じ ゅ う た ん ・ 床 敷 網 物 材 料 織 維 製 衛 生 材 料 そ の 他 の 織 維 工 業 製 品	1519	そ の 他 の 織 維 工 業 製 品				
1521-01 -02	1521-011 -021	織 物 製 衣 服 ニ ッ ト 製 衣 服	1521	衣 服	015	衣 服 ・ そ の 他 の 織 維 製 品		
1522-09	1522-099	そ の 他 の 衣 服 ・ 身 の 回 り 品	1522	そ の 他 の 衣 服 ・ 身 の 回 り 品				
1529-01 -09	1529-011 -099	寝 具 そ の 他 の 織 維 既 製 品	1529	そ の 他 の 織 維 既 製 品				
1611-01 -02 -03	1611-011 -021 -031	製 合 木 材 チ ッ プ 材 板 プ	1611	製 材 ・ 合 板 ・ チ ッ プ	016	製 材 ・ 木 製 品	05	パ ル プ ・ 紙 ・ 木 製 品
1619-09	1619-091 -099	そ の 他 の 木 製 品 建 設 用 木 製 品 そ の 他 の 木 製 品 (除別掲)	1619	そ の 他 の 木 製 品				
1711-01 -02 -03	1711-011 -021 -031	木 製 家 具 ・ 装 備 品 金 属 製 家 具 ・ 装 備 品	1711	家 具 ・ 装 備 品	017	家 具 ・ 装 備 品		
1811-01	1811-011 -012P	パ ー ル プ バ 古	1811	パ ー ル プ	018	パ ル プ ・ 紙 ・ 板 紙 ・ 加 工 紙		
1812-01 -02	1812-011 -021	洋 紙 ・ 和 紙 板 紙	1812	紙 ・ 板 紙				
1813-01 -02	1813-011 -021	段 ボ ー ル 塗 工 紙 ・ 建 設 用 加 工 紙	1813	加 工 紙				
1821-01 -09	1821-011 -099	段 ボ ー ル そ の 他 の 紙 製 容 器	1821	紙 製 容 器	019	紙 加 工 品		
1829-01 -09	1829-011 -099	紙 製 衛 生 材 料 ・ 用 品 そ の 他 の パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	1829	そ の 他 の 紙 加 工 品				
1911-01 -02 -03	1911-011 -021 -031	新 印 刷 ・ 製 版 ・ 製 本 出 版	1911	出 版 ・ 印 刷	020	出 版 ・ 印 刷	16	そ の 他 の 製 造 工 業 製 品 (1/3)
2011-01 -02	2011-011 -021	ア ン 学 モ ニ ア 化 学 肥 料	2011	化 学 肥 料	021	化 学 肥 料	06	化 学 製 品



基本分類 (列403×行519)		統 合 分 類						
		統合小分類 (186部門)		統合中分類 (93部門)		統合大分類 (32部門)		
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード	行コード							
2021-01	2021-011 -012 -013 -019	ソーダ工業製品 ソーダ工業製品 ソーダ工業製品 ソーダ工業製品	2021	ソーダ工業製品	022	無機化学基礎製品		
2029-01	2029-011 -012 -019 -021 -031 -032 -099	無機化学原料 無機化学原料 無機化学原料 無機化学原料 無機化学原料 無機化学原料 無機化学原料	2029	その他の無機化学基礎製品				
2031-01	2031-011 -012 -019 -02 -021 -022 -023 -029	石油化学基礎製品 石油化学基礎製品 石油化学基礎製品 石油化学基礎製品 石油化学基礎製品 石油化学基礎製品 石油化学基礎製品	2031	石油化学基礎製品	023	有機化学基礎・中間製品		
2032-01	2032-011 -012 -013 -014 -015 -016 -019 -02 -021 -022 -023 -024 -029	脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物 脂肪酸中間物	2032	有機化学中間製品				
2033-01	2033-011	合成ゴム	2033	合成ゴム				
2039-01	2039-011 -021 -031 -041 -099	メタリック誘導剤 メタリック誘導剤 メタリック誘導剤 メタリック誘導剤 メタリック誘導剤	2039	その他の有機化学基礎製品				
2041-01	2041-011 -021 -022 -023 -024 -025 -031 -099	熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂	2041	合成樹脂	024	合成樹脂		
2051-01	2051-011 -021	レーヨン・アセテート レーヨン・アセテート	2051	化学繊維	025	化学繊維		
2061-01	2061-011	医薬品	2061	医薬品	026	医薬品		
2071-01	2071-011 -012 -021	石けん・合成洗剤・界面活性剤 石けん・合成洗剤・界面活性剤 石けん・合成洗剤・界面活性剤	2071	石けん・界面活性剤・化粧品	027	化学最終製品 (除別掲)		
2072-01	2072-011 -021	塗料・印刷インキ	2072	塗料・印刷インキ				
2073-01	2073-011	写真感光材料	2073	写真感光材料				
2074-01	2074-011	農薬	2074	農薬				
2079-01	2079-011 -091 -099	ゼラチン・接着剤 その他の化学最終製品 その他の化学最終製品 (除別掲)	2079	その他の化学最終製品				

基本分類 (列403×行519)		統 合 分 類					
		統合小分類 (186部門)		統集中分類 (93部門)		統合大分類 (32部門)	
分類コード	部門名	コード	部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード							
2111-01	2111-011 -012 -013 -014 -015 -016 -017 -018 -019	2111	石油製品	028	石油製品	07	石油・石炭製品
2121-01 -02	2121-011 -019 -021	2121	石炭製品	029	石炭製品		
2211-01	2211-011 -012 -013 -014 -015 -016 -017 -019	2211	プラスチック製品	030	プラスチック製品	16	その他の製造工業製品 (2/3)
2311-01	2311-011	2311	タイヤ・チューブ	031	ゴム製品		
2319-01 -02 -09	2319-011 -021 -099	2319	その他のゴム製品				
2411-01	2411-011	2411	革製履物	032	なめし革・毛皮・同製品		
2412-01 -02	2412-011 -021	2412	製革・毛皮 かばん・袋物・その他の革製品				
2511-01	2511-011 -012	2511	板ガラス・安全ガラス	033	ガラス・ガラス製品	08	窯業・土石製品
2512-01	2512-011	2512	ガラス繊維・同製品				
2519-09	2519-091 -099	2519	その他のガラス製品 ガラス製加工素材 その他のガラス製品 (除別掲)				
2521-01	2521-011	2521	セメント	034	セメント・セメント製品		
2522-01	2522-011	2522	生コンクリート				
2523-01	2523-011	2523	セメント製品				
2531-01	2531-011 -012 -013	2531	陶磁器	035	陶磁器		
2599-01 -02 -03 -04 -09	2599-011 -021 -031 -041 -099	2599	耐火用土石製品 耐火用鉛製品 耐火用磨料・土石製品	036	その他の窯業・土石製品		
2611-01 -02 -03 -04	2611-011 -021 -031 -041	2611	鉄・粗鋼	037	鉄・粗鋼	09	鉄 鋼
	2612-011P	2612	鉄屑				
2621-01	2621-011 -012 -013 -014 -015 -016	2621	熱間圧延鋼材	038	鋼材		

基本分類 (列403×行519)		統 合 分 類						
		統合小分類 (186部門)		統集中分類 (93部門)		統合大分類 (32部門)		
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
2622-01	2622-011 -012	鋼 普 通 鋼 鋼 管 管 管	2622	鋼 管				
2623-01 -02	2623-011 -021	冷 間 仕 上 鋼 材 材	2623	冷 延 ・ め っ き 鋼 材				
2631-01 -02 -03	2631-011 -012 -021 -031 -032	鑄 鍛 鑄 鍛 鑄 鍛 鑄 鍛 鑄 鍛 工 品 ( 鉄 ) 品 工 品 ( 鉄 )	2631	鑄 鍛 造 品	039	鑄 鍛 造 品 ・ そ の 他 の 鉄 鋼 製 品		
2649-01 -09	2649-011 -099	鉄 鋼 シ ャ ー ス リ ッ ト 業 品 品	2649	そ の 他 の 鉄 鋼 製 品				
2711-01 -02 -03 -09	2711-011 -021 -031 -099	銅 ( 含 再 生 ) 鉛 ・ 亜 鉛 ( 含 再 生 ) ア ル ミ ニ ウ ム ( 含 再 生 ) そ の 他 の 非 鉄 金 属 地 金	2711	非 鉄 金 属 製 錬 ・ 精 製	040	非 鉄 金 属 製 錬 ・ 精 製	10	非 鉄 金 属
	2712-011P	非 鉄 金 属 屑	2712	非 鉄 金 属 屑				
2721-01 -02	2721-011 -021	電 線 ・ ケ ー ブ ル 光 ファ イ バ ー ケ ー ブ ル	2721	電 線 ・ ケ ー ブ ル	041	非 鉄 金 属 加 工 製 品		
2722-01 -02 -03 -04 -09	2722-011 -021 -031 -041 -099	伸 銅 品 ア ル ミ 圧 延 製 品 非 鉄 金 属 素 形 材 料 核 燃 料 そ の 他 の 非 鉄 金 属 製 品	2722	そ の 他 の 非 鉄 金 属 製 品				
2811-01	2811-011	建 設 用 金 属 製 品	2811	建 設 用 金 属 製 品	042	建 設 ・ 建 築 用 金 属 製 品	11	金 属 製 品
2812-01	2812-011	建 築 用 金 属 製 品	2812	建 築 用 金 属 製 品				
2891-01	2891-011	ガ ス ・ 石 油 機 器 及 び 暖 房 機 器	2891	ガ ス ・ 石 油 機 器 及 び 暖 房 機 器	043	そ の 他 の 金 属 製 品		
2899-01 -02 -03 -09	2899-011 -021 -031 -032 -033 -091 -092 -099	ボ ル ト ・ ナ ッ ト ・ リ ベ ッ ト 及 び ス プ リ ン グ 金 属 製 容 器 及 び 製 缶 板 金 製 品 配 管 工 事 付 属 品 ・ 粉 末 冶 金 製 品 ・ 道 具 類 配 管 工 事 付 属 品 粉 末 冶 金 製 品 刃 物 及 び 道 具 類 そ の 他 の 金 属 製 品 金 属 プ レ ー ス 製 品 金 属 線 製 品 そ の 他 の 金 属 製 品 ( 除 別 掲 )	2899	そ の 他 の 金 属 製 品				
3011-01 -02 -03	3011-011 -021 -031	ボ タ ー 原 動 機	3011	原 動 機 ・ ボ イ ラ	044	一 般 産 業 機 械	12	一 般 機 械
3012-01	3012-011	運 搬 機 械	3012	運 搬 機 械				
3013-01	3013-011	冷 凍 機 ・ 温 湿 調 整 装 置	3013	冷 凍 機 ・ 温 湿 調 整 装 置				
3019-01 -02 -09	3019-011 -021 -099	ポ ン プ 及 び 圧 縮 機 具 機 械 工 具 そ の 他 の 一 般 産 業 機 械 及 び 装 置	3019	そ の 他 の 一 般 産 業 機 械				
3021-01	3021-011	鉱 山 ・ 土 木 建 設 機 械	3021	鉱 山 ・ 土 木 建 設 機 械	045	特 殊 産 業 機 械		
3022-01	3022-011	化 学 機 械	3022	化 学 機 械				
3023-01	3023-011	産 業 用 ロ ボ ッ ト	3023	産 業 用 ロ ボ ッ ト				
3024-01 -02	3024-011 -021	金 属 工 作 機 械 金 属 加 工 機 械	3024	金 属 加 工 ・ 工 作 機 械				
3029-01 -02	3029-011 -021	農 業 機 械 織 維 機 械	3029	そ の 他 の 特 殊 産 業 用 機 械				

基本分類 (列403×行519)		統 合 分 類						
		統合小分類 (186部門)		統集中分類 (93部門)		統合大分類 (32部門)		
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
-03 -04 -09	-031 -041  -091 -092 -093 -094 -095 -099	食料品加工機械 半導体の製造機械 その他の特殊産業機械 製材・木工・板機械 印刷・装置・製紙機械 鋳造・紙加工機械 プラスチック加工機械 その他の特殊産業機械(除別掲)						
3031-01 -02 -09	3031-011 -021 -099	金型 ベアリング その他の一般機械器具及び部品	3031	その他の一般機械器具及び部品	046	その他の一般機器		
3111-01 -09	3111-011  -091 -092 -099	複写機械 その他の事務用機械 電子式卓上計算機 ワードプロセッサ その他の事務用機械(除別掲)	3111	事務用機械	047	事務用・サービス用機器		
3112-01	3112-011 -012 -019	サービス用機器 自販売機器 娯楽用機器 その他のサービス用機器	3112	サービス用機器				
3211-01 -02 -03	3211-011 -021 -031	電気音響機器 ラジオ・テレビ受信機 ビデオ機	3211	民生用電子機器	048	民生用電気機械	13	電気機械
3212-01	3212-011	民生用電気機器	3212	民生用電気機器				
3311-01 -02	3311-011 -021	電子計算機本体 電子計算機付属装置	3311	電子計算機・同付属装置	049	電子・通信機器		
3321-01 -02 -09	3321-011 -021 -099	有線電気通信機器 無線電気通信機器 その他の電気通信機器	3321	通信機械				
3331-01	3331-011	電子応用装置	3331	電子応用装置				
3332-01	3332-011	電気計測器	3332	電気計測器				
3341-01	3341-011 -012	半導体素子・集積回路 半導体素子 集積回路	3341	半導体素子・集積回路				
3359-01 -02 -03 -09	3359-011 -021 -031 -099	電子部品 液晶ディスプレイ 磁気テープ・磁気ディスク その他の電子部品	3359	電子部品				
3411-01  -02 -03 -09	3411-011 -012 -021 -031 -099	回転電気機械 発電機 電動機 開閉制御装置及び配電盤 変圧器・変成器 その他の産業用重電機	3411	重電機器	050	重電機器		
3421-01 -02 -03 -04 -05 -09	3421-011 -021 -031 -041 -051 -099	電気照明器具 電池類 電球 配線器具 燃焼機器 その他の電気機械器具	3421	その他の電気機器	051	その他の電気機器		
3511-01	3511-011	乗用車	3511	乗用車	052	自動車	14	輸送機械
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車	3521	トラック・バス・その他の自動車				
3531-01	3531-011	二輪自動車	3531	二輪自動車				
3541-01 -02 -03	3541-011 -021 -031	自動車部品 自動車用内燃機関・同部品 自動車部品	3541	自動車部品・同付属品				
3611-01 -02 -03 -10	3611-011 -021 -031 -101	船舶 船舶用内燃機 船舶用内燃機 船舶用内燃機	3611	船舶・同修理	053	船舶・同修理		

基本分類 (列403×行519)			統 合 分 類					
			統合小分類 (186部門)		統合中分類 (93部門)		統合大分類 (32部門)	
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
3621-01 -10	3621-011 -101	鉄 道 車 両 修 理 鉄 道 車 両 修 理	3621	鉄 道 車 両 ・ 同 修 理	054	そ の 他 の 輸 送 機 械 ・ 同 修 理		
3622-01 -10	3622-011 -101	航 空 機 修 理 航 空 機 修 理	3622	航 空 機 ・ 同 修 理				
3629-01 -09	3629-011 -091 -099	自 他 の 輸 送 機 械 の 他 の 輸 送 機 械 業 用 運 搬 車 両 そ の 他 の 輸 送 機 械 (除別掲)	3629	そ の 他 の 輸 送 機 械				
3711-01 -09	3711-011 -099	カ メ ラ 機 械 そ の 他 の 光 学 機 械	3711	光 学 機 械	055	精 密 機 械	15	精 密 機 械
3712-01	3712-011	時 計	3712	時 計				
3719-01 -02 -03	3719-011 -021 -031	理 化 学 機 械 器 具 分 析 器 ・ 試 験 機 ・ 計 量 器 ・ 測 定 器 医 療 用 機 械 器 具	3719	そ の 他 の 精 密 機 械				
3911-01 -02	3911-011 -021	玩 動 用 具 品 運 動 用 具 品	3911	玩 具 ・ 運 動 用 品	056	そ の 他 の 製 造 工 業 製 品	16	そ の 他 の 製 造 工 業 製 品 (3/3)
3919-01 -02 -03 -04 -05 -06 -09	3919-011 -021 -031 -041 -051 -061 -099	楽 報 記 録 器 物 具 品 情 報 記 録 器 物 具 品 筆 記 具 ・ 文 具 身 辺 細 貨 工 品 武 器 ・ わ ら 加 工 品 そ の 他 の 製 造 工 業 製 品	3919	そ の 他 の 製 造 工 業 製 品				
4111-01 -02	4111-011 -021	住 宅 建 築 (木 造) 住 宅 建 築 (非 木 造)	4111	住 宅 建 築	057	建 築	17	建 設
4112-01 -02	4112-011 -021	非 住 宅 建 築 (木 造) 非 住 宅 建 築 (非 木 造)	4112	非 住 宅 建 築				
4121-01	4121-011	建 設 補 修	4121	建 設 補 修	058	建 設 補 修		
4131-01 -02 -03	4131-011 -021 -031	道 路 関 係 公 共 事 業 河 川 ・ 下 水 道 ・ そ の 他 の 公 共 事 業 農 林 関 係 公 共 事 業	4131	公 共 事 業	059	土 木		
4132-01 -02 -03 -09	4132-011 -021 -031 -099	鉄 道 軌 道 建 設 電 力 施 設 建 設 電 気 通 信 施 設 建 設 そ の 他 の 土 木 建 設	4132	そ の 他 の 土 木 建 設				
5111-01 -02 -03 -04	5111-001 -041	事 業 用 原 子 力 発 電 事 業 用 火 力 発 電 水 力 ・ そ の 他 の 事 業 用 発 電 自 家 発 電	5111	電 力	060	電 力	18	電 力 ・ ガ ス ・ 熱 供 給
5121-01	5121-011	都 市 ガ ス	5121	都 市 ガ ス	061	ガ ス ・ 熱 供 給		
5122-01	5122-011	熱 供 給 業	5122	熱 供 給 業				
5211-01 -02 -03	5211-011 -021 -031	上 水 道 ・ 簡 易 水 道 工 業 用 水 道 下 水 道 ★★	5211	水 道	062	水 道	19	水 道 ・ 廃 棄 物 処 理
5212-01 -02	5212-011 -021	廃 棄 物 処 理 (公 営) ★★ 廃 棄 物 処 理 (産 業)	5212	廃 棄 物 処 理	063	廃 棄 物 処 理		
6111-01	6111-011	卸 売	6111	卸 売	064	商 業	20	商 業
6112-01	6112-011	小 売	6112	小 売				
6211-01	6211-011 -012 -013 -014	金 公 民 的 金 融 (帰 属 利 子) 公 民 的 金 融 (帰 属 利 子) 公 民 的 金 融 (手 数 料) 公 民 的 金 融 (手 数 料)	6211	金 融	065	金 融 ・ 保 険	21	金 融 ・ 保 険
6212-01 -02	6212-011 -021	生 命 保 險 損 害 保 險	6212	保 險				
6411-01 -02	6411-011 -021	不 動 産 仲 介 ・ 管 理 業 不 動 産 賃 貸 業	6411	不 動 産 仲 介 及 び 賃 貸	066	不 動 産 仲 介 及 び 賃 貸	22	不 動 産



基本分類 (列403×行519)			統 合 分 類					
			統合小分類 (186部門)		統合中分類 (93部門)		統合大分類 (32部門)	
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
列コード	行コード							
8312-01 -02 -03	8312-011 -021 -031	保 健 衛 生 (国公立)★★ 保 健 衛 生 (非営利)★ 保 健 衛 生 (産 業)	8312	保 健				
8313-01 -02 -03 -04	8313-011 -021 -031 -041	社 会 保 険 事 業 (国公立)★★ 社 会 保 険 事 業 (非営利)★ 社 会 福 祉 (国公立)★★ 社 会 福 祉 (非営利)★	8313	社 会 保 障	082	社 会 保 障		
8411-01 -02	8411-011 -021	対 企 業 民 間 非 営 利 団 体 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体 (除 別 掲)★	8411	そ の 他 の 公 共 サ ー ビ ス	083	そ の 他 の 公 共 サ ー ビ ス	28	そ の 他 の 公 共 サ ー ビ ス
8511-01	8511-011 -012	広 告 テ レ ビ ・ ラ ジ オ 広 告 新 聞 ・ 雑 誌 ・ そ の 他 の 広 告	8511	広 告	084	広 告 ・ 調 査 ・ 情 報 サ ー ビ ス	29	対 事 業 所 サ ー ビ ス
8512-01 -02	8512-011 -012 -021	情 報 サ ー ビ ス ソ フ ト ウ ェ ア 情 報 処 理 ・ 提 供 サ ー ビ ス ニ ュ ー ス 供 給 ・ 興 信 所	8512	調 査 ・ 情 報 サ ー ビ ス				
8513-01	8513-011 -012 -013 -014 -015	物 品 質 貸 業 (除 貨 自 動 車) 産 業 用 機 械 器 具 (除 建 設 機 械 器 具) 賃 貸 業 建 設 機 械 器 具 賃 貸 業 電 子 計 算 機 ・ 同 関 連 機 器 賃 貸 業 事 務 用 機 械 器 具 (除 電 算 機 等) 賃 貸 業 ス ポ ー ツ ・ 娯 楽 用 品 ・ そ の 他 の 物 品 賃 貸 業	8513	物 品 質 貸 業 (除 貨 自 動 車 業)	085	物 品 質 貸 サ ー ビ ス		
8514-01	8514-011	貸 自 動 車 業	8514	貸 自 動 車 業				
8515-10	8515-101	自 動 車 修 理	8515	自 動 車 修 理	086	自 動 車 ・ 機 械 修 理		
8516-10	8516-101	機 械 修 理	8516	機 械 修 理				
8519-01 -02 -03 -04 -09	8519-011 -021 -031 -041 -099	建 物 サ ー ビ ス 法 務 ・ 財 務 ・ 会 計 サ ー ビ ス 土 木 建 築 サ ー ビ ス 労 働 者 派 遣 サ ー ビ ス そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス	8519	そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス	087	そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス		
8611-01 -02 -03 -04 -05 -06 -07 -09	8611-011 -021 -031 -041 -051 -061 -071 -099	映 画 ・ ビ デ オ 制 作 ・ 配 給 業 映 画 館 劇 場 ・ 興 行 場 遊 戯 競 輪 ・ 競 馬 等 の 競 走 場 ・ 競 技 団 体 ス ポ ー ツ 施 設 提 供 業 ・ 公 園 ・ 遊 園 地 興 行 そ の 他 の 娯 楽	8611	娯 楽 サ ー ビ ス	088	娯 楽 サ ー ビ ス	30	対 個 人 サ ー ビ ス
8612-01 -02 -03	8612-011 -021 -031	一 般 飲 食 店 (除 喫 茶 店) 喫 煙 興 茶 飲 食 店	8612	飲 食 店	089	飲 食 店		
8613-01	8613-011	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	8613	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	090	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所		
8619-01 -02 -03 -04 -05 -06 -07 -08 -09	8619-011 -021 -031 -041 -051 -061 -071 -081 -099	洗 濯 ・ 洗 張 容 染 物 業 理 容 容 業 美 容 場 業 浴 場 業 写 真 業 冠 婚 葬 祭 業 種 種 修 理 業 (除 別 掲) 各 個 人 教 授 所 そ の 他 の 対 個 人 サ ー ビ ス	8619	そ の 他 の 対 個 人 サ ー ビ ス	091	そ の 他 の 対 個 人 サ ー ビ ス		
8900-00P	8900-000P	事 務 用 品	8900	事 務 用 品	092	事 務 用 品	31	事 務 用 品
9000-00	9000-000	分 類 不 明	9000	分 類 不 明	093	分 類 不 明	32	分 類 不 明
9099-00	9099-000	内 生 部 門 計	9099	内 生 部 門 計	094	内 生 部 門 計	33	内 生 部 門 計

最終需要部門							
基本分類		統合分類					
		統合小分類		統合中分類		統合大分類	
分類コード	部門名	コード	部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード							
9110-00	家計外消費支出(列)	9110	家計外消費支出(列)	096	家計外消費支出(列)	35	家計外消費支出(列)
9121-00	家計消費支出	9121	家計消費支出	097	民間消費支出	36	民間消費支出
9122-00	対家計民間非営利団体消費支出	9122	対家計民間非営利団体消費支出				
9130-10 -20 -30 -40	中央政府集合的消費支出 中央政府個別的消費支出 地方政府集合的消費支出 地方政府個別的消費支出	9130	一般政府消費支出	098	一般政府消費支出	37	一般政府消費支出
9141-00	国内総固定資本形成(公的)	9141	国内総固定資本形成(公的)	099	国内総固定資本形成(公的)	38	国内総固定資本形成(公的)
9142-00	国内総固定資本形成(民間)	9142	国内総固定資本形成(民間)	100	国内総固定資本形成(民間)	39	国内総固定資本形成(民間)
9150-10 -20 -30 -40 -50	生産者製品在庫純増 半製品・仕掛品在庫純増 流通在庫純増 原材料在庫純増 所在不明在庫純増	9150	在庫純増	101	在庫純増	40	在庫純増
9200-00	国内最終需要計	9200	国内最終需要計	102	国内最終需要計	41	国内最終需要計
9210-00	国内需要合計	9210	国内需要合計	103	国内需要合計	42	国内需要合計
9211-10 -20	輸出(普通貿易) 輸出(特殊貿易)	9211	輸出	104	輸出	43	輸出
9212-00	輸出(直接購入)	9212	輸出(直接購入)				
9213-00	調整項	9213	調整項	105	調整項		
9300-00	最終需要計	9300	最終需要計	106	最終需要計	44	最終需要計
9350-00	需要合計	9350	需要合計	107	需要合計	45	需要合計
9411-10 -20	(控除)輸入(普通貿易) (控除)輸入(特殊貿易)	9411	(控除)輸入	108	(控除)輸入	46	(控除)輸入
9412-00	(控除)輸入(直接購入)	9412	(控除)輸入(直接購入)				
9413-00	(控除)関税	9413	(控除)関税	109	(控除)関税	47	(控除)関税
9414-00	(控除)輸入品商品税	9414	(控除)輸入品商品税	110	(控除)輸入品商品税	48	(控除)輸入品商品税
9420-00	(控除)輸入計	9420	(控除)輸入計	111	(控除)輸入計	49	(控除)輸入計
9500-00	最終需要部門計	9500	最終需要部門計	112	最終需要部門計	50	最終需要部門計
9510-00	商業マージン(卸売)	9510	商業マージン(卸売)	113	商業マージン	51	商業マージン
9520-00	商業マージン(小売)	9520	商業マージン(小売)				
9610-00	貨物運賃(鉄道)	9610	貨物運賃(鉄道)	114	貨物運賃	52	貨物運賃
9620-00	貨物運賃(道路)	9620	貨物運賃(道路)				
9630-10 -20	貨物運賃(沿海内水面) 貨物運賃(港湾運送)	9630	貨物運賃(水運)				
9640-00	貨物運賃(航空)	9640	貨物運賃(航空)				
9650-00	貨物運賃(運送取扱)	9650	貨物運賃(運送取扱)				
9660-00	貨物運賃(倉庫)	9660	貨物運賃(倉庫)				
9700-00	国内生産額	9700	国内生産額	115	国内生産額	53	国内生産額



粗付加価値部門										
基本分類			統合分類							
			統合小分類		統合中分類		統合大分類			
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード	行コード									
	9110-010 -020 -030	宿泊・日当 交福利厚生費	9110	家計外消費支出(行)	096	家計外消費支出 (行)	35	家計外消費支出 (行)		
	9311-000	賃金・俸給	9311	賃金・俸給	097	雇用者所得	36	雇用者所得		
	9312-000	社会保険料(雇用主負担)	9312	社会保険料(雇用主負担)						
	9313-000	その他の給与及び手当	9313	その他の給与及び手当						
	9401-000	営業余剰	9401	営業余剰	098	営業余剰	37	営業余剰		
	9402-000	資本減耗引当	9402	資本減耗引当	099	資本減耗引当	38	資本減耗引当		
	9403-000	間接税(除関税・輸入品商品税)	9403	間接税(除関税・ 輸入品商品税)	100	間接税(除関税・ 輸入品商品税)	39	間接税(除関税・ 輸入品商品税)		
	9404-000	(控除)経常補助金	9404	(控除)経常補助金	101	(控除)経常補助金	40	(控除)経常補助金		
	9500-000	粗付加価値部門計	9500	粗付加価値部門計	112	粗付加価値部門計	50	粗付加価値部門計		
	9700-000	国内生産額	9700	国内生産額	115	国内生産額	53	国内生産額		

## 2 特殊分類

コード	特殊分類名
空白	成 品 投 入
2	屑 投 入
3	屑 発 生
4	副 産 物 投 入
5	副 産 物 発 生
6	商 業 マ ー ジ ン
7	国 内 貨 物 運 賃

## 3 13部門分類と統合大分類の対応

コード	部門名	32部門 コード
01	農 林 水 産 業	01
02	鉱 業	02
03	製 造 業	03~16, 31
04	建 設	17
05	電力・ガス・水道	18, 19
06	商 業	20
07	金 融 ・ 保 險	21
08	不 動 産	22
09	運 輸	23
10	通 信 ・ 放 送	24
11	公 務	25
12	サ ー ビ ス	26~30
13	分 類 不 明	32

## 第6章 部門別概念・定義・範囲

### 第1節 内生部門

本章は、平成7年表の基本分類の各部門について、その概念・定義・範囲を規定したものである。平成7年表の部門分類は、原則として、平成2年表を踏襲しているが、一部に変更が加えられており、それらは、各部門ごとに変更内容を記載しているほか、第1部の〔別表2〕として、新旧対照表が示されている。また、本章で言及している日本標準産業分類（J S I C）は、平成5年10月改訂のものである。

部門別概念・定義・範囲は、おおむね次のとおり記述している。

〔列・行コード、名称〕

内生部門、最終需要部門、粗付加価値部門について、コード順に、列部門ごと（粗付加価値部門は行部門ごと）に規定している。

〔担当省庁〕

列・行コード、名称欄の右下端に、当該部門の担当省庁名を記載している。

〔概念・定義・範囲〕

当該部門の概念・定義・範囲を規定している。

〔I S I C〕

当該部門が主に属する国際標準産業分類第3次改訂版のコード及び名称（仮訳）を参考として記述している。

〔生産物例示〕又は〔品目例示〕

当該部門の活動によって産出される主な財又はサービスを行部門ごとに例示したものである。

ただし、行部門名又は概念・定義・範囲の記述から産出される主な財又はサービスが明らかな場合には例示を省略している。

〔変更点〕

平成7年表において、平成2年表の概念・定義・範囲を変更したもの等について記載している。

〔注意点〕

概念・定義・範囲に関する留意点、昭和60年表から平成2年表における変更点等について注記している。

〔注〕1. 基本分類の部門名欄の★印は、活動主体を次のように示す。

★★……政府サービス生産者

★……対家計民間非営利サービス生産者

無印……産業

2. Pは仮設部門を示す。

#### 1 農林水産業

列部門	0111-01	米
行部門	0111-011	米
	0111-012	稲わら

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0111「米作農業」の生産活動を範囲とする。

I S I C：「0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業」

列部門	0111-02	麦類
行部門	0111-021	小麦（国産）
	0111-022	小麦（輸入）
	0111-023	大麦（国産）
	0111-024	大麦（輸入）

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち、麦類の生産活動を範囲とする。

I S I C：「0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業」

〔生産物例示〕

小麦、大麦（二条、六条）、裸麦

列部門	0112-01	いも類
行部門	0112-011	かんしょ
	0112-012	ばれいしょ

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0117「ばれいしょ・かんしょ作農業」の生産活動を範囲とする。

I S I C：「0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業」

〔注意点〕

さといも、やまのいも等は、「0113-01、-001野菜（露地）」に含まれる。

列部門	0112-02	豆類
行部門	0112-021	大豆（国産）
	0112-022	大豆（輸入）
	0112-029	その他の豆類

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち、豆類の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業」  
〔生産物例示〕

大豆, 小豆, えんどう, そらまめ, いんげん豆, ささげ, らっかせい

〔注意点〕

未成熟の大豆, えんどう, そらまめ, いんげん豆は, 「0113-01, -001野菜（露地）」に含まれる。

列部門	0113-01	野菜（露地）
	0113-02	野菜（施設）
行部門	0113-001	野菜

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）」のうち、野菜の生産活動を範囲とする。

なお、野菜（施設）の範囲は、「野菜生産出荷統計」の区分に従い、ガラス室（主たる資材としてガラスを用いた恒久的施設）、ハウス（ガラス以外で被覆され、作業者が中に入り得る高さの施設）及びトンネル（ガラス以外で被覆され、作業者が中に入り得ない高さの施設）による野菜の生産活動とし、野菜（露地）の範囲は、それ以外の方法による野菜の生産活動とする。

I S I C : 「0112 野菜, 園芸作物及び苗の栽培農業」  
〔生産物例示〕

かぼちゃ, ピーマン, きゅうり, 露地メロン, 温室メロン, すいか, なす, トマト, いちご, さやえんどう（未成熟えんどう）, 未成熟とうもろこし, えだまめ（未成熟大豆）, さやいんげん（未成熟いんげん）, キャベツ, はくさい, 非結球つげな, ほうれんそう, ねぎ, たまねぎ, にら, みつば, しゅんぎく, にんにく, レタス, セルリー, カリフラワー, ブロッコリー, アスパラガス, たけのこ, だいこん, かぶ, にんじん, ごぼう, さといも, やまのいも, れんこん, しょうが, 未成熟そらまめ, しろりり, とうがらし, おくら, にがうり, とうがん, パセリ, ふき, 葉たまねぎ, しそ, みょうが, わさび, うど, らっきょう, わけぎ, せり, 芽キャベツ, レッ

ドキャベツ, わさびだいこん, マッシュルーム, くわい, ゆりね, チンゲンサイ, かいわれだいこん

〔注意点〕

① 平成2年表において、昭和60年表の列部門「0113-01野菜」を「0113-01野菜（露地）」及び「0113-02野菜（施設）」に分割。

② 国産野菜については、昭和55年表までは「生産農業所得統計」の「野菜」の範囲でとられていたが、60年表からは「農業及び農家の社会勘定」（61年に「農業・食料関連産業の経済計算」と改称）の範囲に拡大。

列部門	0114-01	果実
行部門	0114-011	かんきつ
	0114-012	りんご
	0114-019	その他の果実

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0114「果樹作農業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0113 果実, ナッツ, 飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業」

〔生産物例示〕

みかん, なつみかん, オレンジ, ネーブルオレンジ, はっさく, いよかん, レモン, グレープフルーツ, りんご, バナナ, ぶどう, 日本なし, 西洋なし, もも, すもも, おうとう, びわ, うめ, かき, くり, キウイフルーツ, パインアップル, いちじく, あんず, 果樹の植物成長

〔注意点〕

国産果実については、昭和55年表までは「生産農業所得統計」の「果実」の範囲でとられていたが、60年表からは「農業及び農家の社会勘定」（61年に「農業・食料関連産業の経済計算」と改称）の範囲に拡大。

列部門	0115-01	砂糖原料作物
行部門	0115-011	砂糖原料作物

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0115「工芸農作物農業」のうち、砂糖原料作物の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業」  
〔生産物例示〕

さとうきび, てんさい

列部門	0115-02	飲料用作物
行部門	0115-021	コーヒー豆・カカオ豆（輸入）
	0115-029	その他の飲料用作物

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち、飲料用作物の生産活動を範囲とする。

ISIC：「0113 果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物」

〔生産物例示〕

コーヒー豆（輸入）、カカオ豆（輸入）、茶（生茶）、ホップ、茶の植物成長

列部門	0115-09	その他の食用耕種作物
行部門	0115-091	雑穀
	0115-092	油糧作物
	0115-093	食用工芸作物（除別掲）

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類011「耕種農業」のうち、他に分類されない食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

ISIC：「0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業」  
「0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業」  
「0113 果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業」

〔生産物例示〕

雑穀：らい麦、そば、えん麦、とうもろこし、あわ、きび、ひえ、グリーンソルガム

油糧作物：なたね（種実）、ごま、オリーブ

食用工芸作物（除別掲）：こんにゃくいも、香辛料作物（輸入）、飼料用キャッサバ芋（輸入）

〔変更点〕

平成2年表の「0111-03雑穀」と「0115-09その他の食用耕種作物」を統合。

〔注意点〕

- 平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「0115-01、-011油糧作物」を本部門に統合。
- 平成2年表において、昭和60年表の行部門「0115-091香辛料作物（輸入）」を「0115-093食用工芸作物（除別掲）」に統合。

列部門	0116-01	飼料作物
行部門	0116-011	飼料作物

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0119「その他の耕種農業」のうち、飼料作物の生産活動を範囲とする。

ISIC：「0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業」  
〔生産物例示〕

青刈とうもろこし、牧草、飼料用かぶ

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「0014-90その他の食用耕種作物」から「0116-01飼料作物」を分割・特掲。

列部門	0116-02	種苗
行部門	0116-021	種苗

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0119「その他の耕種農業」のうち、種苗の生産活動を範囲とする。

なお、生産物を直接自部門投入して生産活動を行うものを除く。

ISIC：「0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業」  
〔生産物例示〕

農産物（畜産物、蚕を除く）の種子、球根、苗木（山行き苗木を除く）

〔注意点〕

- 花き苗は、「0116-03、-031花き・花木類」に含まれる。
- 昭和60年表において、55年表の列部門「0015-20非食用耕種作物」から「0116-03種苗」を分割・特掲。行部門も、昭和55年表「0015-290その他の非食用耕種作物」から「0116-031種苗」を分割・特掲。

列部門	0116-03	花き・花木類
行部門	0116-031	花き・花木類

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0115「花き作農業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業」  
〔生産物例示〕

切花、鉢物、花木、花き苗、芝

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「0015-20非食用耕種作物」から「0116-04花き・花木類」を分割・特掲。行部門も、昭和55年表「0015-290その他の非食用耕種作物」から「0116-041花き・花木類」を分割・特掲。

列部門	0116-09	その他の非食用耕種作物
行部門	0116-091	葉たばこ
	0116-092	生ゴム（輸入）
	0116-093	綿花（輸入）
	0116-099	その他の非食用耕種作物（除別掲）

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類011「耕種農業」のうち、他に分類されない非食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

ISIC：「0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業」  
 「0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業」  
 「0113 果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業」

〔生産物例示〕

葉たばこ、生ゴム（輸入）、綿花（輸入）、薬用作物（薬用人参、あまちゃづる等）、製紙原料作物（こうぞ、みつまた等）、敷物原料作物（いぐさ等）、織物原料作物（麻）、その他の工芸作物（あい、紅花等）

〔変更点〕

平成2年表の列部門「0116-02葉たばこ」と「0116-09その他の非食用耕種作物」を統合。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「0015-20非食用耕種作物」及び行部門「0015-290その他の非食用耕種作物」から「0116-03、-031種苗」及び「0116-04、-041花き・花木類」を除外し、「0116-09その他の非食用耕種作物」、「0116-093非食用工芸作物」に名称変更。

列部門	0121-01	酪農
行部門	0121-011	生乳
	0121-019	その他の酪農生産物

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0121「酪農業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「0121 牛、羊、山羊、馬、ろば、らば及びけつてい飼育業；酪農業」

〔生産物例示〕

生乳、乳子牛（と畜向け、肥育向け）、乳用牛の頭数増・肥大、きゅう肥

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「0016-120乳子牛（と畜向け）」を「0121-019その他の酪農生産物」に統合。

列部門	0121-02	鶏卵
行部門	0121-021	鶏卵

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」のうち、鶏卵の生産活動を範囲とする。

ISIC：「0122 その他の畜産農業；他に分類されない動物製品製造業」

〔生産物例示〕

鶏卵、成鶏（含む成鶏換算飼養羽数の増減）、不正常卵、鶏ふん

〔注意点〕

平成2年表において、部門の名称を昭和60年表「0121-02、-021採卵鶏」から変更。

列部門	0121-03	肉鶏
行部門	0121-031	肉鶏

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」のうち、肉鶏の生産活動を範囲とする。

ISIC：「0122 その他の畜産農業；他に分類されない動物製品製造業」

〔生産物例示〕

ブロイラー、鶏ふん

〔注意点〕

- 平成2年表において、部門の名称を昭和60年表「0121-03、-031肉鶏（除別掲）」から変更。
- 昭和60年表において、55年表の列部門「0016-20養鶏」から「0121-03肉鶏（除別掲）」を分割。55年表の行部門「0016-220肉鶏」に含まれていたブロイラー及び「0016-290その他の養鶏生産物」に含まれていたブロイラー鶏ふんを「0121-031肉鶏（除別掲）」に統合。

列部門	0121-04	豚
行部門	0121-041	豚

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類0123「養豚業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0122 その他の畜産農業 ; 他に分類されない動物製品製造業」

〔生産物例示〕

豚 (含成豚換算飼養頭数の増減), きゅう肥

〔注意点〕

- ① 平成2年表において, 部門の名称を昭和60年表「0121-04, -041養豚」から変更。
- ② 昭和60年表において, 55年表の行部門「0016-310豚」及び「0016-390その他の養豚生産物」を「0121-041養豚」に統合。

列部門	0121-05	肉用牛
行部門	0121-051	肉用牛

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類0122「肉用牛生産業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0121 牛, 羊, 山羊, 馬, ろば, らば及びけつてい飼育業 ; 酪農業」

〔生産物例示〕

と畜向け (含成牛換算飼養頭数の増減), 肥育向け子畜, きゅう肥

〔注意点〕

- ① 平成2年表において, 部門の名称を昭和60年表「0121-05, -051肉牛」から変更。
- ② 昭和60年表において, 55年表の行部門「0016-490その他の肉牛生産物」を「0121-051肉牛」に統合。

列部門	0121-09	その他の畜産
行部門	0121-091	羊毛
	0121-099	その他の畜産

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類012「畜産農業」のうち, 他に分類されない畜産物の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0121 牛, 羊, 山羊, 馬, ろば, らば及びけつ

てい飼育業 ; 酪農業」, 「0122 その他の畜産農業 ; 他に分類されない動物製品製造業」

〔生産物例示〕

羊毛, 馬 (軽種馬を含む), やぎ, めん羊, 毛皮用動物 (ミンク, うさぎ等の飼育及びその毛, 毛皮等), 食用鳥類, その他の食用畜産物 (やぎ乳, はちみつ, うずらの卵), 愛玩動物・鳥類, 実験用動物 (マウス, モルモット), きゅう肥

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の行部門「0016-920肉畜」及び「0016-990その他の畜産生産物」を「0121-099その他の畜産」に統合。

列部門	0122-01	養蚕
行部門	0122-011	養蚕

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類0131「養蚕農業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0122 その他の畜産農業 ; 他に分類されない動物製品製造業」

〔生産物例示〕

蚕繭 (上繭, 種繭, 玉・屑繭), 蚕種, 桑の葉, 桑の植物成長

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の行部門「0017-010蚕繭」及び「0017-020養蚕副産物」を「0122-011養蚕」に統合。

列部門	0131-01	獣医業
行部門	0131-011	獣医業

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類8441「獣医業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「8520 獣医業」

列部門	0131-02	農業サービス (除獣医業)
行部門	0131-021	農業サービス (除獣医業)

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類014「農業サービス業 (園芸サービス業を除く)」の活動を範囲とする。

I S I C : 「0140 農業及び畜産サービス業(獣医業を除く。)」

〔品目例示〕

カントリーエレベーター, ライスセンター, 稲作共同育苗施設, 土地改良区, 青果物共同選果場, 航空防除, 稚蚕共同飼育業, 種付業, ふ卵業

列部門	0211-01	育林
行部門	0211-011	育林

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類0211「育林業」及び0241「育林サービス業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「0200 林業, 伐採業及び関連サービス業」

〔生産物例示〕

苗木, 立木の成長

〔注意点〕

造林用苗木は中間生産物であるが, この部門の生産物に含める。

列部門	0212-01	素材
行部門	0212-011	素材(国産)
	0212-012	素材(輸入)

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類0221「素材生産業」及び0242「素材生産サービス業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「0200 林業, 伐採業及び関連サービス業」

〔生産物例示〕

丸太(そま角, 大割材等を含む)

列部門	0213-01	特用林産物(含狩猟業)
行部門	0213-011	特用林産物(含狩猟業)

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」, 小分類023「特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)」及び029「その他の林業」のうち, 一般用材を除く林産物の採取及び生産活動を範囲とする。

I S I C : 「0112 野菜, 園芸作物及び苗の栽培農業」,

「0150 狩猟業, わなかけ業及び猟鳥・猟獣増殖業(関連サービス業を含む。)」, 「0200 林業, 伐採業及び関連サービス業」

〔生産物例示〕

きのこ類(まつたけ, しいたけ, えのきたけ等), 種実(くり, くるみ等), 樹皮(しゅろ皮等), 生うるし, 竹材, 薪, 木炭(黒炭, 白炭), 狩猟による動物原皮

〔注意点〕

- ① 種実のうち栽培したものは列部門「0114-01果実」及び行部門「0114-019その他の果実」に含まれる。
- ② 昭和60年表において, 55年表の列部門「0212-10特用林産物」及び「0212-20薪炭製造」を「0213-01特用林産物(含狩猟業)」に統合。55年表の行部門「0212-100特用林産物」, 「0212-210木炭」及び「0212-220薪」を「0213-011特用林産物(含狩猟業)」に統合。

列部門	0311-01	沿岸漁業
	0311-02	沖合漁業
	0311-03	遠洋漁業
行部門	0311-001	海面漁業(国産)
	0311-002	海面漁業(輸入)

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類031「一般海面漁業」及び032「捕鯨業」の生産活動を範囲とする。

なお, 沿岸漁業, 沖合漁業, 遠洋漁業の範囲は, 「漁業・養殖業生産統計年報」に合わせ, 次のとおりとする。

沿岸漁業: 漁船非使用漁業, 無動力船及び10トン未満の動力船を使用する漁船漁業並びに定置網漁業, 地びき網漁業

沖合漁業: 10トン以上の動力漁船を使用する漁船漁業のうち, 遠洋漁業及び定置網漁業, 定置網漁業, 地びき網漁業を除いたもの

遠洋漁業: 遠洋まぐろはえ縄漁業, 遠洋底びき網漁業, 以西底びき網漁業等及び捕鯨業

I S I C : 「0500 漁業, 魚の人工ふ化業又は養殖業; 漁業に付帯するサービス業」

〔生産物例示〕

魚類, えび類, かに類, いか類, たこ類, うに類, なまこ類, 貝類, 海藻類, 鯨類

〔注意点〕

- ① 平成2年表において, 昭和60年表の行部門「0311-011沿岸漁業」, 「0311-021沖合漁業」及び「0311-031遠洋漁業」を, 「0311-001海面漁業(国産)」及び「0311-002海面漁業(輸入)」に統合
- ② 昭和60年表において, 55年表の列・行部門「0410-20, -200遠洋・沖合漁業」を「0311-02, -021沖合漁業」及び「0311-03, -031遠洋漁業」に分割。

列部門	0311-04	海面養殖業
行部門	0311-041	海面養殖業

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「0500 漁業, 魚の人工ふ化業又は養殖業; 漁業に付帯するサービス業」

[生産物例示]

まあじ, ぶり類, たい類, くるまえび, ほや類, ほたてがい, かき類, こんぶ類, わかめ類, のり類, 真珠

列部門	0312-01	内水面漁業
	0312-02	内水面養殖業
行部門	0312-001	内水面漁業・養殖業

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類033「内水面漁業」及び042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「0500 漁業, 魚の人工ふ化業又は養殖業; 漁業に付帯するサービス業」

[生産物例示]

内水面漁業: さけ類, からふとます, さくらます, ひめます, にじます, いわな, わかさぎ, あゆ, しらうお, こい, ふな, うなぎ, しじみ, えび類, 藻類

内水面養殖業: ます類, あゆ, こい, ふな, うなぎ, ティラピア, 淡水真珠, きんぎょ, 錦ごい

[注意点]

平成2年表において, 昭和60年表の行部門「0312-011内水面漁業」及び「0312-021内水面養殖業」を統合。

## 2 鉱業

列部門	0611-01	金属鉱物
行部門	0611-011	鉄鉱石
	0611-012	非鉄金属鉱物

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類05「金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

ISIC: 「1200 ウラニウム及びトリウム鉱業」, 「1310鉄鉱業」, 「1320非鉄金属鉱業(ウラニウム鉱及びトリウム鉱を除く。)」

[生産物例示]

非鉄金属鉱物: 銅鉱, 鉛・亜鉛鉱, 金鉱, 銀鉱, すず鉱, タングステン鉱, 硫化鉄鉱

[変更点]

平成2年表の列部門「0611-01鉄鉱石」及び「0612-01非鉄金属鉱物」を統合。行部門「0612-011銅鉱」, 「1612-012鉛・亜鉛鉱」及び「0612-019その他の非鉄金属鉱物」を統合。

列部門	0621-01	窯業原料鉱物
行部門	0621-011	石灰石
	0621-019	その他の窯業原料鉱物

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類082「窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお, 他部門で発生する屑・副産物(石こう, 化学石こう, 高炉ガス灰, フライアッシュ, ガラス屑)は本部門を競合部門とする。

ISIC: 「1410 石・砂及び粘土採取業」, 「1429他に分類されないその他の鉱業及び採石業」

[生産物例示]

その他の窯業原料鉱物: けい石, けい砂, ドロマイト, ろう石, 粘土, 長石, 陶石, カオリン

[変更点]

平成2年表の列部門「0621-01石灰石」及び「0621-09その他の窯業原料鉱物」を統合。



列部門	0622-01	砂利・採石
行部門	0622-011	砂利・採石

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類081「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の掘採、採石及び選鉱活動を範囲とする。

I S I C : 「1410 石、砂及び粘土採取業」

〔生産物例示〕

砂利、砂、かんらん岩(精鉱)

列部門	0622-02	碎石
行部門	0622-021	碎石

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2581「碎石製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する副産物(鉱滓)は本部門を競合部門とする。

I S I C : 「2696 石材切り出し、型削・磨き業」

〔生産物例示〕

碎石、石材

列部門	0629-09	その他の非金属鉱物
行部門	0629-099	その他の非金属鉱物

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類083「粘土鉱業(別掲を除く)」及び089「その他の非金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する副産物(硫黄)は本部門を競合部門とする。

I S I C : 「1410 石、砂及び粘土採取業」

〔生産物例示〕

重晶石、ベントナイト・けいそう土等の粘土、オリビンサンド

列部門	0711-01	石炭
行部門	0711-011	原料炭
	0711-012	一般炭・亜炭・無煙炭

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類06「石炭・亜炭鉱業」の掘採及

び選鉱活動を範囲とする。

なお、石炭掘採において発生する炭田ガスは副産物扱いとし、「2121-019その他の石炭製品」を競合部門とする。

I S I C : 「1010 無煙炭鉱業・固形燃料製造業」、

「1020 亜炭鉱業・固形燃料製造業」、

「1030 泥炭採掘業・固形燃料製造業」

〔生産物例示〕

原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭、雑炭

〔変更点〕

平成7年表において、従来の「石炭・亜炭」を名称変更した。

〔注意点〕

平成2年表において、昭和60年表の行部門「0711-011原料炭(国産)」と「0711-012原料炭(輸入)」を、また、「0711-013一般炭・亜炭・無煙炭(国産)」と「0711-014一般炭・亜炭・無煙炭(輸入)」をそれぞれ統合した。

列部門	0721-01	原油・天然ガス
行部門	0721-011	原油
	0721-012	天然ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類07「原油・天然ガス鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

I S I C : 「1110 原油及び天然ガス採取業」

〔品目例示〕

天然ガス：液化天然ガス、圧縮ガス

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「0721-01、-011原油」及び「0731-01、-011天然ガス」を統合。

### 3 食料品

列部門	1111-01	と畜(含肉鶏処理)
行部門	1111-011	牛肉(枝肉)
	1111-012	豚肉(枝肉)
	1111-013	鶏肉
	1111-014	その他の肉(枝肉)
	1111-015	と畜副産物(含肉鶏処理副産物)

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうち冷凍食肉加工業、1219「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業及び9521「と畜場」の活動を範囲とする。

ISIC: 「1511 肉及び肉製品製造業」

[生産物例示]

牛肉, 豚肉, 鶏肉, その他の肉(馬肉, 羊肉, 山羊肉), と畜副産物(原皮, 内臓及び肉鶏処理副産物等)

[注意点]

平成2年表において, 昭和60年表の行部門「1111-011枝肉・鶏肉」を「1111-011牛肉(枝肉)」, 「1111-012豚肉(枝肉)」, 「1111-013鶏肉」及び「1111-014その他の肉(枝肉)」に分割。

列部門	1112-01	肉加工品
行部門	1112-011	肉加工品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうちハム, ベーコン, ソーセージ等の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「1511 肉及び肉製品製造業」

[生産物例示]

ハム, ベーコン, ソーセージ, ハンバーグ(冷蔵品), 焼豚

列部門	1112-02	畜産びん・かん詰
行部門	1112-021	畜産びん・かん詰

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうち, 畜産物を主な原料とするびん・かん詰の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「1511 肉及び肉製品製造業」, 「1549他に分類されないその他の食料品製造業」

[生産物例示]

食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰, うずら卵水煮かん詰等), 調理特殊かん詰(カレーかん詰, ミートソース類かん詰, スープ類かん詰等)

列部門	1112-03	動物油脂
行部門	1112-031	動物油脂

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1282「動物油脂製造業」のうち, 魚油・内蔵油製造業等の魚油及び魚かすを除く生産活動を範囲とする。

ISIC: 「1511 肉及び肉製品製造業」

[生産物例示]

動物油脂(牛脂, 豚脂等), 精製ラード

[注意点]

- ① 本部門は, 動物原油(非食用)の生産と, その原油をさらに加工精製し, 食用動物油脂を生産する活動である。
- ② 平成2年表において, 昭和60年表の行部門「1112-031牛脂・豚脂」及び「1112-032その他の動物油脂(除別掲)」を統合。

列部門	1112-04	酪農品
行部門	1112-041	飲用牛乳
	1112-042	乳製品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1212「乳製品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「1520 酪農製品製造業」

[生産物例示]

飲用牛乳: 牛乳, 加工乳

乳製品: 乳飲料, 粉乳, れん乳, バター, チーズ, アイス  
クリーム, ミックスパウダー, クリーム, 発酵乳, 乳酸  
菌飲料

列部門	1113-01	冷凍魚介類
行部門	1113-011	冷凍魚介類

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1226「冷凍水産物製造業」及び1227「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。船上冷凍も含める。

I S I C : 「1512 魚類及び魚製品加工・保存業」

〔生産物例示〕

冷凍魚介類, 冷凍魚介調理品 (丸又は三枚おろし, 刺身等の処理をし, 凍結したもの), 冷凍すり身, 副産物の「魚あら」

〔注意点〕

船上冷凍魚は, 「0311-001海面漁業 (国産)」から本部門に生鮮魚を産出。

列部門	1113-02	塩・干・くん製品
行部門	1113-021	塩・干・くん製品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1229「その他の水産食料品製造業」のうち, 魚介類を主な原料とした塩・干・くん製品の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1512 魚類及び魚製品加工・保存業」

〔生産物例示〕

煮干し品, 素干し品, 塩干品, 塩蔵品, くん製品, 副産物の「魚あら」

〔注意点〕

さくら干し・みりん干しは, 「1113-09, -099その他の水産食品」に含まれる。

列部門	1113-03	水産びん・かん詰
行部門	1113-031	水産びん・かん詰

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1221「水産缶詰・瓶詰製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1512 魚類及び魚製品加工・保存業」

〔生産物例示〕

かに, さけ, まぐろ・かつお, さば, いわし, その他の水産びん・かん詰, 副産物の「魚あら」

〔注意点〕

水産物つくだ煮は, その容器を問わず, 「1113-09, -099その他の水産食品」に含まれる。

列部門	1113-04	ねり製品
行部門	1113-041	ねり製品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1224「魚肉ハム・ソーセージ製

造業」及び1225「水産練製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1512 魚類及び魚製品加工・保存業」

〔生産物例示〕

焼きちくわ, かまぼこ, 魚肉ハム・ソーセージ, 副産物の「魚あら」

列部門	1113-05	魚油・魚かす
行部門	1113-051	魚油・魚かす

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1282「動物油脂製造業」のうち, 魚油・内臓油製造業等の魚油及び魚かすの生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1514 植物・動物油脂製造業」

〔生産物例示〕

魚油, 粗製肝油, 内臓油, 魚かす, 魚粉, 貝殻粉

列部門	1113-09	その他の水産食品
行部門	1113-099	その他の水産食品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1222「海藻加工業」, 1223「寒天製造業」及び1229「その他の水産食料品製造業」のうち塩・干・くん製品製造業を除く生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1512 魚類及び魚製品加工・保存業」

〔生産物例示〕

節類, 水産物つくだ煮, 寒天, 焼・味付けのり, さくら干し, みりん干し

列部門	1114-01	精穀
行部門	1114-011	精米
	1114-019	その他の精穀

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1261「精米業」及び1262「精麦業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1531 精穀・製粉業」

〔生産物例示〕

精米, くず米, 米ぬか, 精麦, 麦ぬか

列部門	1114-02	製粉
行部門	1114-021	小麦粉
	1114-029	その他の製粉

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1263「小麦粉製造業」及び1269「その他の精穀・製粉業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1531 精穀・製粉業」

〔生産物例示〕

小麦粉，ふすま，そば粉，こんにゃく粉，米穀粉

列部門	1115-01	めん類
行部門	1115-011	めん類

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1293「めん類製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1544 マカロニ，ヌードル，クスクス及び類似穀粉製品製造業」

〔生産物例示〕

乾めん，即席めん，マカロニ・スパゲッティ，生めん

列部門	1115-02	パン類
行部門	1115-021	パン類

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1271「パン製造業」，1299「他に分類されない食料品製造業」のうち調理パン製造業及びサンドイッチ製造業の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1541 パン製品製造業」

〔生産物例示〕

食パン，菓子パン，調理パン，サンドイッチ

〔変更点〕

平成2年表において本部門に含まれていた学校給食パンを「1119-04，-041学校給食（国公立）★★」，「1119-05，-051学校給食（私立）★」に変更。

〔注意点〕

平成2年表において，昭和60年表の列部門「1115-02パン・菓子類」から「パン類」を分割。

列部門	1115-03	菓子類
行部門	1115-031	菓子類

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1272「生菓子製造業」，1273「ビスケット類・干菓子製造業」，1274「米菓製造業」及び1279「その他のパン・菓子製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1541 パン製品製造業」，「1543 ココア，チョコレート及び砂糖菓子製造業」，「1549 他に分類されないその他の食料品製造業」

〔生産物例示〕

キャラメル，ドロップ，キャンデー，チョコレート，チューインガム，焼菓子，ビスケット，米菓，和生菓子，洋生菓子，スナック菓子，油菓子，ココア

〔注意点〕

- ① アイスクリームは，「1112-04酪農品」及び「1112-042乳製品」に含まれる。
- ② 平成2年表において，昭和60年表の列部門「1115-02パン・菓子類」から「菓子類」を分割。

列部門	1116-01	農産びん・かん詰
行部門	1116-011	農産びん・かん詰

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類123「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」のうち野菜・果実を主な原料とする保存食品（びん・かん詰）及びジュース原液の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1513 果実及び野菜加工・保存業」

〔生産物例示〕

野菜びん・かん詰，果実びん・かん詰，ジャム（びん・かん詰），野菜ジュース，原料濃縮果汁

〔注意点〕

- ① 原料濃縮果汁以外の果実飲料は，「1129-02，-021清涼飲料」に，菓子かん詰は「1115-03，-031菓子類」に含まれる。
- ② たれ，つゆ類及びジュースを除くトマト加工品（ケチャップ，ピューレ等）のびん・かん詰は「1117-06，-061調味料」に含まれる。
- ③ 野菜ジュース，原料濃縮果汁については，その容器を問わない。

列部門	1116-02	農産保存食料品（除びん・かん詰）
行部門	1116-021	農産保存食料品（除びん・かん詰）

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類123「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」のうち、野菜及び果実を主な原料とする保存食品（びん・かん詰、ジュース原液及び乾燥きのこを除く）の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1513 果実及び野菜加工・保存業」

〔生産物例示〕

乾燥野菜、冷凍野菜、冷凍果実、漬物、カップジャム、かんぴょう、切干だいこん、マッシュポテト、干がき

〔注意点〕

平成2年表において、部門の名称を昭和60年表「1115-09、-099その他の農産加工」から「1116-02、-021農産保存食料品（除びん・かん詰）」に変更。

列部門	1117-01	砂糖
行部門	1117-011	精製糖
	1117-019	その他の砂糖・副産物

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1251「砂糖製造業（砂糖精製業を除く）」及び1252「砂糖精製業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1542 砂糖製造業」

〔生産物例示〕

精製糖（てんさい糖、甘しゅ糖）、含みつ糖、副産物（糖みつ、ビートパルプ）

〔注意点〕

- ① 本部門には、国産さとうきびからの粗糖生産活動及びこの粗糖からの精製糖生産活動が含まれるが、当過程での自部門投入は含めない。
- ② 平成2年表において、昭和60年表の行部門「1115-041精製糖（国産原料）」及び「1115-042精製糖（輸入原料）」を「1117-011精製糖」に統合。

列部門	1117-02	でん粉
行部門	1117-021	でん粉

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1292「でんぶん製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1532 でん粉・でん粉製品製造業」

〔生産物例示〕

かんしょでん粉、ばれいしょでん粉、小麦でん粉、コーンスターチ、でん粉かす

列部門	1117-03	ぶどう糖・水あめ・異性化糖
行部門	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1253「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1532 でん粉・でん粉製品製造業」

列部門	1117-04	植物油脂
行部門	1117-041	植物油脂
	1117-042	加工油脂
	1117-043	植物原油かす

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1281「植物油脂製造業」、1283「食用油脂加工業」及び2051「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油（食用）の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1514 植物・動物油脂製造業」

〔生産物例示〕

植物油脂：食用なたね油、食用大豆油、非食用向け植物原油（あまに油、ひまし油）

加工油脂：マーガリン、ショートニング

植物原油かす：なたね油かす、大豆油かす、米ぬか油かす

〔注意点〕

- ① 平成2年表において、昭和60年表の行部門「1115-071食用油・加工油脂」に含まれていた食用油及び「1115-072植物油脂（非食用）」を「1117-041植物油脂」に統合。
- ② 平成2年表において、昭和60年表の行部門「1115-071食用油・加工油脂」から「1117-042加工油脂」を分割。

列部門	1117-05	調味料
行部門	1117-051	調味料

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類124「調味料製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1549 他に分類されないその他の食料品製造業」

〔生産物例示〕

みそ、しょうゆ、食用アミノ酸、ソース、マヨネーズ、トマケチャップ、トマトピューレ、食酢、即席カレー、グルタミン酸ソーダ、香辛料、洋風スープ、発酵調味料、風味調味料、たれ類、めんつゆ類、お茶漬け・ふりかけ類、即席みそ汁・お吸いもの、マヨネーズ副産物（卵白）

列部門	1119-01	冷凍調理食品
行部門	1119-011	冷凍調理食品

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1297「冷凍調理食品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1549 他に分類されないその他の食料品製造業」

〔生産物例示〕

冷凍フライ（コロッケ、カツ、魚フライ等）、冷凍米穀類、冷凍ハンバーグ、冷凍シューマイ

列部門	1119-02	レトルト食品
行部門	1119-021	レトルト食品

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1299「他に分類されない食料品製造業」のうち、レトルト食品の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1549 他に分類されないその他の食料品製造業」

〔生産物例示〕

レトルト食品（カレー、マーボー豆腐の素、ミートソース類、スープ類等）

列部門	1119-03	そう菜・すし・弁当
行部門	1119-031	そう菜・すし・弁当

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1298「そう（惣）菜製造業」及び1299「他に分類されない食料品製造業」のうちすし・弁当製造業の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1549 他に分類されないその他の食料品製造業」

〔生産物例示〕

そう菜、すし、弁当

〔注意点〕

平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「1119-09、-099その他の食料品」から分割・特掲。

列部門	1119-04	学校給食（国公立）★★
行部門	1119-041	学校給食（国公立）★★

（農林水産省）

「学校給食法」（昭和29年法律第160号）に基づき、国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

なお、日本標準産業分類の細分類5692「料理品小売業」に属する給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動も、本部門の範囲とする。

ISIC：該当なし

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「1119-09、-099その他の食料品」から分割・特掲

列部門	1119-05	学校給食（私立）★
行部門	1119-051	学校給食（私立）★

（農林水産省）

「学校給食法」（昭和29年法律第160号）に基づき、私立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

なお、日本標準産業分類の細分類5692「料理品小売業」に属する給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動も、本部門の範囲とする。

ISIC：該当なし

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「1119-09、-099その他の食料品」から分割・特掲

列部門	1119-09	その他の食料品
行部門	1119-099	その他の食料品

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類1219「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業を除く生産活動、1291「ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業」、1294「こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業」、1295「豆腐・油揚げ製造業」、1296「あん類製造業」、1299「他に分類されない食料品製造業」のうち、豆乳、即席ココア、レトルト食品、すし・弁当、サンドイッチ及び調理パン製造業を除く生産活動を範囲とする。

ISIC：「1549 他に分類されないその他の食料品製造業」  
〔生産物例示〕

とうふ、油揚げ、生揚げ、がんもどき、もやし、生あん、こんにゃく、納豆、麦茶、バナナ熟成加工、粉末ジュース、もち  
〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「1119-09、-099その他の食料品」に含まれていた学校給食を「1119-04、-041学校給食（国公立）★★」、 「1119-05、-051学校給食（私立）★」へ分割・特掲

〔注意点〕

平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「1119-09、-099その他の食料品」から、「1119-03、-031そう菜・すし・弁当」を分割・特掲。

列部門	1121-01	清酒
行部門	1121-011	清酒

（大蔵省）

日本標準産業分類の細分類1323「清酒製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうち味りんの生産活動を範囲とする。

ISIC：「1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業」、 「1552ワイン製造業」

〔生産物例示〕

清酒、味りん、清酒かす、味りんかす

列部門	1121-02	ビール
行部門	1121-021	ビール

（大蔵省）

日本標準産業分類の細分類1322「ビール製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうち発泡酒製造業の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業」、 「1553 麦芽酒及び麦芽製造業」

〔生産物例示〕

ビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母、生酵母、発泡酒

〔変更点〕

「1121-09その他の酒類」のうちの細品目「雑酒」のうち、酒税法第4条第1項に定める「発泡酒」を本部門に加える。

列部門	1121-03	添加用アルコール
行部門	1121-031	添加用アルコール

（大蔵省）

日本標準産業分類の細分類1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうちアルコール飲料の原料となるアルコールの生産活動を範囲とする。

ISIC：「1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業」

列部門	1121-04	ウイスキー類
行部門	1121-041	ウイスキー類

（大蔵省）

日本標準産業分類の細分類1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデーの生産活動を範囲とする。

ISIC：「1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業」

列部門	1121-09	その他の酒類
行部門	1121-099	その他の酒類

（大蔵省）

日本標準産業分類の細分類1321「果実酒製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうち添加用アルコール、ウイスキー、ブランデー、味りん、発泡酒を除く生産活動を範囲とする。

ISIC：「1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業」、 「1552ワイン製造業」

〔生産物例示〕

果実酒類、合成清酒、しょうちゅう、スピリッツ、リキュール類、発泡酒を除く雑酒

〔変更点〕

細品目「雑酒」から、酒税法第4条第1項に定める「発泡酒」を除く。

列部門	1129-01	茶・コーヒー
行部門	1129-011	茶・コーヒー

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類133「茶・コーヒー製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1549 他に分類されないその他の食料品製造業」  
〔生産物例示〕

緑茶、紅茶、レギュラーコーヒー、インスタントコーヒー  
〔注意点〕

コーヒー飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料は、「1129-02、  
-021清涼飲料」に、麦茶は「1119-09、-099その他の食料品」  
に、ココアは「1115-03、-031菓子類」に、それぞれ含まれ  
る。

列部門	1129-02	清涼飲料
行部門	1129-021	清涼飲料

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類131「清涼飲料製造業」の生産  
活動及び細分類1299「他に分類されない食料品製造業」のう  
ち豆乳の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1513 果実及び野菜加工・保存業」、「1554清涼  
飲料製造業；ミネラルウォーター生産業」

〔生産物例示〕

サイダー、ラムネ、コーラ飲料、フレーバー系炭酸飲料、  
その他の炭酸飲料、果実飲料、コーヒー・紅茶・ウーロン茶  
飲料、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、豆乳

〔注意点〕

発酵乳及び乳酸菌飲料は「1112-04酪農品」及び「1112-042  
乳製品」に、野菜ジュース、濃縮果汁及び天然果汁は「1116-  
01、-011農産びん・かん詰」に含まれる。

列部門	1129-03	製氷
行部門	1129-031	製氷

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類134「製氷業」の生産活動を範  
围とする。

ISIC：「1554 清涼飲料製造業；ミネラルウォーター生  
産業」

〔生産物例示〕

販売用水

列部門	1131-01	飼料
行部門	1131-011	飼料

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1361「配合飼料製造業」及び

1362「単体飼料製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1533 加工飼料製造業」、「1512魚類及び魚製品  
加工・保存業」

〔生産物例示〕

家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード

列部門	1131-02	有機質肥料（除別掲）
行部門	1131-021	有機質肥料（除別掲）

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1363「有機質肥料製造業」の生  
産活動を範囲とする。

ISIC：該当なし

〔生産物例示〕

動物性有機質肥料（魚かす粉末、肉骨粉、加工家きんふん  
肥料等）、植物性有機質肥料（なたね油かす、米ぬか油かす、  
わたみ油かす等）、その他（たい肥）

〔注意点〕

昭和60年表において、本部門を新設。

列部門	1141-01	たばこ
行部門	1141-011	たばこ

(大蔵省)

日本標準産業分類の小分類135「たばこ製造業」の生産活  
動を範囲とする。

ISIC：「1600 たばこ製造業」、「0111 穀物及び他に分  
類されない作物栽培農業」

〔生産物例示〕

紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこ

〔変更点〕

平成2年表において企業ベースであったものを、アクティ  
ビティベースに変更。



#### 4 繊維製品・パルプ・紙・木製品、 印刷・出版

列部門	1511-01	製糸
行部門	1511-011	製糸

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類141「製糸業」の生産活動を範囲とする。

なお、製糸の生産工程において発生する副産物は副産物扱いとし、「1113-051魚油・魚かす」を競合部門とする。

I S I C : 「1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業」  
〔生産物例示〕

生糸、副蚕糸

列部門	1511-02	紡績糸
行部門	1511-021	紡績糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類142「紡績業」及び143「ねん糸製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、製造工程において発生するスフ屑、毛屑、合成繊維屑及び落綿は屑扱いとし、それぞれ「2051-011レーヨン・アセテート」、「0121-091羊毛」、「1511-021紡績糸」及び「0116-092綿花（輸入）」を競合部門とする。

I S I C : 「1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業」  
〔生産物例示〕

化学繊維紡績糸：ビスコース・スフ糸、キュブラ・スフ糸、アセテート紡績糸、ビニロン紡績糸、ナイロン紡績糸、アクリル紡績糸、ポリエステル紡績糸、ポリプロピレン紡績糸

毛糸：そ毛糸、紡毛糸

その他の紡績糸：絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅう糸、麻紡績糸、和紡糸、ねん糸、かさ高加工糸

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「1511-02、-021綿糸」、「1511-03、-031化学繊維紡績糸」、「1511-04、-041毛糸」及び「1511-09、-091その他の紡績糸」を統合。

列部門	1512-01	綿・スフ織物（含合繊短織物）
行部門	1512-011	綿・スフ織物（含合繊短織物）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1441「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業」、  
「1729 他に分類されないその他の織物製造業」  
〔生産物例示〕

綿織物、ビスコース・スフ織物、化学繊維紡績糸織物、和紡織物、綿・スフ・合成繊維毛布地、綿タイヤコード

〔注意点〕

幅13.0cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1519-099その他の繊維工業製品」のうち細幅織物に分類される（以下、織物部門共通）。

生産額には、製造業以外からの委託も含まれる（以下、織物部門共通）。

列部門	1512-02	絹・人絹織物（含合繊長織物）
行部門	1512-021	絹・人絹織物（含合繊長織物）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1442「絹・人絹織物業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業」、  
「1729 他に分類されないその他の織物製造業」  
〔生産物例示〕

絹織物、絹紡織物、人絹織物、合成繊維長繊維織物、化学繊維タイヤコード

列部門	1512-03	毛織物・麻織物・その他の織物
行部門	1512-031	毛織物・麻織物・その他の織物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1443「毛織物業」、1444「麻織物業」及び1449「その他の織物業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業」  
〔生産物例示〕

毛織物：毛織物、紡毛織物、毛風合成繊維織物、織フェルト

麻織物：亜麻織物、ちよ麻織物、黄麻織物

その他の織物：ホース、モケット、麻風合成繊維織物

〔変更点〕

平成2年表の列部門「1512-03毛織物」及び「1512-09その他の織物」を統合して「1512-03毛織物・麻織物・その他の織物」とする。また、行部門「1512-031毛織物」及び「1519-

099その他の織物（除別掲）を統合して「1512-031毛織物・麻織物・その他の織物」とする。行部門「1512-091細幅織物」は「1519-099その他の繊維工業製品」に統合する。

列部門	1513-01	ニット生地
行部門	1513-011	ニット生地

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類145「ニット生地製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1730 ニット及びブクロセ編織物並びに同製品製造業」

(生産物例示)

丸編ニット生地、たて編ニット生地、横編ニット生地

(変更点)

平成2年表の列・行部門「1513-01、-011ニット製品」より「ニット生地」を分割・新設。

これまで中間製品扱いしていた「ニット生地」を製品として扱うこととした。

列部門	1514-01	染色整理
行部門	1514-011	染色整理

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類146「染色整理業」の活動を範囲とする。

ISIC：「1712 織物整理仕上げ業」

(注意点)

生産額は、販売分（原材料購入分）及び賃加工分（原材料支給分）に分けられ、原材料購入分については、原材料支給された分と同様な扱いをして推計する。

列部門	1519-01	綱・網
行部門	1519-011	綱・網

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類147「綱・網製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1723 ひも類、ロープ、より糸及び網製造業」

(生産物例示)

ロープ、コード、トワイン、漁網、漁網以外の網地

(注意点)

平成2年表において部門の名称を昭和60年表の「ロープ・網」から「綱・網」に変更。

列部門	1519-02	じゅうたん・床敷物
行部門	1519-021	じゅうたん・床敷物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1496「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1722 じゅうたん及び敷物製造業」

(生産物例示)

じゅうたん、だん通、タフテッドカーペット、しゅろマット、床マット等の繊維製床敷物

列部門	1519-03	繊維製衛生材料
行部門	1519-031	繊維製衛生材料

(厚生省)

日本標準産業分類の細分類1498「繊維製衛生材料製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1729 他に分類されないその他の織物製造業」

(生産物例示)

医療用ガーゼ、包帯、脱脂綿、ばんそうこう、綿棒

(注意点)

- ① 平成2年表において、部門の名称を昭和60年表の「1519-04、-041衛生材料」から「繊維製衛生材料」に変更。
- ② 紙製衛生材料は「1829-01紙製衛生材料・用品」に含まれる。

列部門	1519-09	その他の繊維工業製品
行部門	1519-099	その他の繊維工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類148「レース・繊維雑品製造業」、細分類1491「整毛業」、1492「麻製織業」、1493「せん（剪）毛業」、1494「製綿業」、1495「フェルト・不織布製造業」、1497「上塗りした織物・防水した織物製造業」及び1499「他に分類されない繊維工業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業」

「1723 ひも類、ロープ、より糸及び網製造業」、

「1729 他に分類されないその他の織物製造業」

〔生産物例示〕

レース生地、組ひも、細幅織物、その他の繊維雑品（リリヤン、モール、ふさ等）、洗上羊毛、トップ、せん毛、ふとん綿、製綿、フェルト、不織布、上塗り・防水織物

〔変更点〕

平成2年表の列部門「1529-01製綿・寝具」のうち製綿を「1519-09その他の繊維工業製品」に統合。

行部門「1512-091細幅織物」及び「1529-011製綿・寝具」のうち製綿を「1519-099その他の繊維工業製品」に統合。

列部門	1521-01	織物製衣服
行部門	1521-011	織物製衣服

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類151「織物製（不織布製及びレース製を含む）外衣・シャツ製造業（和式を除く）」及び細分類1531「織物製下着製造業」、1533「織物製寝具類製造業」及び1551「和装製品製造業」の生産活動を範囲とする。

また、洋服製造小売業のうち製造に係る活動及び製造業以外からの委託生産も本部門の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1810 衣服製造業（毛皮製衣服を除く。）」

〔生産物例示〕

男子・少年用服、婦人・少女用服、乳幼児用服、作業用衣服、スポーツ用衣服、校服服、ワイシャツ、織物製下着・寝着類、既製和服・帯、ショール等の和装製品

〔変更点〕

平成2年表の部門名「衣服」から「織物製衣服」へ名称変更。

〔注意点〕

生産額推計に工業統計表（品目編）を採用する場合は、非製造業者（商社等）からの生産委託分が把握できない。

しかし、縫製品の場合、商社等からの委託生産が多いため、工業統計調査の「加工賃収入－委託生産費」を同業者以外（商社等）からの委託分として、下式により生産額を推計する。「ニット製衣服」も同様。

商社分の生産額＝〔同業者以外からの委託費〕  
／〔加工賃／生産価格〕

列部門	1521-02	ニット製衣服
行部門	1521-021	ニット製衣服

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類152「ニット製外衣・シャツ製造業」、細分類1532「ニット製下着製造業」、1534「ニット製

寝着類製造業」及び1535「補整着製造業」の生産活動を範囲とする。

また、製造業以外からの委託生産も本部門の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1730 ニット及びクローゼ編織物並びに同製品製造業」

〔生産物例示〕

ニット製男子・少年用服、ニット製婦人・少女用服、ニット製スポーツ用服、ニット製海水着、ニット製乳幼児用服、ニット製下着、ニット寝着類、補整着

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「1513-01、-011ニット製品」より「ニット製衣服」を分割・新設。「1513-01、-011ニット製品」に含まれていたニット製靴下・手袋は「1522-09、-099その他の衣服・身の回り品」に分割・統合。

また、列部門「1521-01衣服」に含まれていた「補整着」を本部門に統合。

列部門	1522-09	その他の衣服・身の回り品
行部門	1522-099	その他の衣服・身の回り品

(通商産業省)

日本標準産業分類小分類154「毛皮製衣服・身の回り品製造業」、細分類1552「足袋製造業」及び小分類156「その他の衣服・繊維製身の回り品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1730 ニット及びクローゼ編織物並びに同製品製造業」、「1810 衣服製造業（毛皮製衣服を除く。）」、「1820 毛皮仕上げ及び染色業並びに毛皮製衣服製造業」

〔生産物例示〕

帽子、毛皮製衣服・身の回り品、ネクタイ、スカーフ、ネックチーフ、ハンカチーフ、足袋類、なめし革製衣服、繊維製履物

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「1512-01、-011ニット製品」より、手袋及び靴下を分割・統合し、コードを「1522-01、-011」から「1522-09、-099」に変更。

〔注意点〕

平成2年表において、部門の名称を昭和60年表の「1522-01、-011身廻品」から「その他の衣服・身の回り品」に変更。

列部門	1529-01	寝具
行部門	1529-011	寝具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1591「寝具製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1721 繊維仕立て製品製造業 (衣服を除く。)」  
〔生産物例示〕

ふとん, 羽毛ふとん, 寝具用カバー, シーツ, タオルケット, まくら

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「1529-01, -011製綿・寝具」から寝具を分割・新設。

列部門	1529-09	その他の繊維既製品
行部門	1529-099	その他の繊維既製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1592「帆布製品製造業」, 1593「繊維製袋製造業」, 1594「刺しゅう業」, 1595「タオル製造業」及び1599「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1721 繊維仕立て製品製造業 (衣服を除く。)」  
〔生産物例示〕

蚊帳, 帆布製品 (シート, テント, 日よけ等), 繊維製袋 (麻袋, 綿袋, 合成繊維袋等), 刺しゅう製品, タオル

列部門	1611-01	製材
行部門	1611-011	製材

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1611「一般製材業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2010 製材業及び木材プレーナー業」  
〔生産物例示〕

板材, ひき割, ひき角, 残材

列部門	1611-02	合板
行部門	1611-021	合板

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1612「単板 (ベニヤ板) 製造業」

1617「床板製造業」及び1622「合板製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2010製材業及び木材プレーナー業」, 「2021単板 (ベニヤ) シート, 合板, 積層板, パーティクルボード及びその他の板製造業」

〔生産物例示〕

単板, 床板, 普通合板, 特殊合板, 集成材

列部門	1611-03	木材チップ
行部門	1611-031	木材チップ

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1618「木材チップ製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2010 製材業及び木材プレーナー業」

列部門	1619-09	その他の木製品
行部門	1619-091	建設用木製品
	1619-099	その他の木製品 (除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1613「屋根板製造業」, 1614「経木・同製品製造業 (折箱・マッチ箱を除く)」, 1615「木毛製造業」, 1616「たる・おけ材製造業」, 1619「他に分類されない特殊製材業」, 1621「造作材製造業 (建具を除く)」, 1623「建築用木製組立材料製造業」, 1624「パーティクルボード製造業」, 1625「銘板・銘木製造業」, 小分類163「木製容器製造業 (竹, とうを含む)」及び169「その他の木製品製造業 (竹, とうを含む)」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1920 履物製造業」, 「2021 単板 (ベニヤ) シート, 合板, 積層板, パーティクルボード及びその他の板製造業」, 「2022 建築用材料及び建具製造業」, 「2029 その他の木製品, コルク, わら及び編み物素材製品製造業」

〔生産物例示〕

建設用木製品: 屋根板, 造作材, 建築用木製組立材料, パーティクルボード, 銘板, 銘木, 床柱

その他の木製品 (除別掲): 経木, 木毛, たる・おけ材, 竹・とう・きりゅう等容器, 折箱, 木箱, 取枠・巻枠, 和たる, 洋たる, おけ類, 薬品処理木材, 靴型, はし, その他の木・竹・とう・きりゅう等の製品, コルク製品

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「3919-09、-099その他の製造工業製品」に含まれていたコルク製品を本部門に分割・統合した。

木型は「3919-09、-099その他の製造工業製品」に統合した。

列部門	1711-01	木製家具・装備品
行部門	1711-011	木製家具・装備品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1711「木製家具製造業（漆塗りを除く）」、1713「マットレス・組スプリング製造業」、小分類172「宗教用具製造業」、細分類1793「日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業」、1794「鏡縁・額縁製造業」及び1799「他に分類されない家具・装備品製造業」の生産活動（製造小売業のうちの製造活動部分を含む）を範囲とする。

ISIC：「3610 家具製造業」

〔生産物例示〕

机、テーブル、いす、流し台、調理台、ガス台、たんす、棚、戸棚、音響機器用キャビネット、ベッド等の木製家具並びにベッド用マットレス・組スプリング、宗教用具、日本びょうぶ、衣こう、すだれ、鏡縁、額縁

〔注意点〕

土石製家具、プラスチック製家具、ガラス製家具、陶磁器製家具等も本部門に含まれる。

列部門	1711-02	木製建具
行部門	1711-021	木製建具

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類173「建具製造業」の生産活動（製造小売業のうちの製造活動部分を含む）を範囲とする。

ISIC：「2022 建築用材料及び建具製造業」

〔生産物例示〕

雨戸、格子、障子、ふすま

列部門	1711-03	金属製家具・装備品
行部門	1711-031	金属製家具・装備品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1712「金属製家具製造業」、1791「事務所用・店舗用装備品製造業」及び1792「窓用・扉用日よけ製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3610 家具製造業」

〔生産物例示〕

机、いす、テーブル、ベッド、流し台、調理台、ガス台、棚、戸棚等の金属製家具、ついでに、陳列台、アコーディオンカーテン等の事務所用・店舗用装備品、ブラインド等の窓用・扉用日よけ

列部門	1811-01	パルプ
行部門	1811-011	パルプ
	1811-012P	古紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類181「パルプ製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、内生部門及び最終需要（輸入を含む）部門で発生する古紙を範囲とする。

ISIC：「2101 パルプ、紙及び板紙製造業」

〔生産物例示〕

溶解パルプ、製紙パルプ

〔変更点〕

「1811-012古紙」は平成2年表の「1811-011パルプ」のうち特殊記号2、3が付いたもの。

〔注意点〕

本部門については、古紙を主生産物とする部門（競合部門）がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列部門	1812-01	洋紙・和紙
行部門	1812-011	洋紙・和紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1821「洋紙製造業」、1823「機械すき紙及び和紙製造業」、1824「手すき紙及び和紙製造業」及び大蔵省印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2101 パルプ、紙及び板紙製造業」

〔生産物例示〕

新聞巻取紙、印刷・情報用紙、包装用紙、衛生用紙、雑種紙、手すき和紙、紙幣用和紙

列部門	1812-02	板紙
行部門	1812-021	板紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1822「板紙製造業」の生産活動

を範囲とする。

I S I C : 「2101 パルプ、紙及び板紙製造業」

〔生産物例示〕

段ボール原紙、白板紙、色板紙、建材原紙、その他の板紙

列部門	1813-01	段ボール
行部門	1813-011	段ボール

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1832「段ボール製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2102 段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業」

〔生産物例示〕

段ボール(シート)

列部門	1813-02	塗工紙・建設用加工紙
行部門	1813-021	塗工紙・建設用加工紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1831「塗工紙製造業」及び1833「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2101 パルプ、紙及び板紙製造業」

〔生産物例示〕

絶縁紙、絶縁テープ、アスファルト塗工紙、その他の塗工紙・加工紙、壁紙、ふすま紙

列部門	1821-01	段ボール箱
行部門	1821-011	段ボール箱

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1853「段ボール箱製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2101 パルプ、紙及び板紙製造業」

列部門	1821-09	その他の紙製容器
行部門	1821-099	その他の紙製容器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1851「重包装紙袋製造業」、1852「角底紙袋製造業」、1854「紙器製造業」及び1855「ソリッド

ファイバー・バルカナイズドファイバー製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2102 段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業」、 「2109 その他の紙及び板紙製品製造業」

〔生産物例示〕

セメント袋、米麦袋等の重包装紙袋、ショッピングバッグ、手提紙袋等の角底紙袋、折たたみ箱、機械箱、張り合わせ箱等の紙箱、紙筒、紙コップ、紙皿等のその他の紙器、ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製容器

列部門	1829-01	紙製衛生材料・用品
行部門	1829-011	紙製衛生材料・用品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1893「紙製衛生材料製造業」及び1899「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2109 その他の紙及び板紙製品製造業」

〔生産物例示〕

衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等の紙製衛生材料、紙タオル、紙ナプキン、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー等の紙製衛生用品

〔注意点〕

平成2年表において昭和60年表の列・行部門「1829-09、-099その他のパルプ・紙・紙加工品」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品を分割・特掲。

列部門	1829-09	その他のパルプ・紙・紙加工品
行部門	1829-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1834「ブックバイディングクロス製造業」、小分類184「紙製品製造業」、細分類1891「セロファン製造業」、1892「繊維板製造業」及び1899「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品を除く生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2109 その他の紙及び板紙製品製造業」

〔生産物例示〕

紙製・織物製ブックバイディングクロス、事務用紙製品、学用紙製品、日用紙製品、セロファン、紙管、紙ひも、紙テープ

〔注意点〕

平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「1829-01、-011セロファン」を本部門に統合。

平成2年表において、昭和60年表において本部門に含まれていた紙製衛生材料及び紙製衛生用品を列・行とも分割・特掲（1829-01、-011）。

列部門	1911-01	新聞
行部門	1911-011	新聞

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類191「新聞業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産額には広告料収入を含める。

I S I C : 「2212 新聞、雑誌及び定期刊行物出版業」

列部門	1911-02	印刷・製版・製本
行部門	1911-021	印刷・製版・製本

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類193「印刷業（謄写印刷業を除く）」、194「製版業」、195「製本業、印刷物加工業」、199「印刷業に伴うサービス業」及び大蔵省印刷局の印刷・製版・製本活動を範囲とする。

なお、生産額には大蔵省印刷局の広告料収入を含める。また、一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、生産額には含めない。

I S I C : 「2221 印刷業」、 「2222 印刷に関連するサービス業」

〔生産物例示〕

凸版印刷物（活版）、平版印刷物（オフセット）、凹版印刷物（グラビア）、特殊印刷物、製版、官報印刷、紙幣印刷

列部門	1911-03	出版
行部門	1911-031	出版

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類192「出版業」の活動とする。

なお、生産額には広告料収入を含める。

I S I C : 「2211 書籍、パンフレット、楽譜及びその他の出版物出版業」、 「2212 新聞、雑誌及び定期刊行物出版業」、 「2219 その他の出版業」

〔生産物例示〕

書籍、雑誌、定期刊行物、その他の出版物

## 5 化学製品、石油・石炭製品

列部門	2011-01	アンモニア
行部門	2011-011	アンモニア

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち、アンモニア及びアンモニア水の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2412 肥料及び窒素化合物製造業」

列部門	2011-02	化学肥料
行部門	2011-021	化学肥料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうちアンモニア、アンモニア水、硝酸、硝酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除いたもの、2012「複合肥料製造業」、2019「その他の化学肥料製造業」及び2021「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2412 肥料及び窒素化合物製造業」

(生産物例示)

窒素質肥料：尿素、硝酸アンモニウム、石灰窒素

その他の単質肥料：過りん酸石灰、熔成りん肥、重過りん酸石灰、重焼りん

複合肥料：りん酸アンモニウム（肥料用）、高度化成肥料、普通化成肥料、NK化成肥料、配合肥料

〔変更点〕

平成2年表の列部門「2011-02単質肥料」及び「2011-03複合肥料」を統合し、「2011-02化学肥料」とする。また、行部門も同様に統合し、「2011-021化学肥料」とする。

〔注意点〕

硫酸アンモニウムは、回収・副生に依存する割合が大きくなっているため、昭和55年表より合成硫酸アンモニウムの生産はゼロとし、すべてを回収又は副生硫酸アンモニウムとし、副産物発生によって需要をまかなうこととした。

塩化アンモニウムは、60年表より硫酸アンモニウムと同様の扱いとした。

列部門	2021-01	ソーダ工業製品
行部門	2021-011	ソーダ灰
	2021-012	か性ソーダ
	2021-013	液体塩素
	2021-019	その他のソーダ工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2021「ソーダ工業」のうち、塩化アンモニウムを除く生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する塩化アンモニウムは副産物扱いとし、「2011-021化学肥料」を競合部門とする。

I S I C : 「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」

(生産物例示)

その他のソーダ工業製品：塩素ガス、塩酸ガス、塩酸高度さらし粉、さらし液、塩素酸ナトリウム

列部門	2029-01	無機顔料
行部門	2029-011	酸化チタン
	2029-012	カーボンブラック
	2029-019	その他の無機顔料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2023「無機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する化学石こうは副産物扱いとし、「0621-019その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

I S I C : 「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」

(生産物例示)

その他の無機顔料：亜鉛華、鉛丹、リサーチ、銀朱、酸化第二鉄、黄鉛、カドミウム顔料

〔変更点〕

部門のコードを「2029-02」から「2029-01」に変更。

列部門	2029-02	圧縮ガス・液化ガス
行部門	2029-021	圧縮ガス・液化ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2024「圧縮ガス・液化ガス製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物



を除く。）」

〔生産物例示〕

酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、炭酸ガス

〔変更点〕

部門コードを「2029-03」から「2029-02」へ変更。

列部門	2029-03	塩
行部門	2029-031	原塩
	2029-032	塩

(大蔵省)

日本標準産業分類の細分類2025「塩製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2429 他に分類されないその他の化学品製造業」

〔生産物例示〕

塩、食卓塩、かん水、にがり

〔変更点〕

統合大分類を平成2年表の「食料品」から「化学製品」に変更。

〔注意点〕

岩塩は「0629-09, -099その他の非金属鉱物」に含まれる。

列部門	2029-09	その他の無機化学工業製品
行部門	2029-099	その他の無機化学工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム及び2022「電炉工業」並びに2029「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒を除いたものの生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する化学石こうは副産物扱いとし、「0621-019その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

I S I C : 「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」、「2412 肥料及び窒素化合物製造業」

〔生産物例示〕

亜硫酸塩、硫化物、ふっ化物、りん化合物、カリウム塩、バリウム塩、活性炭

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「2029-01, -011硫酸」を本部門に統合。

列部門	2031-01	石油化学基礎製品
行部門	2031-011	エチレン
	2031-012	プロピレン
	2031-019	その他の石油化学基礎製品

(通商産業省)

ナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、トップガスの生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する液化石油ガス及び硫黄は副産物扱いとし、「2111-018液化石油ガス」及び「0629-099その他の非金属鉱物」をそれぞれ競合部門とする。

I S I C : 「2320 石油精製業」

〔注意点〕

本部門は、日本標準産業分類の細分類2031「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」のうち石油化学系基礎製品の生産活動が該当する。したがって、一貫して生産される誘導品は、それぞれ「2031-02石油化学系芳香族製品」、「2032-01脂肪族中間物」及び「2032-02環式中間物」等に分類される。

列部門	2031-02	石油化学系芳香族製品
行部門	2031-021	純ベンゼン
	2031-022	純トルエン
	2031-023	キシレン
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品

(通商産業省)

改質生成油及び分解ガソリンからつくられる純ベンゼン、純トルエン、キシレン（o-キシレン（精製のもの）、m-キシレン（精製のもの）、p-キシレン（精製のもの）を含む）、芳香族溶剤の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」

〔変更点〕

行部門の名称を「純ベンゾール」から「純ベンゼン」に、「純トルオール」から「純トルエン」に、「キシロール」から「キシレン」にそれぞれ変更。

列部門	2032-01	脂肪族中間物
行部門	2032-011	合成アルコール類
	2032-012	酢酸
	2032-013	二塩化エチレン
	2032-014	アクリロニトリル
	2032-015	エチレングリコール
	2032-016	酢酸ビニルモノマー
	2032-019	その他の脂肪族中間物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2032「脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む)」の生産活動を範囲とし、その生産物は、エチレン、プロピレン、ブチレン等のオレフィンからの誘導品とする。

なお、生産工程において回収される硫酸アンモニウムは、副産物扱いとし、「2011-021化学肥料」を競合部門とする。

ISIC：「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」

〔生産物例示〕

合成アルコール類：エチルアルコール、合成高級アルコール（C9以上のもの）、イソプロピルアルコール、合成オクタノール、合成ブタノール

その他の脂肪族中間物：酸化エチレン、塩化ビニル（モノマー）

列部門	2032-02	環式中間物
行部門	2032-021	スチレンモノマー
	2032-022	合成石炭酸
	2032-023	テレフタル酸（高純度）
	2032-024	カプロラクタム
	2032-029	その他の環式中間物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち、環式中間物の生産活動を範囲とし、その生産物は、ベンゼン、トルエン、キシレンからの誘導品である。

なお、生産工程において回収される硫酸アンモニウムは副産物扱いとし、「2011-021化学肥料」を競合部門とする。

ISIC：「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」

〔生産物例示〕

その他の環式中間物：アルキルベンゼン、無水フタル酸、テレフタル酸ジメチル、シクロヘキサン

列部門	2033-01	合成ゴム
行部門	2033-011	合成ゴム

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2038「合成ゴム製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2413 プラスチック原料製造業，合成ゴム製造業」

列部門	2039-01	メタン誘導品
行部門	2039-011	メタン誘導品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2033「メタン誘導品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」

〔生産物例示〕

精製メタノール、ホルマリン、塩化メチル、フロンガス

〔変更点〕

部門コードを「2039-02，-021」から「2039-01，-011」へ変更。

列部門	2039-02	油脂加工製品
行部門	2039-021	油脂加工製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2051「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち、硬化油（食用）を除く生産活動を範囲とする。

ISIC：「2424 石鹼，洗剤，クリーニング，つや出し剤，香水及び化粧品類製造業」

〔生産物例示〕

硬化油（工業用），脂肪酸，グリセリン

〔変更点〕

部門コードを「2039-03，-031」から「2039-02，-021」に変更。

生産工程において発生する副産石けんは、微少になったた

め副産物扱いせず、概念に含めていない。

列部門	2039-03	可塑剤
行部門	2039-031	可塑剤

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2039「その他の有機化学工業製品製造業」のうち、可塑剤の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く）」

[生産物例示]

フタル酸系可塑剤、脂肪酸系可塑剤、りん酸系可塑剤、アジピン系可塑剤、ポリエステル系可塑剤、エポキシ系可塑剤

[変更点]

部門のコードを「2039-04、-041」から「2039-03、-031」へ変更。

列部門	2039-04	合成染料
行部門	2039-041	合成染料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち、合成染料（ピグメントレジソカラーを含む）の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」

[変更点]

部門のコードを「2039-05、-051」から「2039-04、-041」に変更。

列部門	2039-09	その他の有機化学工業製品
行部門	2039-099	その他の有機化学工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2034「発酵工業」、2035「コーラル製品」、2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうちレーキ及び2039「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤を除く生産活動を範囲とする。

ISIC: 「1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業」、「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」

[生産物例示]

純ベンゾール（非石油系）、クレオソート油、ピッチ、ナフタリン、エチルアルコール、レーキ、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、高級アルコール（油脂製品）

[変更点]

平成2年表の列・行部門「2039-01、-011 コールタール製品」を本部門に統合。

列部門	2041-01	熱硬化性樹脂
行部門	2041-011	熱硬化性樹脂

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、けい素樹脂の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「2413 プラスチック原料製造業、合成ゴム製造業」

列部門	2041-02	熱可塑性樹脂
行部門	2041-021	ポリエチレン（低密度）
	2041-022	ポリエチレン（高密度）
	2041-023	ポリスチレン
	2041-024	ポリプロピレン
	2041-025	塩化ビニル樹脂

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「2413 プラスチック原料製造業、合成ゴム製造業」

[注意点]

EVA（エチレン・酢酸ビニルコポリマー）は、「2041-021 ポリエチレン（低密度）」に含まれる。

列部門	2041-03	高機能性樹脂
行部門	2041-031	高機能性樹脂

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、ポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート（繊維用を除く）、ポリブ

チレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテルの生産活動を範囲とする。

ISIC：「2413 プラスチック原料製造業，合成ゴム製造業」

〔生産物例示〕

ポリアミド樹脂，ポリカーボネード，ポリアセタール，ポリエチレンテレフタレート（繊維用を除く），ポリブチレンテレフタレート，変成ポリフェニレンエーテル

列部門	2041-09	その他の合成樹脂
行部門	2041-099	その他の合成樹脂

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち，石油系樹脂，メタクリル樹脂，ポリビニルアルコール，塩化ビニリデン樹脂，フッ素樹脂，アセチルセルロース，ポリエチレンテレフタレート（繊維用）など他に分類されない合成樹脂の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2413 プラスチック原料製造業，合成ゴム製造業」

列部門	2051-01	レーヨン・アセテート
行部門	2051-011	レーヨン・アセテート

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2041「レーヨン・アセテート製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2430 人造繊維製造業」

〔生産物例示〕

ビスコース長繊維・短繊維，キュプラ長繊維・短繊維，アセテート長繊維・短繊維

〔注意点〕

平成2年表において，部門の名称を昭和60年表の「2051-01，-011人絹糸・スフ」から「レーヨン・アセテート」に変更。

列部門	2051-02	合成繊維
行部門	2051-021	合成繊維

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2042「合成繊維製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2430 人造繊維製造業」

〔生産物例示〕

ナイロン長繊維・短繊維，ポリエステル長繊維・短繊維，アクリル長繊維・短繊維，ビニロン長繊維・短繊維，ポリプロピレン長繊維・短繊維

列部門	2061-01	医薬品
行部門	2061-011	医薬品

（厚生省）

日本標準産業分類の細分類206「医薬品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2421 殺虫剤及びその他の農業化学製品製造業」  
「2423 医薬品，薬用化学品及び植物性薬品製造業」

〔生産物例示〕

医薬品製品（循環器官用薬，抗生物質製剤等），医薬部外品（殺虫剤等），動物用医薬品・医薬部外品

〔注意点〕

化粧品・歯磨は「2071-02化粧品・歯磨」に，農薬は「2074-01農薬」に含まれる。

列部門	2071-01	石けん・合成洗剤・界面活性剤
行部門	2071-011	石けん・合成洗剤
	2071-012	界面活性剤

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2052「石けん・合成洗剤製造業」及び2053「界面活性剤製造業（石けん，合成洗剤を除く）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2424 石けん，洗剤，クリーニング，つや出し剤，香水及び化粧品類製造業」

〔生産物例示〕

界面活性剤：陰イオン・陽イオン・両性イオン・非イオン  
界面活性剤，柔軟仕上げ剤

列部門	2071-02	化粧品・歯磨
行部門	2071-021	化粧品・歯磨

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類207「化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2424 石けん，洗剤，クリーニング，つや出し剤，香水及び化粧品類製造業」

〔生産物例示〕

香水，オーデオロン，頭髪用化粧品（シャンプー，ヘヤーリンス，養毛剤，整髪料等），皮膚用化粧品（クリーム，乳液，化粧水，パック等），仕上用化粧品（ファンデーション，おしろい，口紅，ほほ紅，アイメイクアップ等），特殊用途化粧品（日焼け止め，ひげそり用化粧品等），歯磨

列部門	2072-01	塗料
行部門	2072-011	塗料

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2054「塗料製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2422 ペイント，ワニス及びこれらに類する塗料，印刷用インク，マスティック製造業」

〔生産物例示〕

油性塗料，ラッカー，電気絶縁塗料，合成樹脂塗料，シンナー類

列部門	2072-02	印刷用インキ
行部門	2072-021	印刷用インキ

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2055「印刷インキ製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2422 ペイント，ワニス及びこれらに類する塗料，印刷用インク，マステック製造業」

〔生産物例示〕

一般インキ，新聞インキ，補助剤，印刷用ワニス

列部門	2073-01	写真感光材料
行部門	2073-011	写真感光材料

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2095「写真感光材料製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2109 その他の紙及び板紙製品製造業」，「2429 他に分類されないその他の化学製品製造業」

〔生産物例示〕

フィルム，印画紙，感光紙，写真用化学薬品

列部門	2074-01	農薬
行部門	2074-011	農薬

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類2092「農薬製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2421 殺虫剤及びその他の農業化学製品製造業」

〔生産物例示〕

殺虫剤，殺菌剤，除草剤，殺そ（鼠）剤，植物成長調整剤，補助剤

〔注意点〕

殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）及び殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）の活動は，「2061-01，-011医薬品」に含まれる。

列部門	2079-01	ゼラチン・接着剤
行部門	2079-011	ゼラチン・接着剤

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2094「ゼラチン・接着剤製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2429 他に分類されないその他の化学製品製造業」

〔生産物例示〕

にかわ，ゼラチン，大豆グルー，合成樹脂系接着剤

〔注意点〕

平成2年表において，昭和60年表の列部門「2079-09その他の化学最終製品」から分割・特掲。

〔変更点〕

部門コードを「2079-02，-021」から「2079-01，-011」に変更。

列部門	2079-09	その他の化学最終製品
行部門	2079-091	触媒
	2079-099	その他の化学最終製品（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2029「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒，2056「洗浄剤・磨用剤製造業」，2057「ろうそく製造業」，2091「火薬類製造業」，2093「香料製造業」，2096「天然樹脂製品・木材化学製品製造業」，2097「試薬製造業」及び2099「他に分類されない化学工業製品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2424 石けん、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業」、 「2429 他に分類されないその他の化学製品製造業」

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「2079-01、-011火薬類」を本部門に統合。

〔注意点〕

平成2年表において、60年表の列部門「2079-09その他の化学最終製品」から「2079-02ゼラチン・接着剤」を分割・特掲。

列部門	2111-01	石油製品
行部門	2111-011	揮発油
	2111-012	ジェット燃料油
	2111-013	灯油
	2111-014	軽油
	2111-015	A重油
	2111-016	B重油・C重油
	2111-017	ナフサ
	2111-018	液化石油ガス
	2111-019	その他の石油製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類211「石油精製業」、212「潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)」及び219「その他の石油製品・石炭製品製造業」の生産活動を範囲とする。

また、「2031-01石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、本部門を競合部門とする。

なお、生産工程において発生する硫黄は副産物扱いとし、「0629-099その他の非金属鉱物」を競合部門とする。

ISIC：「2320 石油精製業」

〔生産物例示〕

その他の石油製品：グリース、潤滑油、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原料油、石油ガス、オイルコークス

列部門	2121-01	石炭製品
行部門	2121-011	コークス
	2121-019	その他の石炭製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類213「コークス製造業」及び214「練炭・豆炭製造業」の生産活動を範囲とする。

生産工程において発生する副生硫黄は副産物扱いとし、「2011-021化学肥料」を競合部門とする。

また、他部門で副産物として発生するコークス、高炉ガス、電炉ガスは、本部門を競合部門とする。

なお、石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール及びコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。

ISIC：「1010 無煙炭鉱業・固形燃料製造業」、 「1020 亜炭鉱業・固形燃料製造業」、 「2310 コークス炉製品製造業」

〔生産物例示〕

その他の石炭製品：練炭、豆炭、粗ベンゾール、コールタール、コークス炉ガス

列部門	2121-02	舗装材料
行部門	2121-021	舗装材料

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類215「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2310 コークス炉製品製造業」

〔生産物例示〕

アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材

6 プラスチック・ゴム製品, 皮革製品,  
窯業・土石製品

列部門	2211-01	プラスチック製品
行部門	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類22「プラスチック製品製造業  
(別掲を除く)」の生産活動を範囲とする。

ISIC : 「2520 プラスチック製品製造業」

[生産物例示]

プラスチックフィルム・シート : プラスチックフィルム,  
プラスチックシート, プラスチック床材, 合成皮革, プ  
ラスチックフィルム・シート・床材, 合成皮革加工品  
プラスチック板・管・棒 : プラスチック製平板・波板・積  
層品・化粧板・棒, プラスチック硬質管, プラスチック  
ホース, プラスチック継手, 雨どい, その他のプラスチ  
ック異形押出製品, プラスチック板・管・棒・継手・異形  
押出製品の加工品

プラスチック発泡製品 : ポリウレタンフォーム, ポリエチ  
レンフォーム, 塩化ビニルフォーム, ポリスチレンフォー  
ム, ポリスチレンペーパー, 板状発泡製品

工業用プラスチック製品 : 輸送機械用プラスチック製品  
(バンパー, ダッシュボード, ホイールキャップ等), 電  
気機械器具用プラスチック製品 (TVキャビネット, 掃  
除機ボデー, 冷蔵庫内装品等), その他の工業用プラス  
チック製品, 工業用プラスチック製品の加工品

強化プラスチック製品 : 強化プラスチック製板・棒・管・  
継手, 強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽, 強化プ  
ラスチック製保安帽・がい子・橋脚・コンテナ等, 発泡・  
強化プラスチック製品の加工品

プラスチック製容器 : プラスチック製灯油缶, 工業用薬品  
缶, 洗剤・シャンプー用容器, ビールコンテナ, 農林水  
産用コンテナ, ごみ箱

プラスチック製日用雑貨・食卓用品 : プラスチック製のま  
な板, ボール, 食器, 盆等の台所・食卓用品, 雑貨, 浴  
室用品

その他のプラスチック製品 : プラスチック成形材料, 廃プ  
ラスチック製品 (くい, 棚, 漁礁等), 結束テープ, プ  
ラスチック製の絶縁テープ, 時計ガラス, 止水板, 人工  
芝, プラスチック製品の加工品 (他に分類されないもの)

列部門	2311-01	タイヤ・チューブ
行部門	2311-011	タイヤ・チューブ

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類231「タイヤ・チューブ製造業」  
及び細分類2394「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とす  
る。

ISIC : 「2511 ゴムタイヤ及びチューブ製造業並びにゴ  
ムタイヤ再生業」

[生産物例示]

自動車用タイヤ・チューブ, 航空機用タイヤ・チューブ,  
自転車用タイヤ・チューブ, 運搬車用タイヤ・チューブ, ソ  
リッドタイヤ, 更生タイヤ

列部門	2319-01	ゴム製履物
行部門	2319-011	ゴム製履物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2321「ゴム製履物・同附属品製  
造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC : 「1920 履物製造業」

[生産物例示]

地下足袋, ゴム底布靴, 総ゴム靴, ゴム草履・スリッパ  
(スポンジ製のものを含む), ゴム製の履物用品 (ゴム底, ゴ  
ムかかと, 草履底, 甲など)

列部門	2319-02	プラスチック製履物
行部門	2319-021	プラスチック製履物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2322「プラスチック製履物・同  
附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC : 「1920 履物製造業」

[生産物例示]

プラスチック製靴 (合成皮革製靴, プラスチック成形靴な  
ど), プラスチック製サンダル・スリッパ・草履, プラスチ  
ック製運動靴, プラスチック製の履物附属品

列部門	2319-09	その他のゴム製品
行部門	2319-099	その他のゴム製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類233「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」、細分類2391「ゴム引布・同製品製造業」、2392「医療・衛生用ゴム製品製造業」、2393「ゴム練生地製造業」、2395「再生ゴム製造業」及び2399「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2519 その他のゴム製品製造業」

(生産物例示)

コンベアゴムベルト、平ベルト、Vベルト(ファンベルトを含む)、ゴムホース、工業用ゴム製品(防振ゴム、ゴム製パッキン等)、ゴム引布、ゴム引布製品(エアーマットレス等)、医療・衛生用ゴム製品(乳首、水まくら、氷のう、手術用手袋、避妊用具等)、ゴム練生地、再生ゴム、その他のゴム製品(フォームラバー、ゴム手袋(医療用を除く)、消しゴム、ゴムバンド、指サック(事務用)、印刷ゴム等)

列部門	2411-01	革製履物
行部門	2411-011	革製履物

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類243「革製履物用材料・同附属品製造業」及び244「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1920 履物製造業」

(生産物例示)

紳士用革靴(23cm以上)、婦人用・子供用革靴、運動用革靴(登山靴、スケート靴、ゴルフ靴等)、作業用革靴(保安靴、帯電靴等)、革製草履・スリッパ・サンダル、革製の履物用材料(甲、靴底、かかと)

列部門	2412-01	製革・毛皮
行部門	2412-011	製革・毛皮

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類241「なめし革製造業」及び248「毛皮製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1820 毛皮仕上げ及び染色業並びに毛皮製衣服製造業」、[1911 皮なめし及び仕上げ業]

(生産物例示)

成牛甲革、中小牛甲革、牛皮革、牛ぬめ革、その他の牛革、馬革、豚革、山羊・めん羊革、その他のなめし革(わに革、とかげ革、へび革等)、毛皮(調整済で完成品でないもの)

[注意点]

毛皮製衣服、なめし革製衣服及び毛皮製身の回り品(コート、えり巻、毛皮装飾品等)は、「1522-09、-099その他の衣服・身の回り品」に含まれる。

列部門	2412-02	かばん・袋物・その他の革製品
行部門	2412-021	かばん・袋物・その他の革製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類242「工業用革製品製造業(手袋を除く)」、245「革製手袋製造業」、246「かばん製造業」、247「袋物製造業」及び249「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1912手 荷物かばん、ハンドバッグ及び馬具類製造業」

(生産物例示)

工業用革製品(工業用革ベルト、革製パッキン、ガスケット)、革製手袋(合成皮革製を含む)(衣服用、作業用、スポーツ用)、かばん(材料のいかんを問わない)(なめし革製旅行かばん、なめし革製書類入れかばん・学生かばん・ランドセル、プラスチック製かばん、合成皮革製ケース等)、袋物(札入れ、財布、ショッピングバッグ等)、ハンドバッグ(材料のいかんを問わない)、その他の革製品(服装用革ベルト、馬具、むち、腕時計用革バンド等)

[注意点]

革製の運動用具(グローブ等)は、「3911-02、-021運動用品」に、なめし革衣服は、「1522-01、-011その他の衣服・身の回り品」にそれぞれ含まれる。

列部門	2511-01	板ガラス・安全ガラス
行部門	2511-011	板ガラス
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2511「板ガラス製造業」、2512「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2610 ガラス及びガラス製品製造業」

(生産物例示)

板ガラス：普通板ガラス、変り板ガラス、みがき板ガラス



安全ガラス・複層ガラス：合せガラス，強化ガラス，複層ガラス，すりガラス，曲げガラス，鏡

列部門	2512-01	ガラス繊維・同製品
行部門	2512-011	ガラス繊維・同製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2517「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2610 ガラス及びガラス製品製造業」

(生産物例示)

ガラス短繊維フェルト，ガラス短繊維ボード，ガラス短繊維筒，ガラス長繊維ロービング，ガラス長繊維フィルター，ガラス長繊維糸，ガラス長繊維布，ガラス長繊維テープ，光ファイバ（素線）

列部門	2519-09	その他のガラス製品
行部門	2519-091	ガラス製加工素材
	2519-099	その他のガラス製品（除別掲）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2513「ガラス製加工素材製造業」，2514「ガラス容器製造業」，2515「理化学用・医療用ガラス器具製造業」，2516「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」及び2519「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2610 ガラス及びガラス製品製造業」

(生産物例示)

ガラス製加工素材：光学ガラス素地（眼鏡用を含む），電球用ガラスバルブ，電子管用ガラスバルブ，ガラス棒球

その他のガラス製品（除別掲）：ガラス容器（ガラス製飲料用容器，ガラス製食料・調味料用容器，化粧品瓶，インキ瓶等），理化学用・医療用ガラス器具（フラスコ，ビーカー，試験管，アンプル，薬瓶等），卓上用ガラス器具，ガラス製台所・食卓用品，その他のガラス製品（魔法瓶用ガラス製中瓶，照明・信号用ガラス製品，ガラスブロック，ガラススタイル等）

列部門	2521-01	セメント
行部門	2521-011	セメント

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2521「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。

なお，セメントクリンカは中間製品扱いとし，輸出用及び在庫増減のみを生産額として計上する。

I S I C : 「2694 セメント，石灰及び石膏製造業」

(生産物例示)

ポルトランドセメント，フライアッシュセメント，高炉セメント，白色ポルトランドセメント

列部門	2522-01	生コンクリート
行部門	2522-011	生コンクリート

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2522「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2695 コンクリート製品，セメント製品及び石膏製品製造業」

列部門	2523-01	セメント製品
行部門	2523-011	セメント製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2523「コンクリート製品製造業」及び2529「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2695 コンクリート製品，セメント製品及び石膏製品製造業」

(生産物例示)

コンクリート系パネル，遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい，普通コンクリート管，空洞コンクリートブロック，土木用コンクリートブロック，道路用コンクリート製品，プレストレストコンクリート製品，テラゾー製品，石綿セメント板，波形石綿スレート，その他のセメント製品（セメント瓦，厚形スレート，木材セメント製品，気泡コンクリート製品等）

列部門	2531-01	陶磁器
行部門	2531-011	建設用陶磁器
	2531-012	工業用陶磁器
	2531-013	日用陶磁器

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類254「陶磁器・同関連製品製造業」

業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2691 非建設用耐火性窯業製品製造業」  
「2693 建設用耐火性粘土・セラミック製品製造業」

〔生産物例示〕

建設用陶磁器：衛生陶器（浴槽，洗面手洗器，便器等），  
タイル

工業用陶磁器：電気用陶磁器（がい子，がい管，電気用特殊陶磁器，ファインセラミックス製IC基板・パッケージ（焼結し放しのもの）等），理化学・工業用陶磁器，理化学・工業用ファインセラミックス（焼結し放しのもの）

日用陶磁器：陶磁器製和・洋飲食器，陶磁器製台所・調理用品，陶磁器製置物，陶磁器絵付品，陶磁器用はい土

列部門	2599-01	耐火物
行部門	2599-011	耐火物

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類255「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2692 耐火性窯業製品製造業」

〔生産物例示〕

耐火れんが，不定形耐火物（耐火モルタル，キャストブル耐火物等），人造耐火材（マグネシアクリンカー，合成ムライト等），その他の耐火物（粘土質るつぽを含む）

列部門	2599-02	その他の建設用土石製品
行部門	2599-021	その他の建設用土石製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類253「建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）」及び細分類2596「石こう（膏）製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2694 セメント，石灰及び石膏製造業」

「2695 コンクリート製品，セメント製品及び石膏製品製造業」

〔生産物例示〕

石膏ボード，化粧石膏ボード，ラスボード，吸音ボード，石膏プラスタ，焼石こう，粘土瓦（いぶしかわら，うわ薬かわら，塩焼かわら），普通れんが，陶管

列部門	2599-03	炭素・黒鉛製品
行部門	2599-031	炭素・黒鉛製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類256「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業」

〔生産物例示〕

電極（人造黒鉛電極，電解板，炭素電極，連続自焼式電極ペースト），炭素棒（ガウジング用，電池用等），ブラシ（人造黒鉛質，金属黒鉛質等），不浸透製炭素，黒鉛るつぽ，特殊炭素製品

列部門	2599-04	研磨材
行部門	2599-041	研磨材

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類257「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業」

〔生産物例示〕

天然研磨材，人造研削材，研削砥石，研磨布・紙

列部門	2599-09	その他の窯業・土石製品
行部門	2599-099	その他の窯業・土石製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2582「人工骨材製造業」，2583「石工品製造業」，2584「けいそう土・同製品製造業」，2585「鉱物・土石粉砕等処理業」，2591「ほうろう鉄器製造業」，2592「七宝製品製造業」，2593「人造宝石製造業」，2594「ロックウール・同製品製造業」，2595「石綿製品製造業」，2597「石灰製造業」，2598「鋳型製造業（中子を含む）」及び2599「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2696 石材切り出し・型削り・磨き業」，「2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業」

〔生産物例示〕

石綿糸，石綿布，ジョイント・シート，石綿板，プレーキ

ライニング、石綿保温材、ほうろう鉄器（台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等）、石灰（生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等）、その他の土石製品（人工骨材、土工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉碎・その他の処理品）、七宝製品、人造宝石、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品（うわ薬、雲母板等）

〔変更点〕

平成2年表の行部門「2599-091石綿製品」を「2599-099その他の窯業・土石製品（除別掲）」に統合し、部門名から（除別掲）を削除した。

## 7 鉄鋼，非鉄金属，金属製品

列部門	2611-01	銑鉄
行部門	2611-011	銑鉄

（通商産業省）

高炉銑及び高炉によらない銑鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

なお、生産工程において発生する高炉ガス、高炉ガス灰、鉱滓バラスト、けい酸石灰は副産物扱いとし、それぞれ「2121-019その他の石炭製品」、 「0621-019その他の窯業原料鉱物」、 「0622-021碎石」及び「2011-011化学肥料」を競合部門とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

〔生産物例示〕

高炉銑、電気炉銑、小形高炉銑、原鉄、純鉄、ベースメタル

〔変更点〕

副産物（鉱滓）の競合部門を「0622-011砂利・採石」から「0622-021碎石」に変更。

列部門	2611-02	フェロアロイ
行部門	2611-021	フェロアロイ

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2623「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生するガス、けい酸石灰は副産物扱いとし、それぞれ「2121-019その他の石炭製品」及び「2011-011化学肥料」を競合部門とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

〔生産物例示〕

フェロアロイ、ニッケルルッペ、金属マンガン、酸化モリブデンブリケット

列部門	2611-03	粗鋼（転炉）
行部門	2611-031	粗鋼（転炉）

（通商産業省）

転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する鉱滓は副産物扱いとし、「0622-021碎石」を競合部門とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

〔生産物例示〕

普通鋼粗鋼（転炉によるもの）、特殊鋼粗鋼（転炉によるもの）

〔変更点〕

副産物（鋳滓）の競合部門を「0622-011砂利・採石」から「0622-021碎石」に変更。

〔注意点〕

平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「2611-03、-031粗鋼」から分割。

列部門	2611-04	粗鋼（電気炉）
行部門	2611-041	粗鋼（電気炉）

（通商産業省）

電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

〔生産物例示〕

普通鋼粗鋼（電気炉によるもの）、特殊鋼粗鋼（電気炉によるもの）

〔注意点〕

平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「2611-03、-031粗鋼」から分割。

行部門	2612-011P	鉄屑
-----	-----------	----

（通商産業省）

製造業の生産活動及び最終需要（輸入を含む）部門で発生する鉄屑とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

〔注意点〕

本部門については、鉄屑を主生産物とする部門（競合部門）がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列部門	2621-01	熱間圧延鋼材
行部門	2621-011	普通鋼形鋼
	2621-012	普通鋼鋼板
	2621-013	普通鋼鋼帯
	2621-014	普通鋼小棒
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材

（通商産業省）

鋼半製品、軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、

外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼の生産活動を範囲とする。

なお、鋼半製品は中間製品扱いとし、輸出用及び在庫純増のみを生産額として計上する。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

〔生産物例示〕

普通鋼形鋼：鋼矢板、H形鋼、大形・中形・小形形鋼

普通鋼鋼板：厚板、中板、薄板

普通鋼鋼帯：冷延用鋼帯、その他用鋼帯

普通鋼小棒：小形鉄筋用丸棒・異形棒、その他の小形棒鋼

その他の普通鋼熱間圧延鋼材：軌条、大形・中形棒鋼、管材、バーインコイル、線材、外輪

特殊鋼熱間圧延鋼材：工具鋼、構造用鋼、ばね鋼、軸受鋼、

ステンレス鋼、耐熱鋼、快削鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼、高マンガン鋼、合わせ鋼材

列部門	2622-01	鋼管
行部門	2622-011	普通鋼鋼管
	2622-012	特殊鋼鋼管

（通商産業省）

熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

〔生産物例示〕

普通鋼鋼管：普通鋼熱間鋼管（継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等）、普通鋼冷けん鋼管、普通鋼めっき鋼管

特殊鋼鋼管：特殊鋼熱間鋼管（継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等）、特殊鋼冷けん鋼管

列部門	2623-01	冷間仕上鋼材
行部門	2623-011	冷間仕上鋼材

（通商産業省）

冷間ロール成型形鋼、磨帯鋼、磨棒鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、鉄線、冷間圧造用炭素鋼線、硬鋼線、溶接棒心線、PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2710 第1次鉄鋼製造業」

列部門	2623-02	めっき鋼材
行部門	2623-021	めっき鋼材

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2651「ブリキ製造業」、2652「亜鉛鉄板製造業」、2654「めっき鉄鋼線製造業」及び2659「その他の表面処理鋼材製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2710 第1次鉄鋼製造業」

(生産物例示)

ブリキ、亜鉛めっき鋼板、針金、亜鉛めっき硬鋼線、クロムめっき鋼板、アルミめっき鋼板

列部門	2631-01	鍛鋼
行部門	2631-011	鍛鋼
	2631-012	鍛鋼

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2663「鍛鋼製造業」及び2665「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2710 第1次鉄鋼製造業」

(生産物例示)

鍛鋼：普通鋼・特殊鋼鍛鋼品（打放）

鍛鋼：普通鋼・特殊鋼鍛鋼品（鍛放）

列部門	2631-02	鍛鉄管
行部門	2631-021	鍛鉄管

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2694「鍛鉄管製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2710 第1次鉄鋼製造業」

(生産物例示)

直管（普通・強じん鍛鉄）、異形管（普通・強じん鍛鉄）

列部門	2631-03	鍛鉄品及び鍛工品（鉄）
行部門	2631-031	鍛鉄品
	2631-032	鍛工品（鉄）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2661「鍛鉄物製造業（鍛鉄管、可鍛鍛鉄を除く）」、2662「可鍛鍛鉄製造業」及び2664「鍛工品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2731 鉄鋼製造業」、 「2891 金属の鍛造、プレス、打抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業」

(生産物例示)

鍛鉄品：鍛鉄物、球状黒鉛鍛鉄、合金鍛鉄、可鍛鍛鉄、

精密鍛造品、可鍛鍛鉄製鉄管継手

鍛工品（鉄）：鍛工品（自動車用、産業機械器具用等）

列部門	2649-01	鉄鋼シャースリット業
行部門	2649-011	鉄鋼シャースリット業

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2692「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2710 第1次鉄鋼製造業」

列部門	2649-09	その他の鉄鋼製品
行部門	2649-099	その他の鉄鋼製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2691「鉄粉製造業」及び2699「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2710 第1次鉄鋼製造業」

(生産物例示)

鉄粉、純鉄圧延ペレット

(変更点)

平成2年表に含まれていた「PC鋼より線」を「2899-092 金属線製品」に統合。

列部門	2711-01	銅
行部門	2711-011	銅

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2711「銅第1次製錬・精製業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業」

列部門	2711-02	鉛・亜鉛（含再生）
行部門	2711-021	鉛・亜鉛（含再生）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2712「鉛第1次製錬・精製業」、2713「亜鉛第1次製錬・精製業」、2721「鉛第2次製錬・精製業」

製業（鉛合金製造業を含む）」及び2722「亜鉛第2次製錬・精製業（亜鉛合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業」

〔生産物例示〕

鉛，再生鉛，減摩合金，はんだ，亜鉛，再生亜鉛，亜鉛合金

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「2711-02，-021鉛（含再生）」と「2711-03，-031亜鉛（含再生）」を統合し，「2711-02，-021鉛・亜鉛（含再生）」とした。

列部門	2711-03	アルミニウム（含再生）
行部門	2711-031	アルミニウム（含再生）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2716「アルミニウム第1次製錬・精製業」及び2723「アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業」

〔生産物例示〕

アルミニウム地金，アルミナ，水酸化アルミ，アルミニウム再生地金，アルミニウム合金

〔変更点〕

列・行の部門コードを平成2年表の「2711-04，-041」から「2711-03，-031」に変更。

〔注意点〕

平成2年表において，昭和60年表の行部門「2711-041アルミニウム」及び「2711-042再生アルミニウム」を統合し，部門の名称を変更。

列部門	2711-09	その他の非鉄金属地金
行部門	2711-099	その他の非鉄金属地金

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2714「貴金属第1次製錬・精製業」，2715「ニッケル第1次製錬・精製業」，2717「チタン第1次製錬・精製業」，2718「ウラン・トリウム第1次製錬・精製業」，2719「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」及び2729「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業」

〔生産物例示〕

金地金，銀地金，チタン，タングステン，すず，アンチモン，金再生地金，金合金，銀再生地金，銀合金，銅再生地金，銅合金

行部門	2712-011P	非鉄金属屑
-----	-----------	-------

（通商産業省）

製造業の生産活動及び最終需要（輸入を含む）部門で発生する非鉄金属屑とする。

ISIC：該当なし

〔注意点〕

本部門については，非鉄金属屑を主生産物とする部門（競合部門）がないため，行部門のみを仮設部門として設ける。

列部門	2721-01	電線・ケーブル
行部門	2721-011	電線・ケーブル

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2741「電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3130絶縁電線・ケーブル製造業」

〔生産物例示〕

ケーブル：通信用電線・ケーブル，電力用電線・ケーブル

〔変更点〕  
平成2年表の行部門「2721-011銅電線」，「2721-012アルミ電線」及び「2721-013ケーブル」のうち光ファイバケーブルを除くものを「2721-011電線・ケーブル」として統合。

列部門	2721-02	光ファイバケーブル
行部門	2721-021	光ファイバケーブル

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2742「光ファイバケーブル（通信複合ケーブルを含む）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3130 絶縁電線・ケーブル製造業」

〔変更点〕

平成2年表の行部門「2721-013ケーブル」から光ファイバケーブルを分割し，列・行部門「2721-02，-021光ファイバケーブル」として特掲。

列部門	2722-01	伸銅品
行部門	2722-011	伸銅品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2731「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業」

[生産物例示]

銅, 黄銅, 青銅等の伸銅品

列部門	2722-02	アルミ圧延製品
行部門	2722-021	アルミ圧延製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2733「アルミニウム・同合金圧延業(抽伸, 押しを含む)」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業」

[生産物例示]

アルミニウム板, アルミニウム円板, アルミニウム条, アルミニウム管, アルミニウム棒, アルミニウム形材, アルミニウム線, アルミニウムはく

列部門	2722-03	非鉄金属素形材
行部門	2722-031	非鉄金属素形材

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類275「非鉄金属素形材製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2732 非鉄金属鑄造業」, 「2891 金属の鍛造, プレス, 打ち抜き及び圧延成形業; 粉末や金業」

[生産物例示]

銅合金鑄物, アルミニウム合金鑄物, 亜鉛・銅・アルミニウムダイカスト, 精密鑄造品, 鍛工品(アルミニウム)

[変更点]

部門の名称を「非鉄金属鑄鍛造品」から「非鉄金属素形材」に変更。

列部門	2722-04	核燃料
行部門	2722-041	核燃料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2791「核燃料製造業」の生産活

動を範囲とする。

I S I C : 「2330 核燃料加工業」

列部門	2722-09	その他の非鉄金属製品
行部門	2722-099	その他の非鉄金属製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2732「鉛・同合金圧延業(押しを含む)」, 2739「その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押しを含む)」及び2799「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業」

[生産物例示]

鉛管, 鉛板, 鉛合金伸線, 亜鉛製品, 金・銀・白金・ニッケル等の展伸材, 非鉄金属合金粉

列部門	2811-01	建設用金属製品
行部門	2811-011	建設用金属製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2841「建設用金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2811 構造用金属製品製造業」

[生産物例示]

鉄骨, 軽量鉄骨, 橋りょう, 鉄塔, 水門, 階段

列部門	2812-01	建築用金属製品
行部門	2812-011	建築用金属製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2842「建築用金属製品製造業(建築用金物を除く)」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2811 構造用金属製品製造業」

[生産物例示]

アルミニウム製サッシ・ドア, その他の金属製サッシ・ドア, ジャック, メタルラス, カーテンウォール, 金属製日よけ, 建築用板金製品

列部門	2891-01	ガス・石油機器及び暖厨房機器
行部門	2891-011	ガス・石油機器及び暖厨房機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2832「ガス機器・石油機器製造業」、2833「温風・温水暖房装置製造業」及び2839「その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2930 他に分類されない民生用機械器具製造業」  
〔生産物例示〕

ガスこんろ・風呂がま・湯沸器等のガス機器、石油ストーブ等の石油機器、温風暖房器、温水ボイラ等の暖房機器、暖房用・調理用器具、太陽熱利用機器

列部門	2899-01	ボルト・ナット・リベット及びスプリング
行部門	2899-011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類288「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類2892「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2899 他に分類されないその他の金属製品製造業」

列部門	2899-02	金属製容器及び製缶板金製品
行部門	2899-021	金属製容器及び製缶板金製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類281「ブリキ缶・その他めっき板等製品製造業」及び細分類2843「製缶板金業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2812 金属製タンク、貯槽及び容器製造業」  
〔生産物例示〕

ドラム缶、18リットル缶食缶、一般缶、コンテナ、板金製タンク、高圧容器（ボンベ）

列部門	2899-03	配管工事付属品・粉末冶金製品・道具類
行部門	2899-031	配管工事付属品
	2899-032	粉末冶金製品
	2899-033	刃物及び道具類

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2822「機械刃物製造業」、2823「利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）」、2824「作業工具製造業（やすりを除く）」、2825「やすり製造業」、2826「手引のこぎり・のこ刃製造業」、2827「農器具製造業（農業用機械を除く）」、2831「配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）」及び2853「粉末や金製品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2891 金属の鋳造、プレス、打抜き及び圧延成形業及び粉末や金業」、「2893 刃物、手道具及び一般金物類製造業」、「2899 他に分類されないその他の金属製品製造業」

〔生産物例示〕

配管工事付属品：金属製管継手、金属製衛生器具、ノズル、噴水口、排水管、止め栓

粉末や金製品：機械部分品（粉末や金によるもの）、超硬チップ

刃物及び道具類：機械刃物、利器工匠具・手道具（包丁、ナイフ類、はさみ、理髪用刃物、つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ等）、やすり、作業工具（手引のこぎり、のこ刃、スパナ、ペンチ、ドライバ等）、農器具（すき、くわ、かま等）、農器具部分品

列部門	2899-09	その他の金属製品
行部門	2899-091	金属プレス製品
	2899-092	金属線製品
	2899-099	その他の金属製品（除別掲）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2821「洋食器製造業」、2829「その他の金物類製造業」、2851「アルミニウム・同合金プレス製品製造業」、2852「金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金プレス製品を除く）」、小分類286「金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）」、287「金属線製品製造業（ねじ類を除く）」、細分類2891「金庫製造業」及び2899「他に分類されない金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。



ISIC：「2892 金属の処理・塗装業；料金制又は契約制による一般機械・エンジニアリング業」，「2893 刃物，手道具及び一般金物類製造業」，「2899 他に分類されないその他の金属製品製造業」，「2919 その他の一般機械製造業」

〔生産物例示〕

金属プレス製品：アルミニウム製機械部分品，アルミニウム製台所・食卓用品，アルミニウム製飲料用缶，その他の金属プレス製品（打抜・プレス機械部分品，王冠等）

金属線製品：くぎ，金属製金網，PC鋼より線，鋼索，電気溶接棒

その他の金属製品（除別掲）：金属洋食器，金物（かぎ，錠，建築用金物，架線金物等），金属彫刻品，金属熱処理品，金庫，硬貨，金属製パッキン・ガスケット，金属板ネームプレート，金属製押し出しチューブ，金庫の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

平成2年表において，「2649-09，-099その他の鉄鋼製品」に含まれていた「PC鋼より線」を本部門に統合。

## 8 一般機械，電気機械，輸送機械，精密機械，その他製造工業

列部門	3011-01	ボイラ
行部門	3011-011	ボイラ

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2911「ボイラ製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2813 蒸気発生装置製造業（セントラルヒーティング温水ボイラを除く。）」

〔生産物例示〕

煙管ボイラ，水管ボイラ，ボイラの部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

平成2年表において，昭和60年表の列・行部門「3011-01，-011ボイラー・タービン」を分割。

列部門	3011-02	タービン
行部門	3011-021	タービン

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2912「蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2911 エンジン及びタービン製造業（航空機用，自動車用及びオートバイ用エンジンを除く。）」

〔生産物例示〕

蒸気タービン，水力タービン，ガスタービン，蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

平成2年表において，昭和60年表の列・行部門「3011-01，-011ボイラー・タービン」を分割。

列部門	3011-03	原動機
行部門	3011-031	原動機

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2913「はん用内燃機関製造業」及び2919「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2911 エンジン及びタービン製造業（航空機用，自動車用及びオートバイ用エンジンを除く。）」

〔生産物例示〕

はん用ガソリン機関、はん用石油機関、はん用ディーゼル機関、原子動力炉、水車（水カタービンを除く）、風力機関、圧縮空気機関、はん用内燃機関・原子動力炉・その他の原動機の部分品・取付具・附属品

列部門	3012-01	運搬機械
行部門	3012-011	運搬機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2973「エレベータ・エスカレータ製造業」及び2974「荷役運搬設備製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2915 つり上げ及びハンドリング装置製造業」

〔生産物例示〕

エレベータ、エスカレータ、クレーン、巻上機、コンベヤ、索道、運搬機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3013-01	冷凍機・温湿調整装置
行部門	3013-011	冷凍機・温湿調整装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2983「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2919 その他の一般機械製造業」

〔生産物例示〕

冷凍機、冷凍冷蔵用ショーケース（冷凍陳列棚を含む）、パッケージタイプエアコンディショナ、ウォータークーラ、冷却塔、冷蔵装置、凍結装置、製氷装置、除湿機（民生用を除く）、冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・附属品

列部門	3019-01	ポンプ及び圧縮機
行部門	3019-011	ポンプ及び圧縮機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2971「ポンプ・同装置製造業」、2972「空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業」及び2977「油圧・空圧機器製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2912 ポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業」

〔生産物例示〕

単段式うず巻ポンプ、多段式うず巻ポンプ、耐しょく性ポンプ、家庭用電気ポンプ、手動ポンプ、往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、真空ポンプ、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧縮機、ポンプ・圧縮機の部分品・取付具・附属品

縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、真空ポンプ、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧縮機、ポンプ・圧縮機の部分品・取付具・附属品

列部門	3019-02	機械工具
行部門	3019-021	機械工具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2944「機械工具製造業（粉末や金業を除く）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2893 刃物、手道具及び一般金物製造業」

〔生産物例示〕

特殊鋼切削工具、超硬工具（粉末や金業を除く）、空気動工具、電動工具、ダイヤモンド工具、治具・金属加工用付属品

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「3019-03、-031機械工具」の行・列コードを「3019-02、-021」に変更。

列部門	3019-09	その他の一般産業機械及び装置
行部門	3019-099	その他の一般産業機械及び装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2975「動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）」、2976「工業窯炉製造業」、2979「その他の一般産業用機械・装置製造業」及び2997「包装・荷造機械製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2913 軸受、ギア及び伝導・駆動装置製造業」、

「2914 かま、炉及び炉バーナ製造業」、

「2919 その他の一般機械製造業」

〔生産物例示〕

変速機、歯車（プラスチック製を含む）、ローラチェーン、工業窯炉、重油・ガス燃焼装置、機械式駐車装置、個装・内装機械、外装・荷造機械、その他の一般産業機械・装置の部分品・取付具・附属品

列部門	3021-01	鉱山・土木建設機械
行部門	3021-011	鉱山・土木建設機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類293「建設機械・鉱山機械製造業（建設用・農業用・運搬用トラクタを含む）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2924 鉱業、採石業及び建設業用機械製造業」  
〔生産物例示〕

掘さく機、建設用クレーン、整地機械、アスファルト舗装機械、コンクリート機械、基礎工用機械、せん孔機、さく岩機、鉄柱、破碎機、摩砕機、選別機、装輪式トラクタ、装軌式トラクタ、鉱山・土木建設機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3022-01	化学機械
行部門	3022-011	化学機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2978「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2919 その他の一般機械製造業」  
〔生産物例示〕

分離機器、熱交換器（分縮機、熱換器を含む）、混合機、反応用機器、蒸発機器、電解槽、乾燥機器、焼成機、圧搾機器、ろ過機器、分離機器、混合機、かくはん機、ねつ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機、反応機、発生炉、乾留炉、電解槽、蒸発機器、蒸留機器、蒸餾機器、晶出機器、乾燥機器、焙焼機、焼結機、焼成機器、集じん機器、化学装置用タンク（固定式、浮屋根式、球形、その他）、化学機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3023-01	産業用ロボット
行部門	3023-011	産業用ロボット

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2998「産業用ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2919 その他の一般機械製造業」、 「2922 工作機械製造業」

〔生産物例示〕

マニュアル・マニプレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、数値制御ロボット、知能ロボット、産業用ロボットの部分品・取付具・附属品

列部門	3024-01	金属工作機械
行部門	3024-011	金属工作機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2941「金属工作機械製造業」及び2943「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）」のうち金属工作機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2922 工作機械製造業」  
〔生産物例示〕

旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、ブローチ盤、研削盤、歯切り盤、歯車仕上機械、マシニングセンタ、専用機、形削盤、ホーニング盤、ラップ盤、金切のこ盤、金属工作機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3024-02	金属加工機械
行部門	3024-021	金属加工機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2942「金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）」及び2943「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）」のうち金属工作機械用部分品・附属品を除く生産活動を範囲とする。

ISIC：「2922 工作機械製造業」、 「2923 や金用機械製造業」

〔生産物例示〕

圧延機械、精整仕上装置、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機械、ワイヤフォーミングマシン、ガス溶接・溶断機、金属圧延用ロール、金属加工機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3029-01	農業機械
行部門	3029-011	農業機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 292「農業用機械製造業（農業用器具を除く）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2921 農業及び林業用機械製造業」  
〔生産物例示〕

動力耕うん機、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、田植機、脱穀機、初すり機、農業用乾燥機、コンバイン、稲刈り取機、飼料機器、農業機械の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

農業用手道具は「2899-033刃物及び道具類」に、農業用トラクタは「3021-011鉱山・土木建設機械」にそれぞれ含まれ

る。

列部門	3029-02	繊維機械
行部門	3029-021	繊維機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類295「繊維機械製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2926 繊維, 衣服及び皮革製造機械製造業」

(生産物例示)

紡績機械, 織機, 編組機械, 染色整理機械, 繊維機械の部分品・取付具・附属品, 家庭用ミシン, 工業用ミシン

(変更点)

平成2年表の列・行部門「3019-02, -021ミシン・毛糸手編機械」のうちミシンを本部門に分割・統合。

なお, 毛糸・手編機械は「3031-09, -099その他の一般機械器具及び部品」に統合。

列部門	3029-03	食料品加工機械
行部門	3029-031	食料品加工機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2961「食料品加工機械製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2925 食料品, 飲料及びたばこ加工機械製造業」

(生産物例示)

穀物処理機械・同装置, 製パン・製菓機械・同装置, 醸造用機械, 牛乳加工・乳製品製造機械・同装置, 肉製品・水産製品製造機械, 食料品加工機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3029-04	半導体製造装置
行部門	3029-041	半導体製造装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2967「半導体製造装置製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2929 その他の特殊産業用機械製造業」

(生産物例示)

半導体製造装置 (液晶パネル製造装置を含む) :

マスク・レチル製造装置, ウェーハプロセス装置, 半導体チップ組立装置, ガラス基盤製造装置, カラーフィルタ製造装置, 同部分品・取付具・附属品

列部門	3029-09	その他の特殊産業機械
行部門	3029-091	製材・木工・合板機械
	3029-092	パルプ装置・製紙機械
	3029-093	印刷・製本・紙加工機械
	3029-094	鋳造装置
	3029-095	プラスチック加工機械
	3029-099	その他の特殊産業機械(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2962「木工機械製造業」, 2963「パルプ装置・製紙機械製造業」, 2964「印刷・製本・紙工機械製造業」, 2965「鋳造装置製造業」, 2966「プラスチック加工機械・同附属装置製造業」及び2969「その他の特殊産業用機械製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2929 その他の特殊産業用機械製造業」

(生産物例示)

製材・木工・合板機械: 製材機械 (帯のこ盤, 丸のこ盤等), 木工機械 (かんな盤, のこ盤, くぎ打機械等), 合板機械 (ベニヤレース, プレス, スライサ等), 製材・木工・合板機械の部分品・取付具・附属品

パルプ装置・製紙機械: パルプ製造機械・同装置 (割木機, 碎木機, リファイナー等), 製紙機械 (長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機, 断裁機, 巻取機, コーティングマシン等), パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・附属品

印刷・製本・紙加工機械: 印刷機械 (とっ版印刷機械, 平版印刷機 (B3版以上), 特殊印刷機械, おう版印刷機等), 製本機械 (断裁機, 紙締機, 紙折機等), 紙工機械 (製箱機械, 段ボール製造機械, 袋・封筒製造機械, 紙コップ製造機等), 製版機械 (活字鋳造機, 写真植字機等), 印刷・製本・紙加工機械の部分品・取付具・附属品

鋳造装置: ダイカストマシン, 造型機, 型込機, 中子整形機, 特殊型造型機, 砂処理機械, 製品処理機械, 鋳型・鋳型定盤 (製鉄, 製鋼用に限る), 鋳造装置の部分品・取付具・附属品

プラスチック加工機械: 射出成形機, 押出成形機, 圧縮成形機, 中空成形機, 真空成形機, 発泡成形機, コーティング機, プラスチック蒸着めっき装置, プラスチック加工機械・同附属装置の部分品・取付具・附属品

その他の特殊産業機械 (除別掲): ゴム工業用機械器具, ガラス工業用特殊機械, たばこ製造機械・同装置, 化学薬品・医薬品製造用特殊機械, 帽子製造機械, 皮革処理機械, 製靴機械, 鉛筆製造機械, 製缶機械, 窯業用特殊

機械、チェーンソー、集材機械、いかつり機械、オッターボード、植毛機、真珠穿孔機、宝石研磨機、マッチ製造機、のり刈取機、その他特殊産業用機械の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

行部門「3029-099その他の特殊産業機械（除別掲）」のうち、半導体製造装置を「3029-04半導体製造装置」として分割・特掲。

〔注意点〕

平成2年表において、行部門の名称を昭和60年表の「3029-091製材木工機械」から「製材・木工・合板機械」に変更。

列部門	3031-01	金型
行部門	3031-011	金型

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2996「金型・同部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2929 その他の特殊産業用機械製造業」

〔生産物例示〕

プレス用金型、鍛造用金型、鋳造用金型（ダイカスト用を含む）、プラスチック用金型、ゴム用金型、ガラス用金型、金型の部分品・附属品

列部門	3031-02	ベアリング
行部門	3031-021	ベアリング

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2994「玉軸受・ころ軸受製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2913 軸受、ギア及び伝導・駆動装置製造業」

〔生産物例示〕

ころ軸受、玉軸受、軸受ユニット、ベアリングの部分品

列部門	3031-09	その他の一般機械器具及び部品
行部門	3031-099	その他の一般機械器具及び部品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2982「毛糸手編機械製造業」、2991「消火器具・消火装置製造業」、2992「弁・同附属品製造業」、2993「パイプ加工・パイプ附属品加工業」、2995「ピストンリング製造業」及び2999「各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2912 ポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業」、  
「2919 その他の一般機械製造業」

〔生産物例示〕

毛糸手編機械、消火器具、消防自動車のぎ装品、高温・高圧バルブ、自動調整バルブ、給排水用バルブ・コック、一般用バルブ・コック、切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工品、ピストンリング、消火器具・消火装置の部分品・取付具・附属品、バルブ・コックの附属品、他に分類されない各種機械部分品

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「3019-02、-021ミシン・毛糸手編機械」の毛糸手編機械を「3031-09、-099その他の一般機械器具及び部品」へ分割し、統合。

列部門	3111-01	複写機
行部門	3111-011	複写機

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2981「事務用機械器具製造業」のうち、複写機を生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3000 事務用、会計及び計算機械製造業」

〔生産物例示〕

複写機、複写機の部分品・取付具・附属品

列部門	3111-09	その他の事務用機械
行部門	3111-091	電子式卓上計算機
	3111-092	ワードプロセッサ
	3111-099	その他の事務用機械（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2981「事務用機械器具製造業」のうち、複写機を除く生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3000 事務用、会計及び計算機械製造業」

〔生産物例示〕

電子式卓上計算機：計算機械、電子式卓上計算機の部分品・取付具・附属品

ワードプロセッサ：ワードプロセッサ、ワードプロセッサの部分品・取付具・附属品

その他の事務用機械（除別掲）：会計機械、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、金銭登録機械（レジスタ）、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機械、オフセット印刷機（B3版未満）、硬貨計算機、シュレツダ、事務用機械（複写機を除く）の部分品・取付具・附

属品

〔注意点〕

平成2年表において、昭和60年表の列部門「3111-01事務用機械」から「複写機」を分割。それに伴って、部門の名称を「3111-09その他の事務用機械」に変更。

プログラム言語を使用する電子計算機は、「3111-01、-011電子計算機本体」に含める。

そろばん、計算尺、謄写版、製図用機械器具は、「3119-02-021筆記具・文具」に含める。

列部門	3112-01	サービス用機器
行部門	3112-011	自動販売機
	3112-012	娯楽用機器
	3112-019	その他のサービス用機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2989「その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2919 その他の一般機械製造業」

〔生産物例示〕

自動販売機：食料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きっぷ自動販売機、自動販売機の部分品・取付具・附属品

娯楽用機器：メリーゴーランド、パッチングマシン、パチンコ、スマートボール、業務用テレビゲーム、娯楽用機器の部分品・取付具・附属品

その他のサービス用機器：業務用洗濯装置、自動車整備・サービス機器、その他のサービス用、民生用機械器具（両替機、自動改札機、自動入場機、コインロッカー等）、その他のサービス用機器の部分品・取付具・附属品

列部門	3211-01	電気音響機器
行部門	3211-011	電気音響機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3044「電気音響機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3230 テレビ・ラジオ受信（像）機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業」

〔生産物例示〕

ステレオセット、カーステレオ、テープレコーダ、レコードプレーヤ、ハイファイ用増幅器、ハイファイ用自動車用スピーカーシステム、スピーカ、マイクロホン、イヤホン、電気

音響機器の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

平成2年表の行・列部門「3212-09、-099その他の電気音響機器部分品・付属品」を「3211-01、-011電気音響機器」に統合。

〔注意点〕

平成2年表において、以下の変更を行った。

- 昭和60年表で本部門に含まれていた磁気テープ、フレキシブルディスクを分割。それに伴って、部門の名称を昭和60年表の「3431-02、-021電気音響機器部分品・付属品」から「その他の電気音響機器部分品・付属品」に変更。
- 昭和60年表で本部門に含まれていた磁気ヘッドを、「3359-09、-099その他の電子・通信機器部分品」に統合。

列部門	3211-02	ラジオ・テレビ受信機
行部門	3211-021	ラジオ・テレビ受信機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3043「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3230 テレビジョン・ラジオ受信（像）機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業」

〔生産物例示〕

ラジオ受信機、カラーテレビ受信機（キットを含む）、液晶テレビジョン受信機（キットを含む）

〔注意点〕

ラジオ・テレビジョン受信機の部分品・附属品は、「3359-09、-099その他の電子部品」に含める。

列部門	3211-03	ビデオ機器
行部門	3211-031	ビデオ機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3062「ビデオ機器製造業」のうち、産業用磁気録画再生装置を除く生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3230 テレビジョン・ラジオ受信（像）機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業」

〔生産物例示〕

ビデオテープレコーダ（放送用を除く）、ビデオカメラ（放送用を除く）、ビデオディスクプレーヤ、ビデオ機器の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

平成2年表において、本部門の中に含まれていた録画済カセットテープ・ディスクを「3919-02情報記録物」へ統合した。

〔注意点〕

平成2年表において、部門の名称を昭和60年表「3211-03、-031磁気録画再生装置（VTR）」から「ビデオ機器」に変更。

列部門	3212-01	民生用電気機器
行部門	3212-011	民生用電気機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 302「民生用電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2930 他に分類されない民生用機械器具製造業」  
〔生産物例示〕

電気アイロン、電気こたつ、その他の暖房用・保温用電熱装置、電気がま、電子レンジ、扇風機、エアコンディショナ（ウインド形、セパレート形）、電気洗濯機、電気冷蔵庫、電気掃除機、ジューサ、理容用電気器具、民生用電気機械器具の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

列・行部門「3211-09、-099その他の民生用電気機器」を「3212-01、-011民生用電気機器」に名称・コードを変更。

列部門	3311-01	電子計算機本体
行部門	3311-011	電子計算機本体

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 305「電子計算機・同附属装置製造業」のうち、電子計算機本体の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3000 事務用、会計及び計算機械製造業」

〔生産物例示〕

汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、パーソナルコンピュータ、制御用コンピュータ、電子計算機本体の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

平成2年表において、本部門に含まれていたコンピュータ用ソフトを「3919-02情報記録物」に統合した。

列部門	3311-02	電子計算機付属装置
行部門	3311-021	電子計算機付属装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 305「電子計算機・同附属装置製造業」のうち、電子計算機付属装置の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3000 事務用、会計及び計算機械製造業」

〔生産物例示〕

外部記憶装置（磁気テープ装置、磁気ドラム装置、磁気ディスク装置）、入出力装置（キーボード、ラインプリンタ）、端末装置、電子計算機付属装置の部分品・取付具・附属品

列部門	3321-01	有線電気通信機器
行部門	3321-011	有線電気通信機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3041「有線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3220 テレビジョン・ラジオ送信機及び有線電話・電信装置製造業」

〔生産物例示〕

電話機、電話応用装置、ファクシミリ、交換機、搬送装置

〔注意点〕

有線電気通信機器の部分品・附属品は、「3359-09、-099その他の電子部品」に含める。

携帯電話及び簡易型携帯電話は「3321-02、-021無線電気通信機器」に含める。ただし、電話機、ファクシミリの子機が外部では簡易型携帯電話（PHS）として利用できるものは本部門に含める。また、本来PHSであって、家庭内では電話機の子機として利用できるものは「3321-02、-021無線電気通信機器」に含める。

列部門	3321-02	無線電気通信機器
行部門	3321-021	無線電気通信機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3042「無線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3220 テレビジョン・ラジオ送信機及び有線電話・電信装置製造業」

〔生産物例示〕

ラジオ・テレビジョン放送装置，固定局通信装置，移動局通信装置（自動車電話，携帯電話及び簡易型携帯電話を含む），携帯用無線通信装置，無線応用装置（カー・ナビゲーションシステムを含む），その他の無線通信装置

列部門	3321-09	その他の電気通信機器
行部門	3321-099	その他の電気通信機器

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3045「交通信号保安装置製造業」及び3049「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3190 他に分類されないその他の電気機器製造業」

〔生産物例示〕

交通信号保安装置（電気通信装置，鉄道信号機，自動転てつ器，分岐器，踏切しゃ断機等），火災警報機，防犯警報装置，発光信号装置，通報信号，交通信号保安装置の部分品・取付具・附属品

列部門	3331-01	電子応用装置
行部門	3331-011	電子応用装置

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3061「X線装置製造業」，3062「ビデオ機器製造業」のうち，産業用磁気録画再生装置（放送用を除く），3063「医療用電子応用装置製造業」，3069「その他の電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3230 テレビジョン・ラジオ受信（像）機，音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業」，「3312 測定，検査，試験，航法及びその他の機器製造業（生産工程制御装置を除く。）」

〔生産物例示〕

医療用X線装置，産業用X線装置，超音波応用装置，高周波電力応用装置，数値制御装置，産業用磁気録画再生装置（放送用を除く），産業用テレビジョン装置，電子顕微鏡，レーザー装置，レーザー応用治療装置，ガイガー計数器，磁気応用探知装置，電子応用装置の部分品・取付具・附属品

列部門	3332-01	電気計測器
行部門	3332-011	電気計測器

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類307「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3312 測定，検査，試験，航法及びその他の機器製造業（生産工程制御装置を除く。）」，「3313 生産工程制御装置製造業」

〔生産物例示〕

電気指示計器（積算電力計，電流計，電圧計，電力計，周波数計等），電気測定器（電圧標準計，電流標準計，回路計，周波数測定器，空中線測定器，回路素子測定器，伝送量測定器，半導体特性測定器），心電計，工業計器，電気計測器の部分品・取付具・附属品

列部門	3341-01	半導体素子・集積回路
行部門	3341-011	半導体素子
	3341-012	集積回路

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3082「半導体素子製造業」及び3083「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3210 電子バルブ，チューブ及びその他の電子部品製造業」

〔生産物例示〕

半導体素子：シリコンダイオード，整流素子，トランジスタ，サーミスタ，バリスタ，サイリスタ，光電変換素子 集積回路：半導体集積回路，混成集積回路（薄膜，厚膜），実装していない集積回路（輸出分）

〔注意点〕

半導体素子・集積回路の部品は，「3421-09，-099その他の電気機械器具」に含める。

列部門	3359-01	電子管
行部門	3359-011	電子管

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3081「電子管製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3210 電子バルブ，チューブ及びその他の電子部品製造業」



〔生産物例示〕

送・受信管，整流管，マイクロ波管，ブラウン管，表示管，X線管，撮像管

〔注意点〕

電子管の部品は，「3421-09，-099その他の電気機械器具」に含める。

列部門	3359-02	液晶素子
行部門	3359-021	液晶素子

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3089「その他の電子部品製造業」のうち，液晶素子の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3210 電子バルブ・チューブ及びその他の電子部品製造業」

〔生産物例示〕

アクティブ型 (T F T型)，パッシブ型

〔変更点〕

新設

列部門	3359-03	磁気テープ・磁気ディスク
行部門	3359-031	磁気テープ・磁気ディスク

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3093「磁気テープ・磁気ディスク製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3230 テレビジョン・ラジオ受信 (像) 機，音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業」

〔品目例示〕

オーディオ・ビデオ用テープ，フレキシブルディスク，ディスク (記録されていないもの)

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「3212-01，-011磁気テープ・フレキシブルディスク」を「3359-03，-031磁気テープ・磁気ディスク」に名称・コードを変更。

〔注意点〕

本部門は，未録音・未録画のもの (生のもの) に限られる。

列部門	3359-09	その他の電子部品
行部門	3359-099	その他の電子部品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3084「抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業」，3085「音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業」，3086「コネクタ・スイッチ・リレー製造業」，3087「スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット製造業」，3088「プリント回路製造業」及び3089「その他の電子部品製造業」(うち液晶素子を除く)の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3210 電子バルブ，チューブ及びその他の電子部品製造業」，「3230 テレビジョン・ラジオ受信 (像) 機，音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業」，「3190 他に分類されないその他の電気機器製造業」

(生産物例示)

抵抗器，コンデンサ，変成器，音響部品，磁気ヘッド，小型モータ (3 W未満のもの)，コネクタ，スイッチ，リレー，スイッチング電源，TV用チューナ，アンテナ，プリント配線板，プリント回路板，磁性材部品 (粉末や金によるもの)，プラグ・ジャック (配線用を除く)，テレビ画面安定器，ダイヤル

〔変更点〕

行部門「3411-012電動機」より超小型電動機 (3 W未満) を分割し本部門に統合。

また，名称を「その他の電子・通信機器部分品」から「その他の電子部品」に変更。

〔注意点〕

平成2年表において以下の変更を行った。

- ① 昭和60年表の列・行部門「3431-02，-021電気音響機器部分品・付属品」に含まれていた磁気ヘッドを本部門に統合。
- ② 部門の名称を昭和60年表の「3431-09，-099その他の電子・通信機器部分品・付属品」から「その他の電子・通信機器部分品」に変更。

列部門	3411-01	回転電気機械
行部門	3411-011	発電機器
	3411-012	電動機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3011「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3110 電動機，発電器及び変圧器製造業」

(生産物例示)

発電機器：直流機，交流発電機，電動発電機，発電機器の

部分品・取付具・附属品

電動機：交流電動機、サーボモータ、小形電動機、回転電機機械の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

行部門「3411-012電動機」に含まれていた超小型電動機（3W未満）を分割し、「3351-09その他の電子部品」に統合。

列部門	3411-02	開閉制御装置及び配電盤
行部門	3411-021	開閉制御装置及び配電盤

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3013「開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3120 配電・制御装置製造業」

〔生産物例示〕

配電盤、制御装置、分電盤、継電器、遮断機、開閉器、開閉装置・配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・附属品

列部門	3411-03	変圧器・変成器
行部門	3411-031	変圧器・変成器

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3012「変圧器類製造業（電子機器用を除く）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3110 電動機、発電器及び変圧器製造業」

〔品目例示〕

標準変圧器、非標準変圧器、特殊用途変圧器、計器用変成器、誘導電圧調整器、リアクトル、変圧器類の部分品・取付具・附属品

〔変更点〕

「その他の送配電機器」から「変圧器・変成器」に名称変更。

列部門	3411-09	その他の産業用重電機器
行部門	3411-099	その他の産業用重電機器

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3015「電気溶接機製造業」及び3019「その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2922 工作機械製造業」、 「3110 電動機、発電機及び変圧器製造業」

（生産物例示）

アーク溶接機、抵抗溶接機、コンデンサ、電気炉、産業用電熱装置、サイリスタ応用交換装置、シリコン・セレン整流器、その他の産業用重電機器の部分品・取付具・附属品

列部門	3421-01	電気照明器具
行部門	3421-011	電気照明器具

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3032「電気照明器具製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3150 電球及び電気照明器具製造業」

〔生産物例示〕

白熱電灯器具、蛍光灯器具、高圧放電灯器具、発電ランプ、携帯電灯、殺菌灯器具、ナトリウム灯器具、集魚灯器具、電気照明器具の部分品・取付具・附属品

列部門	3421-02	電池
行部門	3421-021	電池

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3091「蓄電池製造業」及び3092「一次電池（乾電池、湿電池）製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3140 乾電池及び一次電池製造業」

〔生産物例示〕

筒型マンガン乾電池、積層マンガン乾電池、酸化銀電池、アルカリマンガン乾電池、鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、電池の部分品・取付具・附属品

列部門	3421-03	電球類
行部門	3421-031	電球類

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3031「電球製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3150 電球及び電気照明器具製造業」

〔生産物例示〕

一般照明用電球、豆電球、クリスマスツリー用電球、自動車用電球、赤外線電球、パイロット電球、ハロゲン電球、蛍光ランプ、高圧水銀灯、太陽灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯、ナトリウムランプ

[注意点]

電球類の部品は、「3421-09、-099その他の電気機械器具」に含める。

列部門	3421-04	配線器具
行部門	3421-041	配線器具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3014「配線器具・配線附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「3120 配電・制御装置製造業」

[生産物例示]

小形開閉器, 点滅器, 接続器, 電球保持器, パネルボード, 小形配線箱, ヒューズ, 配線附属品

列部門	3421-05	内燃機関電装品
行部門	3421-051	内燃機関電装品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3016「内燃機関電装品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「3190 他に分類されないその他の電気機器製造業」

[生産物例示]

充電電動機, 始動電動機, 磁石発動機, 点火用コイル, ディストリビュータ, 充電機, 磁石発電機, 航空機用電装品, 点火せん, 内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品

[注意点]

自動車用・航空機用などの内燃機関電装品も本部門に含める。

列部門	3421-09	その他の電気機械器具
行部門	3421-099	その他の電気機械器具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3099「他に分類されない電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「3190 他に分類されないその他の電気機器製造業」

[品目例示]

電球口金, 導入線, シリコンウエハ (表面研磨をしたもの), 電気接点, 電球・電子用タングステン, 永久磁石, 太陽電池

[変更点]

名称を「その他の軽電機器」から「その他の電気機械器具」に変更。

列部門	3511-01	乗用車
行部門	3511-011	乗用車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業 (二輪自動車を含む)」のうち, 乗用車の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「3410 自動車製造業」

[生産物例示]

軽乗用車, 小型乗用車, 普通乗用車

[注意点]

シャシーのみのもの及びKD車両 (未組立のまま輸出されるもので, 出荷ベースの金額が1台分の構成部分品 (FOB価格) の60%以上のもの) は本部門に含める。

列部門	3521-01	トラック・バス・その他の自動車
行部門	3521-011	トラック・バス・その他の自動車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業 (二輪自動車を含む)」のうち, 乗用車, 二輪自動車を除く生産活動を範囲とする。

ISIC: 「3410 自動車製造業」

[生産物例示]

小型バス, 大型バス, 軽トラック, 小型トラック (ガソリン車, ディーゼル車), 普通トラック (ガソリン車, ディーゼル車), けん引車, 特殊自動車, トレーラ

[注意点]

シャシーのみのもの及びKD車両 (未組立のまま輸出されるもので, 出荷ベースの金額が1台分の構成部分品 (FOB価格) の60%以上のもの) は本部門に含める。

列部門	3531-01	二輪自動車
行部門	3531-011	二輪自動車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業 (二輪自動車を含む)」のうち, 二輪自動車の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「3410 自動車製造業」

〔注意点〕

原動機付自転車，モータスクータ，側車付のもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので，出荷ベースの金額が1台分の構成部品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。

列部門	3541-01	自動車車体
行部門	3541-011	自動車車体

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3112「自動車車体・附随車製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3420 自動車車体製造（設計）業，トレーラ及びセミトレーラ製造業」

〔生産物例示〕

トレーラ，乗用車ボデー，小型・大型バスボデー，小型トラック運転台・荷台，普通トラック運転台・荷台，貨客兼用車ボデー，ダンプ車ボデー，冷凍・冷蔵車ボデー，箱型運転車ボデー，消防車ボデー，タンク車ボデー

列部門	3541-02	自動車用内燃機関・同部品
行部門	3541-021	自動車用内燃機関・同部品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3113「自動車部品・附属品製造業」のうち，自動車用内燃機関及び同部品の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3430 自動車及び自動車エンジンの部品及び付属品製造業」

〔生産物例示〕

自動車用ガソリン機関，自動車用ディーゼル機関，二輪自動車・モータスクータ用内燃機関，自動車用内燃機関の部品・取付具・附属品（ラジエタ，オイルストレーナ，オイルフィルタ，ピストン，吸気弁，排気弁，シリンダ，キャブレタ，空気清浄器，燃料噴射装置等）

列部門	3541-03	自動車部品
行部門	3541-031	自動車部品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3113「自動車部品・附属品製造業」のうち，自動車用内燃機関及び同部品を除く生産活動を範囲とする。

ISIC：「3430 自動車及び自動車エンジンの部品及び付属品製造業」

〔生産物例示〕

駆動・伝導・操縦装置部品，懸架・制動装置部品，シャシー部品・車体部品，その他の自動車部品，カークーラ，乗用車KDセット，バスKDセット，トラックKDセット，二輪自動車KDセット

列部門	3611-01	鋼船
行部門	3611-011	鋼船

（運輸省）

日本標準産業分類の細分類3141「鋼船製造・修理業」のうちの鋼船製造に係る活動及び3142「船体ブロック製造業」の活動を範囲とする。

ISIC：「3511 船舶製造・修理業」

〔生産物例示〕

貨物船，貨客船，客船，自動車航送船，油送船，漁船等の鋼船

〔注意点〕

- ① 船体ブロック製造業については，全額自部門取引となるので，原則として生産額には計上せず，鋼船製造の一工程としてとらえる。
- ② 鋼船の改造は本部門に含める。

列部門	3611-02	その他の船舶
行部門	3611-021	その他の船舶

（運輸省）

日本標準産業分類の細分類3143「木船製造・修理業」のうちの木船製造に係る活動及び3144「舟艇製造・修理業」のうちの舟艇製造に係る活動を範囲とする。

ISIC：「3511 船舶製造・修理業」，「3512 レジャー及びスポーツ用ボート製造・修理業」

〔生産物例示〕

木造船舶，木製舟艇，プラスチック製舟艇，金属製舟艇

〔注意点〕

- ① 強化プラスチック，アルミ等を主材料とした船舶は，本部門に含める。
- ② 鋼船以外の船舶の改造は本部門に含める。

列部門	3611-03	船用内燃機関
行部門	3611-031	船用内燃機関

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3145「船用機関製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2911 エンジン及びタービン製造業（航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く。）」

〔生産物例示〕

船用蒸気タービン、船用ディーゼル機関、船用蒸気機関、船用ガスタービン等、船用機関の部分品・取付具・附属品

列部門	3611-10	船舶修理
行部門	3611-101	船舶修理

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3141「鋼船製造・修理業」、3143「木船製造・修理業」及び3144「舟艇製造・修理業」のうち、修理に係る活動を範囲とする。

ISIC：「3511 船舶製造・修理業」、 「3512 レジャー及びスポーツ用ボート製造・修理業」

〔注意点〕

- ① 船舶使用者の行う自家修理・整備は本部門に含める。
- ② 改造は本部門に含めず、「3611-01鋼船」又は「3611-02その他の船舶」に含める。

列部門	3621-01	鉄道車両
行部門	3621-011	鉄道車両

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類312「鉄道車両・同部分品製造業」のうち、製造及び改造に係る活動を範囲とする。

ISIC：「3520 鉄道・索道機関車及び車両製造業」

〔生産物例示〕

鉄道・軌道用の機関車、旅客車、貨物車、特殊車、同部品

〔注意点〕

- ① 鉄道業の行う製造及び改造は本部門に含める。
- ② 信号保安装置は本部門に含めず、「3321-09、-099その他の電気通信機器」に含める。

列部門	3621-10	鉄道車両修理
行部門	3621-101	鉄道車両修理

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3121「鉄道車両製造業」のうち、鉄道車両の修理に係る活動を範囲とする。

ISIC：「3520 鉄道・索道機関車及び車両製造業」

〔注意点〕

- ① 鉄道車両の改造は本部門に含めず、「3621-01、-011鉄道車両」に含める。
- ② 鉄道業の行う修理は本部門に含める。

列部門	3622-01	航空機
行部門	3622-011	航空機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類315「航空機・同附属品製造業」のうち、修理を除く生産活動を範囲とする。

ISIC：「3530 航空機及び宇宙船製造業」

〔生産物例示〕

ピストン機、ターボジェット機、ターボプロップ機、ヘリコプター、グライダー、その他の航空機、機体部品・付属装置、発動機（ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機等）、その他の航空機部分品・補助装置（プロペラ、回転翼、補機、航空計器、操縦訓練設備、航空用装備品等）

列部門	3622-10	航空機修理
行部門	3622-101	航空機修理

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類315「航空機・同附属品製造業」のうち、修理の活動を範囲とする。

ISIC：「3530 航空機及び宇宙船製造業」

列部門	3629-01	自転車
行部門	3629-011	自転車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類313「自転車・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3592 自転車及び車椅子製造業」

〔生産物例示〕

完成自転車（実用車，軽快車，スポーツ車，子供車，幼児車，ミニサイクル，特殊車），自転車用フレーム，自転車の部分品・取付具・附属品

列部門	3629-09	その他の輸送機械
行部門	3629-091	産業用運搬車両
	3629-099	その他の輸送機械（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類319「その他の輸送用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2915 つり上げ及びハンドリング装置製造業」，  
「3530 航空機及び宇宙船製造業」，「3599 他に分類されないその他の輸送用機械器具製造業」

〔生産物例示〕

産業用運搬車両：産業用機関車，産業用貨車，構内運搬車（蓄電池運搬車，内燃機関運搬車，パレットトラック），フォークリフトトラック，ショベルトラック，産業用トレーラ，構内作業車，ストラドルキャリヤ，ハンドトラック，その他の動力のない運搬車，産業用運搬車両の部分品・取付具・附属品

その他の輸送機械（除別掲）：飛しょう体（ロケット，人工衛星，気象観測バルン等），飛しょう体の部分品・付属品，他に分類されない輸送用機械器具（リヤカー，荷車，手押車，ショッピングカー，ゴルフカー，ゴルフカート等），他に分類されない輸送用機械器具の部分品・取付具・附属品

列部門	3711-01	カメラ
行部門	3711-011	カメラ

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3252「写真機・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3320 光学機器及び写真機器製造業」

〔生産物例示〕

35mmカメラ，特殊カメラ，カートリッジカメラ（小型カメラを含む），写真装置・関連器具（引伸機，現像・焼付・仕上器具，写真乾燥機等），カメラ・写真装置の部分品・取付具・附属品（距離計，露出計，ストロボ，フード，フィルタ，三脚，乾板入れ，マガジン，セルフタイマ，現像用タン

ク等）

列部門	3711-09	その他の光学機械
行部門	3711-099	その他の光学機械

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3251「顕微鏡・望遠鏡等製造業」，3253「映画用機械・同附属品製造業」，3254「光学機械用レンズ・プリズム製造業」及び小分類326「眼鏡製造業（枠を含む）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3320 光学機器及び写真機器製造業」

〔生産物例示〕

望遠鏡，双眼鏡，顕微鏡，拡大鏡，映画撮影機，映画映写機，スライド映写機，映画現像装置，映画焼付機，オーバーヘッドプロジェクター，映写スクリーン，カメラ用レンズ，カメラ用交換レンズ，光学レンズ，プリズム，眼鏡，眼鏡わく，眼鏡レンズ（コンタクトレンズを含む），その他の光学機械の部分品・取付具・附属品

列部門	3712-01	時計
行部門	3712-011	時計

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類327「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3330 時計製造業」

〔生産物例示〕

ウォッチ（腕時計，懐中時計），ウォッチ用ムーブメント，クロック（機械時計，置時計，目覚時計，掛時計，計器板時計，設備時計等），クロック用ムーブメント，その他の時計（ストップウォッチ，タイマー時計，メトロノーム等），時計の部分品（文字板，ぜんまい，歯車，ねじ），時計側

列部門	3719-01	理化学機械器具
行部門	3719-011	理化学機械器具

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類324「理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3312 測定，検査，試験，航法及びその他の機器製造業（生産工程制御装置を除く）」

〔生産物例示〕

研究用機器（化学機器，物理学機器，気象観測機器等），  
教育用機器（物理・化学・博物実験機器，数学機器等），地  
球物理学機器（重量計，磁力計等），天文機器，理化学機械  
器具の部分品・取付具・附属品

列部門	3719-02	分析器・試験機・計量器・測定器
行部門	3719-021	分析器・試験機・計量器・測定器

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類321「計量器・測定器・分析機  
器・試験機製造業」及び322「測量機械器具製造業」の生産  
活動を範囲とする。

I S I C : 「3312 測定，検査，試験，航法及びその他の機  
器製造業（生産工程制御装置を除く）」

〔生産物例示〕

一般長さ計，積算体積計（オイルメータ，ガスマータ，水  
量メータ等），その他の体積計（ます，化学用体積計，メス  
フラスコ等），はかり（台はかり，ばね式はかり，電子はか  
り等），温度計（ガラス製のもの），圧力計，金属温度計，流  
量計，液面計，精密測定器，工業用長さ計，光分析装置，そ  
の他の分析装置，材料試験機，その他の試験機，光度計，光  
束計，照度計，屈折度計，公害計測器，密度計，比重計，騒  
音計，周波数計，速さ計，地震計，測量機械器具（ジャイロ  
計器，磁気コンパス，測角測量機，水準測量機等），分析器・  
試験機・計量器・測定器の部分品・取付具・附属品

列部門	3719-03	医療用機械器具
行部門	3719-031	医療用機械器具

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類323「医療用機械器具・医療用  
品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3311 内科用・外科用機器及び整形外科用器具  
製造業」

〔生産物例示〕

医療用機械器具・装置，病院用器具・装置，歯科用機械器  
具・装置，動物用医療機械器具，医療材料，歯科材料，医療  
用機械器具の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

医療用のX線装置，電子応用装置及びレーザー応用装置は  
「3331-01，-011電子応用装置」に含まれる。

列部門	3911-01	玩具
行部門	3911-011	玩具

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3431「娯楽用具・玩具製造業  
（人形，児童乗物を除く）」，3432「人形製造業」及び3433  
「児童乗物製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3694 ゲーム及び玩具製造業」

〔生産物例示〕

トランプ，囲碁，将棋，麻雀ばい，縫ぐるみ，金属製玩具  
（ゲームウォッチ，ゲーム電卓，テレビゲーム（家庭用）等），  
木製玩具（積木，けん玉等），陶磁器製玩具，プラスチック  
製玩具，クリスマス用品，鯉のぼり，日本人形，節句人形，  
ひな人形，西洋人形，だるま，児童乗物（揺らん，歩行補助  
機，乳母車，三輪車），玩具の部分品・附属品

〔変更点〕

平成2年表において，本部門に含まれていたゲーム用ソフ  
トを「3919-02情報記録物」へ統合した。

列部門	3911-02	運動用品
行部門	3911-021	運動用品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類3434「運動競技用具製造業」の  
生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3693 スポーツ用品製造業」

〔生産物例示〕

野球用具，ソフトボール用具，バスケットボール用具，バ  
レーボール用具，ラグビー用具，サッカー用具，テニス用具，  
卓球用具，バドミントン用具，ゴルフ用具，ホッケー用具，  
スキー用具，水上スキー用具，スケート用具，トラック・フィ  
ールド用具，体操用具，釣道具・同附属品，ビリヤード，ぶら  
んこ，すべり台，空気銃，猟銃，剣道用具，ハンググライダー，  
運動用品の部分品・附属品

〔注意点〕

帽子，ユニフォーム，靴，ベルト等は，本部門ではなく，  
それぞれの部門に含まれる。

列部門	3919-01	楽器
行部門	3919-011	楽器

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類342「楽器」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3692 楽器製造業」

〔生産物例示〕

ピアノ、ギター、電気ギター、オルガン、電子オルガン、ハーモニカ、アコーディオン、打楽器、管楽器、弦楽器、電子ピアノ、三味線、琴、尺八、オルゴール、電子キーボード、シンセサイザー、楽器の部分品・取付具・附属品

〔注意点〕

平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「3919-01、-011楽器・レコード」を分割。

列部門	3919-02	情報記録物
行部門	3919-021	情報記録物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3496「情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2213 記録媒体出版業」, 「2230 記録媒体複製業」

〔品目例示〕

レコード、ミュージックテープ、コンパクトディスク、テレビゲーム用ソフト、パソコン用ソフト

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「3919-02、-021レコード」を「情報記録物」に名称変更。また、「3211-03ビデオ機器」に含まれていたビデオソフト、「3311-01電子計算機本体」に含まれていたコンピュータソフト・プログラム、「3919-09その他の製造工業製品」に含まれていたプリペイドカード、「3911-01玩具」に含まれていたテレビゲーム用ソフトなどを本部門に統合。

列部門	3919-03	筆記具・文具
行部門	3919-031	筆記具・文具

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類344「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3699 他に分類されない製造業」

〔生産物例示〕

万年筆、シャープペンシル、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、シャープペンシルの芯、水彩絵具、クレヨン、パステ

ル、スケッチボックス、毛筆、画筆、油絵具、カンバス、画板、画布、ポスターカラー、印章、印肉、スタンプ、スタンプ台、ナンバリング、定規、コンパス、製図板、そろばん、事務用・工業用のり、ステープラ(ホッチキス)、筆箱、穴あけ器、鉛筆削器、筆記具・文具の部分品・附属品

列部門	3919-04	身辺細貨品
行部門	3919-041	身辺細貨品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類341「貴金属製品製造業(宝石加工を含む)」, 小分類345「装身具・装飾品・ボタン・関連品製造業(貴金属、宝石製を除く)」の生産活動を範囲とする。

なお、大蔵省の造幣局特別会計の敷章も本部門の生産活動の範囲とする。

I S I C : 「3691 宝石及び同関連製品製造業」, 「3699他に分類されない製造業」

〔生産物例示〕

首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスボタン、コンパクト、バッチ、バックル、メタル、くし、宝石箱、小物箱、天然・養殖・人造真珠身辺細貨品(首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、カフスボタン、タイピン等)、すず・アンチモン製品、ボタン、かつら、かもじ、敷章、身辺細貨品の部分品・附属品

〔変更点〕

平成2年表で本部門に含まれていたうち、扇子、提灯、洋傘、和傘及び喫煙用品を「3919-09その他の製造工業製品」に統合。

また、「3919-09その他の製造工業製品」に含まれていた造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーなどを本部門に含めた。

列部門	3919-05	畳・わら加工品
行部門	3919-051	畳・わら加工品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類3472「畳製造業」及び3471「麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2029 その他の木製品製造業、コルク、わら及び編み物素材製品製造業」

〔生産物例示〕

畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むしろ、かます、わら、



なわ、麦わら帽子、さなだ帽子

〔変更点〕

平成2年表において、「3919-09その他の製造工業製品」に含まれていた麦わら帽子、さなだ帽子を本部門に含めた。

〔注意点〕

平成2年表において、部門の名称を昭和60年表「1519-01、-011わら・い加工品」から変更。

列部門	3919-06	武器
行部門	3919-061	武器

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類33「武器製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2927 武器及び弾薬製造業」

〔生産物例示〕

銃、砲、爆発物投射機、戦闘車両、銃弾、砲弾、爆発物、指揮装置、武器の部分品・附属品、武器修理

列部門	3919-09	その他の製造工業製品
行部門	3919-099	その他の製造工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類346「漆器製造業」、細分類3473「うちわ、扇子、ちょうちん製造業」、3474「ほうき・ブラシ製造業」、3475「傘・同部分品製造業」、3476「マッチ製造業」、3477「喫煙用具製造業（貴金属、宝石製を除く）」、3478「魔法瓶製造業」、3491「煙火製造業」、3492「看板・標識機製造業」、3493「パレット製造業」、3494「モデル・模型製造業（紙製を除く）」、3495「工業用模型製造業」及び3499「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「3699 他に分類されない製造業」

〔生産物例示〕

漆器製家具、漆器製台所・食卓用品、その他の漆器製品、うちわ、扇子、ちょうちん、歯ブラシ、化粧用ブラシ、その他のブラシ、ほうき、はたき、モップ、その他の清掃用品、洋傘、和傘、マッチ、たばこ用ライター、煙火（がん具を含む）、看板、標識、展示装置、マネキン人形、人台、その他のモデル、模型（地球儀、食品模型）、工業用模型（木型を含む）、魔法瓶、パレット、繊維壁材、線香類、人体安全保護具、救命用具、ユニット住宅、ルームユニット、ランプかさ、葬儀用品

〔変更点〕

平成2年表において本部門に含まれていた「プリペイドカード」を「3919-02情報記録物」に、造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーを「3919-04身辺細貨品」に、麦わら帽子・さなだ帽子を「3919-05畳・わら加工品」にそれぞれ統合した。

また、「3919-04身辺細貨品」に含まれていたうちわ、扇子、ちょうちん、洋傘、和傘及びたばこ用ライター等喫煙用具を本部門に統合した。

## 9 建設

列部門	4111-01	住宅建築（木造）
行部門	4111-011	住宅建築（木造）

（建設省）

主要構造部（建築基準法第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ。）が木造の建築物（建築基準法第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ。）のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供せられる部分）の新築・増築・改築工事を範囲とする。

I S I C : 「0140 農業及び畜産サービス業（獣医業を除く。）」、「4510 用地整備業」、「4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業」、「4530 建物設備設置工事業」、「4540 建築物仕上げ業」

（生産物例示）

専用住宅（木造）、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分（木造）

（注意点）

① 平成2年表において、部門の名称を昭和60年表の「4111-01、-011住宅新建築（木造）」から「住宅建築（木造）」に変更。

② 住宅建築（木造）における設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があるが、設計管理業者に委託する場合は、一括「8519-03土木建築サービス業」からの投入とする。

この扱いは、「統合大分類 17 建設」中の「4111-01、-011住宅建築（木造）」以外の各部門についても同様とする。

③ 「新築」：既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいう。

「増築」：既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。

「改築」：建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらが災害等によって滅失した後、これらと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てる工事をいう。

④ 建築物（住宅及び非住宅）に関する経常的補修工事は、「4121-01建設補修」に含める。

列部門	4111-02	住宅建築（非木造）
行部門	4111-021	住宅建築（非木造）

（建設省）

主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供せられる部分）の新築・増築・改築工事を範囲とする。

I S I C : 「0140 農業及び畜産サービス業（獣医業を除く。）」、「4510 用地整備業」、「4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業」、「4530 建物設備設置工事業」、「4540 建築物仕上げ業」

（生産物例示）

専用住宅（非木造）、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分（非木造）

（注意点）

① 平成2年表において、部門の名称を昭和60年表「4111-02、-021住宅新建築（非木造）」から「住宅建築（非木造）」に変更。

② 非木造の建築物の構造分類は、次のとおりである。

「鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）」

：主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ。）が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造のもの。

「鉄筋コンクリート造（RC造）」

：主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打ち込んで一体化した構造のもの。

「鉄骨造（S造）」

：主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたもの（鉄骨をリプラスしてあるもの、軽量鉄骨造も含む。）。

「コンクリートブロック造（CB造）」

：鉄筋で補強されたコンクリートブロック造のもの（外壁ブロック造も含む。）。

「その他」

：石造、れんが造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

列部門	4112-01	非住宅建築（木造）
行部門	4112-011	非住宅建築（木造）

（建設省）

木造の建築物のうち、「4111-01住宅建築（木造）」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

I S I C : 「0140 農業及び畜産サービス業（獣医業を除く。）」、「4510 用地整備業」、「4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業」、「4530 建物設

備設置工事業」,「4540 建築物仕上げ業」

〔生産物例示〕

工場・倉庫, 事務所

〔注意点〕

平成2年表において, 部門の名称を昭和60年表の「4112-01, -011非住宅新建築(木造)」から「非住宅建築(木造)」に変更。

列部門	4112-02	非住宅建築(非木造)
行部門	4112-021	非住宅建築(非木造)

(建設省)

非木造の建築物のうち,「4111-02住宅建築(非木造)」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

ISIC:「0140 農業及び畜産サービス業(獣医業を除く。),「4510 用地整備業」,「4520 建築物の全部又は一部工事業, 土木工事業」,「4530 建物設備設置工事業」,「4540 建築物仕上げ業」

〔生産物例示〕

工場・倉庫, 事務所, 学校, 病院・店舗

〔注意点〕

- ① 平成2年表において, 部門の名称を昭和60年表の「4112-02, -021非住宅新建築(非木造)」から「非住宅建築(非木造)」に変更。
- ② 「非木造」の建築物の構造分類は,「4111-02住宅建築(非木造)」に同じ。

列部門	4121-01	建設補修
行部門	4121-011	建設補修

(建設省)

(1) 建築物(住宅及び非住宅)及び土木建設物(鉄道軌道, 電力, 電気通信, 上・工業用水道, ガスタンク, 駐車場及びゴルフ場等の施設)に関する経常的補修工事を範囲とし, その生産物は, 建築補修及び土木補修である。

(2) ただし, ①本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修, ②公共事業に関する維持・補修工事, 災害復旧工事, 及び③鉄道軌道の線路, 電力・信号設備, 電力の送配電設備, 電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは, 本部門の活動とせず, それぞれの部門に含める。

ISIC:「0140 農業及び畜産サービス業(獣医業を除く。),「4510 用地整備業」,「4520 建築物の全部又は一部工事業, 土木工事業」,「4530 建物設備設置工事業」,「4540 建築物仕上げ業」

〔注意点〕

住宅についての建設補修の生産額は, 帰属家賃との関連で, 建設補修→住宅賃貸料→家計消費支出という経路で産出される。

列部門	4131-01	道路関係公共事業
行部門	4131-011	道路関係公共事業

(建設省)

以下に掲げる公共工事を範囲とし, 新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 国及び地方公共団体の行う道路, 街路事業
- ② 日本道路公団, 首都高速道路公団, 阪神高速道路公団, 本州四国連絡橋公団, 地方公共団体等の行う有料道路事業など

ISIC:「0140 農業及び畜産サービス業(獣医業を除く。),「4510 用地整備業」,「4520 建築物の全部又は一部工事業, 土木工事業」,「4530 建物設備設置工事業」,「4540 建築物仕上げ業」

〔生産物例示〕

道路, 街路, 有料道路, 区画整理

〔注意点〕

- ① 道路, 街路等の小規模な維持・補修工事については経常的支出として列部門「4121-01建設補修」に含めることも考えられるが, 時系列の観点から従来通り公共工事(資本形成)の扱いとする(68SNAにおいては公共事業の維持・補修は資本形成として扱われており, 93SNAにおいても同様の取扱いとなっている。)
- ② なお, 列部門「4131-01道路関係公共事業」,「4131-02河川・下水道・その他の公共事業」及び「4131-03農林関係公共事業」については, アクティビティベースというよりも, むしろ事業所ベースに近い。例えば, 道路建設というアクティビティは, すべてこの部門に含まれるのではなく, 国, 地方公共団体等, 日本道路公団, 首都高速道路公団, 阪神高速道路公団, 本州四国連絡橋公団の行う事業に限られ, 民間企業等が建設するものについては列部門「4132-09その他の土木建設」に分類される。

列部門	4131-02	河川・下水道・その他の公共事業
行部門	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業

(建設省)

次に掲げる公共工事を範囲とし, 新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 河川：国及び地方公共団体の行う河川，砂防，海岸事業並びに水資源開発公団の行う事業
- ② 都市計画：国及び地方公共団体の行う下水道，公園及び環境衛生事業
- ③ 港湾・漁港：国及び地方公共団体の行う港湾及び漁港事業
- ④ 空港：国，地方公共団体，新東京国際空港公団及び関西国際空港株式会社の行う空港事業
- ⑤ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から④まで並びに「4131-01 道路関係公共事業」の各施設に関する災害復旧，災害関連，鉦害復旧及び都市災害復旧事業
- ⑥ その他：国及び地方公共団体の行う沿岸漁場整備事業，離島電気事業等

ISIC：「0140 農業及び畜産サービス業（獣医業を除く）」，「4510 用地整備業」，「4520 建築物の全部又は一部工事業，土木工事業」，「4530 建物設備設置工事業」，「4540 建築物仕上げ業」

〔生産物例示〕

河川改修，河川総合開発，砂防，海岸，下水道，環境衛生，公園，港湾，漁港，空港，災害復旧

〔注意点〕

- ① 小規模な維持・補修工事については経常的支出として列部門「4121-01建設補修」に含めることも考えられるが，時系列の観点から従来どおり公共工事（資本形成）の扱いとする（68SNAにおいては公共事業の維持・補修はすべて資本形成として扱われており，93SNAにおいても同様の取扱いとなっている。）
- ② 上記②の都市計画の下水道については，昭和45年表までは列部門「4009-90その他の建設」に入れていたが，事業の性格上公共事業として扱うべきであるので，50年表から本部門へ入れて部門の名称変更を行った。

列部門	4131-03	農林関係公共事業
行部門	4131-031	農林関係公共事業

（農林水産省・建設省）

以下に掲げる公共工事を範囲とし，新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 農業土木：国，地方公共団体，土地改良区及びその他の団体の行う農業基盤整備事業並びに農用地整備公団の行う事業
- ② 林道：国及び地方公共団体の行う林道事業並びに森林開発公団の行う事業
- ③ 治山：国及び地方公共団体の行う治山事業

- ④ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業

ISIC：「0140 農業及び畜産サービス業（獣医業を除く）」，「4510 用地整備業」，「4520 建築物の全部又は一部工事業，土木工事業」，「4530 建物設備設置工事業」，「4540 建築物仕上げ業」

〔生産物例示〕

土地改良，林道，治山，災害復旧

列部門	4132-01	鉄道軌道建設
行部門	4132-011	鉄道軌道建設

（建設省）

JR，日本鉄道建設公団，公営鉄道，私鉄，帝都高速度交通営団及び本州四国連絡橋公団の行う鉄道軌道に関する構築物の新設工事を範囲とする。

なお，本部門には，線路，電力・信号設備等の取替補修工事も含める。

ISIC：「0140 農業及び畜産サービス業（獣医業を除く）」，「4510 用地整備業」，「4520 建築物の全部又は一部工事業；土木工事業」，「4530 建物設備設置工事業」，「4540 建築物仕上げ業」

〔生産物例示〕

鉄道軌道に関する構築物

〔注意点〕

「4132-01鉄道軌道建設」，「4132-02電力施設建設」，「4132-03電気通信施設建設」及び「4132-09その他の土木建設」についても「公共事業」部門と同様，厳密に言えばアクティビティベースというよりも，むしろ事業所ベースの考え方に近い。すなわち，「建築」部門においては生産物（建築物）の観点から定義がなされているのに対して，「土木」部門では投資主体の観点から定義がなされている。

定義された投資主体以外の事業所が行った土木工事は，「4132-09その他の土木建設」部門に分類される。

列部門	4132-02	電力施設建設
行部門	4132-021	電力施設建設

（建設省）

9電力株式会社，沖縄電力株式会社，電源開発株式会社及び地方公営企業の行う電気事業並びにその他の電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。また、自家発電については、設置許可（500kw以上）を受けているものだけが本部門に含まれる。

I S I C : 「0140 農業及び畜産サービス業（獣医業を除く）」、「4510 用地整備業」, 「4520 建築物の全部又は一部工事業 ; 土木工事業」, 「4530 建物設備設置工事業」, 「4540 建築物仕上げ業」

〔生産物例示〕

発・送・配電施設に関する構築物

列部門	4132-03	電気通信施設建設
行部門	4132-031	電気通信施設建設

(建設省)

第一種電気通信事業者の行う電気通信線路施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。

I S I C : 「0140 農業及び畜産サービス業（獣医業を除く）」、「4510 用地整備業」, 「4520 建築物の全部又は一部工事業 ; 土木工事業」, 「4530 建物設備設置工事業」, 「4540 建築物仕上げ業」

〔生産物例示〕

電気通信線路施設に関する構築物

〔注意点〕

国際電信電話株式会社の行うものは、昭和60年表では「4132-09 その他の土木建設」に含まれていたが、平成2年表において、本部門に変更。

列部門	4132-09	その他の土木建設
行部門	4132-099	その他の土木建設

(建設省)

他の部門に分類されない、次に掲げる民間土木建設工事及び政府の行う公共事業以外の土木建設工事を範囲とする。

- ① 上・工業用水道 : 地方公営企業等の行う上水道、簡易水道及び工業用水道に関する構築物の建設工事
- ② 土 地 造 成 : 住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、地方公共団体及び民間の行う土地造成工事
- ③ そ の 他 土 木 : 地方公営企業及び民間の行うガス工事、地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的工事、政府の行う駐車場整備工事並びにその他上記以外の民間土木建設

I S I C : 「0140 農業及び畜産サービス業（獣医業を除く）」, 「4510 用地整備業」, 「4520 建築物の全部又は一部工事業 ; 土木工事業」, 「4530 建物設備設置工事業」, 「4540 建築物仕上げ業」

〔生産物例示〕

上・工業用水道等に関する構築物、埋立・土地造成等の工事、ガスタンク・駐車場・ゴルフ場・競技場・遊園地・パイプライン等の建設工事及び民間の行う団地内区画道路・さん橋・堤防等の道路、河川等建設工事など

〔注意点〕

- ① 昭和60年表において、本部門に含まれていた国際電信電話土木建設工事を、平成2年表で「4132-03, -031電気通信施設建設」に統合。
- ② 昭和60年表において、55年表の列・行部門「4009-90, -900その他の建設」を「4132-09, -099その他の土木建設」に名称変更。
- ③ 下水道（地方公営企業を行う下水道に関する構築物の建設工事）については、昭和45年表まで本部門に含めていたが、事業の性格上公共事業として扱うべきであるので、50年表から、「4131-02河川・下水道・その他の公共事業」に含めることとした。

## 10 電力・ガス・水道

列部門	5111-01	事業用原子力発電
	5111-02	事業用火力発電
	5111-03	水力・その他の事業用発電
行部門	5111-001	事業用電力

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類35「電気業」のうち自家発電を除く活動を範囲とする。

なお、発電工程において発生するフライアッシュは副産物扱いとし、「0621-019その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

I S I C : 「4010 電気生産・収集・供給業」

列部門	5111-04	自家発電
行部門	5111-041	自家発電

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類35「電気業」のうち鉱工業部門などで最大出力500kw以上の発電設備を有し、常時発電をしており、電力を販売することを目的としない活動を範囲とする。

I S I C : 該当なし

〔注意点〕

本部門は、「自家発電」という名称にかかわらず、自家部門としてではなく、独立したアクティビティとして部門が設定されている。

列部門	5121-01	都市ガス
行部門	5121-011	都市ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類36「ガス業」の活動を範囲とする。

なお、石炭ガスの生産工程において発生する副生硫安、コークス、粗コールタール及び粗ベンゾールは副産物扱いとし、それぞれ「2011-021化学肥料」、「2121-011コークス」及び「2121-019その他の石炭製品」を競合部門とする。

I S I C : 「4020 ガス製造業；導管によるガス燃料供給業」  
〔変更点〕

競合部門の名称を「窒素質肥料」から「化学肥料」に変更。

列部門	5122-01	熱供給業
行部門	5122-011	熱供給業

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類37「熱供給業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「4030 蒸気及び温水供給業」

〔注意点〕

熱供給業とは、一般の需要に応じ、ボイラ、冷凍機等により発生させた蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所の活動である。地域暖冷房業、地域暖房業、蒸気供給業が該当する。

列部門	5211-01	上水道・簡易水道
行部門	5211-011	上水道・簡易水道

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類381「上水道業」のうち、船舶給水業を除く活動を範囲とする。

I S I C : 「4100 水収集・浄化・供給業」

〔品目例示〕

水道局(部)、水道事務所、浄水場、配水場、ポンプ場等の活動

〔注意点〕

- ① 本部門は、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(水道法に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業)が該当する。
- ② 船舶給水業については、「7189-02水運施設管理★★」に含める。

列部門	5211-02	工業用水
行部門	5211-021	工業用水

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類382「工業用水道業」のうち、「工業用水道事業法」に基づき地方公共団体が製造事業所に対して工業用水の供給を行う活動を範囲とする。

I S I C : 「4100 水収集・浄化・供給業」

〔注意点〕

地方公共団体以外の者が行う工業用水道事業(上水道を含む)並びに「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業及び簡易水道事業は「5211-01、-011上水道・簡易水道」

に含まれる。

列部門	5211-03	下水道★★
行部門	5211-031	下水道★★

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類383「下水道業」すなわち、下水道局(部)、下水処理場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範囲とする。

I S I C : 「9000 下水及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業」

(注意点)

本部門は、汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びそのほかの付属装置(浄化施設など)をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は、「5212-01廃棄物処理(公営)」に含まれる。

列部門	5212-01	廃棄物処理(公営)★★
行部門	5212-011	廃棄物処理(公営)★★

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類87「廃棄物処理業」のうち、地方公共団体による活動を範囲とする。

I S I C : 「9000 下水及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業」

(品目例示)

し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

列部門	5212-02	廃棄物処理(産業)
行部門	5212-021	廃棄物処理(産業)

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類87「廃棄物処理業」のうち、民営事業所による活動を範囲とする。

なお、地方公共団体の委託事業を含み、自家処理分は除く。

I S I C : 「9000 下水及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業」

(品目例示)

し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

## 11 商業、金融・保険、不動産

列部門	6111-01	卸売
行部門	6111-011	卸売

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類48～53の「卸売業」の活動を範囲とし、その生産額は、商業卸売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分並びに食糧管理特別会計、アルコール専売事業特別会計、蚕糸砂糖類価格安定事業団、畜産振興事業団及び日本体育・学校健康センターの活動を範囲に含む。

ISIC：「5010 自動車販売業」, 「5030 自動車部品、付属品販売業」, 「5110 手数料又は契約制による卸売業」, 「5121 農産品原料及び生き物卸売業」, 「5122 食料品、飲料及びたばこ卸売業」, 「5131 織物、衣服及び履物卸売業」, 「5139 その他の家庭用品卸売業」, 「5141 固形・液体・ガス燃料及び関連製品卸売業」, 「5142 金属及び金属鉱石卸売業」, 「5143 建築材料、金物類及び衛生・暖房設備器具卸売業」, 「5149 その他の中間製品、廃棄物及びくず卸売業」, 「5150 機械器具卸売業」, 「5190 その他の卸売業」

列部門	6112-01	小売
行部門	6112-011	小売

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類54～59「小売業」の活動を範囲とし、その生産額は、商業小売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並びに構内売店、生活協同組合購買会の活動を含み、製造小売業のうちの製造活動部分は本部門の活動に含めずそれぞれの製造業部門に含める。

ISIC：「5010 自動車販売業」, 「5030 自動車部品・付属品販売業」, 「5040 オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業」, 「5211 食料品、飲料又はたばこが主な非専門店の小売業」, 「5219 その他の非専門店小売業」, 「5220 食料品、飲料及びたばこの専門店による小売業」, 「5231 医薬

品、医療品及び化粧品・洗顔用品小売業」, 「5232 織物、衣料、履物及び革製品小売業」, 「5233 家庭用具・用品・機器小売業」, 「5234 金物類、塗料及びガラス小売業」, 「5239 専門店によるその他の小売業」, 「5240 店舗による中古品小売業」, 「5251 通信販売による小売業」, 「5252 露店及び市場による小売業」, 「5259 その他の無店舗小売業」

[注意点]

製造小売の例：衣服小売業、菓子・パン小売業、豆腐小売業、家具小売業

列部門	6211-01	金融
行部門	6211-011	公的金融（帰属利子）
	6211-012	民間金融（帰属利子）
	6211-013	公的金融（手数料）
	6211-014	民間金融（手数料）

(大蔵省)

日本標準産業分類の中分類62「銀行・信託業」、63「中小企業等金融業（政府関係金融機関を除く）」、64「農林水産金融業（政府関係金融機関を除く）」、65「政府関係金融機関（別掲を除く）」から日本私学振興財団及び石油公団の石油備蓄事業を除いたもの、66「貸金業、投資業等非預金信用機関（政府関係金融機関を除く）」から662「質屋」を除いたもの並びに67「補助的金融業、金融附帯業」及び68「証券業、商品先物取引業」から宝くじ売りさばき業を除いたものの活動を範囲とする。

ISIC：「6511 中央銀行」, 「6519 その他の預金取扱機関」, 「6592 その他の信用供与機関」, 「6599 他に分類されないその他の金融仲介業」, 「6711 金融市場管理業」, 「6712 証券取引業」, 「6719 他に分類されない補助的金融仲介業」

[品目例示]

日本銀行、都市銀行、地方銀行（第二地銀を含む）、信託銀行、長期信用銀行、在日外国銀行、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫、奄美群島振興開発基金、公営企業金融公庫、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合（信用事業）、漁業協同組合（信用事業）、農林漁業金融公庫、信用金庫、全国信用金庫連合会、信用協同組合、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫、労働金庫、労働金庫連合会、住宅金融公庫（資金



貸付), 住宅金融専門会社, 石油公団 (融資事業), 社会福祉・医療事業団, 年金福祉事業団 (貸付事業), 環境衛生金融公庫, 農林漁業信用基金, 漁業共済基金, 鉄道整備基金, 産業基盤整備基金, 短資会社, 農業共済基金, 証券金融会社, 中小企業信用保険公庫, 全国信用保証基金, 生物系特定産業技術研究推進機構 (金融に相当する部分), 東京中小企業投資育成株式会社, 名古屋中小企業投資育成株式会社, 大阪中小企業投資育成株式会社, 証券会社, 証券投資信託委託会社, 証券投資顧問会社, 証券取引所

〔変更点〕

平成2年表との相違点は以下のとおり。

- ① 石油公団のうちの融資事業, 年金福祉事業団のうちの貸付事業, 鉄道整備基金, 農林漁業信用基金, 産業基盤整備基金及び生物系特定産業技術研究推進機構 (金融に相当する部分) を本部門に含めた。
- ② 奄美群島振興開発基金及び農業共済基金を民間金融から公的金融に変更した。
- ③ 日本育英会及び日本私学振興財団を政府サービス生産者の公務に変更した。

〔注意点〕

- ① 公的金融機関とは, 中央銀行たる日本銀行, 郵便貯金, 資金運用部, 産業投資, 都市開発資金融通の4特別会計と日本開発銀行及び日本輸出入銀行の2銀行, 国民金融公庫をはじめとする9公庫並びに海外経済協力基金, 奄美群島振興開発基金, 鉄道整備基金, 農業共済基金, 農林漁業信用基金, 産業基盤整備基金, 社会福祉・医療事業団, 年金福祉事業団 (貸付事業), 石油公団 (融資事業), 生物系特定産業技術研究推進機構 (金融に相当する部分) である。これ以外の金融機関はすべて民間金融機関に格付けされる。
- ② 生命保険業及び損害保険業が行う資金運用活動は本部門に含まれず, 「6212-01生命保険」及び「6212-02損害保険」に含める。
- ③ 公益質屋事業は, 昭和45年表では政府金融機関となっているが, 本来福祉サービスを提供するとみられることから, 50年表以降は「8111-01, 8112-01公務」に含めている。
- ④ 宝くじ売りさばき業は, 「8611-09その他の娯楽」に含める。
- ⑤ 50年表以降, 金融の行部門を公的と民間に分割したのは, SNAの所得支出及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させるとともに, 産出構造の差異を明瞭にするためである。
- ⑥ 石油公団については, 融資事業を, 年金福祉事業団は貸付事業を本部門に含める。
- ⑦ 定義上「金融」に含まれているいわゆるノンバンク (貸金業等) については, 平成2年表までは適当な推計資料, 推計方法がないため推計を行っていなかったが, 平成7年

表では経済の実体に対応させるべく可能な範囲で推計を行った。

列部門	6212-01	生命保険
行部門	6212-011	生命保険

(大蔵省)

日本標準産業分類の小分類691「生命保険業」及び細分類6941「生命保険媒介業」並びに生命保険のための小分類693「共済事業」, 細分類6943「共済事業媒介代理業」及び細分類6959「その他の保険サービス業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6601 生命保険業」, 「6720 補助的保険・年金基金業」

〔品目例示〕

生命保険, 年金保険, 簡易保険, 郵便年金, 生命保険再保険, 生命保険代理店, 農協共済 (生命共済等) の再共済・再々共済, 生命保険相談所

〔変更点〕

住宅金融公庫 (団体信用生命保険) を本部門に追加した。

〔注意点〕

- ① 簡易生命保険特別会計及び住宅金融公庫 (団体信用生命保険) は本部門に含め, 居住者である在日外国生命保険会社 (支店) も本部門に含める。
- ② 生命保険会社は純保険的サービスの生産と同時に, 結合生産物として金融の帰属サービスをも生み出すと考えられるので, 昭和60年表において行部門に帰属利子の行を設けることを検討したが, 68SNA解釈上設けないことになった。

列部門	6212-02	損害保険
行部門	6212-021	損害保険

(大蔵省)

日本標準産業分類の小分類692「損害保険業」, 細分類6942「損害保険代理業」, 細分類6951「保険料率算出団体」及び細分類6952「損害査定業」並びに損害保険のための小分類693「共済事業」, 細分類6943「共済事業媒介代理業」及び細分類6959「その他の保険サービス業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6603 損害保険業」, 「6720 補助的保険・年金基金業」

〔品目例示〕

火災保険, 地震保険, 海上保険, 自動車保険 (自賠責, 任意), 盗難保険, 運送保険, 損害保険再保険, 貿易保険, 損

害保険代理店、農協共済（火災共済、自動車共済等）、農協共済（火災共済、自動車共済等）の再共済・再々共済

〔変更点〕

農林漁業信用基金を本部門に追加した。

〔注意点〕

本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、住宅金融公庫（住宅融資保険）、中小企業信用保険公庫、農林漁業信用基金を含めるほか、在日外国損害保険会社を含める。

列部門	6411-01	不動産仲介・管理業
行部門	6411-011	不動産仲介・管理業

（建設省）

日本標準産業分類の小分類701「建売業、土地売買業」のうちの不動産取引の代理、仲介を行う活動、702「不動産代理業・仲介業」及び713「不動産管理業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「7010 自己所有資産又はリース資産の不動産業」  
「7020 料金又は契約制による不動産業」

〔品目例示〕

不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介手数料、不動産管理手数料

〔注意点〕

- ① 建売業における建設活動は、本部門に含めず、建設部門に含める。
- ② 土地売買業の活動は、取引上の代理・仲介等の手数料のみが生産額に計上され、土地造成等に要する費用は建設部門に含める。
- ③ 昭和60年表において、定義範囲に日本標準産業分類の（旧）小分類703「不動産管理業」を含めることに伴い部門の名称を「不動産仲介業」から「不動産仲介・管理業」に変更した。

列部門	6411-02	不動産賃貸業
行部門	6411-021	不動産賃貸業

（建設省）

日本標準産業分類の小分類711「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」のうち、細分類7112「土地賃貸業」を除く活動の範囲とする。

I S I C : 「7010 自己所有資産又はリース資産の不動産業」  
「7020 料金又は契約制による不動産業」

〔品目例示〕

不動産賃貸料（貸店舗（店舗併用住宅の場合は貸店舗部分のみ）、貸ビル、貸倉庫等）

〔注意点〕

- ① 平成2年表において、部門の名称を昭和60年表の「6411-02、-021不動産賃貸料」から「6411-02、-021不動産賃貸業」に変更。
- ② 店舗併用住宅の住宅部分の賃貸料は、「6421-01住宅賃貸料」に含める。
- ③ 昭和55年表から、本部門の概念から「各産業が投入した自己所有物（住宅を除く）の維持経費によって把握される仮設部分」を除外した。

列部門	6421-01	住宅賃貸料
行部門	6421-011	住宅賃貸料

（建設省）

貸家、貸間、持家等、すべての住宅の使用によって生ずるサービスを範囲とし、その生産額は、住宅の所有の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅及び店舗併用住宅の住居部分の粗賃貸料に相当するものとする。

すなわち、日本標準産業分類の小分類712「貸家業、貸間業」の活動のほか、持家、給与住宅については「帰属家賃」も含む。

I S I C : 「7010 自己所有資産又はリース資産の不動産業」  
「7020 料金又は契約制による不動産業」

## 12 運 輸

列部門	7111-01	鉄道旅客輸送
行部門	7111-011	鉄道旅客輸送（JR）
	7111-012	鉄道旅客輸送（除JR）

（運輸省）

日本標準産業分類の中分類39「鉄道業」のうち鉄道旅客輸送の活動を範囲とする。

なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理等兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。

ISIC：「6010 鉄道輸送業」, 「6021 その他の定期旅客陸上輸送業」

〔品目例示〕

JR, 公・民営の鉄道・軌道（普通鉄道, 軌道, 地下鉄道, モノレール鉄道, 案内軌条式鉄道, 鋼索鉄道, 索道及び無軌条電車）の旅客輸送

〔注意点〕

- ① 鉄道業の車両・駅構内等における広告料及び物品販売, 公衆電話, 自動ロッカー等の営業料は, 本部門の生産額には含まない。
- ② 「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業等も同様の扱いとする。
- ③ 昭和60年表の列・行部門「7111-01国有鉄道（除国電旅客）, -011国有鉄道（国電以外の旅客）」, 「7112-01, -011国有鉄道（国電旅客）」及び「7113-01地方鉄道・軌道, -011地方鉄道・軌道（旅客）」を平成2年表において統合し, 本部門とした。

列部門	7112-01	鉄道貨物輸送
行部門	7112-011	鉄道貨物輸送

（運輸省）

日本標準産業分類の中分類39「鉄道業」のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。

ISIC：「6010 鉄道輸送業」

〔品目例示〕

JR, 民営鉄道の貨物輸送

〔注意点〕

昭和60年表の列・行部門「7111-01国有鉄道（除国電旅客）, -012国有鉄道（貨物）」及び「7113-01地方鉄道・軌道, -012地方鉄道・軌道（貨物）」を平成2年表において統合し, 本

部門とした。

列部門	7121-01	バス
行部門	7121-011	バス

（運輸省）

日本標準産業分類の中分類40「道路旅客運送業」のうち, 402「一般乗用旅客自動車運送業」及び4092「旅客軽車両運送業」を除いた活動を範囲とする。

ISIC：「6021 その他の定期旅客陸上輸送業」, 「6022 その他の不定期旅客陸上輸送業」

〔品目例示〕

乗合バス業, 貸切バス業, 特定旅客自動車運送業の旅客輸送

列部門	7121-02	ハイヤー・タクシー
行部門	7121-021	ハイヤー・タクシー

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類402「一般乗用旅客自動車運送業」及び細分類4092「旅客軽車両運送業」の活動を範囲とする。

ISIC：「6022 その他の不定期旅客陸上輸送業」

〔品目例示〕

ハイヤー・タクシー業, 旅客軽車両運送業による旅客輸送

列部門	7122-01	道路貨物輸送
行部門	7122-011	道路貨物輸送

（運輸省）

日本標準産業分類の中分類41「道路貨物運送業」のうち小分類414「集配利用運送業」を除いた活動を範囲とする。

ISIC：「6023 道路貨物運送業」

〔品目例示〕

トラック運送業（一般貨物, 特別積合せ貨物, 特定貨物）, 貨物軽車両等運送業の貨物輸送

〔変更点〕

平成2年表まで本部門に含まれていた自動車運送取扱業の活動を分割し, 「7161-01貨物運送取扱」部門に格付ける。

〔注意点〕

集配利用運送業及び自動車運送取扱業が行う活動は本部門に含めず, 「7161-01貨物運送取扱」部門に含める。

列部門	7131-01P	自家用旅客自動車輸送
行部門	7131-011P	自家用旅客自動車輸送

(運輸省)

自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人の輸送を行う活動を範囲とする。

なお、貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

ISIC：該当なし

[注意点]

- ① マイカー輸送は家計消費であり、生産活動とみるのは無理があるので、本部門から除外している。
- ② 生産額は、自家用自動車輸送に要した財・サービスに係る経費の積み上げにより計算する。  
ただし、自家輸送に係る人件費が「9311-000賃金・俸給」等の部門、車検・登録・車庫証明費用が「9403-000間接税(除関税・輸入品商品税)」部門の範囲に含まれる等、粗付加価値部門に格付けられる経費は、付加価値を計上しない仮設部門である自家輸送部門に含めず、各列部門が、直接それぞれの粗付加価値部門に計上する。
- ③ 各産業部門が自家輸送活動に要した経費の内訳を財・サービス別にマトリックスで示した「自家輸送マトリックス」が付帯表として、旅客及び貨物について作成されている。

列部門	7132-01P	自家用貨物自動車輸送
行部門	7132-011P	自家用貨物自動車輸送

(運輸省)

自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して貨物の輸送を行う活動を範囲とする。

ISIC：該当なし

[注意点]

「7131-01P自家用旅客自動車輸送」記載の①、②及び③のとおり。

列部門	7141-01	外洋輸送
行部門	7141-011	外洋輸送

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類421「外航海運業」の活動を範囲とする。

ISIC：「6110 海洋・沿海運送業」

[品目例示]

外国航路運輸業の旅客・貨物輸送

[変更点]

平成2年表まで本部門に含まれていた海上貨物運送取扱業(外航船によるもの)の活動を「7161-01貨物運送取扱」部門に格付ける。

[注意点]

- ① 日本標準産業分類の細分類4241「船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。ただし、外国の「海洋運輸業」又は「船舶貸渡業」との間の用船は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入(用船料支払)分は、自部門の交点に計上するものとする。

以上については、他の輸送機関(「7122-01道路貨物輸送」、「7142-01沿海・内水面輸送」、「7151-01航空輸送」、「7161-01貨物運送取扱」等)における事業者間の用船(用車、用機)についても同様の扱いとする。

- ② 海上貨物運送取扱業が行う活動は本部門に含めず、「7161-01貨物運送取扱」部門に含める。

列部門	7142-01	沿海・内水面輸送
行部門	7142-011	沿海・内水面旅客輸送
	7142-012	沿海・内水面貨物輸送

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類422「沿海海運業」及び423「内陸水運業」の活動を範囲とする。

ISIC：「6110 海洋・沿海運送業」

[品目例示]

沿海旅客運輸業(旅客定員12人以下の船舶によるものも含む。)の旅客輸送、沿海貨物運輸業の貨物輸送、港湾旅客運輸業の旅客輸送、河川水運業、湖沼水運業の旅客・貨物輸送

[変更点]

平成2年表まで本部門に含まれていた海上貨物運送取扱業(内航船によるもの)の活動を「7161-01貨物運送取扱」部門に格付ける。

[注意点]

- ① 日本標準産業分類の細分類4242「内航船舶貸渡業」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので、生産額には計上しない。
- ② 海上貨物運送取扱業が行う活動は本部門に含めず、「7161-01貨物運送取扱」部門に含める。

列部門	7143-01	港湾運送
行部門	7143-011	港湾運送

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類452「港湾運送業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6301 貨物取扱業」

〔品目例示〕

一般港湾運送業, 船内荷役業, はしけ運送業(はしけ及びいかだのえい航を含む。), 沿岸荷役業及びいかだ運送業の荷役

列部門	7151-01	航空輸送
行部門	7151-011	国際航空輸送
	7151-012	国内航空旅客輸送
	7151-013	国内航空貨物輸送
	7151-014	航空機使用事業

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類43「航空運輸業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6210 定期航空運送業」, 「6220 不定期航空運送業」

〔品目例示〕

定期・不定期航空運送業による国際・国内の旅客・貨物輸送, 航空機使用事業(薬剤散布, 航空写真撮影等)

〔変更点〕

平成2年表まで本部門に含まれていた利用航空運送業の活動を「7161-01 貨物運送取扱」部門に格付けする。

〔注意点〕

利用航空運送業の行う活動は本部門に含めず, 「7161-01 貨物運送取扱」部門に含める。

列部門	7161-01	貨物運送取扱
行部門	7161-011	貨物運送取扱

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類414「集配利用運送業」及び453「貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6023 道路貨物運送業」, 「6301 貨物取扱業」, 「6309 その他の輸送代理店業」

〔品目例示〕

第一種利用運送業, 第二種利用運送業, 運送取扱業

〔変更点〕

「7122-02通運」, 「7122-01道路貨物輸送」, 「7141-01外洋輸送」, 「7142-01沿海・内水面輸送」及び「7151-01航空輸送」に格付けられていた貨物運送取扱業の活動を本部門に統合する。

〔注意点〕

本部門の生産額は, 他部門との貨物運賃の重複計上を避けるため, 運賃・料金収入から実運送機関への支払い運賃・料金を控除したものとしている。

列部門	7171-01	倉庫
行部門	7171-011	倉庫

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類44「倉庫業」及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。

I S I C : 「6302 貯蔵・倉庫業」

〔品目例示〕

普通倉庫業(野積倉庫, サイロ倉庫, タンク倉庫, トランクルームを含む。), 冷蔵倉庫業, 水面木材倉庫業, 農業協同組合倉庫, 水産業協同組合倉庫, 森林組合倉庫, 中小企業等協同組合倉庫等の物品の保管・荷役

〔注意点〕

自家用の倉庫は各産業の活動に含めるが, 協同組合倉庫については営業倉庫と同様の料金徴収が行われていることから, 本部門の活動範囲とする。

列部門	7181-01	こん包
行部門	7181-011	こん包

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類456「こん包業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6309 その他の輸送代理店業」

〔品目例示〕

荷造業, 貨物こん包業, 組立こん包業, 工業製品組立こん包業, 輸出こん包業

〔注意点〕

自家こん包活動については, 各部門におけるこん包(包装)資材の投入として扱い, 本部門には含めない。

列部門	7189-01	道路輸送施設提供
行部門	7189-011	道路輸送施設提供

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類457「運輸施設提供業」のうち道路輸送に係るもの及び中分類73「駐車場業」から自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に設置される駐車場を除いた活動を範囲とする。

I S I C : 「6303 その他の運輸に付帯するサービス」

[品目例示]

自動車道業, 有料道路, 有料橋, 有料トンネル, 自動車ターミナル, 「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの, 有料駐車場

[注意点]

- ① レンタカー及びリースカーは「8514-01貸自動車業」に含める。
- ② 自動車の保管を目的とする月極め駐車場等については土地の賃借とみなし, 「6411-01不動産仲介・管理業」の範囲に含まれる活動のみを当該部門に計上する。
- ③ 駐車場のうち路上駐車場は必要な量の路外駐車場の整備がなされるまでの暫定的な措置とされていること, 公安委員会が設置するパーキング・メータ及びチケットは道路を有効に使用するための駐車時間規制を目的としていることから, 本部門に含めず, 「8111-01公務(地方)★★」の範囲とする。

列部門	7189-02	水運施設管理★★
行部門	7189-021	水運施設管理★★

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4575「棧橋泊きょ業」, 細分類4574「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役棧橋設備等の港湾関係分, 小分類381「上水道業」のうち船舶給水業及び小分類459「その他の運輸に付帯するサービス業」のうち航路標識事務所(灯台), 海上交通センター等による水路情報提供活動を範囲とする。

I S I C : 「6303 その他の運輸に付帯するサービス業」

「4100 水収集・浄化・供給業」

[品目例示]

港湾・漁港の管理, 水路情報の提供

[変更点]

平成2年表の「7179-02水運付帯サービス(公営)★★」の活動の全部と「7179-03水運付帯サービス(産業)」のうち

港湾・漁港管理活動(船舶給水業に相当する範囲を含む。), とん税, 特別とん税, 運河通行税及び灯台税を本部門の範囲とする。

また, 港湾・漁港区域以外の水路情報提供活動についても本部門の範囲として明記する。

[注意点]

- ① 埠頭公社等が港湾区域内で行う一部施設の管理活動も本部門の範囲とする。
- ② とん税及び特別とん税については, 本来, 入港外航船の船長又は運航者が直接税関に納付するものであるが, 外洋輸送が港湾施設を使用する際のコストであるため, 同部門が本部門を投入するものとし, 本部門の経費として間接税に計上することで, 生産額に含める。同様に, 運河通行税及び灯台税についても, 本部門の範囲とするが, 輸入のみである。

列部門	7189-03	その他の水運付帯サービス
行部門	7189-031	その他の水運付帯サービス

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4599「その他の運輸に付帯するサービス業」のうち, 検数業, 検量業, 運輸鑑定業, 水先案内業, サルベージ業, 海難救助業, 網取業, 引船業の活動を範囲とする。

I S I C : 「6303 その他の運輸に付帯するサービス業」

[品目例示]

水先, 検数, 検量, 鑑定

[変更点]

平成2年表の「7179-03水運付帯サービス(産業)」の活動のうち, 「7189-02水運施設管理★★」部門に格付けける以外の活動を本部門の活動とする。

列部門	7189-04	航空施設管理(国営)★★
行部門	7189-041	航空施設管理(国営)★★

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4576「飛行場業」に相当する範囲のうち, 国及び地方公共団体の行う空港(第一種, 第二種及び第三種)の管理活動, 及び, 小分類459「その他の運輸に付帯するサービス業」に相当する範囲のうち, 航空交通管制活動を範囲とする。

I S I C : 「6303 その他の運輸に付帯するサービス業」

〔品目例示〕

空港管理, 航空交通管制

〔変更点〕

平成2年表の「7179-04航空付帯サービス(国営)★★」の部門名称を変更するとともに、生産額(経費区分)上、空港管理の範囲に含まれる航空交通管制活動について、本部門の範囲であることを明記する。

〔注意点〕

- ① 新東京国際空港公団の行う空港管理活動は「7189-05 航空施設管理(産業)」に含める。
- ② 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)は、「7189-05 航空施設管理(産業)」に計上する。

列部門	7189-05	航空施設管理(産業)
行部門	7189-051	航空施設管理(産業)

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4576「飛行場業」に相当する範囲のうち、国及び地方公共団体以外の行う活動を範囲とする。

I S I C : 「6303 その他の運輸に付帯するサービス業」

〔品目例示〕

空港管理

〔変更点〕

平成2年表の「7179-05航空付帯サービス(産業)」の活動のうち、「飛行場業」の活動を本部門の範囲とする。

〔注意点〕

- ① 新東京国際空港公団の行う空港管理活動は、公的企業扱いとして本部門に含める。
- ② 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)は、すべて本部門に計上する。

列部門	7189-06	その他の航空付帯サービス
行部門	7189-061	その他の航空付帯サービス

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類459「その他の運輸に付帯するサービス業」のうち、航空管制活動以外の、航空輸送に付帯する活動(機内飲食物売上, 運行サービス, 乗客の乗降及び積み卸しに係る空港内の活動, 航空燃料の管理及び給油手数料, その他航空に付帯した役務等)を範囲とする。

I S I C : 「6303 その他の運輸に付帯するサービス業」

〔品目例示〕

航空機給油施設提供, 利便施設提供, 供給施設提供

〔変更点〕

平成2年表の「7179-05航空付帯サービス(産業)」の活動のうち「7189-05航空施設管理(産業)」部門に格付ける以外の活動を本部門の範囲とする。

〔注意点〕

空港ターミナルビル等は「6411-02不動産賃貸業」に、空港外にわたる送迎バスは「7121-01バス」に、給油(燃料販売)は「商業」に、航空機整備は「3622-10航空機修理」にそれぞれ含める。

列部門	7189-09	旅行・その他の運輸付帯サービス
行部門	7189-099	旅行・その他の運輸付帯サービス

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類451「旅行業」, 454「運送代理店」, 455「運輸あっせん業」及び459「その他の運輸に付帯するサービス業」のうち観光協会等の行う活動を範囲とする。

I S I C : 「6303 その他の運輸に付帯するサービス業」,  
「6304 旅行代理店, 旅行オペレータ及び観光案内業」

〔品目例示〕

旅行業, 運送代理店, 運輸あっせん業等の取扱

〔注意点〕

- ① 本部門は、運輸業のうち他の部門に属さない産業が含まれる。
- ② 昭和60年表までの部門名称「7179-09, -099その他の運輸付帯サービス」を平成2年表において「7179-09, -099旅行・その他の運輸付帯サービス」に変更。

### 13 通信・放送

列部門	7311-01	郵便
行部門	7311-011	郵便

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類461「郵便業」の活動を範囲とする。

ISIC：「6411 国営郵便業」

〔品目例示〕

通常郵便物，小包郵便物

〔注意点〕

郵便に係る郵政本省及び地方郵政局等の活動も本部門に含まれる。

列部門	7312-01	国内電気通信（除移動通信）
行部門	7312-011	国内電気通信（除移動通信）

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類471「国内電気通信業（有線放送電話業を除く）」のうち，細分類4713「移動通信業」を除いた活動を範囲とする。

ISIC：「6420 通信業」

〔品目例示〕

電話，電信，電報，専用等

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「7312-01，-011国内電気通信」を分割

〔注意点〕

本部門には，NTTデータ通信の行うデータ通信の活動も含まれる。

官公庁，電力，鉄道，航空，船舶等の自営の電信，電話等は本部門に含めない。

列部門	7312-02	移動通信
行部門	7312-021	移動通信

(郵政省)

日本標準産業分類の細分類4713「移動通信業」の活動を範囲とする。

ISIC：「6420 通信業」

〔品目例示〕

自動車・携帯電話，PHS，無線呼出し，簡易陸上移動無線電話，船舶電話，空港無線電話

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「7312-01，-011国内電気通信」を分割

列部門	7312-03	国際電気通信
行部門	7312-031	国際電気通信

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類472「国際電気通信業」の活動を範囲とする。

ISIC：「6420 通信業」

〔品目例示〕

国際電報，国際電話，国際電信，国際専用等

〔注意点〕

本部門には，KDDの行う国際データ通信の活動も含まれる。

官公庁，電力，鉄道，航空，船舶等の自営の電信，電話等は本部門に含めない。

列部門	7319-09	その他の通信サービス
行部門	7319-099	その他の通信サービス

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類462「郵便受託業」，473「有線放送電話業」及び474「電気通信に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。

ISIC：「6420 通信業」

〔品目例示〕

有線放送電話，移動無線，漁業無線，移動通信の受託業務，郵便切手類販売所（手数料），電話加入権取引業（賃貸を含む）

列部門	7321-01	公共放送
行部門	7321-011	公共放送

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類811「公共放送業（有線放送業を除く）」の活動を範囲とする。

ISIC：「9213 ラジオ・テレビジョン放送業」



〔品目例示〕

日本放送協会によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送

〔注意点〕

日本放送協会所属の放送技術研究所及び放送文化研究所も本部門に含める。

列部門	7321-02	民間放送
行部門	7321-021	民間放送

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類812「民間放送業（有線放送業を除く）」の活動を範囲とする。

I S I C : 「9213 ラジオ・テレビジョン放送業」

〔品目例示〕

主として広告料収入又は有料放送収入によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送

列部門	7321-03	有線放送
行部門	7321-031	有線放送

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類813「有線放送業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6420 通信業」

〔品目例示〕

有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送

## 14 公 務

列部門	8111-01	公務（中央）★★
行部門	8111-011	公務（中央）★★

(経済企画庁)

おおむね日本標準産業分類の中分類97「国家公務」の活動であり、中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

I S I C : 「7511 一般（全体）公務」

〔例示〕

第1部別表4「平成7年（1995年）産業連関表における中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱い」の「公務」の項を参照。

〔注意点〕

自衛隊の活動も本部門に含まれる。

列部門	8112-01	公務（地方）★★
行部門	8112-011	公務（地方）★★

(経済企画庁)

おおむね日本標準産業分類の中分類98「地方公務」の活動であり、普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、政府サービス生産者として分類される地方政府関係の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

I S I C : 「7511 一般（全体）公務」

〔例示〕

第1部別表4「平成7年（1995年）産業連関表における中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱い」の「公務」の項を参照。

## 15 教育・研究

列部門	8211-01	学校教育（国公立）★★
行部門	8211-011	学校教育（国公立）★★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類911「小学校」、912「中学校」、913「高等学校」、914「高等教育機関」、915「特殊教育諸学校」、916「幼稚園」及び917「専修学校、各種学校」のうち、国・地方公共団体が設置する学校の活動を範囲とする。

なお、放送大学学園の活動は本部門に含まれる。

I S I C : 「8010 初等教育」、 「8021 一般中等教育」、  
「8022 専門・職業中等教育」、 「8030 高等教育」、  
「8090 成人及びその他の教育」

〔品目例示〕

小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、専修学校、各種学校

〔注意点〕

学校に付属する図書館は本部門に含まれるが、学校に付属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に分類される。

列部門	8211-02	学校教育（私立）★
行部門	8211-021	学校教育（私立）★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類911「小学校」、912「中学校」、913「高等学校」、914「高等教育機関」、915「特殊教育諸学校」、916「幼稚園」、「専修学校、各種学校」のうち、国及び地方公共団体以外の者が設置する学校の活動を範囲とする。

I S I C : 「8010 初等教育」、 「8021 一般中等教育」、  
「8022 専門・職業中等教育」、 「8030 高等教育」、  
「8090 成人及びその他の教育」

〔品目例示〕

小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、専修学校、各種学校

〔注意点〕

「8211-01 学校教育（国公立）★★」と同様。

列部門	8213-01	社会教育（国公立）★★
行部門	8213-011	社会教育（国公立）★★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち、国・地方公共団体が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

I S I C : 「8090 成人及びその他の教育」、 「9231 図書館及び公文書館サービス業」、 「9232 博物館及び史跡・歴史的建築物の保護」、 「9233 植物園・動物園及び自然保護活動」

〔品目例示〕

公民館、図書館、博物館、美術館、動・植物園、水族館、青少年教育施設、社会通信教育

列部門	8213-02	社会教育（非営利）★
行部門	8213-021	社会教育（非営利）★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

I S I C : 「8090 成人及びその他の教育」、 「9231 図書館及び公文書館サービス業」、 「9232 博物館及び史跡・歴史的建築物の保護」、 「9233 植物園・動物園及び自然保護活動」

〔品目例示〕

公民館、図書館、博物館、美術館、動・植物園、水族館、青少年教育施設、社会通信教育

列部門	8213-03	その他の教育訓練機関（国公立）★★
行部門	8213-031	その他の教育訓練機関（国公立）★★

（文部省）

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」、9192「職業訓練施設」のうち、国・地方公共団体及び一部の特殊法人等が設置する職員訓練施設及び職業訓練施設の活動を範囲とする。

I S I C : 「8090 成人及びその他の教育」

〔品目例示〕

職業訓練校，航空保安大学校，防衛大学校，警察大学校，自治大学校，気象大学校，通商産業研究所研修部，消防学校

列部門	8213-04	その他の教育訓練機関（産業）
行部門	8213-041	その他の教育訓練機関（産業）

（文部省）

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」，9192「職業訓練施設」のうち，国・地方公共団体及び一部の特殊法人等以外の者が設置する職員訓練施設及び職業訓練施設の活動を範囲とする。

I S I C : 「8090 成人及びその他の教育」

〔品目例示〕

電気通信学園，料理学校（専修学校，各種学校でないもの），洋裁学校（専修学校，各種学校でないもの），自動車教習所（専修学校，各種学校でないもの）

列部門	8221-01	自然科学研究機関（国公立）★★
行部門	8221-011	自然科学研究機関（国公立）★★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類921「自然科学研究所」の活動のうち，国・地方公共団体の研究機関及び特殊法人等が行う自然科学に関する実験，試験，研究等の活動を範囲とする。

I S I C : 「7310 自然科学及び工学に関する研究・試験的開発業」

〔品目例示〕

理学研究所，工学研究所，農学研究所，医学・薬学研究所

〔変更点〕

本部門の概念・定義・範囲に特殊法人等の活動を追加。

〔注意点〕

国公立学校に附属して設置される研究機関の活動は，本部門に含める。

列部門	8221-02	人文科学研究機関（国公立）★★
行部門	8221-021	人文科学研究機関（国公立）★★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類922「人文科学研究所」の活動のうち，国・地方公共団体の研究機関及び特殊法人等が行う人文科学に関する調査，研究等の活動を範囲とする。

I S I C : 「7320 社会・人文科学研究・試験的開発業」

〔品目例示〕

人文科学・社会科学研究所

〔変更点〕

本部門の概念・定義・範囲に特殊法人等の活動を追加。

〔注意点〕

国公立学校に附属して設置される研究機関の活動は，本部門に含める。

列部門	8221-03	自然科学研究機関（非営利）★
行部門	8221-031	自然科学研究機関（非営利）★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類921「自然科学研究所」の活動のうち，私立学校に附属して設置される研究機関及び民法第34条の法人が設置する研究機関が行う自然科学に関する実験，試験，研究等の活動を範囲とする。

I S I C : 「7310 自然科学及び工学に関する研究・試験的開発業」

〔品目例示〕

理学研究所，工学研究所，農学研究所，医学・薬学研究所

〔変更点〕

本部門の概念・定義・範囲に民法第34条の法人が設置する研究機関の活動を追加。

列部門	8221-04	人文科学研究機関（非営利）★
行部門	8221-041	人文科学研究機関（非営利）★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類922「人文科学研究所」の活動のうち，私立学校に附属して設置される研究機関及び民法第34条の法人が設置する研究機関が行う人文科学に関する調査，研究等の活動を範囲とする。

I S I C : 「7320 社会・人文科学研究・試験的開発業」

〔品目例示〕

人文科学・社会科学研究所

〔変更点〕

本部門の概念・定義・範囲に民法第34条の法人が設置する研究機関の活動を追加。

列部門	8221-05	自然科学研究機関（産業）
行部門	8221-051	自然科学研究機関（産業）

（文部省）

日本標準産業分類の小分類921「自然科学研究所」の活動のうち、下記①、②を除く機関の自然科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

- ① 国・地方公共団体の研究機関及び特殊法人等（国公立学校に附属して設置される研究機関を含む。）
- ② 私立学校に附属して設置される研究機関及び民法第34条の法人が設置する研究機関

ISIC：「7310 自然科学及び工学に関する研究・試験的開発業」

〔品目例示〕

理学研究所，工学研究所，農学研究所，医学・薬学研究所  
〔変更点〕

本部門の概念・定義・範囲から特殊法人等及び民法第34条の法人が設置する研究機関の活動を削除。

列部門	8221-06	人文科学研究機関（産業）
行部門	8221-061	人文科学研究機関（産業）

（文部省）

日本標準産業分類の小分類922「人文科学研究所」の活動のうち、下記①、②を除く機関の人文科学に関する調査、研究等の活動を範囲とする。

- ① 国・地方公共団体の研究機関及び特殊法人等（国公立学校に附属して設置される研究機関を含む。）
- ② 私立学校に附属して設置される研究機関及び民法第34条の法人が設置する研究機関

ISIC：「7320 社会・人文科学研究・試験的開発業」

〔品目例示〕

人文科学・社会科学研究所

〔変更点〕

本部門の概念・定義・範囲から特殊法人等及び民法第34条の法人が設置する研究機関の活動を削除。

列部門	8222-01	企業内研究開発
行部門	8222-011	企業内研究開発

（文部省）

企業が、事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行う創造的な努力及び探究の活動を範囲とする。

なお、企業が製品（商品）の生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行う研究開発の活動も含まれる。

ISIC：該当なし

〔品目例示〕

- (1) 企業の研究所・研究部などで行われる本来的な活動

ここで、本来的な活動とは、研究に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などを行う。したがって、研究の実施に必要な機械、器具、装置などの工作、動植物の育成、文献調査などの活動も含む。

- (2) 企業の研究所以外、例えば、生産現場である工場などでは、上記(1)の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動

〔注意点〕

本部門は、科学技術研究調査（指定統計第61号）の「会社等」の研究活動のうち、特殊法人の行う活動を除いたものを範囲とする。

## 16 医療・保健

列部門	8311-01	医療（国公立）
行部門	8311-011	医療（国公立）

（厚生省）

日本標準産業分類の中分類88「医療業」のうち、国、地方公共団体、国民健康保険（市町村）等の社会保険事業団体（国公立）及び労働福祉事業団による活動を範囲とする。

I S I C：「8511 病院事業」，「8512 医療業及び歯科医療業」，「8519 その他の保健衛生事業」

〔品目例示〕

病院，一般診療所，歯科診療所，助産所，療術業，看護業，歯科技工所，アイバンク，衛生検査所，老人保健施設

〔変更点〕

活動主体分類を「政府サービス生産者」から「産業」に変更し，それに伴い名称の「8311-01医療（国公立）★★」から「★★」を除いた。

〔注意点〕

- ① 政府の現業部門の従業者のための医療業は，「8311-03医療（医療法人等）」に含める。
- ② 国・地方公共団体が設置する学校に付属する病院は，本部門に含まれる。
- ③ 社会保険事業団体（国公立）の範囲については，「8313-01社会保険事業（国公立）★★」を参照。

列部門	8311-02	医療（公益法人等）
行部門	8311-021	医療（公益法人等）

（厚生省）

日本標準産業分類の中分類88「医療業」のうち、日本赤十字社、厚生（医療）農業協同組合連合会、公益法人（社団法人、財団法人）、共済組合及びその連合会等の社会保険事業団体（非営利）、社会福祉法人等民間非営利団体による活動を範囲とする。

I S I C：「8511 病院事業」，「8512 医療業及び歯科医療業」，「8519 その他の保健衛生事業」

〔品目例示〕

「8311-01 医療（国公立）」と同じ。

〔変更点〕

活動主体分類を「対家計民間非営利サービス生産者」から「産業」に変更し，それに伴い名称も「8311-02 医療（非営利）★」から「医療（公益法人等）」に変更した。

〔注意点〕

- ① 国・地方公共団体以外の者が設置する学校に付属する病院は，本部門に含まれる。
- ② 社会保険事業団体（非営利）の範囲については，「8381-02 社会保険事業（非営利）★」を参照。

列部門	8311-03	医療（医療法人等）
行部門	8311-031	医療（医療法人等）

（厚生省）

日本標準産業分類の中分類88「医療業」のうち、政府の現業部門（郵政、印刷等）の従業者のための医療業並びに医療法人、会社及び個人による活動を範囲とする。

I S I C：「8511 病院事業」，「8512 医療業及び歯科医療業」，「8519 その他の保健衛生事業」

〔品目例示〕

「8311-01 医療（国公立）」と同じ。

〔変更点〕

「8311-03 医療（産業）」の名称を「医療（医療法人等）」に変更した。

列部門	8312-01	保健衛生（国公立）★★
行部門	8312-011	保健衛生（国公立）★★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類891「保健所」、892「健康相談施設」、893「検疫所（動物検疫、植物防疫を除く）」及び899「その他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体による活動を範囲とする。

I S I C：「7512 保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービスを提供する機関の活動の規制」

〔品目例示〕

保健所，健康相談施設，検疫所（動，植物を除く），検査業（寄生虫卵，水質）

列部門	8312-02	保健衛生（非営利）★
行部門	8312-021	保健衛生（非営利）★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類892「健康相談施設」及び899「その他の保健衛生」のうち、対家計民間非営利団体による活動を範囲とする。

ISIC：「7512 保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービスを提供する機関の活動の規制」

〔品目例示〕

健康相談施設，検査業（寄生虫卵，水質）

列部門	8312-03	保健衛生（産業）
行部門	8312-031	保健衛生（産業）

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類892「健康相談施設」及び899「その他の保健衛生」のうち，非営利団体ではない民間事業所による活動を範囲とする。

ISIC：「7512 保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービスを提供する機関の活動の規制」

〔品目例示〕

健康相談施設，検査業（寄生虫卵，水質），消毒業（物品，電話機）

〔注意点〕

平成2年表において，昭和60年表まで本部門に含めていた鉄道，船舶に関する消毒活動を「8519-01，-011建物サービス」に含めた。

列部門	8313-01	社会保険事業（国公立）★★
行部門	8313-011	社会保険事業（国公立）★★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類901「社会保険事業団体」の行う社会保険事務のうち，国及び地方公共団体による活動を範囲とする。

ISIC：「7530 強制社会保険事業」

〔品目例示〕

厚生年金，国民年金，国民健康保険（市町村），政府管掌健康保険，船員保険等の社会保険事務

〔注意点〕

社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設（保養所，宿泊施設等）の活動は，「8613-01旅館・その他の宿泊所」に含める。

列部門	8313-02	社会保険事業（非営利）★
行部門	8313-021	社会保険事業（非営利）★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類901「社会保険事業団体」の行う社会保険事務のうち，国及び地方公共団体以外の者が行う活動を範囲とする。

ISIC：「7530 強制社会保険事業」

〔品目例示〕

共済組合，国民健康保険（組合），組合管掌健康保険，社会保険診療報酬支払基金等の社会保険事務

〔注意点〕

社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設（保養所，宿泊施設等）の活動は，「8613-01旅館・その他の宿泊所」に含める。

列部門	8313-03	社会福祉（国公立）★★
行部門	8313-031	社会福祉（国公立）★★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類902「福祉事務所」，903「児童福祉事業」，904「老人福祉事業」，905「精神薄弱・身体障害者福祉事業」，906「更生保護事業」及び909「その他の社会保険，社会福祉」のうち，国及び地方公共団体，社会保険事業団体（国公立）並びに労働福祉事業団及び簡易保険福祉事業団による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

ISIC：「8531 宿泊施設のある社会事業」，「8532 宿泊施設のない社会事業」

〔品目例示〕

保育所，児童厚生施設（児童遊園，児童館），養護施設，養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，老人福祉センター，精神薄弱者授産施設，身体障害者授産施設

〔注意点〕

平成2年表において，日本標準産業分類の（旧）小分類922「福祉事務所」を範囲に追加した。

列部門	8313-04	社会福祉（非営利）★
行部門	8313-041	社会福祉（非営利）★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類903「児童福祉事業」，904「老人福祉事業」，905「精神薄弱・身体障害者福祉事業」，906

「更生保護事業」及び909「その他の社会保険，社会福祉」のうち，鉄道弘済会，その他民営の社会福祉施設サービス活動と社会福祉協議会，肢体不自由児協会，身体障害者協会，共同募金，善意銀行など非営利の民営による社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

I S I C : 「8531 宿泊施設のある社会事業」，「8532 宿泊施設のない社会事業」

〔品目例示〕

「8313-03 社会福祉（国公立）」と同じ。

列部門	8411-01	対企業民間非営利団体
行部門	8411-011	対企業民間非営利団体

（経済企画庁）

日本標準産業分類の中分類85「協同組合（他に分類されないもの）」及び小分類941「経済団体」の活動の範囲のうち，それが促進しようとしている利益に関連した企業の団体によって設立された民間非営利団体の活動を範囲とする。

なお，日本標準産業分類の中分類85「協同組合（他に分類されないもの）」の活動のうち，購買・販売等の営利目的の活動は，卸売・小売業等の活動部門に含め，本部門には含まない。

I S I C : 「9111 事業・雇用主団体」，「9112 職業団体」  
〔品目例示〕

織物協同組合，商工会議所，経済団体連合会，生命保険協会，全国銀行協会連合会

列部門	8411-02	対家計民間非営利団体（除別掲）★
行部門	8411-021	対家計民間非営利団体（除別掲）★

（経済企画庁）

日本標準産業分類の中分類93「宗教」，小分類942「労働団体」，943「学術・文化団体」，944「政治団体」，949「他に分類されない非営利的団体」及び951「集会場」の活動を範囲とし，家計に対して無償又は経済的に意味のない価額でサービスを提供する民間非営利団体の活動が含まれる。

I S I C : 「9120 労働団体」，「9191 宗教団体」，「9192 政治団体」，「9199 他に分類されないその他の会員制団体」

〔品目例示〕

宗教団体事務所，労働団体，学術団体，文化団体，政治団体，学士会，囲碁連盟，県民会館，文化会館

## 17 サービス業，事務用品

列部門	8511-01	広告
行部門	8511-011	テレビ・ラジオ広告
	8511-012	新聞・雑誌・その他の広告

（通商産業省）

日本標準産業分類の中分類83「広告業」の活動を範囲とする。

なお，広告媒体を提供する他の産業部門（民間放送，新聞，雑誌等）の広告活動も本部門の範囲とする。

I S I C : 「7430 広告業」

〔品目例示〕

新聞・雑誌・その他の広告：新聞広告，雑誌広告，DM広告，屋外広告，交通広告，折込み広告

〔注意点〕

平成2年表において，昭和60年表の行部門「8511-011広告」を「8511-011テレビ・ラジオ広告」及び「8511-012新聞・雑誌・その他の広告」に分割。

平成2年表において，各産業部門の自社広告活動を，各部門における広告関連資材の投入として扱い，本部門には含まないこととした。

列部門	8512-01	情報サービス
行部門	8512-011	ソフトウェア業
	8512-012	情報処理・提供サービス

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類821「ソフトウェア業」，822「情報処理・提供サービス業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「7210 ハードウェア・コンサルタント業」，  
「7220 ソフトウェア・コンサルタント業及びソフトウェア供給業」，「7230 データ処理業」，  
「7240 データベース業」，「7413 市場調査・世論調査業」

〔品目例示〕

ソフトウェア業：ソフトウェア開発，情報システム開発，プログラム作成

情報処理・供給サービス業：受託計算サービス，計算センター，マシンタイムサービス，パンチ入力サービス，経済情報提供サービス，不動産情報提供サービス，気象情報提供サービス，交通運輸情報提供サービス，市場調査，世論調査

〔変更点〕

平成2年表の行部門「8512-011情報サービス」を「8512-011ソフトウェア」と「8512-012情報処理・提供サービス」に分割。

〔注意点〕

本部門の活動はおおむね次のとおりである。

- ① 電子計算機のプログラムに関するソフトウェア開発などのサービス。
- ② 電子計算機等を用いて行うデータ処理・計算サービス及びパンチサービス。
- ③ 各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供するサービス。
- ④ 市場調査、世論調査などの調査サービス。ただし、広告活動に付随して行われるものは「広告」に、人文科学研究機関の活動に付随して行われるものは「人文科学研究機関」に含める。

列部門	8512-02	ニュース供給・興信所
行部門	8512-021	ニュース供給・興信所

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類823「ニュース供給業」及び824「興信所」の活動を範囲とする。

ISIC: 「9220 ニュース供給業」

〔品目例示〕

共同通信社、時事通信社、新聞社支局（印刷発行を行わないもの）、民間放送支局（放送設備のないもの）、興信所、信用調査所

〔注意点〕

本部門の活動は、おおむね次のとおりである。

- ① 企業及び個人の信用に関する情報を提供するサービス
- ② 新聞、定期刊行物、放送などの報道媒体ニュースを提供し又はニュース報告に関するサービスを供給する事業

列部門	8513-01	物品賃貸業（除貸自動車）
行部門	8513-011	産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業
	8513-012	建設機械器具賃貸業
	8513-013	電子計算機・同関連機器賃貸業
	8513-014	事務用機械器具（除電算機等）賃貸業
	8513-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類791「各種物品賃貸業」、792「産業用機械器具賃貸業」、793「事務用機械器具賃貸業」、795「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び799「その他の物品賃貸業」の活動を範囲とする。

ISIC: 「4550 建設又は解体機械賃貸業（オペレータ付き）」、「6591 金融リース業」、「7121 農業機械器具賃貸業」、「7122 建設・土木機械器具賃貸業」、「7123 事務用機械器具賃貸業」、「7129 他に分類されないその他の機械器具賃貸業」、「7130 他に分類されない個人・家庭用品賃貸業」

〔品目例示〕

産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業：農業機械器具賃貸業、通信機械器具賃貸業、電話交換機賃貸業、医療機械器具賃貸業、鋤山機械器具賃貸業、金属工作機械賃貸業、金属加工機械賃貸業、プラスチック成形加工機械賃貸業、電動機賃貸業、計測器賃貸業、自動販売機（コインオペレータ）賃貸業、陳列棚賃貸業、荷役運搬機械設備賃貸業、コンテナ賃貸業、パレット賃貸業、ボウリング機械設備賃貸業

建設機械器具賃貸業：建設機械器具賃貸業、土木機械器具賃貸業、パワーショベル賃貸業、建設用クレーン賃貸業  
電子計算機・同関連機器賃貸業：電子計算機賃貸業、電子計算機関連機器賃貸業

事務用機械器具（除電算機等）賃貸業：事務用機械器具賃貸業、電子式複写機賃貸業、会計機械賃貸業、金銭登録機賃貸業、ファイリングシステム用器具賃貸業

スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業：スポーツ用品賃貸業、スキー用品賃貸業、スケート靴賃貸業、貸自転車業、運動会用具賃貸業、貸テント業、貸ヨット業、貸モータボート業、映画用諸道具賃貸業、演劇用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、貸衣しょう業、貸ビデオ業、貸本屋、貸楽器業、貸美術品業、貸ふとん業、貸植木業、貸花環業

〔注意点〕

- ① 平成2年表において、昭和60年表の列部門「8513-01電子計算機・同関連機器賃貸業」、「8513-02事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」、「8611-07その他の娯楽」に含まれていたスポーツ・娯楽用品賃貸業及び「8619-09その他の対個人サービス」に含まれていたその他の物品賃貸業を統合。
- ② 平成2年表において、行部門「産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業」及び「建設機械器具賃貸業」の活動の推計を従来の「使用者主義」から「所有者主義」に変更し、それぞれ部門を新設。



③ 平成2年表において、行部門「スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」に、昭和60年表の行部門「8611-071その他の娯楽」に含まれていたスポーツ・娯楽用品賃貸業及び「8619-099その他の対個人サービス」に含まれていたその他の物品賃貸業を統合。

④ 日本標準産業分類小分類791「各種物品賃貸業」の活動は、賃貸物品ごとにそれぞれの物品賃貸業の活動に分割して含まれる。

列部門	8514-01	貸自動車業
行部門	8514-011	貸自動車業

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類794「自動車賃貸業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6591 金融リース業」, 「7111 陸上輸送機械器具賃貸業」

(品目例示)

レンタカー業, 自動車リース業

列部門	8515-10	自動車修理
行部門	8515-101	自動車修理

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類77「自動車整備業」の整備・修理・再生の活動を範囲とする。

I S I C : 「5020 自動車整備・修理業」, 「5040 オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業」

(注意点)

- ① 二輪自動車及び三輪自動車の整備は本部門に含める。
- ② 自動車タイヤの再生業及び更生業は、「2311-01タイヤ・チューブ」に含める。
- ③ 政府の行う自動車検査業務は、「8111-01公務(中央)★」に含める。
- ④ 昭和60年表まで本部門の活動範囲としていた、自動車の使用者が行う自家修理は、平成2年表から本部門の活動とせず、それぞれの部門に含めることとした。

列部門	8516-10	機械修理
行部門	8516-101	機械修理

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類781「機械修理業」の活動を範

囲とする。

I S I C : 「7250 事務機器, 計算機及びコンピュータ保守・修理業」

(品目例示)

一般機械修理, 建設機械・鉱山機械修理, 電気機械修理, 産業用運搬車両修理, 光学機械修理

(注意点)

平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「3032-10, -101一般機械修理」, 「3432-10, -101電気機械修理」, 「3629-10, -101その他の輸送機械修理」及び「3719-10, -101精密機械修理」を統合し、サービス業部門に移設。

列部門	8519-01	建物サービス
行部門	8519-011	建物サービス

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類864「建物サービス業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「7493 建物清掃業」

(品目例示)

ビルサービス業, ビルメンテナンス業, ビル清掃業, 床磨き業, ガラスふき業, 煙突掃除業, 住宅消毒業, 害虫駆除業

(注意点)

平成2年表において、昭和60年表まで「8312-03, -031保健衛生(産業)」に含めていた鉄道, 船舶に関する消毒活動を本部門に含めた。

列部門	8519-02	法務・財務・会計サービス
行部門	8519-021	法務・財務・会計サービス

(大蔵省)

日本標準産業分類の小分類841「法律事務所, 特許事務所」, 842「公証人役場, 司法書士事務所」及び843「公認会計士事務所, 税理士事務所」の活動を範囲とする。

I S I C : 「7411 法律サービス業」, 「7412 会計, 簿記及び監査サービス業; 税務相談業」

(品目例示)

法律事務所, 特許事務所, 公証人役場, 司法書士事務所, 公認会計士事務所, 税理士事務所

列部門	8519-03	土木建築サービス
行部門	8519-031	土木建築サービス

(建設省)

日本標準産業分類の小分類845「土木建築サービス業」の活動を範囲とする。

ISIC：「7421 建築・エンジニアリング業及び関連技術コンサルタント業」

[品目例示]

設計監督業、建物設計製図業、建設コンサルタント業、測量業、地質調査

列部門	8519-04	労働者派遣サービス
行部門	8519-041	労働者派遣サービス

(労働省)

日本標準産業分類の細分類8695「労働者派遣業」の活動を範囲とする。

ISIC：「7491 労働者募集・人材供給業」

[変更点]

事業所の派遣労働者が、60歳以上の高齢者のみからなる場合は、港湾運送業の業務、建設の業務、警備の業務及び物の製造の業務以外の業務を行うことのできる特例制度が設けられた。

[注意点]

① 労働者派遣サービスの対象職種は、次の16業務の範囲に限られる。

(1)ソフトウェア開発、(2)機械設計、(3)放送機器等操作、(4)放送番組等演出、(5)事務用機器操作、(6)通訳、翻訳、速記、(7)秘書、(8)ファイリング、(9)調査、(10)財務処理、(11)取引文書作成、(12)デモンストレーション、(13)添乗、(14)建築物清掃、(15)建築設備運転、点検、整備、(16)案内・受付、駐車場管理等

② 平成2年表において、本部門は昭和60年表の列・行部門「8519-09、-099その他の対事業所サービス」から分割・特掲。

列部門	8519-09	その他の対事業所サービス
行部門	8519-099	その他の対事業所サービス

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類846「デザイン業」、849「その他の専門サービス業」、861「速記・筆耕・複写業」、862「商

品検査業」、863「計量証明業」、865「民営職業紹介業」、866「警備業」及び869「他に分類されない事業サービス業」のうち細分類8695「労働者派遣業」を除いたものの活動を範囲とする。

ISIC：「7414 経営管理コンサルタント業」、7421 建築・エンジニアリング業及び関連技術コンサルタント業」、7422 技術試験、分析業」、7492 興信・保安サービス業」、7499 他に分類されないその他の事業サービス業」

[品目例示]

速記業、あて名書き業、複写業、マイクロ写真業、商品検査業、生糸検査所、質量計量証明業、環境測定分析業、金属・鉱物分析業、民営職業紹介業、警備業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、プラントエンジニアリング業、パーティ請負業、レッカー車業、LPG充てん業、温泉供給業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、行政書士業、不動産鑑定業、土地家屋調査士、司会業、通訳業

[注意点]

平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「8519-09、-099その他の対事業所サービス」から「8519-04、-041労働者派遣サービス」を分割・特掲。

列部門	8611-01	映画、ビデオ制作・配給業
行部門	8611-011	映画、ビデオ制作・配給業

(総務庁)

日本標準産業分類の小分類801「映画、ビデオ制作・配給業」及び802「映画・ビデオサービス業」の活動を範囲とする。

ISIC：「9211 映画及びビデオ制作・配給業」

[品目例示]

映画・ビデオ制作（テレビ番組制作及び商業フィルム制作を含む）、映画配給、映画出演者あつせん、映画フィルム現像、タイトル書き、貸スタジオ業

[変更点]

部門の名称を平成2年表の「8611-01、-011映画制作・配給業」から変更

[注意点]

① 録画済ビデオテープの生産活動は、「3919-02、-021情報記録物」に含まれる。

② 日本標準産業分類の細分類7991「映画・演劇用品賃貸業」は「8513-015スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」

に含まれる。

列部門	8611-02	映画館
行部門	8611-021	映画館

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類761「映画館」の活動を範囲とする。

ISIC：「9212 映写業」

〔品目例示〕

映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画館賃貸業

列部門	8611-03	劇場・興行場
行部門	8611-031	劇場・興行場

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類762「劇場、興行場（別掲を除く）」の活動を範囲とする。

ISIC：「9214 演劇、音楽及びその他の芸術活動」

〔品目例示〕

劇場、劇場附属オーケストラ・歌劇団・ダンシングチーム、寄席、相撲興行場、ボクシング場、野球場（プロ野球興行用）

列部門	8611-04	遊戯場
行部門	8611-041	遊戯場

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類768「遊戯場」の活動を範囲とし、一般大衆に娯楽を提供する活動が含まれる。

ISIC：「9249 その他のレクリエーション活動」

〔品目例示〕

ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、ゲームセンター

〔変更点〕

平成2年表において本部門に含まれていた日本標準産業分類の細分類7691「ダンスホール」を「8611-09、-099その他の娯楽」に統合。

列部門	8611-05	競輪・競馬等の競走場・競技団
行部門	8611-051	競輪・競馬等の競走場・競技団

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類764「競輪・競馬等の競走場」及び765「競輪・競馬等の競技団」の活動を範囲とする。

ISIC：「9249 その他のレクリエーション活動」

〔品目例示〕

競輪場、競馬場、モーターボート競走場、競輪競技団、競馬競技団、日本小型自動車振興会

〔注意点〕

平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「8611-05、-051その他の娯楽施設」から分割・特掲。

列部門	8611-06	スポーツ施設提供業・公園・遊園地
行部門	8611-061	スポーツ施設提供業・公園・遊園地

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類766「スポーツ施設提供業」及び767「公園、遊園地」の活動を範囲とする。

ISIC：「9241 スポーツサービス業」、「9219 その他の娯楽業」、「9249 その他のレクリエーション活動」

〔品目例示〕

スポーツ施設提供業（除別掲）、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バッティング・テニス練習場、プール、アイススケート場、公園、遊園地

〔変更点〕

部門の名称を平成2年表の「8611-06、-061運動競技場・公園・遊園地」から「スポーツ施設提供業・公園・遊園地」に変更。

〔注意点〕

平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「8611-05、-051その他の娯楽施設」から分割・特掲。

列部門	8611-07	興行団
行部門	8611-071	興行団

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類763「興行団」の活動を範囲とし、契約により出演又は自ら公演し、演劇、演芸、音楽、見世物、興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動が含まれる。

ISIC：「9214 演劇、音楽及びその他の芸術活動」

「9241 スポーツサービス業」

〔品目例示〕

劇団, 芸能プロダクション, 楽団, プロ野球団, プロレス協会

列部門	8611-09	その他の娯楽
行部門	8611-099	その他の娯楽

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類769「その他の娯楽業」及び847「著述家・芸術家業」の活動を範囲とし、プレイガイドなど他に分類されない娯楽に付帯するサービスを行う活動及び文芸作品の創作などを行う活動が含まれる。

なお、本部門には、日本標準産業分類の細分類6829「その他の証券業類似業」のうち、宝くじ売りさばき業を含む。

ISIC : 「9219 その他の娯楽業」, 「9214 演劇, 音楽及びその他の芸術活動」

〔品目例示〕

ダンスホール, マリーナ業, 遊漁船業, 芸妓業, プレイガイド, 場外馬券売場, 場外車券売場, 釣堀業, 著述家業, 芸術家業

〔変更点〕

平成2年表において、「8611-04, -041遊戯場」に含まれていた日本標準産業分類の細分類7691「ダンスホール」を本部門に統合。

〔注意点〕

昭和60年表で、本部門に含まれていた「スポーツ・娯楽用品賃貸業」は、平成2年表において「8613-01 物品賃貸業(除貸自動車)」に統合。

列部門	8612-01	一般飲食店(除喫茶店)
行部門	8612-011	一般飲食店(除喫茶店)

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類601「食堂, レストラン」, 602「そば・うどん店」, 603「すし店」及び609「その他の一般飲食店」の活動を範囲とする。

ISIC : 「5520 レストラン, バー及び簡易食堂」

〔注意点〕

社員食堂のうち、外部の企業等に委託している食堂については本部門に含める。

列部門	8612-02	喫茶店
行部門	8612-021	喫茶店

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類604「喫茶店」の活動を範囲とする。

ISIC : 「5520 レストラン, バー及び簡易食堂」

〔品目例示〕

喫茶店, フルーツパーラー

列部門	8612-03	遊興飲食店
行部門	8612-031	遊興飲食店

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類61「その他の飲食店」の活動を範囲とする。

ISIC : 「5520 レストラン, バー及び簡易食堂」

〔品目例示〕

料亭, キャバレー, ナイトクラブ, 酒場, ビヤホール

列部門	8613-01	旅館・その他の宿泊所
行部門	8613-011	旅館・その他の宿泊所

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類751「旅館」, 752「簡易宿所」, 753「下宿業」並びに細分類7591「会社・団体の宿泊所」及び7599「他に分類されない宿泊所」のうち、会社の寄宿舎, 学生寮等を除いた宿泊所の活動を範囲とする。

ISIC : 「5510 ホテル, キャンプ場及びその他の短期宿泊施設」

〔品目例示〕

ホテル, 旅館, 国民宿舎, モーター, 簡易宿泊所, ベッドハウス, 山小屋, 下宿屋, 会員宿泊所, 共済組合宿泊所, 保養所, ユースホステル, 合宿所

〔注意点〕

- ① 旅館, ホテルの土産品販売は、本部門に含めず、「6112-01 小売」に含める。
- ② 日本標準産業分類の細分類7599「他に分類されない宿泊所」のうち、会社の寄宿舎, 会社の独身寮, 学生寮の活動は、「6421-01 住宅賃貸料」に含める。

列部門	8619-01	洗濯・洗張・染物業
行部門	8619-011	洗濯・洗張・染物業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類721「洗濯業」及び722「洗張・染物業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「9301 織物及び毛皮製品洗濯・(ドライ)クリーニング・染色業」

〔品目例示〕

クリーニング業, クリーニング取次業, リネンサプライ業, 貸おむつ業, 貸おしぼり業, 貸モップ業, 張物業, しみ抜業, 染物業, 染物取次業

列部門	8619-02	理容業
行部門	8619-021	理容業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類723「理容業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「9302 理容及びその他の美容サービス」

列部門	8619-03	美容業
行部門	8619-031	美容業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類724「美容業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「9302 理容及びその他の美容サービス」

〔品目例示〕

美容院, 髪結業, 美顔術業, マニキュア業, ペディキュア業, ビューティサロン, ビューティドック

列部門	8619-04	浴場業
行部門	8619-041	浴場業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類725「公衆浴場業」及び726「特殊浴場業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「9309 他に分類されないその他のサービス業」

〔品目例示〕

公衆浴場業, ソープランド, 温泉浴場, サウナぶろ

〔注意点〕

ヘルスセンターは「8611-09 その他の娯楽」に, クアハウスは「8312-01~03 保健衛生」に含める。

列部門	8619-05	写真業
行部門	8619-051	写真業

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類743「写真業」の活動を範囲とする。

なお, 広告, ニュース供給等他産業部門の活動に付随して行われる写真活動も本部門の活動の範囲とする。

I S I C : 「7494 写真業」

〔品目例示〕

写真撮影業, 写真館, 商業写真業, 写真現像業, 焼付業

列部門	8619-06	冠婚葬祭業
行部門	8619-061	冠婚葬祭業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類746「火葬・墓地管理業」及び747「冠婚葬祭業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「9303 葬儀業及び関連サービス業」, 「9309 他に分類されないその他のサービス業」

〔品目例示〕

葬儀屋, 斎場, 火葬場, 墓地管理業, 冠婚葬祭互助会, 結婚式場

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「8619-06, -061葬儀業」と「8619-09, -099その他の対個人サービス」の一部を統合した。

〔注意点〕

霊きゅう自動車で死体を運搬する活動は, 「7122-01道路貨物輸送」に含める。

列部門	8619-07	各種修理業 (除別掲)
行部門	8619-071	各種修理業 (除別掲)

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類782「家具修理業」, 783「かじ業」, 784「表具業」及び789「他に分類されない修理業」の活動を範囲とする。

主として最終需要向けのもので, 家具修理などの修理活動及びかじ業などの活動が含まれる。

ISIC：「5260 個人・家庭用品修理業」

〔品目例示〕

家具修理業，かじ業，表具業，時計修理業，履物修理業，  
楽器修理業，自転車修理業

〔注意点〕

- ① 産業用の機械修理，自動車修理，船舶，鉄道車両，航空機の修理は，それぞれの部門に含まれる。
- ② 「自動車タイヤ修理業」は，「8515-10，-101自動車修理」に含める。

列部門	8619-08	個人教授所
行部門	8619-081	個人教授所

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類848「個人教授所」の活動を範囲とする。

ISIC：「8090 成人及びその他の教育」，「9241 スポーツサービス業」

〔品目例示〕

学習塾（各種学校でないもの），フィットネスクラブ，そろばん塾，ピアノ教授所，生け花教授所

〔注意点〕

平成2年表において，昭和60年表の列・行部門「8619-09，-099その他の対個人サービス」から分割・特掲。

列部門	8619-09	その他の対個人サービス
行部門	8619-099	その他の対個人サービス

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類015「園芸サービス業」，741「家事サービス業（住込みのもの）」，742「家事サービス業（住込みでないもの）」，744「衣服裁縫修理業」，745「物品預り業」及び749「他に分類されない生活関連サービス業」の活動を範囲とする。

ISIC：「0140 農業及び畜産サービス業（獣医業を除く）」，「9500 雇人のいる個人世帯」，「5260 個人・家庭用品修理業」，「9309 他に分類されないその他のサービス業」

〔品目例示〕

造園業，植木業，家政婦，衣服修理業，手荷物預り業，自転車預り業，食品質加工業，古綿打直し業，結婚相談業，観光案内業（ガイド）

〔変更点〕

平成2年表まで本部門に含まれていた日本標準産業分類の細分類7472「結婚式場業」及び7473「冠婚葬祭互助会」は，「8619-06，-061冠婚葬祭業」に含める。

〔注意点〕

昭和60年表まで本部門に含まれていた「その他の物品賃貸業」は，平成2年表において「8513-01物品賃貸業（除貸自動車）」に，また，「個人教授所」は，「8619-08個人教授所」に含める。

列部門	8900-00P	事務用品
行部門	8900-000P	事務用品

(通商産業省)

各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものを範囲とし，日本標準商品分類の中分類93「文具，紙製品，事務用具及び写真用品」が含まれる（ただし，部分品を除く）。

なお，電子式卓上計算機（プログラム式は除く），印刷用紙及びはさみは商品分類93には含まれていないが，「事務用品」としてはこれを含むこととする。

〔品目例示〕

とじひも，コピー用紙，連続伝票用紙，板紙，カーボン紙，帳簿類，伝票類，封筒，事務用紙，とじこみ用品，写真フィルム，印画紙，事務用のり，テープ，ひも，消しごむ，白墨，はさみ，電子式卓上計算機，筆記具，スタンプ台，朱肉，ステープラ，穴あけ，クリップ

列部門	9000-00	分類不明
行部門	9000-000	分類不明

(総務庁)

他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。

なお，本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

## 第2節 最終需要部門

列部門	9110-00	家計外消費支出(列)
-----	---------	------------

(経済企画庁)

いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出である。詳細は、粗付加価値部門の9110-010～030に説明されているので、参照すること。

〔注意点〕

本部門には、行部門「9110-010宿泊・日当」,「9110-020交際費」及び「9110-030福利厚生費」の支出に関する財・サービスの内容が示されている。

列部門	9121-00	家計消費支出
-----	---------	--------

(経済企画庁)

(1) 家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額(中古品と屑)を控除し、海外から受け取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対するすべての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。

(2) 国民経済計算における家計消費支出には、「国内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」(国内概念)と「国内市場及び海外における居住者家計の消費」(国民概念)という2つの概念がある。

産業連関表においては、本部門を「国民概念」で表章した上で、居住者家計の海外市場における消費を列部門「9412-00(控除)輸入(直接購入)」として、非居住者家計の国内市場における消費を列部門「9212-00輸出(直接購入)」としてそれぞれ別掲している。

この表章形式により、以下の利点がある。

① 国民経済計算における両方の家計消費概念が利用できる。

② 産業連関表全体としての「国内概念」への転換が可能となる。

なお、「国内概念」への転換については、「9412-00(控除)輸入(直接購入)」,「9212-00輸出(直接購入)」を参照のこと。

(3) 海外現物贈与(個人が外国から受ける贈与)と海外消費支出(居住者の外国における財及びサービスの消費)については、輸入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。

(4) 中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や政府サービス生産者などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

(5) 医療については、家計の負担分のみ計上する。

(6) 現物給付(通勤手当等)については、家計消費支出に含める。したがって、企業(企業負担部分、社員自己負担部分とも)、自衛隊における給食についても、直接家計消費されるものとする。

なお、刑務所における給食は、飲食材料の政府消費とし、家計消費には含めない。

(7) 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食材料費は直接には家計消費せず、すべて産業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費支出にするものとする。

(8) 家計における住宅にかかる補修や維持費は、すべて住宅賃料をう回して家計が購入するものとする。

〔変更点〕

医療については、平成2年表までは保険給付等を加算した合計を計上していたが、家計の負担分のみ計上し、他は「9130-20中央政府個別消費支出」に計上する。

また、教科用図書については、「9130-20中央政府個別消費支出」に計上する。

列部門	9122-00	対家計民間非営利団体消費支出
-----	---------	----------------

(経済企画庁)

対家計民間非営利団体が経済的に意味のない価格で提供する財・サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、供給されるサービスの生産額(生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたものに等しい。

したがって、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

〔変更点〕

① 平成2年表において、「医療(非営利)★」は対家計民間非営利サービス生産者として取り扱ったが、平成7年表においては産業扱いとなったため、本部門の対象には含まれない。

- ② 学校給食の公費負担分は、平成2年表では学校教育をう回して本部門に産出していたが、平成7年表では「学校給食（私立）★」から直接産出する。

列部門	9130-10	中央政府集合的消費支出
-----	---------	-------------

(経済企画庁)

中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス（外交・防衛など社会全体に対するサービス）に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される政府サービス生産者により供給される集合的サービスの生産額（集合的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、中央政府の集合的サービスの自己消費額に等しい。

〔変更点〕

平成2年表における「中央政府消費支出」を「中央政府集合的消費支出」と「中央政府個別的消費支出」に分割。

〔注意点〕

集合的消費支出として計上するものは、「8111-01 公務（中央）★★」、「8221-01 自然科学研究機関（国公立）★★」及び「8221-02 人文科学研究機関（国公立）★★」である。

列部門	9130-20	中央政府個別的消費支出
-----	---------	-------------

(経済企画庁)

中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス）に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される政府サービス生産者により供給される個別的サービスの生産額（個別的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの（中央政府の個別的サービスの自己消費額）に、家計への教科用図書の現物給付、医療の保険給付等を加えたものに等しい。

〔変更点〕

- ① 平成2年表における「中央政府消費支出」を「中央政府集合的消費支出」と「中央政府個別的消費支出」に分割。
- ② 平成2年表において教科用図書の現物給付、医療の保険給付等は、家計消費支出に計上されていた。
- ③ 平成2年表において、「医療（国公立）★★」は政府サービス生産者として取り扱ったが、平成7年表においては「医療（国公立）」として産業扱いになったので本部門の自己消費額の対象には含まれない。

〔注意点〕

- ① 個別的消費支出として計上するものは、準公務のうち「8221-01 自然科学研究機関（国公立）★★」及び「8221-02 人文科学研究機関（国公立）★★」を除いたもの。
- ② 医療の保険給付には健康保険、共済組合などからの給付分を含む。

列部門	9130-30	地方政府集合的消費支出
-----	---------	-------------

(経済企画庁)

地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス（議会・警察などの社会全体に対するサービス）に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される集合的サービスの生産額（集合的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の集合的サービスの自己消費額に等しい。

〔変更点〕

平成2年表における「地方政府消費支出」を「地方政府集合的消費支出」と「地方政府個別的消費支出」に分割。

〔注意点〕

集合的消費支出として計上するものは、「8112-01 公務（地方）★★」、「8221-01 自然科学研究機関（国公立）★★」及び「8221-02 人文科学研究機関（国公立）★★」である。

列部門	9130-40	地方政府個別的消費支出
-----	---------	-------------

(経済企画庁)

地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス）に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される個別的サービスの生産額（個別的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の個別的サービスの自己消費額に等しい。

〔変更点〕

- ① 平成2年表における「地方政府消費支出」を「地方政府集合的消費支出」と「地方政府個別的消費支出」に分割。
- ② 学校給食の公費負担分は、平成2年表では学校教育を迂回して地方政府消費に産出していたが、平成7年表では、「1119-04 学校給食（国公立）★★」から直接産出する。
- ③ 平成2年表において、「医療（国公立）★★」は政府サービス生産者として取り扱ったが、平成7年表においては



「医療（国公立）」として産業扱いになったので本部門の自己消費額の対象には含まれない。

〔注意点〕

個別的消費として計上するものは、準公務のうち「8221-01自然科学研究機関（国公立）★★」及び「8221-02人文科学研究機関（国公立）★★」を除いたもの。

列部門	9141-00	国内総固定資本形成（公的）
-----	---------	---------------

（経済企画庁）

(1) 政府サービス生産者及び公的企業による国内における建設物、機械、装置など固定資産の取得（購入、固定資産の振替）からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等直接費用が含まれる。

生産過程から産出された資産に限定されるため、特許権、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。

(2) 固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が20万円以上のものとする。ただし、1品目では20万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とし、固定資本形成とはしない。

(3) 通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしない。しかし、資産の耐用年数を延長する場合、偶発的に対応する大補修、大改造は原則として資本形成に計上する。また、鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成として計上する。

(4) 生産が長期にわたる資産（長期生産物）は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。自己勘定（自家用に用いる資本の生産）については、使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても進捗量を資本形成として計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。

家畜のうち役畜用、種付用、乳用、競争用、羊毛用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜は在庫に計上する。果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物は自己勘定は成長増加分を資本形成に計上する。

(5) 建設、船舶の建造（以下「建設等」という。）に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等をう回

して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その生産額にコストとして含まれているものは建設等をう回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等う回の資本形成とする。

(6) 主として軍事目的のために使用される固定資産の取得に要する支出は総固定資本形成に含めず、中間消費として列部門「8111-01 公務（中央）★★」に計上する。しかし、民間の使用者でも生産目的の取得が可能で、軍の使用形態が民間と同様である固定資産（空港、ドック、道路、病院等の構築物や事務機械等）であって、軍事目的のものと同様に区別できるものは、総固定資本形成として計上する。

〔注意点〕

本部門の対象となる政府サービス生産者及び公的企業の範囲については、「平成7年（1995年）産業連関表における中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱い」を参照。

列部門	9142-00	国内総固定資本形成（民間）
-----	---------	---------------

（経済企画庁）

国内における建設物、機械、装置などの固定資産の取得（購入、固定資産の振替）であり、「国内総固定資本形成」の範囲は、列部門「9141-00 国内総固定資本形成（公的）」と同じである。

資本形成を行う主体は、産業（公的企業を除く）及び対家計民間非営利サービス生産者並びに家計である。

なお、家計が行う資本形成は、建物・構築物の取得及び土地の造成・改良費のみである。

列部門	9150-10	生産者製品在庫純増
-----	---------	-----------

（経済企画庁）

財を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品（なお、事業所が購入したままの形態で販売する品目を含み、建設物は除外する。）と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

〔変更点〕

平成2年表まで本部門に含まれていた、と畜するために飼育された家畜（育成中）は、「9150-20半製品・仕掛品在庫純増」に含まれる。

列部門	9150-20	半製品・仕掛品在庫純増
-----	---------	-------------

（経済企画庁）

財を産出する産業が一部加工，組み立て，育成途中のもので，通常さらに手を加えることなしには，他の事業所に対して販売，出荷，引き渡しが行われないもの（ただし，自己勘定によるものと，建設仕掛工事は除外する。）と定義される仕掛品の物理的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

〔注意点〕

と畜用の家畜や木材用の育林など，1回限り産出物を生産するもの（固定資本形成に該当しないもの）の成長増加分，及び固定資本形成に該当するものでも育成を業として行い，育成された財を出荷してしまう生産者（専門的生产者）が所有する財の成長増加分は，本部門に含まれる。

列部門	9150-30	流通在庫純増
-----	---------	--------

（経済企画庁）

卸・小売業に分類される生産者によって取得された財であって，販売のためのものの物理的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

〔注意点〕

本部門は，卸・小売に分類される事業所以外からは産出されないが，原油の国家備蓄（石油公団の行う備蓄）については，例外的に流通在庫純増として扱う。

列部門	9150-40	原材料在庫純増
-----	---------	---------

（経済企画庁）

原材料等の物理的増減を年間平均の市中価格で評価したものの。

原材料等とは以下のいずれかのものとする。

- ① 商品を取扱し，加工し，製造し，組み立て，修理する等のため，又は建設工事のために取得するすべての原材料，物資，部品及び貯蔵品
- ② 消費するために購入した石炭，石油その他の燃料
- ③ 農業生産者の肥料，農薬，種子，飼料及びこれらに類する財
- ④ 購入した非耐久性コンテナ，こん包工場での包装物，事務用品及びその他の貯蔵品
- ⑤ その他

〔注意点〕

- ① 政府サービス生産者の生産額は，その活動に要した経費の積み上げによることとしているが，中間投入費用については，経常勘定における新たな財・サービスの購入から同種の中古財及び屑の純販売を引いたものをすべて中間消費として計上し，生産額を推計している。また，その産出先は，他の部門に対する販売額（例えば，国公立学校の授業

料等）を差し引いた金額を，中央又は地方の政府消費支出に産出している。したがって，産業との対比で政府サービス生産者の原材料在庫にあたとみられる計数は，実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており，原材料在庫純増には含まれていない。

- ② 対家計民間非営利サービス生産者についても，政府サービス生産者と同様の扱いをしている。

列部門	9150-50	所在不明在庫純増
-----	---------	----------

（経済企画庁）

企業の保有する在庫のうち，生産者製品在庫，半製品・仕掛品在庫，流通在庫，原材料在庫に分類されない在庫の物理的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

列部門	9211-10	輸出（普通貿易）
列部門	9411-10	（控除）輸入（普通貿易）

（総務庁）

「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し，大蔵省が作成する普通貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし，純輸出入額を計上するという観点から，再輸出品を控除するとともに，書画（肉筆のもの），ことう（製作後100年を超えたもの），中古の船舶等については，国内品と同様，マージン相当額のみを計上する。

なお，①小額貨物（1件当たり輸出入とも20万円以下）②見本品及び寄贈品，③駐留軍及び国連軍関係貨物，④博覧会，見本市等への出品貨物，⑤特殊統計計上貨物等は普通貿易統計の計上外貨物であり，資料上把握できないため，範囲に含まれない。

「輸出・入（普通貿易）」の価格評価は，輸出額はFOB価格（船積価格）で，輸入額はCIF価格で評価する。

〔品目例示〕

産業連関表－貿易統計コード対応表参照。

〔注意点〕

列部門「9211-10 輸出（普通貿易）」はFOB価格で評価されるため，生産者価格評価表で輸出品を記録する場合には，FOB価格から，別途工場から本船までの間にかかった商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格を計上することになる。

列部門	9211-20	輸出（特殊貿易）
列部門	9411-20	（控除）輸入（特殊貿易）

（総務庁）

「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から以下を控除したものにほぼ一致する。

① 「輸出・入（直接購入）」の推計範囲

（観光旅行、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費等）

② 建設サービス等

ただし、貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸（保険）業者の活動（すなわち、その受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入）を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、列部門「9211-20 輸出（特殊貿易）」に計上する。

	国際収支表				産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃・保険	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
本邦運輸(保険)業者の活動						
○輸出に係るもの						
輸出者(居住者)の支払	○		○		○	
輸入者(非居住者)の支払	○		○		○	
○輸入に係るもの						
輸出者(非居住者)の支払					○	
輸入者(居住者)の支払					○	
○三国間輸送	○		○		○	
外国運輸(保険)業者の活動						
○輸出に係るもの						
輸出者(居住者)の支払						
輸入者(非居住者)の支払						
○輸入に係るもの						
輸出者(非居住者)の支払		○		○		
輸入者(居住者)の支払		○		○		

〔品目例示〕

貨物運賃、旅客運賃、港灣経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際電信電話等料金、貨物保険、代理店手数料、証券取引手数料、広告宣伝費、フィルム・テープ賃貸借料、その他の民間部門のサービス関係取引

〔注意点〕

- ① 産業連関表における輸入品は、C I F 価格で評価するため、貨物運賃、保険の輸入を計上するとその分が重複することとなる。このため、上記の表において、「輸入（特殊貿易）」はあり得ない。
- ② 観光旅行による財・サービスの消費は、「輸出（直接購入）」及び「(控除) 輸入（直接購入）」に含める。

列部門	9212-00	輸出（直接購入）
列部門	9412-00	(控除) 輸入（直接購入）

(総務庁)

「居住者家計による海外及び非居住者家計による国内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。

列部門「9121-00家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換できる概念調整のための部門が必要となる。

そこで、国民家計消費支出から、国内家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は、国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。

「輸出・入（直接購入）」は、この役割を果たす重要な部門である。

〔品目例示〕

- (1) 観光旅行者の消費
- (2) 親戚、知人訪問等旅行者の消費
- (3) 外交団団員等の個人消費
- (4) 在日外国駐留軍の隊員等の個人消費（輸出のみ）

〔注意点〕

列部門「9121-00家計消費支出」を国内概念に転換する式  
 家計消費支出（国内概念）＝家計消費支出（国民概念）  
 ＋輸出（直接購入）－輸入（直接購入）

列部門	9213-00	調整項
-----	---------	-----

(総務庁)

輸出業者経由輸出品の国内取引に係る消費税を計上する。

列部門	9413-00	(控除) 関税
-----	---------	---------

(総務庁)

輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税率表に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きをもっている。また、「輸入」欄と並列して「関税」欄を設けて記録することにより、各需要部門における取引価格が明らかにされている。

なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱っている。

再輸入の船舶については、普通貿易で輸出の取り消しとして扱われるため、関税についても関税がかからなかったものとして扱っている。

映画フィルムについても、フィルム・テープ賃貸借料はサービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり、関税がかからなかったものとして扱う。

〔注意点〕

産業連関表における輸入品の各部門における取引価格は、当該商品の（普通貿易+関税+輸入品商品税）の額が計上される。

列部門	9414-00	(控除) 輸入品商品税
-----	---------	-------------

(総務庁)

輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税（以下、単に「輸入品商品税」と呼ぶ。）が課税される。

輸入品商品税については、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価するとともに、各需要部門における取引価格を明らかにするために、列部門「9413-00 (控除) 関税」と同様、列部門として本部門を設けた。

### 第3節 粗付加価値部門

行部門	9110-010	宿泊・日当
	9110-020	交際費
	9110-030	福利厚生費

(経済企画庁)

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費（他の粗付加価値部門に計上されるものを除く。）、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として、宿泊と日当）を範囲とする。

- ① 宿泊・日当……役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。
- ② 交際費……得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まれない。

ただし、例外として、役員又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含まれる。

- ③ 福利厚生費……福利施設負担額（食堂給食施設を除く福利厚生のための施設にかかる費用）等、保健衛生医療費（従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等）、娯楽・スポーツ費（従業員及び家族のレクリエーション及びこれら施設に関する費用）等から成っている。

なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用する者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それぞれ「9311-000～9313-000雇用者所得部門」、「9402-000資本減耗引当」及び「9403-000間接税（除関税・輸入品商品税）」に含まれている。

〔注意点〕

- ① 福利厚生費に関し、企業が社員のために設ける宿泊所、保養所等の活動は「8613-01旅館・その他の宿泊所」に含まれ、同じく、企業の寄宿舎、独身寮、学生寮の活動は、「6421-01住宅賃貸料」に含まれる。

また、社員食堂に要する経費のうち、食材購入または外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、「現物給与」の一種として、雇用者所得（「9313-000その他の給与及び手当」）に含まれる。したがって、列側では、社員の自己負担分に加え、企業負担分も、「9121-00 家計

消費支出」が、個々の食材又は「一般飲食店」等を投入することとして扱う。

- ② 列部門の家計外消費支出計（列生産額）と、行部門「9110-010宿泊・日当」,「9110-020交際費」及び「9110-030福利厚生費」の合計（行生産額の合計）は一致する。

行部門	9311-000	賃金・俸給
	9312-000	社会保険料（雇用主負担）
	9313-000	その他の給与及び手当

（労働省）

(1) 雇用者所得の範囲

雇用者所得とは、国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得は、雇主の支払いベースであり、雇用者の受取りベースではない。また、所得の発生をその対応期間について正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする（発生主義）。さらに、雇用者所得も国内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず国内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）及びその他の給与及び手当）を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含める。

(2) 雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、さらに、国民経済計算を考慮して最終的には、以下の項目より雇用者所得は構成されるものとする。

① 賃金・俸給

- 1) 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金（議員歳費を除く）

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払が義務付けられている慶弔費や、さらには雇主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は、就業規則、労働協約に支払が明記されている場合、雇用者所得に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

- i) 結婚祝金 ii) 出産祝金 iii) 入学祝金 iv) 死亡弔慰金 v) 傷病見舞金 vi) 災害見舞金

「チップ」については、イ) 客が直接雇用者に手渡すもの、ロ) 客からのチップが雇主を通じて雇用者に

再配分されるものの二つが考えられる。本来、雇用者所得に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつ、それが雇用者にとって恒常的な収入源になるものをいい、したがってイ) もロ) もそれに該当すると思われるが、昭和50年表以降はロ)のみを雇用者所得に含め、イ)については客から雇用者への移転とみている。

2) 議員歳費

国会議員及び地方議員の俸給のことである。

3) 役員俸給

企業のコストとして役員に支払った額であり、利益金を処分して支払った役員賞与は含めない。

② 社会保険料（雇用主負担）

以下の雇主負担の社会保険料である。

- 1) 政府管掌健康保険（日雇特例被保険者を含む）
- 2) 厚生年金保険
- 3) 労働者災害補償保険
- 4) 雇用保険
- 5) 船員保険
- 6) 国家公務員等共済組合・同連合会
- 7) 地方公務員共済組合・同連合会
- 8) 地方議会議員共済会
- 9) 私立学校教職員共済組合
- 10) 農林漁業団体職員共済組合
- 11) 組合管掌健康保険（民間）
- 12) 組合管掌健康保険（地方公共団体）
- 13) 児童手当（民間分）
- 14) 児童手当（公務員等分）
- 15) 石炭鉱業年金基金
- 16) 厚生年金基金
- 17) 地方公務員災害補償基金
- 18) 消防団員等公務災害補償等共済基金

さらに、労働基準法に基づく災害補償及び中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料（雇用主負担）に加える。

③ その他の給与及び手当

1) 退職年金及び退職一時金

退職年金とは適格退職年金制度等に対する雇主が拠出した積立額である。したがって、この雇主の積立額と現実に退職したものが受取る退職金とは相違する。

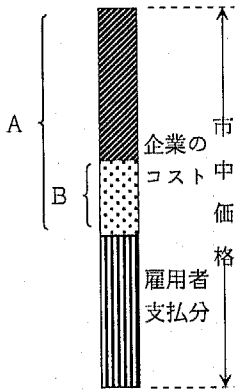
退職一時金とは、退職金共済契約等による積立制度への雇主の積立額と、積立制度以外で雇主が実際に支払った退職金をいう。

2) 現物給与

現物給与とは、現物支給の食事、通勤定期券及び自

社製品を支給した場合の雇主のコストが計上される。

3) 給与住宅差額家賃



雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額（左図Aに相当する部分を現物給与と考える。）。昭和45年表では、企業のコストから雇用者支払分を控除した額が雇用者所得に計上されていた（左図のBに相当する部分）。昭和50年以降の表で扱いを45年表と異にした理由は、

国民経済計算の考えに沿うものである。実際、これによって給与住宅に入居する雇用者は市中価格から雇用者支払分を除いたAに相当する額だけ便益を受けていると考えられ、また、45年表ではA-Bの分を住宅賃貸料部門の営業余剰とみなすという擬制がなされており、このやり方は合理性を欠いていることなどによる。

4) 社会保険に関する上積給付金

社会保険の給付について雇主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇主の費用である。例として、労災保険、健康保険などがあげられる。

5) 財産形成に関する費用

雇主が雇用者のために支出する以下の費用をいう。

- i) 私的保険制度への拠出金
- ii) 持家援助に関する費用
- iii) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

行部門	9401-000	営業余剰
-----	----------	------

(経済企画庁)

(1) 粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当及び純間接税（間接税－補助金）を控除したものを範囲とする。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等から成る。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当は含めないが、これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。

なお、支払利子に関して、金融機関からは借入額に比例した帰属金融サービス（帰属利子＝受取利子－支払利子）を受けていることとするため、帰属サービス分だけ営業余剰が減少することになる。（次図）

(2) 個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれる。

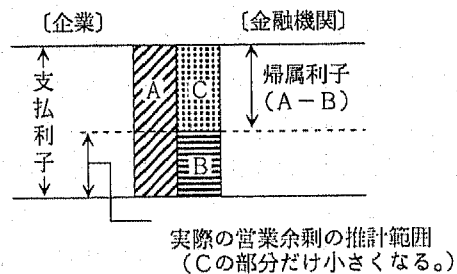
(3) 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、その営業余剰は、発生しない。営業余剰は産業にのみ発生する。

〔変更点〕

平成元年4月1日から導入された消費税に関し、平成2年表においては、①納税額、②投資財の仕入れに係る消費税額（控除の対象）、③輸出業者経由輸出品の国内取引に係る消費税額等が本部門に含まれていたが、平成7年表では①を「9403-000間接税（除関税・輸入品商品税）」に含め、②、③については平成2年表と同様の扱いとする。

〔注意点〕

昭和60年表までは、物品賃貸業の扱いについては、いわゆる使用者主義を採用していたため、賃貸を受けている使用動産の純賃貸料（実際に支払った粗賃貸料から当該賃貸物品の維持補修費及び減価償却費を控除したもの）も営業余剰に含まれるとしていた。しかし、平成2年表から、物品賃貸業は全て所有者主義により推計しているため、営業余剰は当該物品の所有部門に計上されている。



	A	B
金融機関	受取	支払
企業	支払	受取

行部門	9402-000	資本減耗引当
-----	----------	--------

(経済企画庁)

固定資本の価値は生産過程において消費されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の摩耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「国内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。

〔注意点〕

① 資本減耗引当の部門別推計は、昭和60年表までは原則と

して使用者主義によってきた。したがって、他からの借用資産も資本減耗引当の計算の対象となり、他への貸付資産は逆に対象から除かれていたが、平成2年表では、物品賃貸業の扱いを所有者主義に統一したため、資本減耗引当については、すべて所有産業に計上されることとなった。

② ただし、昭和60年表でも物品賃貸業のうちの列部門「8513-01電子計算機・同関連機器賃貸業」、  
「8513-02事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」、  
「8514-01貸自動車業」の3部門及び「6411-02不動産賃貸料」部門については所有者主義により推計され、資本減耗引当については、所有産業に計上されていた。

③ 政府の建設物については、建物のみを計上する。

行部門	9403-000	間接税（除関税・輸入品商品税）
-----	----------	-----------------

（経済企画庁）

(1) 間接税は、財・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税には含めず、最終需要の控除項目として計上する。

(2) 国税では消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では事業税、地方たばこ税、特別地方消費税、固定資産税等が、税外負担では各種手数料等が、間接税に相当する。

(3) 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課せられるが、これらに課税される固定資産税については、全額を間接税として扱う。

すなわち、国民経済計算及び産業連関表では、住宅はすべて産業によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても列部門「6421-01住宅賃貸料」という部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することになっているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。

(4) 特別地方消費税は、遊興、飲食、宿泊等をする人を納税義務者としているから、本来は直接税的なものである。しかし、徴収の方法として、料理店等の経営者が都道府県に代わって納税義務者から徴収し、これを都道府県に納入することとされている。また、旅館等の利用者も、本来の宿泊代やサービス料などと共に税額込みの料金を宿泊費等と

して認識しているのが普通である。

そこで、国民経済計算及び産業連関表では、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館・飲食店業等では税額込みの売上高を計上し、特別地方消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。

(5) 自動車関係の税や各種手数料は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の2分の1を間接税としている。

〔変更点〕

平成元年4月1日から導入された消費税納税額のうち産業分は、平成2年表では、「9412-000営業余剰」に含まれていたが、平成7年表では本部門に含まれている。

行部門	9404-000	（控除）経常補助金
-----	----------	-----------

（経済企画庁）

(1) 経常補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。国民経済計算の補助金と同じ範囲とする。

なお、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受け取ることはない。

(2) 経常補助金は、法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。

なお、食糧管理特別会計の一般会計からの繰入れ等は経常補助金と見なす。

## 〔別表〕平成7年(1995年)産業連関表における中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱い

次の表は、中央政府、地方政府及び特殊法人等の活動主体分類及びそれらが主に格付けられる部門名を示したものである。

今回は、生産活動主体分類の見直し結果と以下の考え方に基づき、大幅な見直しを行っている。

### 1 中央政府、地方政府及び特殊法人等の格付けの意義

中央政府、地方政府及び特殊法人等の格付けとは、当該機関(法人)の活動を、①産業(民間事業所(対企業民間非営利サービス生産者を含む。))又は公的企業)、②対家計民間非営利サービス生産者、又は③政府サービス生産者(公務若しくは準公務)に区分するとともに、それが、どの部門に該当するのか(1機関(法人)=1アクティビティとは限らない。)の格付けを行う作業である。

これは、以下にあげる必要性から、不可欠な作業である。

(1) 一次統計や産業を対象とする投入調査では、通常、中央政府、地方政府及び特殊法人等は対象とされないことが多い。このため国内生産額を推計するに際して、これらの活動による生産額をどのようにとらえ、これをどの部門の生産額とするのかが問題となる。中央政府、地方政府及び特殊法人等の格付けは、これら機関(法人)の生産額を、どの部門の生産額に上乘せするのかを明確にし、該当する部門の正確なCT推計に資することとなる。

(2) 「政府サービス生産者」と「対家計民間非営利サービス生産者」は経費を積み上げて国内生産額を推計するため営業余剰がなく、一方、「産業」は売上高や収入を国内生産額としているため営業余剰が存在する。このように、両者の間には、国内生産額の推計方法や投入構造に大きな差異があり、中央政府、地方政府及び特殊法人等においても、これら機関(法人)の性格に応じて区分して扱う必要がある。

(3) 国内総固定資本形成について、その機関(法人)の資本形成が、公的(公的企業分を含む。)な資本を形成するのか、民間の資本を形成するのかが明確になり、公共投資による資本形成の分析がよりの確なものとなる。

また、固定資本マトリックスを作成するに当たり、その資本財がどの部門によって購入されたのかを明らかにする上でも、これら機関(法人)が、公的(公的企業を含む。)か民間か、そして、どの部門に該当するののかという格付けは不可欠のものである。

### 2 中央政府、地方政府及び特殊法人等の計数の取扱い

中央政府、地方政府及び特殊法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①産業、②対家計民間非営利サー

ビス生産者、③政府サービス生産者、に大別されるが、②及び③については、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっているため、以下のような特殊な取扱いを行っている。

(1) 「政府サービス生産者」のうちの「準公務」(「自然科学研究機関(国公立)★★」及び「人文科学研究機関(国公立)★★」のうち中央政府又は地方政府の機関であるものを除く。)及び「対家計民間非営利サービス生産者」

ア 国内生産額は、経費の総額をもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門(つまり、料金を支払った産業又は家計)に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

(2) 「政府サービス生産者」のうちの「公務」及び「準公務」(「自然科学研究機関(国公立)★★」及び「人文科学研究機関(国公立)★★」のうち中央政府又は地方政府の機関であるもの)

ア 国内生産額は、経費の総額をもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、ほとんどが「中央政府集会的消費支出」又は「地方政府集会的消費支出」となる。

(3) なお、「公的企業」に格付けされたものについては、その計数の取扱いにおいては、民間事業所と同一に扱われる。

ただし、公的企業の行った固定資本形成は「国内総固定資本形成(公的)」に計上される。

(4) また、建設に関する政府サービス生産者及び公的企業の活動については、計画及び管理等のサービス活動のみを対象として当該法人等の格付けを行う。

ただし、当該法人の主たる活動が、建設活動(発注者主体等の形態も含む。)である場合には、当該法人によって資本形成される建設工事の種類(産業連関表の行部門)が特定できるようにするため、その主たる建設活動を「」書きで備考欄に示している。

### 3 別表に登載する範囲について

格付けは、「平成7年(1995年)産業連関表における生産活動主体分類について」(内容については、第2章第1節2(4)を参照。)に基づいて行っている。



なお、登載する機関（法人）の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 中央政府

国のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計及びすべての特別会計に関する活動を含む。

(2) 地方政府

地方公共団体のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計、すべての事業会計及びその他の会計（財産区、地方開発事業団及び港務局に関するもの）に関する活動を含むとともに、地方公社（住宅、土地、道路及び駐車場に関するもの）に関する活動も含む。

(3) 特殊法人等

ア 特殊法人

特殊法人総覧（総務庁行政管理局監修）に登載され

たすべての特殊法人を範囲とする（ただし、「民間法人化された特殊法人」を除く。）。

イ 認可法人

ここでいう認可法人とは、平成7年12月25日閣議決定「当面の行政改革の推進方策について」における「いわゆる認可法人」をいう（ただし、「民間法人化された認可法人」を除く。）。

例 健康保健組合・同連合会及び国民健康保健組合・同連合会についても、特殊法人である私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合や、認可法人である国家公務員等共済組合・同連合会等と、その性格、業務内容が同様であり、かつ、データも恒常的に捕捉できることから範囲に加える。

〔別表1〕平成7年(1995年)産業連関表における中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱い

1 中央政府

生産活動主体分類 事業等名	政府サービス生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		備 考
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
一般会計						
下記以外	○					
学校給食		学校給食 (国公立)				
水路、灯台業務		水運施設管理				
社会教育		社会教育 (国公立)				
教育訓練機関		その他の教育訓練 機関(国公立)				
政府研究機関		自然科学研究機関 人文科学研究機関 (国公立)				
保健衛生		保健衛生 (国公立)				
社会福祉施設		社会福祉 (国公立)				
公務員住宅賃貸				住宅賃貸料		
特別会計						
(1 事業特別会計)						
造幣局特別会計	コイン 勳章 補助貨幣回収 準備資金	○		その他の金属製品 身辺細貨品		
印刷局特別会計				出版・印刷		
国有林野 事業特別 会計	国有林野事業勘定 治山勘定	○		育林・素材		「農林関係公共 事業」
国営土地改良事業特別会計		○				「農林関係公共 事業」
アルコール専売事業特別会計				卸 売		
港湾整備特別会計		○				「河川・下水道 ・その他の公共 事業」
空港整備特別会計	整 備 管理運営	○	航空施設管理 (国営)			「河川・下水道 ・その他の公共 事業」
郵政事業特別会計	郵 便 為替振替			郵 便 金 融		
郵便貯金特別会計				金 融		

生産活動主体分類 事業等名	政府等生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		備 考
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
道路整備特別会計	○					「道路関係公共事業」
治水特別会計	○					「河川・下水道・その他の公共事業」
(2 保険特別会計)						
厚生保険特別会計		社会保険事業 (国公立)				
船員保険特別会計		社会保険事業 (国公立)				
国民年金特別会計		社会保険事業 (国公立)				
労働保険特別会計		社会保険事業 (国公立)				
簡易生命保険特別会計				生命保険		
地震再保険特別会計				損害保険		
農業共済再保険特別会計				損害保険		
森林保険特別会計				損害保険		
漁船再保険及漁業共済保険特別 会計				損害保険		
貿易保険特別会計				損害保険		
自動車損害賠償責任再保険特別 会計				損害保険		
(3 管理特別会計)						
登記特別会計	○					
外国為替資金特別会計	○					
国立学校特別会計		学校教育、研究機 関(国公立)				
医療(大学病院)関係				医療(国公立)		
国立病院特別会計				医療(国公立)		
食糧管理特別会計				卸 売		
農業経営基盤強化措置特別会計	○					
特許特別会計	○					
自動車検査登録特別会計	○					
(4 融資特別会計)						
資金運用部特別会計				金 融		
産業投資特別会計				金 融		
都市開発資金融通特別会計				金 融		
(5 整理特別会計)						
電源開発促進対策特別会計	○					

生産活動主体分類 事業等名	政府系生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		備 考
	公務	準 公務		公 的 企 業	民 間 事 業 所	
交付税及び譲与税配付金特別 会計	○					
国債整理基金特別会計	○					
石炭並びに石油及びエネルギー 需給構造高度化特別会計	○					
特定国有財産整備特別会計	○					

## 2 地方政府

生産活動主体分類 事業等名	政府系生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		備 考
	公務	準 公 務		公 的 企 業	民 間 事 業 所	
普通会計						
下記以外	○					
学校給食		学 校 給 食 (国公立)				
清掃事業		廃棄物処理 (公営)				
住宅事業				住宅賃貸料		
造林事業				育林・素材		
学校教育		学 校 教 育 (国公立)				
社会教育		社 会 教 育 (国公立)				
教育訓練機関		その他の教育訓練 機関(国公立)				
地方政府研究機関		自然科学研究機関 人文科学研究機関 (国公立)				
保健衛生		保 健 衛 生 (国公立)				
社会福祉施設		社 会 福 祉 (国公立)				
港湾管理		水 運 施 設 管 理				
空港管理		航 空 施 設 管 理 (国公営)				
失業者就労事業	○					
公務員住宅賃貸				住宅賃貸料		
一部事務組合	○					
事業会計						
上水道・簡易水道事業				上水道・簡易水道		
工業用水道事業				工業用水		
公共下水道事業		下 水 道				「河川・下水道 ・その他の公共 事業」
交通事業				鉄道旅客輸送 道路旅客輸送		
電気事業				電 力		
ガス事業				都 市 ガ ス		
病院事業				医療(国公立)		
市場事業				商 業		
港湾整備事業 整 備	○					「河川・下水道 ・その他の公共 事業」
管理運営		水 運 施 設 管 理				

事業等名	政府系生産者(★★)		対家計民間非営利サービス生産者(★)	産 業		備 考
	公務	準 公 務		公 的 企 業	民 間 事 業 所	
と畜場事業				と 畜		
観光施設事業				(各771ビレに 含まれる)		
有料道路事業				道路輸送施設提供		「道路関係公共 事業」
駐車場事業				道路輸送施設提供		
宅地造成事業				不動産仲介・管理 業		「その他の土木 建設」
国民健康保険事業 保険給付		社会保険事業 (国公立)				
直営診療所				医療(国公立)		
競馬、競輪、小型自動車競走、 競艇				娯楽サービス		
宝くじ				娯楽サービス		
農業共済事業				損 害 保 険		
交通災害共済事業				損 害 保 険		
公益質屋事業	○					
公立大学付属病院事業				医療(国公立)		
一部事務組合	○					
公 社						
住宅供給公社				住宅賃貸料		
土地開発公社				不動産仲介・管理 業		「その他の土木 建設」
地方道路公社				道路輸送施設提供		「道路関係公共 事業」
地方駐車場公社				道路輸送施設提供		
その他の会計						
財産区	○					
地方開発事業団	○					
港務局 整 備	○					「河川・下水道 ・その他の公共 事業」
管理運営		水運施設管理				

### 3 特殊法人等

生産活動主体分類 法人名	政府以外生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		備 考
	公務	準 公 務		公 的 企 業	民 間 事 業 所	
特殊法人						
公 団						
水資源開発公団	○					「河川・下水道 ・その他の公共 事業」 「農林関係公共 事業」
地域振興整備公団				不 動 産		「非住宅建築 (非木造)」 「その他の土木 建設」
森林開発公団	○					「農林関係公共 事業」
農用地整備公団	○					「農林関係公共 事業」
石油公団	○					
石油備蓄事業						
融資事業 鉱物探査事業				金 融 その他の対事業所 サービス		
船舶整備公団				沿海・内水面輸送		
日本鉄道建設公団				鉄 道 輸 送		「鉄道軌道建 設」
新東京国際空港公団				航空施設管理 (産業)		
日本道路公団				道路輸送施設提供		「道路関係公共 事業」
首都高速道路公団				道路輸送施設提供		「道路関係公共 事業」
阪神高速道路公団				道路輸送施設提供		「道路関係公共 事業」
本州四国連絡橋公団				道路輸送施設提供		「道路関係公共 事業」
住宅・都市整備公団				不 動 産		「住宅建築(非 木造)」 「その他の土木 建設」
事業団						
新技術事業団		自然科学研究機関 (国公立)				
動力炉・核燃料開発事業団	○					
宇宙開発事業団	○					
環境事業団	○					
国際協力事業団	○					
社会福祉・医療事業団				金 融		
年金福祉事業団				金 融		
貸付事業 施設運営				旅館・その他の 宿泊所		

生産活動主体分類 法人名	政府系生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		備 考
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
畜産振興事業団				卸 売		
蚕糸砂糖類価格安定事業団				卸 売		
金属鉱業事業団 鉱物探査事業 ..... その他	○			その他の対事業所 サービス		
石炭鉱害事業団	○					
中小企業事業団	○					
日本国有鉄道清算事業団				運 輸		
簡易保険福祉事業団		社会福祉 (国公立)				
労働福祉事業団 ..... 医療(国公立)		社会福祉 (国公立)		医療(国公立)		
中小企業退職金共済事業団	○					
雇用促進事業団	○					
公 庫						
北海道東北開発公庫				金 融		
沖縄振興開発金融公庫				金 融		
国民金融公庫				金 融		
環境衛生金融公庫				金 融		
農林漁業金融公庫				金 融		
中小企業金融公庫				金 融		
中小企業信用 融資事業 ..... 信用保険事業				金 融 損 害 保 険		
住宅金融公庫 資金貸付 ..... 団体信用生命保険				金 融 生 命 保 険		
住宅融資保険				損 害 保 険		
公営企業金融公庫				金 融		
金庫・特殊銀行						
日本開発銀行				金 融		
日本輸出入銀行				金 融		
商工組合中央金庫					金 融	
官 団						
帝都高速度交通営団				鉄道旅客輸送		
特殊会社						
日本たばこ産業株式会社					たばこ、塩	
電源開発株式会社				電 力		



生産活動主体分類 法人名	政府+非生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		備 考
	公務	準 公 務		公 的 企 業	民間事業所	
関西国際空港株式会社				航空施設管理 (産業)		
北海道旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	
東日本旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	
東海旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	
西日本旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	
四国旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	
九州旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	
日本貨物鉄道株式会社					鉄道貨物輸送	
国際電信電話株式会社					国際電気通信	
日本電信電話株式会社					国内電気通信	
その他の特殊法人						
【協 会】						
北方領土問題対策協会	○					
公害健康被害補償予防協会	○					
心身障害者福祉協会		社会福祉 (国公立)				
地方競馬全国協会					対企業民間 非営利団体	
日本放送協会					公共放送	
日本勤労者住宅協会					不 動 産 金 融	
【基 金】						
海外経済協力基金				金 融		
奄美群島振興開発基金				金 融		
国際交流基金	○					
社会保険診療報酬支払基金			社会保険事業(非営利)			
農業者年金基金			社会保険事業(非営利)			
鉄道整備基金				金 融		
消防団員等公務災害補償等共済基金			社会保険事業(非営利)			
【研究所】						
日本原子力研究所		自然科学研究機関 (国公立)				
理化学研究所		自然科学研究機関 (国公立)				
社会保障研究所		人文科学研究機関 (国公立)				

生産活動主体分類 法人名	政府等による生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		備 考
	公務	準 公 務		公 的 企 業	民間事業所	
アジア経済研究所		人文科学研究機関 (国公立)				
【振興会】						
日本芸術文化振興会 国立劇場勘定				劇場・興行場		
芸術文化振興(基金勘定)	○					
日本学術振興会	○					
日本自転車振興会					対企業民間 非営利団体	
日本貿易振興会	○					
日本小型自動車振興会					対企業民間 非営利団体	
国際観光振興会	○					
日本船舶振興会					対企業民間 非営利団体	
【共済組合】						
私立学校教職員 共済組合			社会保険事業(非営利)			
宿泊事業					旅館・その他の 宿泊所	
農林漁業団体 職員共済組合			社会保険事業(非営利)			
宿泊事業					旅館・その他の 宿泊所	
建設業・清酒製造業・林業退職 金共済組合	○					
【その他】						
国民生活センター	○					
日本科学技術情報センター				情報サービス		
日本育英会	○					
国立教育会館		その他の教育訓練 機関(国公立)				
日本私学振興財団	○					
放送大学学園		学 校 教 育 (国公立)				
学校給食用物資 供給				卸 売		
日本体育・ 学校健康センター			対家計民間非営利団体			
災害共済事業						
スポーツ振興	○					
日本中央競馬会				娯楽サービス		

生産活動主体分類 法人名	政府系生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		備 考
	公務	準 公務		公 的 企 業	民 間 事 業 所	
新エネルギー開発 産業技術研究開発 総合開発 機構		自然科学研究機関 (国公立)				
	○					
				その他の有機化学 工業製品		
日本労働研究機構		人文科学研究機関 (国公立)				

法人名	生産活動主体分類		政府サービス生産者(★★)	対家計民間非営利サービス生産者(★)	産 業		備 考
	公務	準公務			公的企業	民間事業所	
認可法人							
【銀行】							
日本銀行					金 融		
【事業団】							
日本下水道事業団		下 水 道					「河川・下水道・その他の公共事業」
【協会】							
日本公認会計士協会						対企業民間非営利団体	
日本万国博覧会記念協会				対家計民間非営利団体			
繊維産業構造改善事業協会	○						
繊維産業革新基盤整備事業					情報サービス		
情報処理振興事業協会					情報サービス		
造船業基盤整備事業協会						対企業民間非営利団体	
中央労働災害防止協会						対企業民間非営利団体	
中央職業能力開発協会		その他の教育訓練機関(国公立)					
日本障害者雇用促進協会	○						
【基金】							
平和祈念事業特別基金	○						
厚生年金基金 ・同連合会 宿泊事業				社会保険事業(非営利)			旅館・その他の宿泊所
石炭鉱業年金基金				社会保険事業(非営利)			
農業共済基金					金 融		
農林漁業信用基金					金融・損害保険		
野菜供給安定基金	○						
産業基盤整備基金					金 融		
地方公務員災害補償基金				社会保険事業(非営利)			
【センター】							
自動車安全運転センター	○						
海洋科学技術センター		自然科学研究機関(国公立)					
通関情報処理センター	○						
海洋水産資源開発センター		自然科学研究機関(国公立)					

生産活動主体分類 法人名	政府系生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		備 考
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
基盤技術研究促進センター	○					
自動車事故対策センター	○					
海上災害防止センター	○					
【機構】						
総合研究開発機構					人文科学研究機関 (産業)	
預金保険機構			対家計民間非営利団体			
医薬品副作用被害救済・研究 振興調査機構	○					
農水産業協同組合貯金保険機構			対家計民間非営利団体			
生物系特定産業技術 研究推進機構		自然科学研究機関 (国立)		金 融		
空港周辺整備機構	○					
通信・放送機構	○					
【共済組合】						
国家公務員等共済 組合・同連合会 宿泊事業			社会保険事業(非営利)		旅館・その他の 宿泊所	
地方公務員共済 組合・同連合会 宿泊事業			社会保険事業(非営利)		旅館・その他の 宿泊所	
地方議会議員共済会			社会保険事業(非営利)			
【その他】						
日本税理士会連合会					対企業民間 非営利団体	
日本赤十字社			社会福祉(非営利)		医 療 (公益法人等)	
					医 薬 品	
漁船保険中央会					損 害 保 険	
全国農業会議所					対企業民間 非営利団体	
全国農業協同組合中央会					対企業民間 非営利団体	
日本商工会議所					対企業民間 非営利団体	
全国中小企業団体中央会					対企業民間 非営利団体	
全国商工会連合会					対企業民間 非営利団体	

生産活動主体分類 法人名	政府サービス生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		備 考
	公務	準 公 務		公 的 企 業	民 間 事 業 所	
全国社会保険労務士会連合会					対企業民間 非営利団体	
その他						
健康保険組合 ・同連合会 宿泊事業			社会保険事業(非営利)		旅館・その他の 宿泊所	
国民健康保険組合 ・同連合会 宿泊事業			社会保険事業(非営利)		旅館・その他の 宿泊所	

注) 本表の「事業等名」及び「法人名」は平成7年末現在のものである。

〔別表2〕中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱いの平成2年（1990年）表との相違

1 中央政府

事業等名	生産活動主体分類		対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業		変更内容等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
一般会計						
下記以外	○					
→学校給食		学校給食 (国公立)				分割
→水路、灯台業務		水運施設管理				分割
社会教育		社会教育 (国公立)				
教育訓練機関		その他の教育訓練 機関(国公立)				
政府研究機関		自然科学研究機関 人文科学研究機関 (国公立)				
保健衛生		保健衛生 (国公立)				
社会福祉施設		社会福祉 (国公立)				
公務員住宅賃貸				住宅賃貸料		
特別会計						
(1 事業特別会計)						
造幣局特別会計				その他の金属製品 身辺細貨品		
コイ ン 勲 章 補助貨幣回収 準備資金	○					
印刷局特別会計				出版・印刷		
国有林野 事業特別 会計	○			育林・素材		「農林関係公共 事業」
国営土地改良事業特別会計	○					「農林関係公共 事業」
アルコール専売事業特別会計				卸 売		
港湾整備特別会計	○					「河川・下水道 ・その他の公共 事業」
空港整備特別会計	○					「河川・下水道 ・その他の公共 事業」
管理運営		航空付帯サービス (国公営) ↓ 航空施設管理 (国公営)				部門変更 (部門の再編に 伴うもの)
郵政事業特別会計				郵 便		
為替振替				金 融		
郵便貯金特別会計				金 融		

事業等名	政府等以生産者(★★)		対家計民間非営利サービス生産者(★)	産 業		変更内容等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
道路整備特別会計	○					「道路関係公共事業」
治水特別会計	○					「河川・下水道・その他の公共事業」
(2 保険特別会計)						
厚生保険特別会計		社会保険事業(国公立)				
船員保険特別会計		社会保険事業(国公立)				
国民年金特別会計		社会保険事業(国公立)				
労働保険特別会計		社会保険事業(国公立)				
簡易生命保険特別会計				生命保険		H3.4.1名称変更
地震再保険特別会計				損害保険		
農業共済再保険特別会計				損害保険		
森林保険特別会計				損害保険		
漁船再保険及漁業共済保険特別会計				損害保険		
貿易保険特別会計				損害保険		
自動車損害賠償責任再保険特別会計				損害保険		
(3 管理特別会計)						
登記特別会計	○					
外国為替資金特別会計	○					
国立学校特別会計		学校教育、研究機関(国公立)				
医療(大学病院)関係		医療(国公立)		医療(国公立)		主体分類変更
国立病院特別会計		医療(国公立)		医療(国公立)		主体分類変更
食糧管理特別会計				卸 売		
農業経営基盤強化措置特別会計	○					
特許特別会計	○					
自動車検査登録特別会計	○					
(4 融資特別会計)						
資金運用部特別会計				金 融		
産業投資特別会計				金 融		
都市開発資金融通特別会計				金 融		



生産活動主体分類 事業等名	政府+非生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		変更内容等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
(5 整理特別会計)						
電源開発促進対策特別会計	○					
交付税及び譲与税配付金 特別会計	○					
国債整理基金特別会計	○					
石炭並びに石油及び天然 ガス供給確保高度化特別会計	○					15.4.1 名称変更
特定国有財産整備特別会計	○					

2 地 方 政 府

生産活動主体分類 事業等名	政府非営利生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		変更内容等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
普通会計						
下記以外	○					
学校給食		学校給食 (国公立)				分割
清掃事業		廃棄物処理 (公営)				
住宅事業				住宅賃貸料		
造林事業				育林・素材		
学校教育		学校教育 (国公立)				
社会教育		社会教育 (国公立)				
教育訓練機関		その他の教育訓練 機関(国公立)				
地方政府研究機関		自然科学研究機関 人文科学研究機関 (国公立)				
保健衛生		保健衛生 (国公立)				
社会福祉施設		社会福祉 (国公立)				
港湾管理		水運付帯サービス (公営) ↓ 水運施設管理				部門変更 (部門の再編に 伴うもの)
空港管理		航空付帯サービス (国公営) ↓ 航空施設管理 (国公営)				部門変更 (部門の再編に 伴うもの)
失業者就労事業	○	← 廃棄物処理 (公営) ←		建設		主体分類変更
公務員住宅賃貸				住宅賃貸料		
一部事務組合	○					
事業会計						
上水道・簡易水道事業				上水道・簡易水道		
工業用水道事業				工業用水		
公共下水道事業		下水道				「河川・下水道 その他の公共 事業」
交通事業				鉄道旅客輸送 道路旅客輸送		
電気事業				電力		

事業等名	政府系生産者(★★)		対家計民間非営利サービス生産者(★)	産 業		変更内容等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
ガス事業				都市ガス		
病院事業		医療(国公立)		医療(国公立)		主体分類変更
市場事業				商 業		
港湾整備事業 整備	○					「河川、下水道、その他の公共事業」
管理運営		水運施設管理		水運付帯サービス(産業)		主体分類変更(部門の再編に伴うもの)
と畜場事業				と 畜		
観光施設事業				(各7カテゴリーに含まれる)		
有料道路事業				道路輸送施設提供		「道路関係公共事業」
駐車場事業				道路輸送施設提供		
宅地造成事業				不動産仲介及び賃貸 ↓ 不動産仲介管理業		部門変更「その他の土木建設」
国民健康保健事業 保険給付		社会保険事業(国公立)				
直営診療所		医療(国公立)		医療(国公立)		主体分類変更
競馬、競輪、小型自動車競走、競艇				娯楽サービス		
宝くじ				娯楽サービス		
農業共済事業				損 害 保 険		
交通災害共済事業				損 害 保 険		
公益質屋事業	○					
公立大学付属病院事業		医療(国公立)		医療(国公立)		主体分類変更
一部事務組合	○					
公 社						
住宅供給公社				住宅賃貸料		
土地開発公社				一建一設 ↓ 不動産仲介管理業		部門変更「その他の土木建設」
地方道路公社				道路輸送施設提供		「道路関係公共事業」
地方駐車場公社				道路輸送施設提供		

生産活動主体分類 事業等名	政府サービス生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		変更内容等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
その他の会計						
財産区	○					
地方開発事業団	○					
港務局	○					河川・下水道 その他の公共 事業  部門変更 (部門の再編に 伴うもの)
整備						
管理運営		水運付帯サービス ←公營→ ↓ 水運施設管理				

### 3 特殊法人等

法人名	生産活動主体分類		対家計民間非営利サービス生産者(★)	産 業		変更内容等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
特殊法人						
公 団						
水資源開発公団	○			農林関係公共事業		主体分類変更 「河川・下水道・その他の公共事業」 「農林関係公共事業」
地域振興整備公団				その他の土木事業 ↓ 不 動 産		「非住宅建築(非木造)」 「その他の土木建設」
森林開発公団	○			農林関係公共事業		主体分類変更 「農林関係公共事業」
農用地整備公団	○			農林関係公共事業		主体分類変更 「農林関係公共事業」
石油公団	○			原 油 ↓ 輸 送 ↓ 命 融 ↓ その他の対事業所サービス		主体分類変更 分割 部門変更
船舶整備公団				沿海・内水面輸送		
日本鉄道建設公団				鉄道軌道建設 ↓ 輸 送		部門変更 「鉄道軌道建設」
新東京国際空港公団				航空付帯サービス(産業) ↓ 航空施設管理(産業)		部門変更 (部門再編に伴うもの)
日本道路公団				道路輸送施設提供		「道路関係公共事業」
首都高速道路公団				道路輸送施設提供		
阪神高速道路公団				道路輸送施設提供		
本州四国連絡橋公団				道路輸送施設提供		
住宅・都市整備公団				建設・住宅賃貸料 ↓ 不 動 産		「住宅建築(非木造)」 「その他の土木建設」
事業団						
新技術事業団	○	自然科学研究機関(国公立)				
動力炉・核燃料開発事業団	○					
宇宙開発事業団	○					
環境事業団	○					平4.10.1 公害防止事業団から名称変更
国際協力事業団	○					

生産活動主体分類 法人名	政府系生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		変更内容等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
社会福祉・医療事業団				金 融		
年金福祉事業団 貸付事業 施設運営	○			金 融 旅館・その他の 宿泊所		主体分類変更 分割
畜産振興事業団				卸 売		
蚕糸砂糖類価格安定事業団				卸 売		
金属鉱業事業団	○					
石炭鉱害事業団	○					
中小企業事業団	○					
日本国有鉄道清算事業団				運 輸		
簡易保険福祉事業団		社会福祉 (国公立)				113.4.1簡易保険 郵便年金福祉事 業団)名称変更
労働福祉事業団		社会福祉 (国公立)				
		医療(国公立)		医療(国公立)		主体分類変更
中小企業退職金共済事業団	○					
雇用促進事業団	○					
公 庫						
北海道東北開発公庫				金 融		
沖縄振興開発金融公庫				金 融		
国民金融公庫				金 融		
環境衛生金融公庫				金 融		
農林漁業金融公庫				金 融		
中小企業金融公庫				金 融		
中小企業信用 融資事業 保険公庫 信用保険事業				金 融 損 害 保 険		
住宅金融公庫 資金貸付 団体信用生命保険				金 融 生 命 保 険		分割
住宅融資保険				損 害 保 険		
公営企業金融公庫				金 融		
金庫・特殊銀行						
日本開発銀行				金 融		
日本輸出入銀行				金 融		
商工組合中央金庫					金 融	

生産活動主体分類 法人名	政府等による生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		変更内容等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
営 団						
帝都高速度交通営団				鉄道旅客輸送		
特殊会社						
日本たばこ産業株式会社					たばこ/塩	
電源開発株式会社				電 力	電 力	主体分類変更
関西国際空港株式会社(注)				航空施設管理 (産業)	航空付帯サービス (産業)	主体分類変更
北海道旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	
東日本旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	
東海旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	
西日本旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	
四国旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	
九州旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送	
日本貨物鉄道株式会社					鉄道貨物輸送	
国際電信電話株式会社					通 信 ↓ 国際電気通信	
日本電信電話株式会社					通 信 ↓ 国内電気通信	
その他の特殊法人						
【協 会】						
北方領土問題対策協会	○		対家計民間非営利団体			主体分類変更
公害健康被害補償予防協会	○		対家計民間非営利団体			主体分類変更
心身障害者福祉協会		社会福祉 (国公立)	社会福祉(非営利)			主体分類変更
地方競馬全国協会					対企業民間 非営利団体	
日本放送協会					公共放送	
日本勤労者住宅協会					住宅賃貸料 ↓ 不 動 産 金 産 業	部門変更
【基 金】						
海外経済協力基金				金 融		
奄美群島振興開発基金				金 融	金 融	主体分類変更
国際交流基金	○		対家計民間非営利団体			主体分類変更
社会保険診療報酬支払基金			社会保険事業(非営利)			
農業者年金基金			社会保険事業(非営利)			

生産活動主体分類 法人名	政府サービス生産者(★★)		対家計民間非営利サービス生産者(★)	産 業		変更内容等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
鉄道整備基金				運 輸 倉 庫		平3.10.1新幹線 保有機構の権利 義務を承継/ 部門変更
消防団員等公務災害補償等共済基金			社会保険事業(非営利)			
【研究所】						
日本原子力研究所		自然科学研究機関 (国公立)		自然科学研究機関 (産業)		主体分類変更
理化学研究所		自然科学研究機関 (国公立)		自然科学研究機関 (産業)		主体分類変更
社会保障研究所		人文科学研究機関 (国公立)	対家計民間非営利団体			主体分類変更
アジア経済研究所		人文科学研究機関 (国公立)		人文科学研究機関 (産業)		主体分類変更
【振興会】						
日本芸術文化振興会 国立劇場助成 芸術文化振興(基金助成)			対家計民間非営利団体	劇場 興行場		主体分類変更 分割
日本学術振興会			対家計民間非営利団体			主体分類変更
日本自転車振興会					対企業民間 非営利団体	
日本貿易振興会				その他の対事業所 サービス		主体分類変更
日本小型自動車振興会					対企業民間 非営利団体	
国際観光振興会					対企業民間 非営利団体	主体分類変更
日本船舶振興会					対企業民間 非営利団体	
【共済組合】						
私立学校教職員 共済組合 宿泊事業			社会保険事業(非営利)		旅館・その他の 宿泊所	主体分類変更 分割
農林漁業団体 職員共済組合 宿泊事業			社会保険事業(非営利)		旅館・その他の 宿泊所	主体分類変更 分割
建設業・清酒製造業・林業退職 金共済組合		○				
【その他】						
国民生活センター		○	対家計民間非営利団体			主体分類変更
日本科学技術情報センター				情報サービス	情報サービス	主体分類変更
日本育英会		○		金 融		主体分類変更



生産活動主体分類 法人名	政府系生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		変更内容等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
国立教育会館		その他の教育訓練 機関(国公立)	← 対家計民間非営利団体			主体分類変更
日本私学振興財団	○				金融	主体分類変更
放送大学学園		学校教育 (国公立)				
日本体育・ 学校健康センター		学校給食用物資 供給		→ 卸 売		主体分類変更 分割
		災害共済事業 スポーツ振興	← 対家計民間非営利団体			主体分類変更 分割
日本中央競馬会					娯楽サービス	
新エネルギー開発 産業技術研究開発 総合開発 機構		自然科学研究機関 (国公立)	←		自然科学研究機関 (産業)	主体分類変更
	○				その他の有機化学 工業製品	
日本労働研究機構		人文科学研究機関 (国公立)	← 対家計民間非営利団体			主体分類変更

(注) 関西国際空港株式会社については、平成2年表の時点では「航空付帯サービス(産業)」部門の範囲の活動を行っておらず(平成6年9月4日開港のため)、空港の建設活動が「河川・下水道・その他の公共工事」部門に含まれている。

生産活動主体分類 法人名	政府等生産者(★★)		対家計民間非営利 サービス生産者 (★)	産 業		変更内容等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
認可法人						
【銀行】						
日本銀行				金 融		
【事業団】						
日本下水道事業団	⊖	下 水 道				主体分類変更 【河川・下水道 ・その他の公共 事業】
【協会】						
日本公認会計士協会					対企業民間 非営利団体	追加
日本万国博覧会記念協会			対家計民間非営利団体			追加
繊維産業構造改善事業協会	○					追加
繊維産業革新基盤整備事業				情報サービス		
情報処理振興事業協会				情報サービス		追加
造船業基盤整備事業協会					対企業民間 非営利団体	追加
中央労働災害防止協会					対企業民間 非営利団体	追加
中央職業能力開発協会		その他の教育訓練 機関(国公立)				追加
日本障害者雇用促進協会	○					追加
【基金】						
平和祈念事業特別基金	○					追加
厚生年金基金 ・同連合会			社会保険事業(非営利)			
宿泊事業					旅館・その他の 宿泊所	分割
石炭鉱業年金基金			社会保険事業(非営利)			
農業共済基金				金 融	金 融	主体分類変更
農林漁業信用基金				金融・損害保険		追加
野菜供給安定基金	○					追加
産業基盤整備基金				金 融		追加
地方公務員災害補償基金			社会保険事業(非営利)			
【センター】						
自動車安全運転センター	○					追加
海洋科学技術センター		自然科学研究機関 (国公立)				追加
通関情報処理センター	○					追加
海洋水産資源開発センター		自然科学研究機関 (国公立)				追加

法人名	政府サービス生産者(★★)		対家計民間非営利サービス生産者(★)	産 業		変更内容等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所	
基盤技術研究促進センター	○					追加
自動車事故対策センター	○					追加
海上災害防止センター	○					追加
【機構】						
総合研究開発機構					人文科学研究機関(産業)	追加
預金保険機構			対家計民間非営利団体			追加
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	○					追加
農水産業協同組合貯金保険機構			対家計民間非営利団体			追加
生物系特定産業技術研究推進機構				金融		追加
		自然科学研究機関(国立)				
空港周辺整備機構	○					追加
通信・放送機構	○					追加
【共済組合】						
国家公務員等共済組合・同連合会			社会保険事業(非営利)			
宿泊事業					旅館・その他の宿泊所	主体分類変更分割
地方公務員共済組合・同連合会			社会保険事業(非営利)			
宿泊事業					旅館・その他の宿泊所	主体分類変更分割
地方議会議員共済会			社会保険事業(非営利)			
【その他】						
日本税理士会連合会					対企業民間非営利団体	追加
日本赤十字社					医 療(公益法人等)	追加
			社会福祉(非営利)			
					医 薬 品	
漁船保険中央会					損害保険	追加
全国農業会議所					対企業民間非営利団体	追加
全国農業協同組合中央会					対企業民間非営利団体	追加
日本商工会議所					対企業民間非営利団体	追加
全国中小企業団体中央会					対企業民間非営利団体	追加
全国商工会連合会					対企業民間非営利団体	追加

法人名	生産活動主体分類		政府サービス生産者(★★)	対家計民間非営利サービス生産者(★)	産 業		変更内容等
	公務	準公務			公的企業	民間事業所	
全国社会保険労務士会連合会						対企業民間非営利団体	追加
その他							
健康保険組合 ・同連合会				社会保険事業(非営利)		旅館・その他の宿泊所	分割
国民健康保険組合 ・同連合会				社会保険事業(非営利)		旅館・その他の宿泊所	分割

〔変更内容等欄の凡例〕

(1) 変更内容

- 主体分類変更 … 主体分類の格付けを平成2年表から変更したもの。  
 なお、主体分類の変更に伴って、7714の格付けも変更している場合には、単に「主体分類変更」とのみ記している。
- 部門変更 … 平成2年表と同一主体分類の中で、7714の格付けのみを変更したもの。
- 追加 … 平成2年表の一覧表に登載していなかったもの。
- 分割 … 平成2年表の一覧表でのアクティビティを分割表記したもの。
- 名称変更 … 事業等名又は法人名に変更があったもの。

※上記以外は平成2年表から変更していない。

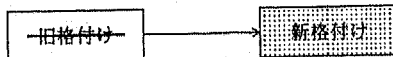
(2) 建設活動の内容

当該法人の主たる活動が建設活動(発注者としての立場の場合も含む。)である場合には、その主たる建設活動を「」書きで示している。

〔格付け部分の見方〕

主体分類変更/部門変更の場合 … 旧格付けを網かけなし、新格付けを網かけありで区分し、矢印で変更の方向を表記するとともに、旧格付けを太線で抹消している。

(例)



追加/分割/名称変更の場合 …… 今回変更になった部分にのみ網かけをしている。  
 ※変更がない格付けについては、網かけをしていない。

[資料 1]

平成2年(1990年) - 平成7年(1995年) 産業連関表部門分類対照表

1 基本分類

本表を見る際は、229ページ下部を参照されたい。

平成2年(1990年)表基本分類			対応関係	平成7年(1995年)表基本分類			変更内容
列コード	行コード	部門名		列コード	行コード	部門名	
内 生 部 門							
0111-01 -02 -03	0111-011 -012 -021 -022 -023 -024 -031	米米わ 稲麦小 小麦大 雑穀 産(輸)入 産(輸)入 産(輸)入		0111-01 -02	0111-011 -012 -021 -022 -023 -024	米米わ 稲麦小 小麦大 雑穀 産(輸)入 産(輸)入 産(輸)入	
0112-01 -02	0112-011 -012 -021 -022 -029	いれいし かばれいし 豆(輸)入 大豆(輸)入 大豆(輸)入 大豆(輸)入		0112-01 -02	0112-011 -012 -021 -022 -029	いれいし かばれいし 豆(輸)入 大豆(輸)入 大豆(輸)入 大豆(輸)入	
0113-01 -02	0113-001	野野野 野菜(露地)設 菜(露地)設		0113-01 -02	0113-001	野野野 野菜(露地)設 菜(露地)設	
0114-01	0114-011 -012 -019	果かりそ の他のん の果実		0114-01	0114-011 -012 -019	果かりそ の他のん の果実	
0115-01 -02 -09	0115-011 -021 -029 -091 -092	砂糖原 飲料用 工ヒ豆カ 業そ他のオ 食の他飲カ 用工の食料 業作物(除別掲)		0115-01 -02 -09	0115-011 -021 -029 -091 -092 -093	砂糖原 飲料用 工ヒ豆カ 業そ他のオ 食の他飲カ 用工の食料 業作物(除別掲)	列部門統合 コード変更 "
0116-01 -02 -03 -04 -09	0116-011 -021 -031 -041 -091 -092 -093	飼料作 業種たば 花の非食 生のゴ非 綿食工 非用花芸 作物(除別掲)		0116-01 -02 -03 -09	0116-011 -021 -031 -091 -092 -093 -099	飼料作 業種花 生の非 綿食工 非用花 芸作物 (除別掲)	コード変更 " 列部門統合 コード変更 " 名称変更
0121-01 -02 -03 -04 -05 -09	0121-011 -019 -021 -031 -041 -051 -091 -099	酪生そ の他の酪 肉豚用 肉の他の 羊そ他の 畜畜		0121-01 -02 -03 -04 -05 -09	0121-011 -019 -021 -031 -041 -051 -091 -099	酪生そ の他の酪 肉豚用 肉の他の 羊そ他の 畜畜	
0122-01	0122-011	養蚕		0122-01	0122-011	養蚕	
0131-01 -02	0131-011 -021	獣業サ 業医 務(除獣 医業)		0131-01 -02	0131-011 -021	獣業サ 業医 務(除獣 医業)	
0211-01	0211-011	育林		0211-01	0211-011	育林	
0212-01	0212-011 -012	素素素 材(輸)入 材(輸)入		0212-01	0212-011 -012	素素素 材(輸)入 材(輸)入	
0213-01	0213-011	特用林産物(含狩猟業)		0213-01	0213-011	特用林産物(含狩猟業)	
0311-01 -02 -03 -04	0311-001 -002 -041	沿沖岸 遠遠合 海海洋 海海 面漁 面漁 面漁 養業 殖業 (輸)入 業		0311-01 -02 -03 -04	0311-001 -002 -041	沿沖岸 遠遠合 海海洋 海海 面漁 面漁 面漁 養業 殖業 (輸)入 業	
0312-01 -02	0312-001	内内内 水水面 内水面 内水面 漁業 養殖業		0312-01 -02	0312-001	内内内 水水面 内水面 内水面 漁業 養殖業	

平成2年(1990年)表基本分類			対 応 関 係	平成7年(1995年)表基本分類			変 更 内 容	
列コード	行コード	部 門 名		列コード	行コード	部 門 名		
0611-01	0611-011	鉄 鉱 石	→	0611-01	金 属 鉱 物	列部門統合 行部門統合		
0612-01	0612-011 -012 -019	非鉄金属鉱物 亜鉛 その他の非鉄金属		0611-011 -012	非鉄金属鉱物			
0621-01 -09	0621-011 -099	石炭 その他の窯業原料		0621-01	0621-011 -019		窯業原料 その他の窯業原料	列部門統合 コード変更
0622-01 -02	0622-011 -021	砂利・採石		0622-01 -02	0622-011 -021		砂利・採石	
0629-09	0629-099	その他の非金属鉱物		0629-09	0629-099		その他の非金属鉱物	
0711-01	0711-011 -012	石炭 一般炭・亜炭・無煙炭		0711-01	0711-011 -012		石炭 一般炭・亜炭・無煙炭	列部門統合 コード変更
0721-01	0721-011	原油		0721-01	0721-011 -012		原油・天然ガス 天然ガス	
0731-01	0731-011	天然ガス						
1111-01	1111-011 -012 -013 -014 -015	畜肉(含肉鶏処理) 豚肉(枝肉) 鶏肉(枝肉) その他の肉(枝肉) と畜副産物(含肉鶏処理副産物)		1111-01	1111-011 -012 -013 -014 -015		畜肉(含肉鶏処理) 豚肉(枝肉) 鶏肉(枝肉) その他の肉(枝肉) と畜副産物(含肉鶏処理副産物)	
1112-01 -02 -03 -04	1112-011 -021 -031 -041 -042	肉産加工かん 畜産物・油 酪農用牛乳		1112-01	1112-011 -021 -031 -041 -042		肉産加工かん 畜産物・油 酪農用牛乳	品詰脂品乳品
1113-01 -02 -03 -04 -05 -09	1113-011 -021 -031 -041 -051 -099	冷凍魚介類 凍干魚介類 塩水魚油 その他の魚水産物	1113-01	1113-011 -021 -031 -041 -051 -099	冷凍魚介類 凍干魚介類 塩水魚油 その他の魚水産物			
1114-01 -02	1114-011 -019 -021 -029	精糖 その他の精糖 製小麦の他	1114-01	1114-011 -019 -021 -029	精糖 その他の精糖 製小麦の他			
1115-01 -02 -03	1115-011 -021 -031	めん菓子 パ菓	1115-01	1115-011 -021 -031	めん菓子 パ菓	内容変更(分割)		
1116-01 -02	1116-011 -021	農産びん・かん詰 農産保存食料品(除びん・かん詰)	1116-01	1116-011 -021	農産びん・かん詰 農産保存食料品(除びん・かん詰)	コード変更		
1117-01 -02 -03 -04 -05 -06	1117-011 -019 -021 -031 -041 -042 -043 -051 -052 -061	砂糖 製糖副産物 砂糖・副産物 砂糖・副産物 砂糖・副産物 砂糖・副産物 砂糖・副産物 砂糖・副産物 砂糖・副産物 砂糖・副産物 砂糖・副産物	1117-01	1117-011 -019 -021 -031 -041 -042 -043 -051	砂糖 製糖副産物 砂糖・副産物 砂糖・副産物 砂糖・副産物 砂糖・副産物 砂糖・副産物 砂糖・副産物 砂糖・副産物 砂糖・副産物 砂糖・副産物			
1119-01 -02 -03 -09	1119-011 -021 -031 -031 -041 -051 -099	冷凍調理食品 冷凍調理食品 冷凍調理食品 その他の食品	1119-01	1119-011 -021 -031 -031 -041 -051 -099	冷凍調理食品 冷凍調理食品 冷凍調理食品 その他の食品			
1121-01 -02 -03 -04 -09	1121-011 -021 -031 -041 -099	清酒 加用アルコール 添加アルコール その他の酒	1121-01	1121-011 -021 -031 -041 -099	清酒 加用アルコール 添加アルコール その他の酒		内容変更(統合)	
1129-01 -02	1129-011 -021	茶・コヒ 清涼飲料	1129-01	1129-011 -021	茶・コヒ 清涼飲料		内容変更(分割)	









平成2年(1990年)表基本分類			対応関係	平成7年(1995年)表基本分類			変更内容
列コード	行コード	部門名		列コード	行コード	部門名	
2711-01 -02 -03 -04 -09	2711-011 -021 -031 -041 -099	銅 鉛 (含再生) 鉛 (含再生) アルミニウム (含再生) その他の非鉄金属地金	→	2711-01 -02	2711-011 -021	銅 鉛・亜鉛(含再生)	列・行部門統合 コード変更
	2712-011P	非鉄金属屑			2712-011P	非鉄金属屑	
2721-01	2721-011 -012 -013	電線・ケーブル 銅線 アルミ線 ケーブル	→	2721-01	2721-011	電線・ケーブル	内容変更(分割) 名称変更
					-02	-021	
2722-01 -02 -03 -04 -09	2722-011 -021 -031 -041 -099	伸銅延製品 アルミ圧延製品 非鉄金属燃焼 その他の非鉄金属製品	→	2722-01 -02 -03 -04 -09	2722-011 -021 -031 -041 -099	伸銅延製品 アルミ圧延製品 非鉄金属燃焼 その他の非鉄金属製品	名称変更
2811-01	2811-011	建設用金属製品			2811-01	2811-011	
2812-01	2812-011	建築用金属製品		2812-01	2812-011	建築用金属製品	
2891-01	2891-011	ガス・石油機器及び暖厨房機器		2891-01	2891-011	ガス・石油機器及び暖厨房機器	
2899-01 -02 -03 -09	2899-011 -021 -031 -032 -033 -091 -092 -099	ボルト・ナット・リベット及びスプリング 金属製容器及び製缶板金製品 配管工事付属品・粉末冶金製品・ 器具類 配管工事付属品 粉末冶金製品 刃物の他金属製品 金線製 その他の金属製品(除別掲)	→	2899-01 -02 -03 -09	2899-011 -021 -031 -032 -033 -091 -092 -099	ボルト・ナット・リベット及びスプリング 金属製容器及び製缶板金製品 配管工事付属品・粉末冶金製品・ 器具類 配管工事付属品 粉末冶金製品 刃物の他金属製品 金線製 その他の金属製品(除別掲)	内容変更(統合) 内容変更(統合)
				2649-09 ---->			
3011-01 -02 -03	3011-011 -021 -031	ポイ タ ー 原 動 機	→	3011-01 -02 -03	3011-011 -021 -031	ポイ タ ー 原 動 機	→
3012-01	3012-011	運搬機械			3012-01	3012-011	
3013-01	3013-011	冷凍機・温湿調整装置		3013-01	3013-011	冷凍機・温湿調整装置	
3019-01 -02 -03 -09	3019-011 -021 -031 -099	ポンプ及び圧縮機 ミシン・糸手編機 その他の一般産業機械及び装置	→	3019-01 -02 -09	3019-011 -021 -099	ポンプ及び圧縮機 機械工器具 その他の一般産業機械及び装置	→
3021-01	3021-011	鉱山・土木建設機械			3021-01	3021-011	
3022-01	3022-011	化学機械		3022-01	3022-011	化学機械	
3023-01	3023-011	産業用ロボット		3023-01	3023-011	産業用ロボット	
3024-01 -02	3024-011 -021	金属加工機械	→	3024-01 -02	3024-011 -021	金属加工機械	→
3029-01 -02 -03 -09	3029-011 -021 -031 -091 -092 -093 -094 -095 -099	農業機械 織維機械 食品加工機械 その他の特殊産業機械 製材・木工・製板紙 印刷・製本・紙加工 鋳造・プラスチック加工 その他の特殊産業機械(除別掲)			3029-01 -02 -03 -04 -09	3029-011 -021 -031 -041 -091 -092 -093 -094 -095 -099	
3031-01 -02 -09	3031-011 -021 -099	金 ア リ ン グ の 他 の 一 般 機 械 器 具 及 び 部 品	→	3031-01 -02 -09	3031-011 -021 -099	金 ア リ ン グ の 他 の 一 般 機 械 器 具 及 び 部 品	→
3111-01 -09	3111-011 -091 -092 -099	複 写 機 の 他 の 事 務 用 機 械 ( 除 別 掲 )			3111-01 -09	3111-011 -091 -092 -099	
3112-01	3112-011 -012 -019	サ ー ビ ス 用 機 器 自 動 販 売 機 の 他 の サ ー ビ ス 用 機 器		3112-01	3112-011 -012 -019	サ ー ビ ス 用 機 器 自 動 販 売 機 の 他 の サ ー ビ ス 用 機 器	

平成 2 年 (1990 年) 表基本分類			対 応 関 係	平成 7 年 (1995 年) 表基本分類			変 更 内 容
列コード	行コード	部 門 名		列コード	行コード	部 門 名	
3211-01 -02 -03 -09	3211-011 -021 -031 -099	電 気 音 響 機 器 ラ ジ オ ・ テ レ ビ 受 信 機 器 デ オ 機 器 そ の 他 の 民 生 用 電 気 機 器	→ 3919-02	3211-01 -02 -03	3211-011 -021 -031	電 気 音 響 機 器 ラ ジ オ ・ テ レ ビ 受 信 機 器 デ オ 機 器	列・行部門統合 内容変更(分割)
3212-01 -09	3212-011 -099	磁気テープ・フレキシブルディスク その他の電気音響機器部分品・付属 品		3212-01	3212-011	民 生 用 電 気 機 器	
3311-01 -02	3311-011 -021	電 子 計 算 機 本 体 電 子 計 算 機 付 属 装 置		3311-01 -02	3311-011 -021	電 子 計 算 機 本 体 電 子 計 算 機 付 属 装 置	内容変更(分割)
3321-01 -02 -09	3321-011 -021 -099	有 線 電 気 通 信 機 器 無 線 電 気 通 信 機 器 そ の 他 の 電 気 通 信 機 器		3321-01 -02 -09	3321-011 -021 -099	有 線 電 気 通 信 機 器 無 線 電 気 通 信 機 器 そ の 他 の 電 気 通 信 機 器	
3331-01	3331-011	電 子 応 用 装 置		3331-01	3331-011	電 子 応 用 装 置	内容変更(分割)
3332-01	3332-011	電 気 計 測 器		3332-01	3332-011	電 気 計 測 器	
3341-01	3341-011 -012	半 導 体 素 子 ・ 集 積 回 路 子 路 半 導 体 集 積 回 路		3341-01	3341-011 -012	半 導 体 素 子 ・ 集 積 回 路 子 路 半 導 体 集 積 回 路	新設 名称・コード変更 内容変更(統合) ・名称変更
3359-01 -09	3359-011 -099	電 子 管 そ の 他 の 電 子 ・ 通 信 機 器 部 分 品		3359-01 -02 -03 -09	3359-011 -021 -031 -099	電 子 素 子 管 子 路 液 晶 素 子 磁 気 テ ー プ ・ 磁 気 デ ィ ス ク そ の 他 の 電 子 部 品	
3411-01 -02 -03 -09	3411-011 -012 -021 -031 -099	回 転 電 気 機 械 器 具 電 動 機 器 開 閉 制 御 装 置 及 び 配 電 盤 器 具 そ の 他 の 送 配 電 機 器 具 そ の 他 の 産 業 用 重 電 機 器		3411-01 -02 -03 -09	3411-011 -012 -021 -031 -099	回 転 電 気 機 械 器 具 電 動 機 器 開 閉 制 御 装 置 及 び 配 電 盤 器 具 変 圧 器 ・ 変 成 器 そ の 他 の 産 業 用 重 電 機 器	内容変更(分割) 名称変更
3421-01 -02 -03 -04 -05 -09	3421-011 -021 -031 -041 -051 -099	電 気 照 明 器 具 電 池 類 具 品 電 球 器 具 配 線 機 器 装 置 内 燃 機 関 電 機 器 そ の 他 の 電 気 機 械 器 具		3421-01 -02 -03 -04 -05 -09	3421-011 -021 -031 -041 -051 -099	電 気 照 明 器 具 電 池 類 具 品 電 球 器 具 配 線 機 器 装 置 内 燃 機 関 電 機 器 そ の 他 の 電 気 機 械 器 具	名称変更
3511-01	3511-011	乗 用 車		3511-01	3511-011	乗 用 車	内容変更(分割)
3521-01	3521-011	ト ラ ッ ク ・ バ ス ・ そ の 他 の 自 動 車		3521-01	3521-011	ト ラ ッ ク ・ バ ス ・ そ の 他 の 自 動 車	
3531-01	3531-011	二 輪 自 動 車		3531-01	3531-011	二 輪 自 動 車	内容変更(分割)
3541-01 -02 -03	3541-011 -021 -031	自 動 車 車 体 部 分 品 自 動 車 内 燃 機 関 同 部 品 自 動 車 部 品	3541-01 -02 -03	3541-011 -021 -031	自 動 車 車 体 部 分 品 自 動 車 内 燃 機 関 同 部 品 自 動 車 部 品		
3611-01 -02 -03 -10	3611-011 -021 -031 -101	鋼 の 他 の 船 舶 関 理 船 舶 用 内 燃 機 械 船 舶 燃 修	3611-01 -02 -03 -10	3611-011 -021 -031 -101	鋼 の 他 の 船 舶 関 理 船 舶 用 内 燃 機 械 船 舶 燃 修	内容変更(分割)	
3621-01 -10	3621-011 -101	鉄 道 車 両 修 理 鉄 道 車 両 修 理	3621-01 -10	3621-011 -101	鉄 道 車 両 修 理 鉄 道 車 両 修 理		
3622-01 -10	3622-011 -101	航 空 機 械 修 理 航 空 機 械 修 理	3622-01 -10	3622-011 -101	航 空 機 械 修 理 航 空 機 械 修 理	内容変更(分割)	
3629-01 -09	3629-011 -091 -099	自 他 の 輸 送 機 械 両 そ の 他 の 輸 送 機 械 (除 別 掲) そ の 他 の 輸 送 機 械 (除 別 掲)	3629-01 -09	3629-011 -091 -099	自 他 の 輸 送 機 械 両 そ の 他 の 輸 送 機 械 (除 別 掲) そ の 他 の 輸 送 機 械 (除 別 掲)		
3711-01 -09	3711-011 -099	カ × 光 学 機 械 そ の 他 の 光 学 機 械	3711-01 -09	3711-011 -099	カ × 光 学 機 械 そ の 他 の 光 学 機 械	内容変更(分割)	
3712-01	3712-011	時 計	3712-01	3712-011	時 計		
3719-01	3719-011	理 化 学 機 械 器 具	3719-01	3719-011	理 化 学 機 械 器 具		

平成2年(1990年)表基本分類			対応関係	平成7年(1995年)表基本分類			変更内容
列コード	行コード	部門名		列コード	行コード	部門名	
-02 -03	-021 -031	分析器・試験機・計量器・測定器具 医療用機械器具	3211-03 3311-01	-02 -03	-021 -031	分析器・試験機・計量器・測定器具 医療用機械器具	内容変更(統合) ・名称変更 内容変更(統合・分割) 内容変更(統合) 内容変更(統合・分割)
3911-01 -02	3911-011 -021	玩運動用品		3911-01 -02	3911-011 -021	玩運動用品	
3919-01 -02 -03 -04 -05 -06 -09	3919-011 -021 -031 -041 -051 -061 -099	楽レコ - 器下 筆記具 - 品 身辺具・文 置わら加工 武 その他の製造工業製品		3919-01 -02 -03 -04 -05 -06 -09	3919-011 -021 -031 -041 -051 -061 -099	楽情報記録器 筆記具・文具 身辺具 置わら加工品 武 その他の製造工業製品	
4111-01 -02	4111-011 -021	住宅建築(木造) 住宅建築(非木造)	1619-09 1619-099	4111-01 -02	4111-011 -021	住宅建築(木造) 住宅建築(非木造)	
4112-01 -02	4112-011 -021	非住宅建築(木造) 非住宅建築(非木造)		4112-01 -02	4112-011 -021	非住宅建築(木造) 非住宅建築(非木造)	
4121-01	4121-011	建設補修		4121-01	4121-011	建設補修	
4131-01 -02 -03	4131-011 -021 -031	道路関係公共事業 河川・下水道・その他の公共事業 農林関係公共事業		4131-01 -02 -03	4131-011 -021 -031	道路関係公共事業 河川・下水道・その他の公共事業 農林関係公共事業	
4132-01 -02 -03 -09	4132-011 -021 -031 -099	鉄道軌道建設 電力通信施設建設 その他の土木建設		4132-01 -02 -03 -09	4132-011 -021 -031 -099	鉄道軌道建設 電力通信施設建設 その他の土木建設	
5111-01 -02 -03 -04	5111-001 -041	事業用原子力発電 事業用火発電 事業用電力 事業用電力 事業用電力		5111-01 -02 -03 -04	5111-001 -041	事業用原子力発電 事業用火発電 事業用電力 事業用電力 事業用電力	
5121-01	5121-011	都市ガス		5121-01	5121-011	都市ガス	
5122-01	5122-011	熱供給業		5122-01	5122-011	熱供給業	
5211-01 -02 -03	5211-011 -021 -031	上水道・簡易水道 工業用水道★★		5211-01 -02 -03	5211-011 -021 -031	上水道・簡易水道 工業用水道★★	
5212-01 -02	5212-011 -021	廃棄物処理(公営)★★ 廃棄物処理(産業)		5212-01 -02	5212-011 -021	廃棄物処理(公営)★★ 廃棄物処理(産業)	
6111-01	6111-011	卸売		6111-01	6111-011	卸売	
6112-01	6112-011	小売		6112-01	6112-011	小売	
6211-01	6211-011 -012 -013 -014	金融(附属子) 金融(附属子) 金融(手数料) 金融(手数料)		6211-01 -012 -013 -014	6211-011 -012 -013 -014	金融(附属子) 金融(附属子) 金融(手数料) 金融(手数料)	
6212-01 -02	6212-011 -021	生命保険		6212-01 -02	6212-011 -021	生命保険	
6411-01 -02	6411-011 -021	不動産仲介・管理業 不動産賃貸業		6411-01 -02	6411-011 -021	不動産仲介・管理業 不動産賃貸業	
6421-01	6421-011	住宅賃貸料		6421-01	6421-011	住宅賃貸料	
7111-01	7111-011 -012	鉄道旅客輸送 鉄道旅客輸送(JR) 鉄道旅客輸送(除JR)		7111-01 -012	7111-011 -012	鉄道旅客輸送 鉄道旅客輸送(JR) 鉄道旅客輸送(除JR)	
7112-01	7112-011	鉄道貨物輸送		7112-01	7112-011	鉄道貨物輸送	
7121-01 -02	7121-011 -021	バイヤー・タクシー		7121-01 -02	7121-011 -021	バイヤー・タクシー	
7122-01 -02	7122-011 -021	道路貨物輸送 運送		7122-01 -02	7122-011 -021	道路貨物輸送 運送	内容変更(分割)
7131-01P	7131-011P	自家用旅客自動車輸送	7161-01	7131-01P	7131-011P	自家用旅客自動車輸送	

平成2年(1990年)表基本分類			対応関係	平成7年(1995年)表基本分類			変更内容
列コード	行コード	部門名		列コード	行コード	部門名	
7132-01P	7132-011P	自家用貨物自動車輸送	7122-01 7122-02	7132-01P	7132-011P	自家用貨物自動車輸送	
7141-01	7141-011	外洋輸送		7141-01	7141-011	外洋輸送	
7142-01	7142-011 -012	沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 沿海・内水面貨物輸送		7142-01	7142-011 -012	沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 沿海・内水面貨物輸送	内容変更(分割) 内容変更(分割)
7143-01	7143-011	港湾運送		7143-01	7143-011	港湾運送	
7151-01	7151-011 -012 -013 -014	航空輸送 国際航空輸送 国内航空輸送 国内航空貨物輸送 航空機使用事業		7151-01	7151-011 -012 -013 -014	航空輸送 国際航空輸送 国内航空輸送 国内航空貨物輸送 航空機使用事業	内容変更(分割) " 内容変更(分割)
7161-01	7161-011	倉庫		7161-01	7161-011	貨物運送取扱	内容変更(統合) ・名称変更
7171-01	7171-011	こん包		7171-01	7171-011	倉庫	コード変更
7179-01 -02	7179-011 -021	道路輸送施設提供 水運付帯サービス(公営)★★		7189-01 -02	7189-011 -021	道路輸送施設提供 水運施設管理★★	" 内容変更(統合) ・名称変更 内容変更(分割) ・名称変更 名称変更 分割・名称変更 " コード変更
-03	-031	水運付帯サービス(産業)		-03	-031	その他の水運付帯サービス	
-04	-041	航空付帯サービス(国公営)★★		-04	-041	航空施設管理(国公営)★★	
-05	-051	航空付帯サービス(産業)		-05	-051	航空施設管理(産業)	
-09	-099	旅行・その他の運輸付帯サービス		-06 -099	-061 -099	その他の航空付帯サービス 旅行・その他の運輸付帯サービス	
7311-01	7311-011	郵便		7311-01	7311-011	郵便	
7312-01 -02	7312-011 -021	国内電気通信 国際電気通信		7312-01 -02 -03	7312-011 -021 -031	国内電気通信(除移動通信)通信 移動通信 国際電気通信	内容変更(分割) 分割・特掲 コード変更
7319-09	7319-099	その他の通信サービス		7319-09	7319-099	その他の通信サービス	
7321-01 -02 -03	7321-011 -021 -031	公共放送 民間放送		7321-01 -02 -03	7321-011 -021 -031	公共放送 民間放送	
8111-01	8111-011	公務(中央)★★		8111-01	8111-011	公務(中央)★★	
8112-01	8112-011	公務(地方)★★		8112-01	8112-011	公務(地方)★★	
8211-01 -02	8211-011 -021	学校教育(国公立)★★ 学校教育(私立)★		8211-01 -02	8211-011 -021	学校教育(国公立)★★ 学校教育(私立)★	
8213-01 -02 -03 -04	8213-011 -021 -031 -041	社会教育(国公立)★★ 社会教育(非営利)★ その他の教育訓練機関(国公立)★★ その他の教育訓練機関(産業)★★		8213-01 -02 -03 -04	8213-011 -021 -031 -041	社会教育(国公立)★★ 社会教育(非営利)★ その他の教育訓練機関(国公立)★★ その他の教育訓練機関(産業)★★	
8221-01 -02 -03 -04 -05 -06	8221-011 -021 -031 -041 -051 -061	自然科学研究機関(国公立)★★ 人文科学研究機関(国公立)★★ 自然科学研究機関(非営利)★ 人文科学研究機関(非営利)★ 自然科学研究機関(産業)★★ 人文科学研究機関(産業)★★		8221-01 -02 -03 -04 -05 -06	8221-011 -021 -031 -041 -051 -061	自然科学研究機関(国公立)★★ 人文科学研究機関(国公立)★★ 自然科学研究機関(非営利)★ 人文科学研究機関(非営利)★ 自然科学研究機関(産業)★★ 人文科学研究機関(産業)★★	
8222-01	8222-011	企業内研究開発		8222-01	8222-011	企業内研究開発	
8311-01 -02 -03	8311-011 -021 -031	医療(国公立)★★ 医療(非営利)★ 医療(産業)★★		8311-01 -02 -03	8311-011 -021 -031	医療(国公立)★★ 医療(公益法人等)★ 医療(医療法人等)★	名称変更 " "
8312-01 -02 -03	8312-011 -021 -031	保健衛生(国公立)★★ 保健衛生(非営利)★ 保健衛生(産業)★★		8312-01 -02 -03	8312-011 -021 -031	保健衛生(国公立)★★ 保健衛生(非営利)★ 保健衛生(産業)★★	
8313-01 -02 -03 -04	8313-011 -021 -031 -041	社会保険事業(国公立)★★ 社会保険事業(非営利)★ 社会福祉(国公立)★★ 社会福祉(非営利)★		8313-01 -02 -03 -04	8313-011 -021 -031 -041	社会保険事業(国公立)★★ 社会保険事業(非営利)★ 社会福祉(国公立)★★ 社会福祉(非営利)★	



平成2年(1990年)表基本分類			対応関係	平成7年(1995年)表基本分類			変更内容
列コード	行コード	部門名		列コード	行コード	部門名	
最終需要部門							
9110-00		家計外消費支出(列)		9110-00		家計外消費支出(列)	
9121-00		家計消費支出		9121-00		家計消費支出	内容変更(分割)
9122-00		対家計民間非営利団体消費支出		9122-00		対家計民間非営利団体消費支出	
9130-10		中央政府消費支出		9130-10		中央政府集合の消費支出	内容変更(分割) ・名称変更
-20		地方政府消費支出		-20		中央政府個別の消費支出	内容変更(分割) ・名称変更
				-30		地方政府集合の消費支出	内容変更(分割) ・名称変更
				-40		地方政府個別の消費支出	内容変更(分割) ・名称変更
9141-00		国内総固定資本形成(公的)		9141-00		国内総固定資本形成(公的)	内容変更(追加)
9142-00		国内総固定資本形成(民間)		9142-00		国内総固定資本形成(民間)	内容変更(分割・追加)
9150-10		生産者・製品在庫純増		9150-10		生産者・製品在庫純増	内容変更(分割)
-20		半製品・仕掛品在庫純増		-20		半製品・仕掛品在庫純増	内容変更(統合)
-30		原料・材料在庫純増		-30		原料・材料在庫純増	
-40		流通在庫純増		-40		流通在庫純増	
-50		生産原所不明在庫純増		-50		生産原所不明在庫純増	
9200-00		国内最終需要計		9200-00		国内最終需要計	
9210-00		国内需要合計		9210-00		国内需要合計	
9211-10		輸出(普通貿易)		9211-10		輸出(普通貿易)	内容変更
-20		輸出(特殊貿易)		-20		輸出(特殊貿易)	
9212-00		輸出(直接購入)		9212-00		輸出(直接購入)	"
9213-00		調整項		9213-00		調整項	
9300-00		最終需要計		9300-00		最終需要計	
9350-00		需要合計		9350-00		需要合計	
9411-10		(控除)輸入(普通貿易)		9411-10		(控除)輸入(普通貿易)	内容変更
-20		(控除)輸入(特殊貿易)		-20		(控除)輸入(特殊貿易)	
9412-00		(控除)輸入(直接購入)		9412-00		(控除)輸入(直接購入)	"
9420-00		(控除)関税		9413-00		(控除)関税	コード変更
9430-00		(控除)輸入品商品税		9414-00		(控除)輸入品商品税	"
9450-00		(控除)輸入計		9420-00		(控除)輸入計	"
9500-00		最終需要部門計		9500-00		最終需要部門計	
9510-00		商業マージン(卸売)		9510-00		商業マージン(卸売)	
9520-00		商業マージン(小売)		9520-00		商業マージン(小売)	
9610-00		貨物運賃(鉄道)		9610-00		貨物運賃(鉄道)	
9630-10		貨物運賃(道路)		9620-00		貨物運賃(道路)	内容変更(分割)
-20		貨物運賃(運送)					
9640-10		貨物運賃(沿海内水面)		9630-10		貨物運賃(沿海内水面)	内容変更(分割)
-20		貨物運賃(港湾運送)		-20		貨物運賃(港湾運送)	
9650-00		貨物運賃(航空)		9640-00		貨物運賃(航空)	内容変更(分割)
				9650-00		貨物運賃(運送取扱)	内容変更(統合) ・名称変更
9660-00		貨物運賃(倉庫)		9660-00		貨物運賃(倉庫)	コード変更
9700-00		国内生産額		9700-00		国内生産額	
粗付加価値部門							
	9110-010	宿泊・日当			9110-010	宿泊・日当	
	-020	交際・厚生			-020	交際・厚生	
	-030	福利・給			-030	福利・給	
	9311-000	賃金・俸給			9311-000	賃金・俸給	
	9312-000	社会保険料(雇用主負担)			9312-000	社会保険料(雇用主負担)	
	9313-000	その他の給与及び手当			9313-000	その他の給与及び手当	
	9412-000	営業余剰			9401-000	営業余剰	内容変更(分割)
	9420-000	資本減耗引当			9402-000	資本減耗引当	コード変更
	9430-000	間接税(除関税・消費税)			9403-000	間接税(除関税・輸入品商品税)	内容変更(統合) ・名称変更
	9440-000	(控除)経常補助金			9404-000	(控除)経常補助金	コード変更
	9500-000	粗付加価値部門計			9500-000	粗付加価値部門計	
	9700-000	国内生産額			9700-000	国内生産額	

2 統合小分類

平成2年(1990年)表	対応関係	平成7年(1995年)表	変更内容
0111 穀いも豆	→	0111 穀いも豆	内容変更(分割)
0112 穀いも豆		0112 穀いも豆	
0113 野果		0113 野果	
0114 野果その他食用作物		0114 野果その他食用作物	
0115 野果その他食用作物		0115 野果その他食用作物	
0116 非畜養農作物産蚕		0116 非畜養農作物産蚕	
0121 非畜養農作物産蚕		0121 非畜養農作物産蚕	
0122 養蚕業		0122 養蚕業	
0131 養蚕業		0131 養蚕業	
0211 養蚕業		0211 養蚕業	
0212 養蚕業	0212 養蚕業		
0213 養蚕業	0213 養蚕業		
0311 海面漁業	→	0311 海面漁業	統合
0312 海面漁業		0312 海面漁業	
0611 鉄業		0611 鉄業	
0612 鉄業		0612 鉄業	
0621 鉄業		0621 鉄業	
0622 鉄業		0622 鉄業	
0629 鉄業		0629 鉄業	
0711 石油		0711 石油	
0721 石油		0721 石油	
0731 石油		0731 石油	
1111 と畜産	→	1111 と畜産	内容変更(分割)
1112 と畜産		1112 と畜産	
1113 と畜産		1113 と畜産	
1114 と畜産		1114 と畜産	
1115 と畜産		1115 と畜産	
1116 と畜産		1116 と畜産	
1117 と畜産		1117 と畜産	
1119 と畜産		1119 と畜産	
1121 と畜産		1121 と畜産	
1129 と畜産		1129 と畜産	
1131 飼料	→	1131 飼料	内容変更(分割)
1141 飼料		1141 飼料	
1511 繊維		1511 繊維	
1512 繊維		1512 繊維	
1513 繊維		1513 繊維	
1514 繊維		1514 繊維	
1519 繊維		1519 繊維	
1521 繊維		1521 繊維	
1522 繊維		1522 繊維	
1529 繊維		1529 繊維	
1611 木材	→	1611 木材	内容変更(統合)
1619 木材		1619 木材	
1711 家具		1711 家具	
1811 家具		1811 家具	
1812 家具		1812 家具	
1813 家具		1813 家具	
1821 紙		1821 紙	
1829 紙		1829 紙	
1911 印刷		1911 印刷	
2011 印刷		2011 印刷	
2021 印刷	2021 印刷		
2029 印刷	2029 印刷		
2031 印刷	2031 印刷		
2032 印刷	2032 印刷		
2033 印刷	2033 印刷		
2039 印刷	2039 印刷		
2041 印刷	2041 印刷		
2051 印刷	2051 印刷		
2061 印刷	2061 印刷		
2071 印刷	2071 印刷		
2072 印刷	2072 印刷		
2073 印刷	2073 印刷		
2074 印刷	2074 印刷		
2079 印刷	2079 印刷		
2111 石油	→	2111 石油	内容変更(統合)
2121 石油		2121 石油	
2211 プラスチック		2211 プラスチック	
2311 プラスチック		2311 プラスチック	
2319 プラスチック		2319 プラスチック	
2411 革		2411 革	
2412 革		2412 革	



平成2年(1990年)表	対応関係	平成7年(1995年)表	変更内容
2511 板ガラス・安全ガラス製品		2511 板ガラス・安全ガラス製品	
2512 ガラス繊維・同製品		2512 ガラス繊維・同製品	
2519 その他のガラス製品		2519 その他のガラス製品	
2521 セメンクリート		2521 セメンクリート	
2522 生セメント製品		2522 生セメント製品	
2523 セメント製品		2523 セメント製品	
2531 陶磁器・土石製品		2531 陶磁器・土石製品	
2599 その他の窯業・土石製品		2599 その他の窯業・土石製品	
2611 鉄鉄粗鋼		2611 鉄鉄粗鋼	
2612 鉄鉄粗鋼		2612 鉄鉄粗鋼	
2621 熱間圧延鋼		2621 熱間圧延鋼	
2622 鋼冷延・めっき鋼		2622 鋼冷延・めっき鋼	
2623 冷延・めっき鋼		2623 冷延・めっき鋼	
2631 鋳造鋼製品		2631 鋳造鋼製品	
2649 その他の鉄鋼製品		2649 その他の鉄鋼製品	
2711 非鉄金属製錬精製		2711 非鉄金属製錬精製	
2712 非鉄金属製錬精製		2712 非鉄金属製錬精製	
2721 電線・ケーブル製品		2721 電線・ケーブル製品	
2722 その他の非鉄金属製品		2722 その他の非鉄金属製品	
2811 建設用金属製品		2811 建設用金属製品	
2812 建築用金属製品		2812 建築用金属製品	
2891 暖房装置		2891 ガス・石油機器及び暖房機器	
2899 その他の金属製品		2899 その他の金属製品	
3011 原動機・ボイラ		3011 原動機・ボイラ	
3012 運搬機・機械		3012 運搬機・機械	
3013 冷凍機・温湿調整装置	3013 冷凍機・温湿調整装置		
3019 その他の一般産業機械	3019 その他の一般産業機械		
3021 鉱山・土木建設機械	3021 鉱山・土木建設機械		
3022 化学工業用ロボット	3022 化学工業用ロボット		
3023 産金属加工・工作機械	3023 産金属加工・工作機械		
3024 産金属加工・工作機械	3024 産金属加工・工作機械		
3029 その他の特殊産業用機械	3029 その他の特殊産業用機械		
3031 その他の一般機械器具及び部品	3031 その他の一般機械器具及び部品		
3111 事務用機械器	3111 事務用機械器		
3112 サービス用機械器	3112 サービス用機械器		
3211 民生用電気機械	3211 民生用電子機器		
3212 電気音響機器部分品・同付属品	3212 民生用電気機器		
3311 電子計算機・同付属装置	3311 電子計算機・同付属装置		
3321 通信機	3321 電子通信機		
3331 電子応用装置	3331 電子通信機		
3332 電気計測器	3332 電子通信機		
3341 半導体素子・集積回路	3341 半導体素子・集積回路		
3359 その他の電子・通信機器部分品	3359 電子通信機		
3411 重電機器	3411 重電機器		
3421 その他の電気機器	3421 その他の電気機器		
3511 乗用自動車	3511 乗用自動車		
3521 トラック・バス・その他の自動車	3521 トラック・バス・その他の自動車		
3531 二輪自動車	3531 二輪自動車		
3541 自動車部品・同付属品	3541 自動車部品・同付属品		
3611 船舶・同修理	3611 船舶・同修理		
3621 鉄道車両・同修理	3621 鉄道車両・同修理		
3622 航空機・同修理	3622 航空機・同修理		
3629 その他の輸送機械	3629 その他の輸送機械		
3711 光学機	3711 光学機		
3712 時計	3712 時計		
3719 その他の精密機械品	3719 その他の精密機械品		
3911 玩具・運動用品	3911 玩具・運動用品		
3919 その他の製造工業製品	3919 その他の製造工業製品		
4111 住宅建築	4111 住宅建築		
4112 非住宅建築	4112 非住宅建築		
4121 建設工事	4121 建設工事		
4131 公共土木建設	4131 公共土木建設		
4132 その他の土木建設	4132 その他の土木建設		
5111 電力	5111 電力		
5121 都市ガス	5121 都市ガス		
5122 熱供給	5122 熱供給		
5211 水道	5211 水道		
5212 水廃物処理	5212 水廃物処理		
6111 卸売	6111 卸売		
6112 小売	6112 小売		
6211 小金	6211 小金		

平成2年(1990年)表	対応関係	平成7年(1995年)表	変更内容
6212 保不 動産 仲介 及び 貨物 輸送		6212 保不 動産 仲介 及び 貨物 輸送	
6411 住宅 貨物 輸送		6411 住宅 貨物 輸送	
6421 鉄道 旅客 輸送		6421 鉄道 旅客 輸送	
7111 鉄道 貨物 輸送		7111 鉄道 貨物 輸送	
7112 道路 旅客 輸送		7112 道路 旅客 輸送	
7121 道路 貨物 輸送		7121 道路 貨物 輸送	
7122 道路 貨物 輸送		7122 道路 貨物 輸送	内容変更(分割)
7131 自家用 旅客 自動車 輸送		7131 自家用 旅客 自動車 輸送	
7132 自家用 貨物 自動車 輸送		7132 自家用 貨物 自動車 輸送	内容変更(分割)
7141 外洋 内水 輸送		7141 外洋 内水 輸送	"
7142 沿海 内水 輸送		7142 沿海 内水 輸送	"
7143 港航 湾空 運輸		7143 港航 湾空 運輸	内容変更(分割)
7151 航空 運輸		7151 航空 運輸	内容変更(統合)・名称変更
7161 倉庫 包		7171 倉庫 包	コード変更
7171 倉庫 包		7181 倉庫 包	"
7179 その他の運輸付帯サービス		7189 その他の運輸付帯サービス	"
7311 郵便 通信		7311 郵便 通信	
7312 電気 通信		7312 電気 通信	
7319 その他の通信サービス		7319 その他の通信サービス	
7321 放公		7321 放公	
8111 公務(中央)		8111 公務(中央)	
8112 公務(地方)		8112 公務(地方)	
8211 学校 教育		8211 学校 教育	
8213 社会教育・その他の教育		8213 社会教育・その他の教育	
8221 学術研究機関		8221 学術研究機関	
8222 企業内研究開発		8222 企業内研究開発	
8311 医療		8311 医療	
8312 保健		8312 保健	
8313 社会保健		8313 社会保健	
8411 その他の公共サービス		8411 その他の公共サービス	
8511 広		8511 広	
8512 調査・情報サービス		8512 調査・情報サービス	
8513 物品貸業(除貨自動車業)		8513 物品貸業(除貨自動車業)	
8514 貨自動車修理		8514 貨自動車修理	
8515 自動車修理		8515 自動車修理	
8516 機械修理		8516 機械修理	
8519 その他の対事業所サービス		8519 その他の対事業所サービス	
8611 娯楽サービス		8611 娯楽サービス	
8612 飲食		8612 飲食	
8613 旅館・その他の宿泊所		8613 旅館・その他の宿泊所	
8619 その他の対個人サービス		8619 その他の対個人サービス	
8900 事務用品		8900 事務用品	
9000 分類不明		9000 分類不明	

### 3 統合中分類

平成2年(1990年)表	対応関係	平成7年(1995年)表	変更内容
001 耕種農産物		001 耕種農産物	
002 畜産物		002 畜産物	
003 農業サービス		003 農業サービス	
004 林業		004 林業	
005 漁業		005 漁業	
006 金・非金属鉱物		006 金・非金属鉱物	
007 非金属鉱物		007 非金属鉱物	
008 石炭		008 石炭	
009 原油・天然ガス		009 原油・天然ガス	
010 食料		010 食料	
011 飲料	011 飲料		
012 飼料・有機質肥料(除別掲)	012 飼料・有機質肥料(除別掲)	内容変更(分割)	
013 たばこ	013 たばこ		
014 繊維工業製品	014 繊維工業製品	名称変更	
015 衣服・その他繊維製品	015 衣服・その他繊維製品		
016 製材・木装製品	016 製材・木装製品		
017 家具・木装製品	017 家具・木装製品		
018 パルプ・紙・板紙・加工紙	018 パルプ・紙・板紙・加工紙		
019 紙加工品	019 紙加工品		
020 出版・印刷	020 出版・印刷		
021 化学肥料	021 化学肥料	内容変更(統合)	
022 無機化学基礎製品	022 無機化学基礎製品		
023 有機化学基礎・中間製品	023 有機化学基礎・中間製品		
024 合成樹脂	024 合成樹脂		
025 化学繊維	025 化学繊維		
026 化学最終製品(除別掲)	026 医学最終製品(除別掲)	分割・特掲	
027 石油製品	027 石油製品	分割	
028 石炭製品	028 石炭製品	コード変更	
029 プラスチック製品	029 石炭製品	"	
030 ゴム製品	030 プラスチック製品	"	
031 なめし革・毛皮・同製品	031 ゴム製品	"	
032 ガラス・ガラス製品	032 なめし革・毛皮・同製品	"	
033 セメント・セメント製品	033 ガラス・ガラス製品	"	
034 陶磁器	034 セメント・セメント製品	"	
035 その他の窯業・土石製品	035 陶磁器	"	
036 銑鉄	036 その他の窯業・土石製品	"	
037 鋼材	037 銑鉄	"	
038 鍛造品・その他の鉄鋼製品	038 鋼材	"	
039 非鉄金属製錬・精製	039 鍛造品・その他の鉄鋼製品	"	
040 非鉄金属加工製品	040 非鉄金属製錬・精製	"	
041 建設・建築用金属製品	041 非鉄金属加工製品	"	
042 その他の金属製品	042 建設・建築用金属製品	"	
043 一般産業機械	043 その他の金属製品	内容変更(分割)	
044 特殊産業機械	044 一般産業機械		
045 その他の一般機械	045 特殊産業機械	内容変更(統合)	
046 事務用・サービス用機器	046 その他の一般機械	コード変更	
047 民生用電気機器	047 事務用・サービス用機器	"	
048 電子・通信機器	048 民生用電気機器	内容変更(分割)	
049 重電	049 電子・通信機器	内容変更(統合・分割)	
050 その他の電気機器	050 重電	コード変更	
051 自動車	051 その他の電気機器	"	
052 船舶・同修理	052 自動車	"	
053 その他の輸送機械・同修理	053 船舶・同修理	"	
054 精密機械	054 その他の輸送機械・同修理	"	
055 その他の製造工業製品	055 精密機械	内容変更(統合)	
056 建設補	056 その他の製造工業製品		
057 建設補	057 建設補	コード変更	
058 土力	058 建設補	"	
059 電力	059 土力	"	
060 ガス・熱供給	060 電力	"	
061 水道	061 ガス・熱供給	"	
062 廃棄物処理	062 水道	"	
063 商業	063 廃棄物処理	"	
064 金融・保	064 商業	"	
065 不動産仲介及び賃貸	065 金融・保	"	
066 住宅賃貸	066 不動産仲介及び賃貸	"	
067 住宅賃貸	067 住宅賃貸	"	
068 鉄道輸送	068 住宅賃貸	"	
069 道路輸送(除自家輸送)	068 鉄道輸送	"	
	----> 073	069 道路輸送(除自家輸送)	内容変更(分割)

平成2年(1990年)表	対応関係	平成7年(1995年)表	変更内容
069 家用自動車輸送	068	070 家用自動車輸送	コード変更
070 水		071 水	内容変更(分割)
071 航空輸送		072 航空輸送	内容変更(分割)
		073 貨物運送取扱	内容変更(統合)・名称変更
072 倉庫		074 倉庫	コード変更
073 運輸付帯サービス		075 運輸付帯サービス	"
074 通		076 通	"
075 放		077 放	"
076 公務		078 公務	"
077 教育		079 教育	"
078 研究		080 研究	"
079 医療・保健		081 医療・保健	"
080 社会保険		082 社会保険	"
081 その他公共サービス		083 その他公共サービス	"
082 広告・調査・情報サービス		084 広告・調査・情報サービス	"
083 物品質貸サービス		085 物品質貸サービス	"
084 自動車・機械修理		086 自動車・機械修理	"
085 その他対事業所サービス		087 その他対事業所サービス	"
086 娯楽サービス		088 娯楽サービス	"
087 飲食	089 飲食	"	
088 旅館・その他の宿泊所	090 旅館・その他の宿泊所	"	
089 その他対個人サービス	091 その他対個人サービス	"	
090 事務用	092 事務用	"	
091 分類	093 分類	"	

#### 4 統合大分類

平成2年(1990年)表	対応関係	平成7年(1995年)表	変更内容
01 農林水産	068	01 農林水産	内容変更(分割) 内容変更(統合)
02 農産		02 農産	
03 食料		03 食料	
04 繊維		04 繊維	
05 パルプ		05 パルプ	
06 化学		06 化学	
07 石油		07 石油	
08 窯業		08 窯業	
09 鉄業		09 鉄業	
10 非金属		10 非金属	
11 鉄鋼		11 鉄鋼	
12 一般機械		12 一般機械	
13 電気		13 電気	
14 精密		14 精密	
15 その他製造業		15 その他製造業	
16 建設		16 建設	
17 電力・ガス・熱供給		17 電力・ガス・熱供給	
18 水道・廃棄物処理		18 水道・廃棄物処理	
19 金融		19 金融	
20 不動産		20 不動産	
21 通信		21 通信	
22 公共交通		22 公共交通	
23 教育・保健・社会保険		23 教育・保健・社会保険	
24 医療・保健・社会保険		24 医療・保健・社会保険	
25 対個人サービス		25 対個人サービス	
26 対事業所サービス		26 対事業所サービス	
27 対個人サービス		27 対個人サービス	
28 対事業所サービス		28 対事業所サービス	
29 対個人サービス		29 対個人サービス	
30 対事業所サービス		30 対事業所サービス	
31 分類		31 分類	
32 分類		32 分類	

〔資料2〕平成7年(1995年)産業連関表基本分類 - 日本標準産業分類細分類対比表

平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
0111	01 米	0111	米作農業 (1/3)	うち麦類の生産活動のみ
0111	02 麦類	0112	米作以外の穀作農業 (1/4)	
0112	01 いも類	0117	ばれいしょ・かんしょ作農業 (1/3)	
0112	02 豆類	0112	米作以外の穀作農業 (2/4)	
0113	01 野菜(露地)	0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む) (1/5)	
0113	02 野菜(施設)	0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む) (2/5)	
0114	01 果実	0114	果樹作農業 (1/3)	
0115	01 砂糖原料作物	0115	花き作農業 (1/4)	
0115	02 飲料用作物	0116	工芸農作物農業 (1/3)	
0115	09 その他の食用耕種作物	0111	米作農業 (2/3)	
		0112	米作以外の穀作農業 (3/4)	
		0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む) (3/5)	
		0114	果樹作農業 (2/3)	
		0115	花き作農業 (2/4)	
		0116	工芸農作物農業 (2/3)	
		0117	ばれいしょ・かんしょ作農業 (2/3)	
		0119	その他の耕種農業 (1/4)	
0116	01 飼料作物	0119	その他の耕種農業 (2/4)	うち飼料作物の生産活動のみ
0116	02 種苗	0119	その他の耕種農業 (3/4)	
0116	03 花き・花木類	0115	花き作農業 (3/4)	うち他に分類されない食用耕種作物のみ
0116	09 その他の非食用耕種作物	0111	米作農業 (3/3)	
		0122	肉用牛生産業 (1/2)	
		0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む) (4/5)	
		0114	果樹作農業 (3/3)	
		0115	花き作農業 (4/4)	
		0116	工芸農作物農業 (3/3)	
		0117	ばれいしょ・かんしょ作農業 (3/3)	
		0119	その他の耕種農業 (4/4)	
		0121	酪農 (1/2)	
0121	01 酪農	0121	酪農 (1/2)	うち他に分類されない非食用耕種作物のみ
0121	02 鶏卵	0124	養鶏業 (1/3)	
0121	03 肉鶏	0124	養鶏業 (2/3)	
0121	04 豚	0123	養豚業 (1/2)	
0121	05 肉用牛	0112	米作以外の穀作農業 (4/4)	
0121	09 その他の畜産	0121	酪農 (2/2)	
		0122	肉用牛生産業 (2/2)	
		0123	養豚業 (2/2)	
		0124	養鶏業 (3/3)	
		0125	畜産類似業	
		0129	その他の畜産農業	
0122	01 養蚕	0131	養蚕農業	
0131	01 獣医学	8441	獣医学	
0131	02 農業サービス(除獣医学)	0141	穀作サービス業	
		0142	野菜作・果樹作サービス業	
		0143	穀作, 野菜作・果樹作以外の耕種サービス業	
		0144	畜産サービス業(獣医学を除く)	
		0145	養蚕サービス業	
0211	01 育林	0211	育林業	
0212	01 素材	0241	育林サービス業	
		0221	素材生産業	
		0242	素材生産サービス業	
0213	01 特用林産物(含狩猟業)	0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む) (5/5)	
		0231	製薪炭業	
		0239	その他の特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)	
		0299	その他の林業	
0311	01 沿岸漁業	0311	底びき網漁業 (1/3)	うち他に分類されない非食用耕種作物のみ
		0312	まき網漁業 (1/3)	
		0313	敷網漁業 (1/3)	
		0314	刺網漁業 (1/3)	
		0315	釣・はえ縄漁業 (1/3)	
		0316	定置網漁業 (1/3)	
		0317	地びき網・船びき網漁業 (1/3)	
		0318	採貝・採藻業 (1/3)	
		0319	その他の一般海面漁業 (1/3)	
		0321	捕鯨業 (1/3)	
0311	02 沖合漁業	0311	底びき網漁業 (2/3)	
		0312	まき網漁業 (2/3)	
		0313	敷網漁業 (2/3)	
		0314	刺網漁業 (2/3)	
		0315	釣・はえ縄漁業 (2/3)	
		0316	定置網漁業 (2/3)	
		0317	地びき網・船びき網漁業 (2/3)	
		0318	採貝・採藻業 (2/3)	
		0319	その他の一般海面漁業 (2/3)	
		0321	捕鯨業 (2/3)	
0311	03 遠洋漁業	0311	底びき網漁業 (3/3)	
		0312	まき網漁業 (3/3)	
		0313	敷網漁業 (3/3)	
		0314	刺網漁業 (3/3)	
		0315	釣・はえ縄漁業 (3/3)	
		0316	定置網漁業 (3/3)	
		0317	地びき網・船びき網漁業 (3/3)	
		0318	採貝・採藻業 (3/3)	
		0319	その他の一般海面漁業 (3/3)	
		0321	捕鯨業 (3/3)	
0311	04 海面養殖業	0411	魚類養殖業	
		0412	貝類養殖業	
		0413	藻類養殖業	
		0414	真珠養殖業	
		0415	種苗養殖業	
		0419	その他の海面養殖業	
0312	01 内水面漁業	0331	内水面漁業	
		0421	内水面養殖業	

平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対応関係
列コード	部門名	分類番号	項目名	
0611	01 金属鉱物	0511	金・銀鉱業	
		0519	その他の貴金属鉱業	
		0521	銅 鉱 業	
		0522	鉛・亜鉛鉱業	
		0523	硫化鉄鉱業	
		0529	その他の非鉄金属鉱業	
		0531	鉄鉱業	
		0532	砂鉄鉱業	
		0533	タングステン鉱業	
		0539	その他の鉄属鉱業	
		0591	希有金属鉱業	
		0599	他に分類されない金属鉱業	
0621	01 窯業原料鉱物	0821	耐火粘土鉱業	
		0822	ろう石鉱業	
		0823	ドロマイト鉱業	
		0824	長石鉱業	
		0825	陶石鉱業	
		0826	けい石鉱業	
		0827	天然けい砂鉱業	
		0828	石灰石鉱業	
		0829	その他の窯業原料用鉱物鉱業	
0622	01 砂利・採石	0811	花こう岩・同類似岩石採石業	
		0812	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
		0813	安山岩・同類似岩石採石業	
		0814	大理石採石業	
		0815	ぎょう灰岩採石業	
		0816	砂岩採石業	
		0817	粘板岩採石業	
		0818	砂・砂利・玉石採取業	
		0819	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	
0622	02 碎石	2581	碎石製造業	
0629	09 その他の非金属鉱物	0831	普通粘土鉱業	
		0832	酸性白土鉱業	
		0833	ベントナイト鉱業	
		0834	けいそう土鉱業	
		0839	その他の粘土鉱業	
		0891	滑石鉱業	
		0892	雲母鉱業	
		0893	ひる石鉱業	
		0894	重晶石鉱業	
		0899	他に分類されない非金属鉱業	
0711	01 石炭	0611	石炭鉱業(石炭選別業を除く)	
		0612	亜炭鉱業	
		0621	石炭選別業	
0721	01 原油・天然ガス	0711	原油鉱業	
		0721	天然ガス鉱業	
1111	01 と畜(含肉鶏処理)	1219	その他の畜産食料品製造業	(1/2) うち食鳥処理加工業
		9521	と畜場	(1/2) うちハム、ベーコン、ソーセージ等
1112	01 肉加工品	1211	肉製品製造業	(2/2) うち畜産物を主な原料とするびん・かん詰
1112	02 畜産びん・かん詰	1211	肉製品製造業	(1/2) うち魚油製造業を除く
1112	03 動物油脂	1282	動物油脂製造業	
1112	04 酪農品	1212	乳製品製造業	
1113	01 冷凍魚介類	1226	冷凍水産物製造業	
		1227	冷凍水産食品製造業	
1113	02 塩・干・くん製品	1229	その他の水産食料品製造業	(1/2) うち魚介類を主な原料とした塩、干、くん製品
1113	03 水産びん・かん詰	1221	水産缶詰・瓶詰製造業	
1113	04 ねり製品	1224	魚肉ハム・ソーセージ製造業	
		1225	水産練製品製造業	
1113	05 魚油・魚かす	1282	動物油脂製造業	(2/2) うち魚油・内臓油製造業等の魚油及び魚かす
1113	09 その他の水産食品	1222	海藻加工業	
		1223	寒天製造業	
		1229	その他の水産食料品製造業	(2/2) うち塩、干、くん製品製造業を除く
1114	01 精穀	1261	精米業	
		1262	精麦業	
1114	02 製粉	1263	小麦粉製造業	
		1269	その他の精穀・製粉業	
1115	01 めん類	1293	めん類製造業	
1115	02 パン類	1271	パン製造業	
		1299	他に分類されない食料品製造業	(1/5)
1115	03 菓子類	1272	生菓子製造業	
		1273	ビスケット類・干菓子製造業	
		1274	米菓製造業	
		1279	その他のパン・菓子製造業	
1116	01 農産びん・かん詰	1231	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く)	(1/2) うち野菜及び果実を主な原料とする保存食品(びん・かん詰)及びジュース原液
		1232	野菜漬物製造業(缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く)	(1/2)
1116	02 農産保存食料品(除びん・かん詰)	1231	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く)	(2/2) うち野菜及び果実を主な原料とする保存食品(びん・かん詰、ジュース原液及び乾燥きのこを除く)
		1232	野菜漬物製造業(缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く)	(2/2)
1117	01 砂糖	1251	砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	
		1252	砂糖精製業	
1117	02 でん粉	1292	でんぷん製造業	
1117	03 ぶどう糖・水あめ・異性化糖	1253	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	
1117	04 植物油脂	1281	植物油脂製造業	
		1283	食用油脂加工業	
		2051	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	(1/2) うち硬化油(食用)
1117	05 調味料	1241	味そ製造業	
		1242	しょう油・食用アミノ酸製造業	
		1243	化学調味料製造業	
		1244	ソース製造業	
		1245	食酢製造業	
		1249	その他の調味料製造業	
1119	01 冷凍調理食品	1297	冷凍調理食品製造業	
1119	02 レトルト食品	1299	他に分類されない食料品製造業	(2/5) うちレトルト食品
1119	03 そう菜・すし・弁当	1298	そう(惣)菜製造業	
		1299	他に分類されない食料品製造業	(3/5) うちすし・弁当

平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
1119 04	学校給食(国公立)★★	5692	料物品小売業	(1/2) うち給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動と「学校教育法」(昭和29年法律第160号)に基づき、国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動。
1119 05	学校給食(私立)★	5692	料物品小売業	(2/2) うち給食
1119 09	その他の食料品	1219	その他の畜産食料品製造業	(2/2) うち食鳥処理加工業を除く
		1291	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	
		1294	こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業	
		1295	豆腐・油揚製造業	
		1296	あん類製造業	
		1299	他に分類されない食料品製造業	(4/5) うち豆乳、即席ココア、レトル食品、すし、弁当、サンドイッチ及び調理パンを除く
1121 01	清酒	1323	清酒製造業	(1/5) うち味りん
1121 02	ビール	1324	蒸留酒・混成酒製造業	
		1322	ビール製造業	(2/5) うち発泡酒
1121 03	添加用アルコール	1324	蒸留酒・混成酒製造業	(3/5) うちアルコール飲料の原料となるアルコール
1121 04	ウイスキー類	1324	蒸留酒・混成酒製造業	(4/5) うちウイスキー、ブランデー
1121 09	その他の酒類	1321	果実酒製造業	(5/5) うち添加用アルコール、ウイスキー、ブランデー、味りん発泡酒を除く
		1324	蒸留酒・混成酒製造業	
1129 01	茶・コーヒー	1331	製茶業	
		1332	コーヒー製造業	
1129 02	清涼飲料	1311	清涼飲料製造業	(5/5) うち豆乳
		1299	他に分類されない食料品製造業	
1129 03	製氷	1341	製氷業	
1131 01	飼料	1361	配合飼料製造業	
		1362	単体飼料製造業	
1131 02	有機質肥料(除別掲)	1363	有機質肥料製造業	
1141 01	たばこ	1351	たばこ製造業(葉たばこ処理業を除く)	
		1352	葉たばこ処理業	
1511 01	製糸	1411	絹織生糸製造業	
		1412	座繰生糸製造業	
		1413	玉糸製造業	
		1419	その他の生糸製造業	
1511 02	紡績糸	1421	綿紡績業	
		1422	化学繊維紡績業	
		1423	毛紡績業	
		1424	絹紡績業	
		1425	麻紡績業	
		1429	その他の紡績業	
		1431	ねん糸製造業(かさ高加工糸製造業を除く)	
		1432	かさ高加工糸製造業	
1512 01	綿・スフ織物(含合繊短織物)	1441	綿・スフ織物業	
1512 02	絹・人絹織物(含合繊長織物)	1442	絹・人絹織物業	
1512 03	毛織物・麻織物・その他の織物	1443	毛織物業	
		1444	麻織物業	
		1449	その他の織物業	
1513 01	ニット生地	1451	丸編ニット生地製造業	
		1452	たて編ニット生地製造業	
		1453	横編ニット生地製造業	
1514 01	染色整理	1461	綿・スフ・麻織物機械染色業	
		1462	絹・人絹織物機械染色業	
		1463	毛織物機械染色整理業	
		1464	織物整理業	
		1465	織物手加工染色整理業	
		1466	綿状繊維・糸染色整理業	
		1467	ニット・レース染色整理業	
		1468	繊維雑品染色整理業	
1519 01	網・網	1471	網製造業	
		1472	漁網製造業	
		1479	その他の網地製造業	
1519 02	じゅうたん・床敷物	1496	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業	
1519 03	繊維製衛生材料	1498	繊維製衛生材料製造業	
1519 09	その他の繊維工業製品	1481	刺しゅうレース製造業	
		1482	絹レース製造業	
		1483	ボビンレース製造業	
		1484	組ひも製造業	
		1485	細幅織物業	
		1489	その他のレース・繊維雑品製造業	
		1491	整毛業	
		1492	麻製織業	
		1493	せん(苧)毛業	
		1494	製綿業	
		1495	フェルト・不織布製造業	
		1497	上塗りした織物・防水した織物製造業	
		1499	他に分類されない繊維工業	

平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対応関係			
列コード	部門名	分類番号	項目名				
1521	01 織物製衣服	1511	成人男子・少年服製造業				
		1512	成人女子・少女服製造業				
1521	02 ニット製衣服	1513	乳幼児服製造業				
		1514	シャツ製造業(下着を除く)				
		1515	事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服製造業				
		1516	学校服製造業				
		1531	織物製下着製造業				
		1533	織物製寝着類製造業				
		1551	和装製品製造業				
		1521	ニット製外衣(アウターシャツ類、セーター類などを除く)製造業				
		1522	ニット製アウターシャツ類製造業				
		1523	セーター類製造業				
		1529	その他のニット製外衣・シャツ製造業				
		1522	09 その他の衣服・身の回り品		1532	ニット製下着製造業	
1534	ニット製寝着類製造業						
1535	補整着製造業						
1541	毛皮製衣服・身の回り品製造業						
1552	足袋製造業						
1561	ネクタイ製造業						
1562	スカーフ・マフラー製造業						
1563	ハンカチーフ製造業						
1564	靴下製造業						
1565	手袋製造業						
1529	01 寝具	1566	帽子製造業(帽体を含む)				
		1569	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業				
		1591	寝具製造業				
		1529	09 その他の繊維既製品		1592	帆布製品製造業	
					1593	繊維製袋製造業	
		1594	刺しゅう業				
		1595	タオル製造業				
		1599	他に分類されない繊維製品製造業				
		1611	01 製材			1611	一般製材業
		1611	02 合板		1612	単板(ベニヤ板)製造業	
1611	03 木材チップ	1617	床板製造業				
		1622	合板製造業				
1619	09 その他の木製品	1618	木材チップ製造業				
		1613	屋根板製造業				
		1614	経木・同製品製造業(折箱、マッチ箱を除く)				
		1615	木毛製造業				
		1616	たる・おけ材製造業				
		1619	他に分類されない特殊製材業				
		1621	造作材製造業(建具を除く)				
		1623	建築用木製組立材料製造業				
		1624	パーティクルボード製造業				
		1625	銘板・銘木製造業				
		1631	竹・とうきりゅう等容器製造業				
		1632	折箱製造業				
		1633	木箱製造業(折箱を除く)				
		1634	和たる製造業				
		1635	洋たる製造業				
		1636	おけ製造業				
		1691	木材薬品処理業				
1692	靴型等製造業						
1693	木製履物製造業						
1694	曲輪・曲物製造業						
1695	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業						
1699	他に分類されない木製品製造業(竹、とうきりゅうを含む)						
1711	01 木製家具・装備品	1711	木製家具製造業(漆塗りを除く)				
		1713	マットレス・組スプリング製造業				
		1721	宗教用具製造業				
		1793	日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業				
		1794	鏡縁・額縁製造業				
		1799	他に分類されない家具・装備品製造業				
		1731	建具製造業				
1711	02 木製建具	1712	金属製家具製造業				
1711	03 金属製家具・装備品	1791	事務所用・店舗用装備品製造業				
1792	窓用・扇用日よけ製造業	1792	窓用・扇用日よけ製造業				
1811	01 パルプ	1811	溶解パルプ製造業				
1812	01 洋紙・和紙	1812	製紙・パルプ製造業				
		1821	洋紙製造業				
1812	02 板紙	1823	機械すき和紙製造業				
		1824	手すき和紙製造業				
1812	01 段ボール	1822	板紙製造業				
1813	01 段ボール	1832	段ボール製造業				
1813	02 塗工紙・建設用加工紙	1831	塗工紙製造業				
1833	02 塗工紙・建設用加工紙	1833	壁紙・ふすま紙製造業				
1853	01 段ボール箱	1853	段ボール箱製造業				
1821	09 その他の紙製容器	1851	重包装紙袋製造業				
		1852	角底紙袋製造業				
1829	01 紙製衛生材料・用品	1854	紙器製造業				
		1855	ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品製造業				
		1893	紙製衛生材料製造業				
		1899	他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業				
		1834	ブックバインディングクロス製造業				
1829	09 その他のパルプ・紙・紙加工品	1841	事務用紙製品製造業				
		1842	学用紙製品製造業				
		1843	日用紙製品製造業				
		1849	その他の紙製品製造業				
		1891	セロファン製造業				
		1892	繊維板製造業				
		1899	他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業				



平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
1911	01 新聞	1911	新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの)	
		1912	新聞業(枚葉紙を使用して印刷発行を行うもの)	
		1913	新聞業(自ら印刷せず発行のみを行うもの)	
1911	02 印刷・製版・製本	1931	印刷業(謄写印刷業を除く)	
		1941	製版業	
		1951	製本業	
		1952	印刷物加工業	
		1991	印刷関連サービス業	
		1921	出版業	
2011	01 アンモニア	2011	窒素質・りん酸質肥料製造業 (1/3)	うちアンモニア及びアンモニア水
2011	02 化学肥料	2011	窒素質・りん酸質肥料製造業 (2/3)	うちアンモニア及びアンモニア水、硝酸、硝酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除く
		2012	複合肥料製造業	
		2019	その他の化学肥料製造業	
		2021	ソーダ工業	(1/2) うち塩化アンモニウム
2021	01 ソーダ工業製品	2021	ソーダ工業	(2/2) うち塩化アンモニウムを除く
2029	01 無機顔料	2023	無機顔料製造業	
2029	02 圧縮ガス・液化ガス	2024	圧縮ガス・液化ガス製造業	
2029	03 塩	2025	塩製造業	
2029	09 その他の無機化学工業製品	2011	窒素質・りん酸質肥料製造業	(3/3) うち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム
		2022	電工工業	
		2029	その他の無機化学工業製品製造業	(1/2) うち触媒を除く
2031	01 石油化学基礎製品	2031	石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)	(1/2) ナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、トブガスの生産活動を範囲とする
2031	02 石油化学系芳香族製品	2031	石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)	(2/2) 改質生成油及び分解ガソリンから作られる純ベンゼン、純トルエン、キシレン、芳香族溶剤の生産活動
2032	01 脂肪族中間物	2032	脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む)	
2032	02 環式中間物	2036	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	(1/3) うち、環式中間物
2033	01 合成ゴム	2038	合成ゴム製造業	
2039	01 メタン誘導品	2033	メタン誘導品製造業	
2039	02 油脂加工製品	2051	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	(2/2) うち硬化油を除く
2039	03 可塑剤	2039	その他の有機化学工業製品製造業	(1/2) うち可塑剤
2039	04 合成染料	2036	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	(2/3) うち合成染料(ピグメントレジンカラーを含む)
2039	09 その他の有機化学工業製品	2034	発酵工業	
		2035	コーラル製品製造業	
		2036	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	(3/3) うちレーキ
		2039	その他の有機化学工業製品製造業	(2/2) うち可塑剤を除く
2041	01 熱硬化性樹脂	2037	プラスチック製造業	(1/4) うちフェノール樹脂等
2041	02 熱可塑性樹脂	2037	プラスチック製造業	(2/4) うちポリエチレン等
2041	03 高機能性樹脂	2037	プラスチック製造業	(3/4) うちポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタート(繊維用を除く)、ポリブチレンテレフタート、変成ポリフェニルエーテルの生産活動のみ
2041	09 その他の合成樹脂	2037	プラスチック製造業	(4/4) うち石油系樹脂、メタクリル樹脂、ポリビニルアルコール、塩化ビニル樹脂、フッ素樹脂、アセチルセルロース、ポリエチレンテレフタート(繊維用)など他に分類されない合成樹脂の生産活動のみ
2051	01 レーヨン・アセテート	2041	レーヨン・アセテート製造業	
2051	02 合成繊維	2042	合成繊維製造業	
2061	01 医薬品	2061	医薬品原薬製造業	
		2062	医薬品製剤製造業	
		2063	生物学的製剤製造業	
		2064	生薬・漢方製剤製造業	
		2065	動物用医薬品製造業	
2071	01 石けん・合成洗剤・界面活性剤	2052	石けん・合成洗剤製造業	
2071	02 化粧品・歯磨	2053	界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く)	
		2071	仕上用・皮膚用化粧品製造業(香水、オーデコロンを含む)	
		2072	頭髪用化粧品製造業	
		2079	その他の化粧品・歯磨・化粧品用調整品製造業	
2072	01 塗料	2054	塗料製造業	
2072	02 印刷インキ	2055	印刷インキ製造業	
2073	01 写真感光材料	2095	写真感光材料製造業	
2074	01 農薬	2092	農薬製造業	
2079	01 ゼラチン・接着剤	2094	ゼラチン・接着剤製造業	
2079	09 その他の化学最終製品	2029	その他の無機化学工業製品製造業	(2/2) うち触媒のみ
		2056	洗淨剤・磨用剤製造業	
		2057	ろうそく製造業	
		2091	火薬類製造業	
		2093	香料製造業	
		2096	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	
		2097	試薬製造業	
		2099	他に分類されない化学工業製品製造業	
2111	01 石油製品	2111	石油精製業	
		2121	潤滑油製造業	
		2122	グリース製造業	
		2199	その他の石油製品・石炭製品製造業	
2121	01 石炭製品	2131	コークス製造業	
		2141	練炭・豆炭製造業	
2121	02 舗装材料	2151	舗装材料製造業	

平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係			
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名				
2211 01	プラスチック製品	2211	プラスチック板・棒製造業				
		2212	プラスチック管製造業				
		2213	プラスチック継手製造業				
		2214	プラスチック異形押出製品製造業				
		2215	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業				
		2221	プラスチックフィルム製造業				
		2222	プラスチックシート製造業				
		2223	プラスチック床材製造業				
		2224	合成皮革製造業				
		2225	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業				
		2231	工業用プラスチック製品製造業(加工業を除く)				
		2232	工業用プラスチック製品加工業				
		2241	軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む)				
		2242	硬質プラスチック発泡製品製造業				
		2243	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業				
		2244	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業				
		2245	発泡・強化プラスチック製品加工業				
		2251	プラスチック成形材料製造業				
		2252	廃プラスチック製品製造業				
		2291	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業				
		2292	プラスチック製容器製造業				
		2297	他に分類されないプラスチック製品製造業				
2298	他に分類されないプラスチック製品加工業						
2311 01	タイヤ・チューブ	2311	自動車タイヤ・チューブ製造業				
		2312	自転車タイヤ・チューブ製造業				
		2394	更生タイヤ製造業				
		2319 01	ゴム製履物		2321	ゴム製履物・同附属品製造業	
					2322	プラスチック製履物・同附属品製造業	
		2319 02	プラスチック製履物		2331	ゴムベルト製造業	
		2319 09	その他のゴム製品		2332	ゴムホース製造業	
					2333	工業用ゴム製品製造業	
					2391	ゴム引布・同製品製造業	
					2392	医療・衛生用ゴム製品製造業	
					2393	ゴム練生地製造業	
					2395	再生ゴム製造業	
					2399	他に分類されないゴム製品製造業	
2411 01	革製履物			2431	革製履物用材料・同附属品製造業		
2412 01	製革・毛皮	2441	革製履物製造業				
		2411	なめし革製造業				
2412 02	かばん・袋物・その他の革製品	2481	毛皮製造業				
		2421	工業用革製品製造業(手袋を除く)				
		2451	革製手袋製造業				
		2461	かばん製造業				
		2471	袋物製造業(ハンドバッグを除く)				
		2472	ハンドバッグ製造業				
		2491	馬具・むち製造業				
2499	他に分類されないなめし革製品製造業						
2511 01	板ガラス・安全ガラス	2511	板ガラス製造業				
		2512	板ガラス加工業				
2512 01	ガラス繊維・同製品	2517	ガラス繊維・同製品製造業				
		2513	ガラス製加工素材製造業				
2519 09	その他のガラス製品	2514	ガラス容器製造業				
		2515	理化学用・医療用ガラス器具製造業				
		2516	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業				
		2519	その他のガラス・同製品製造業				
		2521 01	セメント		2521	セメント製造業	セメントクワは中間製品扱いとし、輸出用及び在庫純減のみを生産額として計上
		2522 01	生コンクリート		2522	生コンクリート製造業	
					2523	コンクリート製品製造業	
2523 01	セメント製品	2529	その他のセメント製品製造業				
2531 01	陶磁器	2541	衛生陶器製造業				
		2542	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業				
		2543	陶磁器製履物製造業				
		2544	電気用陶磁器製造業				
		2545	理化学用・工業用陶磁器製造業				
		2546	陶磁器製タイル製造業				
		2547	陶磁器絵付業				
		2548	陶磁器用はい(坏)土製造業				
		2549	その他の陶磁器・同関連製品製造業				
		2599 01	耐火物	2551		耐火れんが製造業	
2559	その他の耐火物製造業						
2599 02	その他の建設用土石製品	2531	粘土かわら製造業				
		2532	普通れんが製造業				
		2533	陶管製造業				
		2539	その他の建設用粘土製品製造業				
2599 03	炭素・黒鉛製品	2596	石こう(膏)製品製造業				
		2561	炭素質電極製造業				
2599 04	研磨材	2569	その他の炭素・黒鉛製品製造業				
		2571	研磨材製造業				
2599 09	その他の窯業・土石製品	2572	研削と石製造業				
		2573	研磨布紙製造業				
		2579	その他の研磨材・同製品製造業				
		2582	人工骨材製造業				
		2583	石工品製造業				
		2584	けいそう土・同製品製造業				
		2585	鉱物・土石粉砕等処理業				
		2591	ほうろう鉄器製造業				
		2592	七宝製品製造業				
		2593	人造宝石製造業				
		2594	ロックウール・同製品製造業				
2595	石綿製品製造業						
2597	石灰製造業						
2598	鋳型製造業(中子を含む)						
2599	他に分類されない窯業・土石製品製造業						

平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係	
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名		
2611	01 鉄鉄	2611	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	高炉鉄及び高炉によらない生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、を範囲に含める	
		2612	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業		
		2621	電気炉製鉄業		
		2622	小形高炉鉄・再生炉製鉄業		
		2629	その他の高炉によらない製鉄業		
		2631	転炉による製鋼・製鋼圧延業(単独転炉を含む)		
		2632	電気炉による製鋼・製鋼圧延業(単独電気炉を含む)		
		2641	熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)		
		2642	冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)		
		2643	冷間ロール成型形鋼製造業		
		2644	鋼管製造業		
		2645	伸 鉄 業		
		2646	磨棒鋼製造業		
		2647	引抜鋼管製造業		
		2648	伸 線 業		
		2649	その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)		
		2651	ブリキ製造業		
		2652	亜鉛鉄板製造業		
		2653	めっき鋼管製造業		
		2623	フェロアロイ製造業		フェロアロイ製造業の生産活動を範囲とする
2611	02 フェロアロイ	2611	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業		
2611	03 粗鋼(転炉)	2612	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業		転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする
2611	04 粗鋼(電気炉)	2612	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業		
2621	01 熱間圧延鋼材	2621	電気炉製鉄業		
2622	01 鋼管	2622	小形高炉鉄・再生炉製鉄業		
2623	01 冷間仕上鋼材	2629	その他の高炉によらない製鉄業		
		2631	転炉による製鋼・製鋼圧延業(単独転炉を含む)		
		2632	電気炉による製鋼・製鋼圧延業(単独電気炉を含む)		
		2641	熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)		
		2642	冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)		
		2643	冷間ロール成型形鋼製造業		
		2644	鋼管製造業		
		2645	伸 鉄 業		
		2646	磨棒鋼製造業		
		2647	引抜鋼管製造業		
		2648	伸 線 業		
		2649	その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)		
		2653	めっき鋼管製造業		
2623	02 めっき鋼材	2651	ブリキ製造業		
		2652	亜鉛鉄板製造業		
		2654	めっき鉄鋼線製造業		
		2659	その他の表面処理鋼材製造業		
2631	01 鋳鋼	2663	鋳鋼製造業		
		2665	鍛鋼製造業		
2631	02 鋳鉄管	2694	鋳鉄管製造業		
2631	03 鋳鉄品及び鍛工品(鉄)	2661	鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)		
		2662	可鍛鋳鉄製造業		
		2664	鍛工品製造業		
2649	01 鉄鋼シャースリット業	2692	鉄鋼シャースリット業		
2649	09 その他の鉄鋼製品	2691	鉄粉製造業		
		2699	他に分類されない鉄鋼業		
2711	01 銅	2711	銅第1次製錬・精製業		
2711	02 鉛・亜鉛(含再生)	2712	鉛第1次製錬・精製業		
		2713	亜鉛第1次製錬・精製業		
		2721	鉛第2次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む)		
		2722	亜鉛第2次製錬・精製業(亜鉛合金製造業を含む)		
2711	03 アルミニウム(含再生)	2716	アルミニウム第1次製錬・精製業		
		2723	アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む)		
2711	09 その他の非鉄金属地金	2714	貴金属第1次製錬・精製業		
		2715	ニッケル第1次製錬・精製業		
		2717	チタン第1次製錬・精製業		
		2718	ウラン・トリウム第1次製錬・精製業		
		2719	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業		
		2729	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)		
2721	01 電線・ケーブル	2741	電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)		
2721	02 光ファイバケーブル	2742	光ファイバケーブル製造業(通信複合ケーブルを含む)		
2722	01 伸銅品	2731	伸銅品製造業		
2722	02 アルミ圧延製品	2733	アルミニウム・同合金圧延業(抽伸・押しを含む)		
2722	03 非鉄金属成形材	2751	銅・同合金鋳物製造業(ダイカストを除く)		
		2752	非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く)		
		2753	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業		
		2754	非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く)		
		2755	非鉄金属鋳造品製造業		
		2791	核燃料製造業		
2722	04 核燃料	2732	鉛・同合金圧延業(押しを含む)		
2722	09 その他の非鉄金属製品	2739	その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押しを含む)		
		2799	他に分類されない非鉄金属製造業		
2811	01 建設用金属製品	2841	建設用金属製品製造業		
2812	01 建築用金属製品	2842	建築用金属製品製造業(建築用金物を除く)		

平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
2891	01 ガス・石油機器及び暖房機器	2832	ガス機器・石油機器製造業	
		2833	温風・温水暖房装置製造業	
		2839	その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	
2899	01 ボルト・ナット・リベット及びスプリング	2881	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	
		2892	金属製スプリング製造業	
2899	02 金属製容器及び製缶板金製品	2811	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	
		2843	製缶板金業	
2899	03 配管工事付属品・粉末冶金製品・道具類	2822	機械刃物製造業	
		2823	利器工器具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く)	
		2824	作業工具製造業(やすりを除く)	
		2825	やすり製造業	
		2826	手引のこぎり・のこ刃製造業	
		2827	農業用器具製造業(農業用機械を除く)	
		2831	配管工事用付属品製造業(バルブ、コックを除く)	
		2853	粉末や金製品製造業	
2899	09 その他の金属製品	2821	洋食器製造業	
		2829	その他の金物類製造業	
		2851	アルミニウム・同合金プレス製品製造業	
		2852	金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)	
		2861	金属製品塗装業	
		2862	溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)	
		2863	金属彫刻業	
		2864	電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)	
		2865	金属熱処理業	
		2869	その他の金属表面処理業	
		2871	くぎ製造業	
		2879	その他の金属線製品製造業	
		2891	金庫製造業	
		2899	他に分類されない金属製品製造業	
3011	01 ボイラ	2911	ボイラ製造業	
3011	02 タービン	2912	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く)	
3011	03 原動機	2913	はん用内燃機関製造業	
		2919	その他の原動機製造業	
3012	01 運搬機械	2973	エレベーター・エスカレーター製造業	
		2974	荷役運搬設備製造業	
3013	01 冷凍機・温湿調整装置	2983	冷凍機・温湿調整装置製造業	
3019	01 ポンプ及び圧縮機	2971	ポンプ・同装置製造業	
		2972	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業	
		2977	油圧・空圧機器製造業	
3019	02 機械工具	2944	機械工具製造業(粉末や金業を除く)	
3019	09 その他の一般産業機械及び装置	2975	動力伝達装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)	
		2976	工業窯炉製造業	
		2979	その他の一般産業用機械・装置製造業	
		2997	包装・荷造機械製造業	
3021	01 鉱山・土木建設機械	2931	建設機械・鉱山機械製造業	
		2932	トラクタ製造業	
3022	01 化学機械	2978	化学機械・同装置製造業	
3023	01 産業用ロボット	2998	産業用ロボット製造業	
3024	01 金属工作機械	2941	金属工作機械製造業	
		2943	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・付属品製造業(機械工具、金型を除く)	(1/2) うち金属工作機械用部分品・付属品の生産活動のみ
3024	02 金属加工機械	2942	金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)	
		2943	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・付属品製造業(機械工具、金型を除く)	(2/2) うち金属工作機械用部分品・付属品の生産活動を除く
3029	01 農業機械	2921	農業用機械製造業(農業用器具を除く)	
3029	02 繊維機械	2951	化学繊維機械・紡績機械製造業	
		2952	製織機械・組紐機械製造業	
		2953	染色整理仕上機械製造業	
		2954	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業	
		2955	縫製機械製造業	
3029	03 食料品加工機械	2961	食料品加工機械製造業	
3029	04 半導体製造装置	2967	半導体製造装置製造業	
3029	09 その他の特殊産業機械	2962	木工機械製造業	
		2963	パルプ装置・製紙機械製造業	
		2964	印刷・製本・紙工機械製造業	
		2965	鋳造装置製造業	
		2966	プラスチック加工機械・同附属装置製造業	
		2969	その他の特殊産業用機械製造業	
3031	01 金型	2996	金型・同部分品・附属品製造業	
3031	02 ベアリング	2994	玉軸受・ころ軸受製造業	
3031	09 その他の一般機械器具及び部品	2982	毛糸手編機械製造業	
		2991	消火器具・消火装置製造業	
		2992	弁・同附属品製造業	
		2993	パイプ加工・パイプ附属品加工業	
		2995	ピストンリング製造業	
		2999	各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)	
3111	01 複写機	2981	事務用機械器具製造業	(1/2) うち複写機の生産活動のみ
3111	09 その他の事務用機械	2981	事務用機械器具製造業	(2/2) うち複写機の生産活動を除く
3112	01 サービス用機器	2989	その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	
3211	01 電気音響機器	3044	電気音響機械器具製造業	
3211	02 ラジオ・テレビ受信機	3043	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	
3211	03 ビデオ機器	3062	ビデオ機器製造業	
3212	01 民生用電気機器	3021	民生用電気機械器具製造業	

平成7年(1995年)表基本分類			日本標準産業分類細分類		対応関係
列コード	部門名	分類番号	項目名		
3311	01 電子計算機本体	3051	電子計算機・同附属装置製造業	(1/2)	うち電子計算機本体の生産活動のみ うち電子計算機本体の生産活動を除く
3311	02 電子計算機付属装置	3051	電子計算機・同附属装置製造業	(2/2)	
3321	01 有線電気通信機器	3041	有線通信機械器具製造業		
3321	02 無線電気通信機器	3042	無線通信機械器具製造業		
3321	09 その他の電気通信機器	3045	交通信号保安装置製造業		
		3049	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業		
3331	01 電子応用装置	3061	X線装置製造業		
		3063	医療用電子応用装置製造業		
		3069	その他の電子応用装置製造業		
3332	01 電気計測器	3071	電気計測器製造業(別掲を除く)		
		3072	工業計器製造業		
		3073	医療用計測器製造業		
3341	01 半導体素子・集積回路	3082	半導体素子製造業		
		3083	集積回路製造業		
3359	01 電子管	3081	電子管製造業		
3359	02 液晶素子	3089	その他の電子部品製造業	(1/2)	うち液晶素子の生産活動のみ
3359	03 磁気テープ・磁気ディスク	3093	磁気テープ・磁気ディスク製造業		
3359	09 その他の電子部品	3084	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業		
		3085	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業		
		3086	コネクタ・スイッチ・リレー製造業		
		3087	スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット製造業		
		3088	プリント回路製造業		
		3089	その他の電子部品製造業	(2/2)	
3411	01 回転電気機械	3011	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業		
3411	02 開閉制御装置及び配電盤	3013	開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業		
3411	03 変圧器・変成器	3012	変圧器類製造業(電子機器用を除く)		
3411	09 その他の産業用重電機器	3015	電気溶接機製造業		
		3019	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)		
3421	01 電気照明器具	3032	電気照明器具製造業		
3421	02 電池	3091	蓄電池製造業		
		3092	一次電池(乾電池、湿電池)製造業		
3421	03 電球類	3031	電球製造業		
3421	04 配線器具	3014	配線器具・配線附属品製造業		
3421	05 内燃機関電装品	3016	内燃機関電装品製造業		
3421	09 その他の電気機械器具	3099	他に分類されない電気機械器具製造業		
3511	01 乗用車	3111	自動車製造業(二輪自動車を含む)	(1/3)	うち乗用車の生産活動のみ うち乗用車、三輪・二輪自動車の生産活動を除く うち三輪・二輪自動車の生産活動のみ
3521	01 トラック・バス・その他の自動車	3111	自動車製造業(二輪自動車を含む)	(2/3)	
3531	01 二輪自動車	3111	自動車製造業(二輪自動車を含む)	(3/3)	
3541	01 自動車車体	3112	自動車車体・附随車製造業		
3541	02 自動車用内燃機関・同部分品	3113	自動車部分品・附属品製造業	(1/2)	
3541	03 自動車部品	3113	自動車部分品・附属品製造業	(2/2)	
3611	01 鋼船	3141	鋼船製造・修理業	(1/2)	
3611	01 鋼船	3142	船体ブロック製造業		
3611	02 その他の船舶	3143	木船製造・修理業	(1/2)	
		3144	舟艇製造・修理業	(1/2)	
3611	03 船用内燃機関	3145	船用機関製造業		
3611	10 船舶修理	3141	鋼船製造・修理業	(2/2)	
		3143	木船製造・修理業	(2/2)	
		3144	舟艇製造・修理業	(2/2)	
3621	01 鉄道車両	3121	鉄道車両製造業	(1/2)	うち製造及び改造に係る活動のみ うち製造及び改造に係る活動のみ うち製造及び改造に係る活動のみ うち修理に係る活動のみ
3621	10 鉄道車両修理	3122	鉄道車両部分品製造業		
3622	01 航空機	3121	鉄道車両製造業	(2/2)	
		3151	航空機製造業	(1/2)	
		3152	航空機用原動機製造業	(1/2)	
		3159	その他の航空機部分品・補助装置製造業	(1/2)	
3622	10 航空機修理	3151	航空機製造業	(2/2)	
		3152	航空機用原動機製造業	(2/2)	
		3159	その他の航空機部分品・補助装置製造業	(2/2)	
3629	01 自転車	3131	自転車・同部分品製造業		
3629	09 その他の輸送機械	3191	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業		
		3199	他に分類されない輸送用機械器具製造業		
3711	01 カメラ	3252	写真機・同附属品製造業		
3711	09 その他の光学機械	3251	顕微鏡・望遠鏡等製造業		
		3253	映画用機械・同附属品製造業		
		3254	光学機械用レンズ・プリズム製造業		
		3261	眼鏡製造業(枠を含む)		
3712	01 時計	3271	時計・同部分品製造業(時計側を除く)		
		3272	時計側製造業		
3719	01 理化学機械器具	3241	理化学機械器具製造業		
3719	02 分析器・試験機・計量器・測定器	3211	一般長さ計製造業		
		3212	体積計製造業		
		3213	はかり製造業		
		3214	温度計製造業		
		3215	圧力計・流量計・液面計等製造業		
		3216	精密測定器製造業		
		3217	分析機器製造業		
		3218	試験機製造業		
		3219	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機製造業		
3719	03 医療用機械器具	3221	測量機械器具製造業		
		3231	医療用機械器具製造業		
		3232	歯科用機械器具製造業		
		3233	動物用医療機械器具製造業		
		3234	医療用品製造業		
		3235	歯科材料製造業		

平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対応関係
列コード	部門名	分類番号	項目名	
3911 01	玩具	3431	旗染用具・がん具製造業(人形、児童乗物を除く)	
		3432	人形製造業	
		3433	児童乗物製造業	
3911 02	運動用品	3434	運動用具製造業	
3919 01	楽器	3421	ピアノ製造業	
		3422	ギター製造業	
		3429	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業	
3919 02	情報記録物	3496	情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)	
3919 03	筆記具・文具	3441	万年筆・シャープペンシル・ペン先製造業	
		3442	ボールペン・マーキングペン製造業	
		3443	鉛筆製造業	
		3444	毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く)	
		3449	他に分類されない事務用品製造業	
3919 04	身辺細貨品	3411	貴金属製品製造業	
		3412	宝石附属品・同材料加工業	
		3413	宝石細工業	
		3451	装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く)	
		3452	造花・装飾用羽毛製造業	
		3453	ボタン製造業	
		3454	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業	
		3455	かつら製造業	
3919 05	畳・わら加工品	3472	畳製造業	
		3471	麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業	
3919 06	武器	3311	銃製造業	
		3321	砲製造業	
		3331	銃弾製造業	
		3341	砲弾弾体製造業	
		3342	薬きょう製造業	
		3343	火薬類の入っていない武器用信管製造業	
		3351	銃砲弾以外の弾薬外殻製造業	
		3352	銃砲弾以外の弾薬の関連機械器具製造業(装てん組立業を除く)	
		3361	弾薬装てん組立業(銃弾製造業を除く)	
		3371	によるもの・同部分品製造業	
		3391	弾薬発射機械器具製造業(銃、砲を除く)	
		3399	他に分類されない武器製造業	
3919 09	その他の製造工業製品	3461	漆器製造業	
		3473	うちわ・扇子・ちょうちん製造業	
		3474	ほうき・ブラシ製造業	
		3475	傘・同部分品製造業	
		3476	マッチ製造業	
		3477	喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)	
		3478	魔法瓶製造業	
		3491	煙火製造業	
		3492	看板・標識機製造業	
		3493	パレット製造業	
		3494	モデル・模型製造業(紙製を除く)	
		3495	工業用模型製造業	
		3499	他に分類されないその他の製造業	
4111 01	住宅建築(木造)	0911	一般土木建築工業	
4111 02	住宅建築(非木造)	0921	土木工業(造園工業を除く)	
4112 01	非住宅建築(木造)	0922	造園工業	
4112 02	非住宅建築(非木造)	0931	舗装工業	
4121 01	建設修繕	0941	しゅんせつ工業	
4131 01	道路関係公共事業	0951	建築工業(木造建築工業を除く)	
4131 02	河川・下水道・その他の公共事業	0961	木造建築工業	
4131 03	農林関係公共事業	1011	大工工業(型枠大工工業を除く)	
4132 01	鉄道軌道建設	1012	型枠大工工業	
4132 02	電力施設建設	1021	とび工業	
4132 03	電気通信施設建設	1022	土工・コンクリート工業	
4132 09	その他の土木建設	1023	特殊コンクリート工業	
		1031	鉄骨工業	
		1032	鉄筋工業	
		1041	石工工業	
		1042	れんが工業	
		1043	タイル工業	
		1044	コンクリートブロック工業	
		1051	左官工業	
		1061	屋根工業(金属製屋根工業を除く)	
		1071	金属製屋根工業	
		1072	板金工業	
		1073	建築金物工業	
		1081	塗装工業(道路標示・区画線工業を除く)	
		1082	道路標示・区画線工業	
		1091	ガラス工業	
		1092	金属製建具工業	
		1093	木製建具工業	
		1094	床工業	
		1095	防水工業	
		1096	内装工業	
		1097	はつり・解体工業	
		1099	他に分類されない職別工業	
		1111	一般電気工業	
		1112	電気配線工業	
		1121	電気通信工業(有線テレビジョン放送設備設置工業を除く)	
		1122	有線テレビジョン放送設備設置工業	
		1123	信号設置工業	
		1131	一般管工業	
		1132	冷暖房設備工業	
		1133	給排水・衛生設備工業	
		1134	井戸ポンプ工業	
		1139	その他の管工業	
		1141	さく井工業	
		1191	築炉工業	
		1192	熱絶縁工業	
		1193	昇降設備工業	
		1194	機械器具設置工業	
		1195	道路標識設置工業	

平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係	
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名		
5111	01 事業用原子力発電	3511	発電所	(1/4)	うち自家用発電を除く  最大出力500KW以上の発電設備を有し、常時発電をし、電力を販売することを目的としない活動
		3512	変電所	(1/4)	
		3513	電気事業所(本社、営業所等)	(1/4)	
	02 事業用火力発電	3511	発電所	(2/4)	
		3512	変電所	(2/4)	
		3513	電気事業所(本社、営業所等)	(2/4)	
	03 水力・その他の事業用発電	3511	発電所	(3/4)	
		3512	変電所	(3/4)	
		3513	電気事業所(本社、営業所等)	(3/4)	
	04 自家発電	3511	発電所	(4/4)	
		3512	変電所	(4/4)	
		3513	電気事業所(本社、営業所等)	(4/4)	
3513		電気事業所(本社、営業所等)	(4/4)		
5121	01 都市ガス	3611	ガス製造工場	(1/2)	うち船舶給水業を除く うち「工業用水道事業法」に基づき地方公共団体が製造事業所に対して工業用水の供給を行う活動のみ
		3612	ガス供給所		
		3613	ガス事業所(本社、営業所等)		
	02 熱供給業	3711	熱供給業		
		3811	上水道業		
	02 工業用水	3821	工業用水道業		
		03 下水道★★	3831		
	3832		下水道管路施設維持管理業		
	3833		下水道事務所		
	5212	01 廃棄物処理(公営)★★	8711		
8712			し尿処分業	(1/2)	
8713			浄化槽清掃業	(1/2)	
8714			浄化槽保守点検業	(1/2)	
8715			ごみ収集運搬業	(1/2)	
8716			ごみ処分業	(1/2)	
8717			清掃事務所	(1/2)	
8721			産業廃棄物収集運搬業	(1/2)	
8722			産業廃棄物処分業	(1/2)	
8723			特別管理産業廃棄物収集運搬業	(1/2)	
8724			特別管理産業廃棄物処分業	(1/2)	
8791			死亡獣畜取扱業	(1/2)	
8799			他に分類されない廃棄物処理業	(1/2)	
02 廃棄物処理(産業)		8711	し尿収集運搬業	(2/2)	うち民間事業所による活動
		8712	し尿処分業	(2/2)	
		8713	浄化槽清掃業	(2/2)	
		8714	浄化槽保守点検業	(2/2)	
		8715	ごみ収集運搬業	(2/2)	
		8716	ごみ処分業	(2/2)	
		8717	清掃事務所	(2/2)	
8721	産業廃棄物収集運搬業	(2/2)			
8722	産業廃棄物処分業	(2/2)			
8723	特別管理産業廃棄物収集運搬業	(2/2)			
8724	特別管理産業廃棄物処分業	(2/2)			
8791	死亡獣畜取扱業	(2/2)			
8799	他に分類されない産業廃棄物処理業	(2/2)			

平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
6111	01 卸売	4811	各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)	
		4819	その他の各種商品卸売業	
		4911	生糸・繭卸売業	
		4912	繊維原料卸売業(生糸、繭を除く)	
		4913	糸卸売業	
		4914	織物卸売業(室内装飾繊維品を除く)	
		4921	男子服卸売業	
		4922	婦人・子供服卸売業	
		4923	下着類卸売業	
		4924	寝具類卸売業	
		4925	靴卸売業	
		4926	履物卸売業(靴を除く)	
		4927	かばん・袋物卸売業	
		4929	その他の衣服・身の回り品卸売業	
		5011	米麦卸売業	
		5012	雑穀・豆類卸売業	
		5013	野菜卸売業	
		5014	果実卸売業	
		5015	食肉卸売業	
		5016	生鮮魚介卸売業	
		5019	その他の農畜産物・水産物卸売業	
		5021	砂糖卸売業	
		5022	味そ・しょう油卸売業	
		5023	酒類卸売業	
		5024	乾物卸売業	
		5025	缶詰・瓶詰食品卸売業(気密容器入りのもの)	
		5026	菓子・パン類卸売業	
		5027	清涼飲料卸売業	
		5028	茶類卸売業	
		5029	その他の食料・飲料卸売業	
		5111	木材・竹材卸売業	
		5112	セメント卸売業	
		5113	板ガラス卸売業	
		5119	その他の建築材料卸売業	
		5121	塗料卸売業	
		5122	染料・顔料卸売業	
		5123	油脂・ろう卸売業	
		5124	火薬類卸売業	
		5129	その他の化学製品卸売業	
		5131	石炭卸売業	
		5132	石油卸売業	
		5133	金属鉱物卸売業	
		5134	非金属鉱物卸売業(石炭、石油を除く)	
		5135	鉄鋼卸売業	
		5136	非鉄金属卸売業	
		5141	空瓶・空缶等空容器卸売業	
		5142	鉄スクラップ卸売業	
		5143	非鉄金属スクラップ卸売業	
		5144	古紙卸売業	
		5149	その他の再生資源卸売業	
		5211	農業用機械器具卸売業	
		5212	建設機械・鉱山機械卸売業	
		5213	金属加工機械卸売業	
		5214	事務用機械器具卸売業	
		5219	その他の一般機械器具卸売業	
		5221	自動車卸売業(二輪自動車を含む)	
		5222	自動車部品・付属品卸売業	
		5231	家庭用電気機械器具卸売業	
		5232	電気機械器具卸売業(家庭用電気機械器具を除く)	
		5291	輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)	
		5292	精密機械器具卸売業	
		5293	医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)	
		5311	家具・建具卸売業	
		5312	荒物卸売業	
		5313	墨卸売業	
		5314	室内装飾繊維品卸売業	
		5315	陶磁器・ガラス器卸売業	
		5319	その他のじゅう器卸売業	
		5321	医薬品卸売業	
		5322	医療用品卸売業	
		5323	化粧品卸売業	
		5324	合成洗剤卸売業	
		5331	代理商、仲立業	
		5391	紙・紙製品卸売業	
		5392	金物卸売業	
		5393	薪炭卸売業	
		5394	肥料・飼料卸売業	
		5395	スポン用品・娯楽用品・がん具卸売業	
		5396	たばこ卸売業	
		5397	貴金属製品卸売業(宝石を含む)	
		5399	他に分類されないその他の卸売業	



平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
6112	01 小売	5411	百貨店	
		5499	その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	
		5511	呉服・服地小売業	
		5512	寝具小売業	
		5521	男子服小売業(製造小売)	
		5522	男子服小売業(製造小売でないもの)	
		5531	婦人・子供服小売業	
		5541	靴小売業	
		5542	履物小売業(靴を除く)	
		5591	かばん・袋物小売業	
		5592	洋品雑貨・小間物小売業	
		5599	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業	
		5611	各種食料品小売業	
		5621	酒小売業	
		5631	食肉小売業(卵、鳥肉を除く)	
		5632	卵・鳥肉小売業	
		5641	鮮魚小売業	
		5651	乾物小売業	
		5661	野菜小売業	
		5662	果実小売業	
		5671	菓子小売業(製造小売)	
		5672	菓子小売業(製造小売でないもの)	
		5673	パン小売業(製造小売)	
		5674	パン小売業(製造小売でないもの)	
		5681	米穀類小売業	
		5691	牛乳小売業	
		5693	茶小売業	
		5694	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業(製造小売)	
		5695	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業(製造小売でないもの)	
		5699	他に分類されない飲食物品小売業	
		5711	自動車(新車)小売業	
		5712	中古自動車小売業	
		5713	自動車部品・附属品小売業	
		5714	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)	
		6721	自転車小売業	
		5811	家具小売業(製造小売)	
		5812	家具小売業(製造小売でないもの)	
		5813	建具小売業(製造小売)	
		5814	建具小売業(製造小売でないもの)	
		5815	畳小売業(製造小売)	
		5816	畳小売業(製造小売でないもの)	
		5817	宗教用具小売業(製造小売)	
		5818	宗教用具小売業(製造小売でないもの)	
		5821	金物小売業	
		5822	荒物小売業	
		5831	陶磁器・ガラス器小売業	
		5841	家庭用電気機械器具小売業	
		5842	家庭用機械器具小売業(家庭用電気機械器具を除く)	
		5899	その他のじゅう器小売業	
		5911	医薬品小売業	
		5912	化粧品小売業	
		5921	農業用機械器具小売業	
		5922	苗・種子小売業	
		5923	肥料・飼料小売業	
		5931	ガソリンスタンド	
		5932	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)	
		5941	書籍・雑誌小売業	
		5942	新聞小売業	
		5943	紙・文房具小売業	
		5951	スポーツ用品小売業	
		5952	がん具・娯楽用品小売業	
		5953	楽器小売業	
		5961	写真機・写真材料小売業	
		5971	時計・眼鏡・光学機械小売業	
		5981	骨とう品小売業	
		5989	その他の中古品小売業(他に分類されないもの)	
		5991	たばこ・喫煙具専門小売業	
		5992	花・植木小売業	
		5993	建築材料小売業	
		5994	貴金属製品小売業(宝石を含む)	
		5999	他に分類されないその他の小売業	

平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係			
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名				
6211	01 金融	6211	日本銀行				
		6221	普通銀行				
		6222	信託銀行				
		6223	長期信用銀行				
		6224	外国為替銀行				
		6231	在日外国銀行				
		6311	信用金庫・同連合会				
		6312	信用協同組合・同連合会				
		6313	商工組合中央金庫				
		6391	労働金庫・同連合会				
		6411	農林中央金庫				
		6421	信用農業協同組合連合会				
		6422	信用漁業協同組合連合会, 信用水産加工業協同組合連合会				
		6429	その他の農林水産系統組合に対する地域的親金融機関				
		6431	農業協同組合				
		6432	漁業協同組合, 水産加工業協同組合				
		6439	その他の農林水産業に対する地域的金融機関				
		6511	郵便貯金・為替・振替業務取扱機関				
		6521	海外投融資機関				
		6522	開発金融機関				
		6523	公営企業金融公庫				
		6531	中小企業金融公庫				
		6532	国民金融公庫				
		6541	農林漁業金融公庫				
		6551	住宅金融公庫				
		6591	環境衛生金融公庫				
		6599	他に分類されない政府関係金融機関				
		6611	消費者向け貸金業				
		6612	事業者向け貸金業				
		6621	質屋				
		6631	クレジットカード業				
		6632	割賦金融業				
		6641	中小企業投資育成業				
		6649	その他の投資業				
		6691	住宅専門金融業				
		6692	証券金融業				
		6699	他に分類されない貸金業, 投資業等非預金信用機関				
		6711	短資業				
		6712	手形交換所				
		6713	両替業				
		6714	信用保証機関				
		6715	信用保証再保険機関				
		6716	預・貯金保険機構				
		6719	その他の補助的金融業, 金融附帯業				
		6811	証券業(証券取引所会員のもの)				
		6812	証券業(証券取引所非会員のもの)				
		6813	証券投資信託委託業				
		6814	補助的証券業				
		6821	抵当証券業				
		6822	証券投資顧問業				
		6829	その他の証券業類似業				
		6831	国内市場商品先物取引業				
		6832	商品投資業				
		6839	その他の商品先物取引業, 商品投資業				
		6841	証券取引所				
		6842	商品取引所				
		6849	その他の取引所				
		6212	01 生命保険		6911	生命保険業(株式組織のもの)	
					6912	生命保険業(相互組織のもの)	
					6913	生命保険再保険業	
					6914	簡易保険取扱機関	
					6919	その他の生命保険業	
					6931	共済事業(各種災害補償法によるもの)	
					6932	共済事業(各種協同組合法等によるもの)	
					6941	生命保険媒介業	
					6943	共済事業媒介代理業	
					6959	その他の保険サービス業	
					6212	02 損害保険	6921
		6922	損害保険業(相互組織のもの)				
6923	損害保険業(組合組織のもの)						
6924	損害保険再保険業						
6929	その他の損害保険業						
6931	共済事業(各種災害補償法によるもの)						
6932	共済事業(各種協同組合法等によるもの)						
6942	損害保険代理業						
6943	共済事業媒介代理業						
6951	保険料率算出団体						
6959	その他の保険サービス業						
6411	01 不動産仲介・管理業	7011	建物売買業	うち、不動産取引の代理、仲介を行う活動			
		7012	土地売買業				
		7021	不動産代理業・仲介業				
		7131	不動産管理業				
6411	02 不動産賃貸業	7111	貸事務所業				
		7119	その他の不動産賃貸業				
6421	01 住宅賃貸料	7121	貸家業				
		7122	貸間業				

平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係				
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名					
7111	01 鉄道旅客輸送	3911	普通鉄道業	(1/2)	うち鉄道旅客輸送の活動			
		3912	軌道業	(1/2)				
		3913	地下鉄道業	(1/2)				
		3914	モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く)	(1/2)				
		3915	案内軌条式鉄道業(地下鉄道業を除く)	(1/2)				
		3916	鋼索鉄道業	(1/2)				
		3917	索道業	(1/2)				
		3919	その他の鉄道業	(1/2)				
		3911	普通鉄道業	(2/2)				
		3912	軌道業	(2/2)				
		3913	地下鉄道業	(2/2)				
		3914	モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く)	(2/2)				
		3915	案内軌条式鉄道業(地下鉄道業を除く)	(2/2)				
		3916	鋼索鉄道業	(2/2)				
		3917	索道業	(2/2)				
		3919	その他の鉄道業	(2/2)				
		7112	01 鉄道貨物輸送	3911		普通鉄道業	(1/2)	うち鉄道貨物輸送の活動
				3912		軌道業	(1/2)	
				3913		地下鉄道業	(1/2)	
3914	モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く)			(1/2)				
3915	案内軌条式鉄道業(地下鉄道業を除く)			(1/2)				
3916	鋼索鉄道業			(1/2)				
3917	索道業			(1/2)				
3919	その他の鉄道業			(1/2)				
3911	普通鉄道業			(2/2)				
3912	軌道業			(2/2)				
3913	地下鉄道業			(2/2)				
3914	モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く)			(2/2)				
3915	案内軌条式鉄道業(地下鉄道業を除く)			(2/2)				
3916	鋼索鉄道業			(2/2)				
3917	索道業			(2/2)				
3919	その他の鉄道業			(2/2)				
7121	01 バス			4011	一般乗合旅客自動車運送業			
				4031	一般貸切旅客自動車運送業			
				4041	特定旅客自動車運送業			
		4091	無償旅客自動車運送業					
		7121	02 ハイヤー・タクシー	4021	一般乗用旅客自動車運送業			
				4092	旅客軽車両運送業			
		7122	01 道路貨物輸送	4111	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く)			
				4112	特別積合せ貨物運送業			
				4121	特定貨物自動車運送業			
				4131	貨物軽自動車運送業			
4191	無償貨物自動車運送業							
4199	他に分類されない道路貨物運送業							
7131	01 自家用旅客自動車輸送				対象外			
7132	01 自家用貨物自動車輸送				対象外			
7141	01 外洋輸送	4211	外航旅客海運業					
		4212	外航貨物海運業					
7142	01 沿海・内水面輸送	4221	沿海旅客海運業					
		4222	沿海貨物海運業					
		4231	港湾旅客海運業					
		4232	河川水運業					
		4233	湖沼水運業					
7143	01 港湾運送	4521	港湾運送業					
7151	01 航空輸送	4311	定期航空運送業					
		4312	不定期航空運送業					
		4321	航空機使用業(航空運送業を除く)					
7161	01 貨物運送取扱	4141	集配利用運送業					
		4531	利用運送業(集配利用運送業を除く)					
		4532	運送取扱業					
7171	01 倉庫	4411	普通倉庫業		協同組合倉庫の活動			
		4421	冷蔵倉庫業					
		4431	水面木材倉庫業					
7181	01 こん包	4561	こん包業(組立こん包業を除く)					
		4562	組立こん包業					
7189	01 道路輸送施設提供	4571	鉄道施設提供業		うち道路輸送にかかると部門			
		4572	道路運送固定施設業	(1/2)				
		4573	自動車ターミナル業	(1/2)				
		4574	貨物荷扱固定施設業	(1/3)				
		4575	棧橋泊き業	(1/2)				
		4576	飛行場業	(2/2)				
		7311	駐車場業	(2/2)				
		7189	02 水運施設管理★★	4575		棧橋泊き業	(2/2)	
				4574		貨物荷扱固定施設業	(2/2)	
				3811		上水道業	(2/2)	
7189	03 その他の水運付帯サービス	4599	その他の運輸に付帯するサービス業	(1/5)				
		4599	その他の運輸に付帯するサービス業	(2/6)				
7189	04 航空施設管理(国公営)★★	4576	飛行場業	(2/3)				
		4599	その他の運輸に付帯するサービス業	(3/5)				
7189	05 航空施設管理(産業)	4576	飛行場業	(3/3)				
		4599	その他の運輸に付帯するサービス業	(4/6)				
7189	06 その他の航空付帯サービス	4599	その他の運輸に付帯するサービス業	(3/3)				
		4511	一般旅行業	(4/6)				
7189	09 旅行・その他の運輸付帯サービス	4512	国内旅行業		うち観光協会等の行う活動			
		4513	旅行業代理店業					
		4541	運送代理店					
		4551	貨物運送仲立業					
		4552	船舶仲立業					
4599	その他の運輸に付帯するサービス業	(5/5)						

平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係	
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名		
7311 01	郵便 国内電気通信(除移動通信)	4611	郵便業		
7312 01		4711	国内電話業(移動通信業を除く)		
		4712	国内専用線業		
		4719	その他の国内電気通信業		
7312 02		4713	移動通信業		
7312 03		4721	国際電気通信業		
7319 09		4621	簡易郵便局		
		4629	その他の郵便受託業		
		4731	有線放送電話業		
	4749	電気通信に附帯するサービス業			
7321 01	公共放送	8111	公共放送業		
7321 02		8121	テレビジョン放送業		
		8122	ラジオ放送業		
		8129	その他の民間放送業		
7321 03		8131	有線テレビジョン放送業		
	8132	有線ラジオ放送業			
8111 01	公務(中央)★★	9711	立法機関	中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門を除く 普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、政府サービス生産者として分類される地方政府関係の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門を除く	
		9721	司法機関		
	9731	行政機関			
8112 01	公務(地方)★★	9811	都道府県機関		
		9821	市町村機関		
8211 01	学校教育(国公立)★★	9111	小学校		(1/2)
		9121	中学校		(1/2)
		9131	高等学校		(1/2)
		9141	大学		(1/2)
		9142	短期大学	(1/2)	
		9143	高等専門学校	(1/2)	
		9151	盲学校	(1/2)	
		9152	ろう(聾)学校	(1/2)	
		9153	養護学校	(1/2)	
		9161	幼稚園	(1/2)	
		9171	専修学校	(1/2)	
		9172	各種学校	(1/2)	
8211 02		学校教育(私立)★	9111	小学校	(2/2)
			9121	中学校	(2/2)
			9131	高等学校	(2/2)
	9141		大学	(2/2)	
	9142		短期大学	(2/2)	
	9143		高等専門学校	(2/2)	
	9151		盲学校	(2/2)	
	9152		ろう(聾)学校	(2/2)	
	9153		養護学校	(2/2)	
	9161		幼稚園	(2/2)	
	9171		専修学校	(2/2)	
	9172		各種学校	(2/2)	
8213 01	社会教育(国公立)★★		9181	公民館	(1/2)
			9182	図書館	(1/2)
			9183	博物館、美術館	(1/2)
		9184	動物園、植物園、水族館	(1/2)	
		9185	青少年教育施設	(1/2)	
		9186	社会通信教育	(1/2)	
		9189	その他の社会教育	(1/2)	
8213 02		社会教育(非営利)★	9181	公民館	(2/2)
			9182	図書館	(2/2)
	9183		博物館、美術館	(2/2)	
	9184		動物園、植物園、水族館	(2/2)	
	9185		青少年教育施設	(2/2)	
	9186		社会通信教育	(2/2)	
	9189		その他の社会教育	(2/2)	
8213 03	その他の教育訓練機関(国公立)★★		9191	職員訓練施設	(1/4)
8213 04	その他の教育訓練機関(産業)	9192	職業訓練施設	(3/4)	
		9191	職員訓練施設	(2/4)	
		9192	職業訓練施設	(4/4)	
8221 01	自然科学研究機関(国公立)★★	9211	理学研究所	(1/3)	
		9212	工学研究所	(1/3)	
		9213	農学研究所	(1/3)	
		9214	医学・薬学研究所	(1/3)	
8221 02	人文科学研究機関(国公立)★★	9221	人文・社会科学研究所	(1/3)	
8221 03	自然科学研究機関(非営利)★	9211	理学研究所	(2/3)	
		9212	工学研究所	(2/3)	
		9213	農学研究所	(2/3)	
		9214	医学・薬学研究所	(2/3)	
8221 04	人文科学研究機関(非営利)★	9221	人文・社会科学研究所	(2/3)	
8221 05	自然科学研究機関(産業)	9211	理学研究所	(3/3)	
		9212	工学研究所	(3/3)	
		9213	農学研究所	(3/3)	
		9214	医学・薬学研究所	(3/3)	
8221 06	人文科学研究機関(産業)	9221	人文・社会科学研究所	(3/3)	
8222 01	企業内研究開発		対象外	企業が、事物、機能、現象などについて新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行う創造的な努力及び探求の活動	

平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係				
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名					
8311	01 医療(国公立)	8811	一般病院	(1/3)	うち国、地方公共団体、国民健康保険(市町村)等の社会保険事業団体(国公立)及び労働福祉事業団の活動			
		8812	精神病院	(1/3)				
		8813	結核病院	(1/3)				
		8814	らい病院					
		8815	伝染病院	(1/3)				
		8821	有床診療所	(1/3)				
		8822	無床診療所	(1/3)				
		8831	歯科診療所	(1/3)				
		8841	助産所	(1/3)				
		8851	あん摩・マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	(1/3)				
		8859	その他の療術業	(1/3)				
		8861	歯科技工所	(1/3)				
		8871	医療に附帯するサービス業(別掲を除く)	(1/3)				
		8891	看護業	(1/3)				
		8892	老人保健施設	(1/3)				
		8899	他に分類されない医療業	(1/3)				
		8311	02 医療(公益法人等)	8811		一般病院	(2/3)	うち日本赤十字社、構成(医療)農業組合連合会、公益法人(社団法人、財団法人)、共済組合及びその連合会等の社会保険事業(非営利)、社会福祉法人等民間非営利団体による活動
				8812		精神病院	(2/3)	
				8813		結核病院	(2/3)	
				8814		らい病院		
8815	伝染病院			(2/3)				
8821	有床診療所			(2/3)				
8822	無床診療所			(2/3)				
8831	歯科診療所			(2/3)				
8841	助産所			(2/3)				
8851	あん摩・マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所			(2/3)				
8859	その他の療術業			(2/3)				
8861	歯科技工所			(2/3)				
8871	医療に附帯するサービス業(別掲を除く)			(2/3)				
8891	看護業			(2/3)				
8892	老人保健施設			(2/3)				
8899	他に分類されない医療業			(2/3)				
8311	03 医療(医療法人等)			8811	一般病院	(3/3)	うち政府の現業部門(郵政、印刷等)の従事者のための医療業並びに医療法人、会社及び個人による活動	
				8812	精神病院	(3/3)		
				8813	結核病院	(3/3)		
				8814	らい病院			
		8815	伝染病院	(3/3)				
		8821	有床診療所	(3/3)				
		8822	無床診療所	(3/3)				
		8831	歯科診療所	(3/3)				
		8841	助産所	(3/3)				
		8851	あん摩・マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	(3/3)				
		8859	その他の療術業	(3/3)				
		8861	歯科技工所	(3/3)				
		8871	医療に附帯するサービス業(別掲を除く)	(3/3)				
		8891	看護業	(3/3)				
		8892	老人保健施設	(3/3)				
		8899	他に分類されない医療業	(3/3)				
		8312	01 保健衛生(国公立)★★	8911	保健所			うち国及び地方公共団体による活動
				8921	結核健康相談施設	(1/3)		
				8922	精神保健相談施設	(1/3)		
				8923	優生保護相談施設	(1/3)		
8924	母子健康相談施設			(1/3)				
8929	その他の健康相談施設			(1/3)				
8931	検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く)							
8991	検査業			(1/3)				
8992	消毒業			(1/3)				
8999	他に分類されない保健衛生			(1/3)				
8312	02 保健衛生(非営利)★			8921	結核健康相談施設	(2/3)	うち対家計民間非営利団体による活動	
				8922	精神保健相談施設	(2/3)		
				8923	優生保護相談施設	(2/3)		
		8924	母子健康相談施設	(2/3)				
		8929	その他の健康相談施設	(2/3)				
		8991	検査業	(2/3)				
		8992	消毒業	(2/3)				
8312	03 保健衛生(産業)	8999	他に分類されない保健衛生	(2/3)	うち非営利団体でない民間事業所による活動			
		8921	結核健康相談施設	(3/3)				
		8922	精神保健相談施設	(3/3)				
		8923	優生保護相談施設	(3/3)				
		8924	母子健康相談施設	(3/3)				
		8929	その他の健康相談施設	(3/3)				
		8991	検査業	(3/3)				
8992	消毒業	(3/3)						
8999	他に分類されない保健衛生	(3/3)						
8313	01 社会保険事業(国公立)★★	9011	社会保険事業団体	(1/2)	うち国及び地方公共団体による活動			
8313	02 社会保険事業(非営利)★	9011	社会保険事業団体	(2/2)	うち国及び地方公共団体以外の者による活動			
8313	03 社会福祉(国公立)★★	9021	福祉事務所		うち国及び地方公共団体、社会保険事業団体(国公立)、労働福祉事業団及び簡易保険福祉事業団による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉サービス活動			
		9031	保育所	(1/2)				
		9039	その他の児童福祉事業	(1/2)				
		9041	老人福祉事業	(1/2)				
		9051	精神薄弱者福祉事業	(1/2)				
		9052	身体障害者福祉事業	(1/2)				
		9061	更生保護事業	(1/2)				
		9099	その他の社会保険、社会福祉	(1/2)				
		8313	04 社会福祉(非営利)★	9031		保育所	(2/2)	うち鉄道弘済会、その他民営の社会福祉施設サービス活動と社会福祉協議会、肢体不自由児協会、身体障害者協会、共同募金、善意銀行など非営利の民間による社会福祉地域サービスの活動
				9039		その他の児童福祉事業	(2/2)	
9041	老人福祉事業			(2/2)				
9051	精神薄弱者福祉事業			(2/2)				
9052	身体障害者福祉事業			(2/2)				
9061	更生保護事業			(2/2)				
9099	その他の社会保険、社会福祉	(2/2)						

平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
8411	01 対企業民間非営利団体	8511	農業協同組合(他に分類されないもの)	うちそれが促進しようとしている利益に関連した企業の団体によって設立された民間非営利団体の活動
		8512	漁業協同組合(他に分類されないもの)	
		8513	水産加工業協同組合(他に分類されないもの)	
		8514	森林組合(他に分類されないもの)	
		8521	事業協同組合(他に分類されないもの)	
		9411	実業団体	
		9412	同業団体	
8411	02 対家計民間非営利団体(除別掲)	9311	神社、神道教会	
		9312	教派事務所	
		9321	寺院、仏教教会	
		9322	宗派事務所	
		9331	キリスト教教会、修道院	
		9332	教団事務所	
		9391	その他の宗教の教会	
		9399	その他の宗教の教団事務所	
		9421	労働団体	
		9431	学術団体	
		9432	文化団体	
		9441	政治団体	
		9499	他に分類されない非営利的団体	
		9511	集 会 場	
8511	01 広告	8311	広告代理業	
		8391	屋外広告業	
		8399	他に分類されない広告業	
8512	01 情報サービス	8211	受託開発ソフトウェア業	
		8212	パッケージソフトウェア業	
		8221	情報処理サービス業	
		8222	情報提供サービス業	
		8229	その他の情報サービス業	
8512	02 ニュース供給・興信所	8231	ニュース供給業	
		8241	興 信 所	
8513	01 物品賃貸業(除貸自動車)	7911	総合リース業	
		7919	その他の各種物品賃貸業	
		7921	産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く)	
		7922	建設機械器具賃貸業	
		7931	事務用機械器具賃貸業(電子計算機を除く)	
		7932	電子計算機・同関連機器賃貸業	
		7951	スポーツ・娯楽用品賃貸業	
		7991	映画・演劇用品賃貸業	
		7992	音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)	
		7993	貸衣しよう業(別掲を除く)	
		7999	他に分類されない物品賃貸業	
8514	01 貸自動車業	7941	自動車賃貸業	うち整備、修理、再生の活動
8515	10 自動車修理	7711	自動車一般整備業	
		7712	自動車車体整備業	
		7713	自動車電装品整備業	
		7714	自動車タイヤ整備業	
		7715	自動車・自動車エンジン再生業	
		7719	その他の自動車整備業	
8516	10 機械修理	7811	一般機械修理業(電気機械器具、建設・鉱山機械を除く)	
		7812	電気機械器具修理業	
		7813	建設機械・鉱山機械整備業	
8519	01 建物サービス	8641	ビルメンテナンス業	
		8649	その他の建物サービス業	
8519	02 法務・財務・会計サービス	8411	法律事務所	
		8412	特許事務所	
		8421	公証人役場、司法書士事務所	
		8431	公認会計士事務所	
		8432	税理士事務所	
8519	03 土木建築サービス	8451	土木建築サービス業	
8519	04 労働者派遣サービス	8695	労働者派遣業	
8519	09 その他の対事業所サービス	8461	デザイン業	
		8491	機械設計業	
		8492	社会保険労務士事務所	
		8493	経営コンサルタント業	
		8494	翻訳業(著述家業を除く)	
		8495	広告制作業	
		8496	不動産鑑定業	
		8497	行政書士事務所	
		8499	他に分類されない専門サービス業	
		8611	速記・筆排業	
		8612	複 写 業	
		8621	商品検査業	
		8631	一般計量証明業	
		8632	環境計量証明業	
		8639	その他の計量証明業	
		8651	民営職業紹介業	
		8661	警 備 業	
		8691	ディスプレイ業	
		8692	産業用設備洗浄業	
		8693	非破壊検査業	
		8694	看板書き業	
		8699	他に分類されないその他の事業サービス業	

平成7年(1995年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
8611	01 映画・ビデオ制作・配給業	8011 8012 8021	映画・ビデオ制作業 映画・ビデオ配給業 映画・ビデオサービス業	
8611	02 映画館	7611	映 画 館	
8611	03 劇場・興行場	7621 7622	劇 場 興 行 場	
8611	04 遊戯場	7681 7682 7683 7684 7689	ビリヤード場 囲碁・将棋所 マーじゃんクラブ パチンコホール その他の遊戯場	
8611	05 競輪・競馬等の競走場・競技団	7641 7642 7649 7651 7652 7659	競 輪 場 競 馬 場 自動車・モータボート等の競走場 競輪競技団 競馬競技団 自動車・モータボート等の競技団	
8611	06 スポーツ施設提供業・公園・遊園地	7661 7662 7663 7664 7665 7666 7667	スポーツ施設提供業(別掲を除く) 体 育 館 ゴ ル フ 場 ゴルフ練習場 ボウリング場 テニス場 パッティング・テニス練習場	
8611	07 興行団	7671 7672 7631 7632 7639	公 園 遊 園 地 劇 団 楽団、舞踊団 その他の興行団	
8611	09 その他の娯楽	7691 7692 7693 7694 7695 7699 8471 8472	ダンスホール マリーナ業 遊漁船業 芸 芸 業 娯楽に付帯するサービス業 他に分類されない娯楽業 著述家業 芸術家業	
8612	01 一般飲食店(除喫茶店)	6011 6012 6013 6014 6021 6031 6099	一般食堂(別掲を除く) 日本料理店 西洋料理店 中華料理店、その他の東洋料理店 そば・うどん店 すし店 その他の一般飲食店	
8612	02 喫茶店	6041	喫 茶 店	
8612	03 遊興飲食店	6111 6121 6131	料 亭 バー、キャバレー、ナイトクラブ 酒場、ビヤホール	
8613	01 旅館・その他の宿泊所	7511 7521 7531 7591 7599	旅 館 簡易宿所 下 宿 業 会社・団体の宿泊所 他に分類されない宿泊所	うち会社の寄宿舎、学生寮等を除いた宿泊所の活動
8619	01 洗濯・洗張・染物業	7211 7212 7213 7221 7222	普通洗濯業 洗濯物取次業 リネンサプライ業 洗 張 業 染 物 業	
8619	02 理容業	7231	理 容 業	
8619	03 美容業	7241	美 容 業	
8619	04 浴場業	7251 7261	公衆浴場業 特殊浴場業	
8619	05 写真業	7431 7432 7433	一般写真業 商業写真業 写真現像・焼付業	
8619	06 冠婚葬祭業	7461 7462 7471 7472 7473	火 葬 業 墓地管理業 葬 儀 業 結婚式場業 冠婚葬祭互助会	
8619	07 各種修理業(除別掲)	7821 7831 7841 7891 7892 7899	家具修理業 か じ 業 表 具 業 時計修理業 履物修理業 他に分類されないその他の修理業	
8619	08 個人教授所	8481 8482	個人教授所(別掲を除く) 学 習 塾	
8619	09 その他の対個人サービス	8483 0151 7411 7421 7441 7451 7491 7492 7493 7499 6952	フィットネスクラブ 園芸サービス業 家事サービス業(住込みのもの) 家事サービス業(住込みでないもの) 衣服裁縫修理業 物品預り業 食品質加工業 古綿打直し業 結婚相談業、結婚式場紹介業 他に分類されないその他の生活関連サービス業 損害査定業	

〔資料3〕平成7年(1995年)産業連関表統合小分類 - 国際標準産業分類細分類対比表

平成7年(1995年)表統合小分類		国際標準産業分類細分類	
コード	部門名	分類番号	項目名
0111	穀類	0111	穀物及び他に分類されない作物栽培農業
0112	いも・豆類	0111	穀物及び他に分類されない作物栽培農業
0113	野菜	0112	野菜、園芸作物及び苗の栽培農業
0114	果実	0113	果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業
0115	その他の食用作物	0111	穀物及び他に分類されない作物栽培農業
		0112	野菜、園芸作物及び苗の栽培農業
		0113	果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業
0116	非食用作物	0111	穀物及び他に分類されない作物栽培農業
		0112	野菜、園芸作物及び苗の栽培農業
		0113	果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業
0121	畜産	0121	牛、羊、山羊、馬、ろば、らば及びけつてい飼育業;酪農業
		0122	その他の畜産農業;他に分類されない動物製品製造業
0122	養蚕	0122	その他の畜産農業;他に分類されない動物製品製造業
0131	農業サービス	0140	農業及び畜産サービス業(獣医業を除く)
		8520	獣医業
0211	育林	0200	林業、伐採業及び関連サービス業
0212	素材	0200	林業、伐採業及び関連サービス業
0213	特用林産物	0112	野菜、園芸作物及び苗の栽培農業
		0150	狩猟業、わなかけ業及び猟鳥・獣増殖業(関連サービス業を含む)
		0200	林業、伐採業及び関連サービス業
0311	海面漁業	0500	漁業、魚の人工ふ化業又は養殖業;漁業に付帯するサービス業
0312	内水面漁業	0500	漁業、魚の人工ふ化業又は養殖業;漁業に付帯するサービス業
0611	金属鉱物	1200	ウランウム及びトリウム鉱業
		1310	鉄鉱業
		1320	非鉄金属鉱業(ウランウム鉱及びトリウム鉱を除く)
0621	窯業原料鉱物	1410	石、砂及び粘土採取業
		1429	他に分類されないその他の鉱業及び採石業
0622	砂利・砕石	1410	石、砂及び粘土採取業
		2696	石材切り出し、型削・磨き業
0629	その他の非金属鉱物	1410	石、砂及び粘土採取業
0711	石炭・亜炭	1010	無煙炭鉱業・固形燃料製造業
		1020	亜炭鉱業・固形燃料製造業
		1030	泥炭採掘業・固形燃料製造業
0721	原油・天然ガス	1110	原油及び天然ガス採取業
1111	と畜	1511	肉及び肉製品製造業
1112	畜産食料品	1511	肉及び肉製品製造業
		1520	酪農製品製造業
		1549	他に分類されないその他の食料品製造業
1113	水産食料品	1512	魚類及び魚製品加工・保存業
		1514	植物・動物油脂製造業
1114	精穀・製粉	1531	精穀・製粉業
1115	めん・パン・菓子類	1541	パン製品製造業
		1543	ココア、チョコレート及び砂糖菓子製造業
		1544	マカロニ、ヌードル、クスクス及び類似穀粉製品製造業
		1549	他に分類されないその他の食料品製造業
1116	農産保存食料品	1513	果実及び野菜加工・保存業
1117	砂糖・油脂・調味料類	1514	植物・動物油脂製造業
		1532	でん粉・でん粉製品製造業
		1542	砂糖製造業
		1549	他に分類されないその他の食料品製造業
1119	その他の食料品	1549	他に分類されないその他の食料品製造業
1121	酒類	1551	酒類の蒸留、精留及び混合業;発酵原料からのエチルアルコール製造業
		1552	ワイン製造業
		1553	麦芽酒及び麦芽製造業
1129	その他の飲料	1513	果実及び野菜加工・保存業
		1549	他に分類されないその他の食料品製造業
		1554	清涼飲料製造業;ミネラルウォーター生産業
1131	飼料・有機質肥料(除別掲)	1512	魚類及び魚製品加工・保存業
		1533	加工飼料製造業
1141	たばこ	0111	穀物及び他に分類されない作物栽培農業
		1600	たばこ製造業
1511	製糸・紡績	1711	織物繊維準備業、紡績業及び織物業
1512	織物	1711	織物繊維準備業、紡績業及び織物業
		1729	他に分類されないその他の織物製造業
1513	ニット生地	1730	ニット及びクローセ編織物並びに同製品製造業
1514	染色整理	1712	織物整理仕上げ業
1519	その他の繊維工業製品	1711	織物繊維準備業、紡績業及び織物業
		1722	じゅうたん及び敷物製造業
		1723	ひも類、ロープ、より糸及び網製造業
		1729	他に分類されないその他の織物製造業



平成7年(1995年)表統合小分類		国際標準産業分類細分類	
コード	部門名	分類番号	項目名
1521	衣服	1730	ニット及びクローゼ編織物並びに同製品製造業
		1810	衣服製造業(毛皮製衣服を除く)
1522	その他の衣服・身の回り品	1730	ニット及びクローゼ編織物並びに同製品製造業
		1810	衣服製造業(毛皮製衣服を除く)
		1820	毛皮仕上げ及び染色業並びに毛皮製衣服製造業
1529	その他の繊維既製品	1721	織物仕立て製品製造業(衣服を除く)
1611	製材・合板・チップ	2010	製材業及び木材プレーナー業
1619	その他の木製品	2021	単板(ベニア)シート、合板、積層板、パーティクルボード及びその他の板製造業
		1920	履物製造業
		2021	単板(ベニア)シート、合板、積層板、パーティクルボード及びその他の板製造業
		2022	建築用材料及び建具製造業
		2029	その他の木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業
1711	家具・装備品	2022	建築用材料及び建具製造業
		3610	家具製造業
1811	パルプ	2101	パルプ、紙及び板紙製造業
1812	紙・板紙	2101	パルプ、紙及び板紙製造業
1813	加工紙	2101	パルプ、紙及び板紙製造業
		2102	段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業
1821	紙製容器	2101	パルプ、紙及び板紙製造業
		2102	段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業
		2109	その他の紙及び板紙製品製造業
1829	その他の紙加工品	2109	その他の紙及び板紙製品製造業
1911	出版・印刷	2211	書籍、パンフレット、楽譜及びその他の出版物出版業
		2212	新聞、雑誌及び定期刊行物出版業
		2219	その他の出版業
		2221	印刷業
		2222	印刷に関連するサービス業
2011	化学肥料	2412	肥料及び窒素化合物製造業
2021	ソーダ工業製品	2411	基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)
2029	その他の無機化学基礎製品	2411	基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)
		2412	肥料及び窒素化合物製造業
		2429	他に分類されないその他の化学製品製造業
2031	石油化学基礎製品	2320	石油精製業
2032	有機化学中間製品	2411	基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)
2033	合成ゴム	2411	基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)
2039	その他の有機化学基礎製品	2413	プラスチック原料製造業、合成ゴム製造業
		1551	酒類の蒸留、精留及び混合業;発酵原料からのエチルアルコール製造業
		2411	基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)
		2424	石鹼、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業
2041	合成樹脂	2413	プラスチック原料製造業、合成ゴム製造業
2051	化学繊維	2430	人造繊維製造業
2061	医薬品	2421	殺虫剤及びその他の農業化学製品製造業
		2423	医薬品、薬用化学品及び植物性薬品製造業
		2429	他に分類されないその他の化学製品製造業
2071	石けん・界面活性剤・化粧品	2424	石鹼、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業
2072	塗料・印刷インキ	2422	ペイント、ワニス及びこれらに類する塗料、印刷用インク、マステック製造業
2073	写真感光材料	2109	その他の紙及び板紙製品製造業
		2429	他に分類されないその他の化学製品製造業
2074	農薬	2421	殺虫剤及びその他の農業化学製品製造業
2079	その他の化学最終製品	2424	石鹼、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業
		2429	他に分類されないその他の化学製品製造業
2111	石油製品	2320	石油精製業
2121	石炭製品	1010	無煙炭鉱業・固形燃料製造業
		1020	亜炭鉱業・固形燃料製造業
		2310	コークス炉製品製造業
2211	プラスチック製品	2520	プラスチック製品製造業
2311	タイヤ・チューブ	2511	ゴムタイヤ及びチューブ製造業並びにゴムタイヤ再生業
2319	その他のゴム製品	1920	履物製造業
		2519	その他のゴム製品製造業
2411	革製履物	1920	履物製造業
2412	なめし革・毛皮・その他の革製品	1820	毛皮仕上げ及び染色業並びに毛皮製衣服製造業
		1911	皮なめし及び仕上げ業
		1912	手荷物かばん、ハンドバッグ及び馬具類製造業
2511	板ガラス・安全ガラス	2610	ガラス及びガラス製品製造業
2512	ガラス繊維・同製品	2610	ガラス及びガラス製品製造業
2519	その他のガラス製品	2610	ガラス及びガラス製品製造業
2521	セメント	2694	セメント、石灰及び石膏製造業
2522	生コンクリート	2695	コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業
2523	セメント製品	2695	コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業
2531	陶磁器	2691	非建設用非耐火性窯業製品製造業
		2693	建設用非耐火性粘土・セラミック製品製造業

平成7年(1995年)表統合小分類		国際標準産業分類細分類	
コード	部 門 名	分類番号	項 目 名
2599	その他の窯業・土石製品	2692	耐火性窯業製品製造業
		2694	セメント、石灰及び石膏製造業
		2695	コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業
		2696	石材切り出し・型削り・磨き業
		2699	他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業
2611	銑鉄・粗鋼	2710	第1次鉄鋼製造業
2612	鉄屑	2710	第1次鉄鋼製造業
2621	熱間圧延鋼材	2710	第1次鉄鋼製造業
2622	鋼管	2710	第1次鉄鋼製造業
2623	冷延・めっき鋼材	2710	第1次鉄鋼製造業
2631	鋳鍛造品	2710	第1次鉄鋼製造業
		2731	鉄鋼鑄造業
		2891	金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業及び粉末や金業
2649	その他の鉄鋼製品	2710	第1次鉄鋼製造業
2711	非鉄金属製錬・精製	2720	第1次貴金属・非鉄金属製造業
2721	電線・ケーブル	3130	絶縁電線・ケーブル製造業
2722	その他の非鉄金属製品	2330	核燃料加工業
		2720	第1次貴金属・非鉄金属製造業
		2732	非鉄金属鑄造業
		2891	金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業及び粉末や金業
2811	建設用金属製品	2811	構造用金属製品製造業
2812	建築用金属製品	2811	構造用金属製品製造業
2891	ガス・石油機器及び暖房機器	2930	他に分類されない民生用機械器具製造業
2899	その他の金属製品	2812	金属製タンク、貯槽及び容器製造業
		2891	金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業及び粉末や金業
		2892	金属の処理・塗装業、料金制又は契約制による一般機械・エンジニアリング業
		2893	刃物、手道具及び一般金物類製造業
		2899	他に分類されないその他の金属製品製造業
		2919	その他の一般機械製造業
3011	原動機・ボイラ	2813	蒸気発生装置製造業(セントラルヒーティング温水ボイラを除く)
		2911	エンジン及びタービン製造業(航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く)
3012	運搬機械	2915	つり上げ及びハンドリング装置製造業
3013	冷凍機・温湿調整装置	2919	その他の一般機械製造業
3019	その他の一般産業機械	2893	刃物、手道具及び一般金物類製造業
		2912	ポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業
		2913	軸受、ギア及び伝導・駆動装置製造業
		2914	かま、炉及び炉バーナ製造業
		2919	その他の一般機械製造業
3021	鉱山・土木建設機械	2924	鉱業、採石業及び建設業用機械製造業
3022	化学機械	2919	その他の一般機械製造業
3023	産業用ロボット	2919	その他の一般機械製造業
		2922	工作機械製造業
3024	金属加工・工作機械	2922	工作機械製造業
		2923	ヤ金用機械製造業
3029	その他の特殊産業用機械	2921	農業及び林業用機械製造業
		2925	食料品、飲料及びたばこ加工機械製造業
		2926	繊維、衣服及び皮革製造機械製造業
		2929	その他の特殊産業用機械製造業
3031	その他の一般機械器具及び部品	2912	ポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業
		2913	軸受、ギア及び伝導・駆動装置製造業
		2919	その他の一般機械製造業
		2929	その他の特殊産業用機械製造業
3111	事務用機械	3000	事務用、会計及び計算機械製造業
3112	サービス用機器	2919	その他の一般機械製造業
3211	民生用電子機器	3230	テレビジョン・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業
3212	民生用電気機器	2930	他に分類されない民生用機械器具製造業
3311	電子計算機・同付属装置	3000	事務用、会計及び計算機械製造業
3321	通信機械	3190	他に分類されないその他の電気機器製造業
		3220	テレビジョン・ラジオ送信機及び有線電話・電信装置製造業
3331	電子応用装置	3230	テレビジョン・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業
		3312	測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く)
3332	電気計測器	3312	測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く)
		3313	生産工程制御装置製造業
3341	半導体素子・集積回路	3210	電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業
3359	電子部品	3190	他に分類されないその他の電気機器製造業
		3210	電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業
		3230	テレビジョン・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業
3411	重電機器	2922	工作機械製造業
		3110	電動機、発電器及び変圧器製造業
		3120	配電・制御装置製造業

平成7年(1995年)表統合小分類		国際標準産業分類細分類	
コード	部門名	分類番号	項目名
3421	その他の電気機器	3120 3140 3150 3190	配電・制御装置製造業 乾電池及び一次電池製造業 電球及び電気照明器具製造業 他に分類されないその他の電気機器製造業
3511 3521 3531 3541	乗用自動車 トラック・バス・その他の自動車 二輪自動車 自動車部品・同付属品	3410 3410 3410 3420 3430	自動車製造業 自動車製造業 自動車製造業 自動車車体製造(設計)業、トレー及びセミトレー製造業 自動車及び自動車エンジンの部品及び付属品製造業
3611	船舶・同修理	2911 3511 3512	エンジン及びタービン製造業(航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く) 船舶製造・修理業 レジャー及びスポーツ用ボート製造・修理業
3621 3622 3629	鉄道車両・同修理 航空機・同修理 その他の輸送機械	3520 3530 2915 3530 3592 3599	鉄道・索道機関車及び車両製造業 航空機及び宇宙船製造業 つり上げ及びハンドリング装置製造業 航空機及び宇宙船製造業 自転車及び車椅子製造業 他に分類されないその他の輸送用機械器具製造業
3711 3712 3719	光学機械 時計 その他の精密機械	3320 3330 3311 3312	光学機器及び写真機器製造業 時計製造業 内科用・外科用機器及び整形外科用器具製造業 測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く)
3911 3919	玩具・運動用品 その他の製造工業製品	3693 3694 2029 2213 2230 2927 3691 3692 3699	スポーツ用品製造業 ゲーム及び玩具製造業 その他の木製品製造業、コルク、わら及び編み物素材製品製造業 記録媒体出版業 記録媒体複製業 武器及び弾薬製造業 宝石及び同関連製品製造業 楽器製造業 他に分類されない製造業
4111 4112	住宅建築 非住宅建築	0140 4510 4520 4530 4540 0140 4510 4520 4530 4540	農業及び畜産サービス業(獣医業を除く) 用地整備業 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業 建築設備設置工事業 建築物仕上げ業 農業及び畜産サービス業(獣医業を除く) 用地整備業 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業 建築設備設置工事業 建築物仕上げ業
4121	建設補修	0140 4510 4520 4530 4540	農業及び畜産サービス業(獣医業を除く) 用地整備業 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業 建築設備設置工事業 建築物仕上げ業
4131 4132	公共事業 その他の土木建設	0140 4510 4520 4530 4540 0140 4510 4520 4530 4540	農業及び畜産サービス業(獣医業を除く) 用地整備業 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業 建築設備設置工事業 建築物仕上げ業 農業及び畜産サービス業(獣医業を除く) 用地整備業 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業 建築設備設置工事業 建築物仕上げ業
5111	電力	4010	電気生産・収集・配給業
5121	都市ガス	4020	ガス製造業;導管によるガス燃料供給業
5122	熱供給業	4030	蒸気及び温水供給業
5211	水道	4100 9000	水収集・浄化・供給業 下水及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業
5212	廃棄物処理	9000	下水及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業

平成7年(1995年)表統合小分類		国際標準産業分類細分類			
コード	部門名	分類番号	項目名		
6111	卸売	5010	自動車販売業		
		5030	自動車部品、付属品販売業		
		5110	手数料又は契約制による卸売業		
		5121	農産品原料及び生き物卸売業		
		5122	食料品、飲料及びたばこ卸売業		
		5131	織物、衣料及び履物卸売業		
		5139	その他の家庭用品卸売業		
		5141	固定・液体・ガス燃料及び関連製品卸売業		
		5142	金属及び金属鉱石卸売業		
		5143	建設材料、金物類及び衛生・暖房設備器具卸売業		
		5149	その他の中間製品、廃棄物及びびくず卸売業		
		5150	機械器具卸売業		
		5190	その他の卸売業		
		6112	小売	5010	自動車販売業
				5030	自動車部品、付属品販売業
				5040	オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業
				5211	食料品、飲料又はたばこが主な非専門店の小売業
				5219	その他の非専門店小売業
				5220	食料品、飲料及びたばこの専門店による小売業
5231	医薬品、医療品及び化粧・洗面用品小売業				
5232	織物、衣料、履物及び革製品小売業				
5233	家庭用具・用品・機器小売業				
5234	金物類、塗料及びガラス小売業				
5239	専門店によるその他の小売業				
5240	店舗による中古品小売業				
5251	通信販売による小売業				
5252	露店及び市場による小売業				
5259	その他の無店舗小売業				
6211	金融	6511	中央銀行		
		6519	その他の預金取扱機関		
		6592	その他の信用供与機関		
		6599	他に分類されないその他の金融仲介業		
		6711	金融市場管理業		
		6712	証券取引業		
		6719	他に分類されない補助的金融仲介業		
6212	保険	6601	生命保険業		
		6603	損害保険業		
		6720	補助的保険・年金基金業		
6411	不動産仲介及び賃貸	7010	自己所有資産又はリース資産の不動産業		
		7020	料金又は契約制による不動産業		
6421	住宅賃貸料	7010	自己所有資産又はリース資産の不動産業		
		7020	料金又は契約制による不動産業		
7111	鉄道旅客輸送	6010	鉄道輸送業		
		6021	その他の定期旅客陸上輸送業		
7112	鉄道貨物輸送	6010	鉄道輸送業		
7121	道路旅客輸送	6021	その他の定期旅客陸上輸送業		
		6022	その他の不定期旅客陸上輸送業		
7122	道路貨物輸送	6023	道路貨物運送業		
7131	自家用旅客自動車輸送		該当なし		
7132	自家用貨物自動車輸送		該当なし		
7141	外洋輸送	6110	海洋・沿海運送業		
7142	沿海・内水面輸送	6110	海洋・沿海運送業		
7143	港湾運送	6301	貨物取扱業		
7151	航空輸送	6210	定期航空運送業		
		6220	不定期航空運送業		
7161	貨物運送取扱	6023	道路貨物運送業		
		6301	貨物取扱業		
		6309	その他の輸送代理店業		
		6302	貯蔵・倉庫業		
7171	倉庫	6302	貯蔵・倉庫業		
7181	こん包	6309	その他の輸送代理店業		
7189	その他の運輸付帯サービス	4100	水収集・浄化・供給業		
		6303	その他の運輸に付帯するサービス		
		6304	旅行代理店、旅行オペレータ及び観光案内業		
7311	郵便	6411	国営郵便業		
7312	電気通信	6420	通信業		
7319	その他の通信サービス	6420	通信業		
7321	放送	6420	通信業		
		9213	ラジオ・テレビジョン放送業		
8111	公務(中央)	7511	一般(全体)公務		
8112	公務(地方)	7511	一般(全体)公務		

平成7年(1995年)表統合小分類		国際標準産業分類細分類	
コード	部門名	分類番号	項目名
8211	学校教育	8010	初等教育
		8021	一般中等教育
		8022	専門・職業中等教育
		8030	高等教育
		8090	成人及びその他の教育
8213	社会教育・その他の教育	8090	成人及びその他の教育
		9231	図書館及び公文書館サービス業
		9232	博物館及び史跡・歴史的建築物の保護
		9233	植物園・動物園及び自然保護活動
8221	学術研究機関	7310	自然科学及び工学に関する研究・試験的開発業
8222	企業内研究開発	7320	社会・人文科学研究・試験的開発業
8311	医療	8511	病院事業
		8512	医療業及び歯科医療業
		8519	その他の保健衛生事業
8312	保健	7512	保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービスを提供する機関の活動の規制
8313	社会保障	7530	強制社会保障事業
		8531	宿泊施設のある社会事業
		8532	宿泊施設のない社会事業
8411	その他の公共サービス	9111	事業・雇用主団体
		9112	職業団体
		9120	労働団体
		9191	宗教団体
		9192	政治団体
		9199	他に分類されないその他の会員制団体
8511	広告	7430	広告業
8512	調査・情報サービス	7210	ハードウェア・コンサルタント業
		7220	ソフトウェア・コンサルタント業及びソフトウェア供給業
		7230	データ処理業
		7240	データベース業
		7413	市場調査・世論調査業
		9220	ニュース供給業
8513	物品賃貸業(除貸自動車業)	4550	建設又は解体機械賃貸業(オペレータ付き)
		6591	金融リース業
		7121	農業機械器具賃貸業
		7122	建設・土木機械器具賃貸業
		7123	事務用機械器具賃貸業
		7129	他に分類されないその他の機械器具賃貸業
		7130	他に分類されない個人・家庭用品賃貸業
8514	貸自動車業	6591	金融リース業
		7111	陸上輸送機械器具賃貸業
8515	自動車修理	5020	自動車整備・修理業
		5040	オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業
8516	機械修理	7250	事務機器・計算機及びコンピュータ保守・修理業
8519	その他の対事業所サービス	7411	法律サービス業
		7412	会計・簿記及び監査サービス業; 税務相談業
		7414	経営管理コンサルタント業
		7421	建築・エンジニアリング業及び関連技術コンサルタント業
		7422	技術試験・分析業
		7491	労働者募集・人材供給業
		7492	興信・保安サービス業
		7493	建物清掃業
		7499	他に分類されないその他の事業サービス業
8611	娯楽サービス	9211	映画及びビデオ制作・配給業
		9212	映写業
		9214	演劇・音楽及びその他の芸術活動
		9219	その他の娯楽業
		9241	スポーツサービス業
		9249	その他のレクリエーション活動
8612	飲食店	5520	レストラン、バー及び簡易食堂
8613	旅館・その他の宿泊所	5510	ホテル、キャンプ場及びその他の短期宿泊施設
8619	その他の対個人サービス	0140	農業及び畜産サービス業(獣医学を除く)
		5260	個人・家庭用品修理業
		7494	写真業
		8090	成人及びその他の教育
		9241	スポーツサービス業
		9301	織物及び毛皮製品洗濯・(ドライ)クリーニング・染色業
		9302	理容及びその他の美容サービス
		9303	葬儀業及び関連サービス業
		9309	他に分類されないその他のサービス業
		9500	雇人のいる個人世帯
8900	事務用品		該当なし